

## 平成28年第1回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 3月4日（金）

・開 会	25
・会議録署名議員の指名	25
・会期の決定	25
・町長施政方針	25
・諸般の報告	29
・議案の上程（第6号～第35号）	29
・議案等に対する質疑	37
・請願の報告	38
・陳情の報告	38
・議案等の委員会付託	38

### 第2号 3月7日（月）

・一般質問	45
本田芳枝議員	45
1. 予算化していないものと予算化できないもの	45
2. ふれあいバス	56
3. かすやこども館の運営について	60
4. 校納金の徴収方法について	64
中野敏郎議員	66
1. 水鳥橋の落橋について	66
2. 再発防止のために	76
田川正治議員	84
1. 学校給食センター建設での産廃対策は万全か	84
2. 老朽化した保育所の建て替えと待機児童の対策を	94
3. 公契約条例の制定で労働者賃金の下限設定を	99
4. JR駅のエレベーター設置などで安全対策を	102
太田健策議員	104
1. 給食センター建設費について	104
2. 粕屋町社会福祉協議会の運営と補助金について	119
木村優子議員	120

1. 口腔に関する検診の更なる充実に向けて	120
2. 図書館の充実に向けて	128
安藤和寿議員	133
1. ICT環境について	134
2. 小中学校男子トイレ事情について	136

### 第3号 3月8日(火)

・一般質問	147
福永善之議員	147
1. 給食センター建設における文科省に対する交付金の申請が間に合わなかったことに関して	147
2. 財政援助団体に対する補助金の外部チェックに関して	159
川口 晃議員	167
1. 福岡県で1番環境の良い町づくり	168
2. JR篠栗線の柚須駅駅舎の建設の問題及び交通対策	172
3. 『子どもの貧困化』解消の問題	177
久我純治議員	187
1. 長者原下区公民館前の水没する道路、あふれる水路の改良工事計画その後は	187
2. 伊賀・仲原線 県道の拡張工事のその後は	192
3. 長者原下区下3組合付近裏道にある水路に蓋をして歩道の確保を	194
長 義晴議員	197
1. 公共施設等総合管理計画について問う	198
2. 学校給食共同調理場建設について問う	201
小池弘基議員	206
1. 学校給食調理場建設における問題点について	207
山脇秀隆議員	215
1. 子育て支援について	215

### 第4号 3月17日(木)

・会期日程の追加	235
・議案の上程(第36号)	235
・議案に対する質疑	236

・議案の委員会付託	238
-----------	-----

## 第5号 3月28日（月）

・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	243
議案第6号 専決処分の承認を求めることについて	243
議案第7号 粕屋町教育委員会教育長の任命同意について	245
議案第8号 粕屋町教育委員会委員の任命同意について	246
議案第9号 粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	247
議案第10号 粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意について	248
議案第11号 粕屋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を 改正する条例について	250
議案第12号 粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例に ついて	250
議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に ついて	250
議案第14号 粕屋町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関 する条例の一部を改正する条例について	250
議案第15号 粕屋町職員の退職管理に関する条例の制定について	250
議案第16号 粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例について	254
議案第17号 粕屋町鶴寿祝金条例の一部を改正する条例について	256
議案第18号 粕屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改 正する条例について	261
議案第19号 粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正す る条例について	261
議案第20号 粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改 正する条例について	261
議案第21号 かすやこども館の設置及び管理に関する条例の制定について	265
議案第22号 平成27年度粕屋町一般会計補正予算について	267
議案第23号 平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について	275
議案第24号 平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について	275
議案第25号 平成27年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について	275
議案第26号 平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算につ	

	いて……………	280
議案第27号	平成28年度粕屋町一般会計予算について……………	281
議案第28号	平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について……………	299
議案第29号	平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について……………	299
議案第30号	平成28年度粕屋町介護保険特別会計予算について……………	299
議案第31号	平成28年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ いて……………	299
議案第32号	平成28年度粕屋町水道事業会計予算について……………	302
議案第33号	平成28年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について……	302
議案第34号	指定管理者の指定（継続）について……………	304
議案第35号	粕屋郡粕屋町外1市水利組合における行政不服審査法に関す る事務の一部の受託について……………	306
議案第36号	粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例について……………	307
請願第1号	粕屋町公立学校の学校徴収金の口座振替への移行を求める請 願……………	313
陳情第1号	よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する陳 情……………	313
・閉会	……………	316

平成28年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成28年3月4日（金）

# 平成28年第1回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成28年3月4日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 町長施政方針
- 第4. 諸般の報告
- 第5. 議案の上程
- 第6. 議案等に対する質疑
- 第7. 請願の報告
- 第8. 陳情の報告
- 第9. 議案等の委員会付託

## 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進                      ミキシング 高 榎 元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長	因 辰 美	副 町 長	吉 武 信 一
教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	安河内 強 士
住民福祉部長	安 川 喜代昭	都市政策部長	因 光 臣
教育委員会次長	石 山 裕	総 務 課 長	石 川 和 久
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	収 納 課 長	今 泉 真 次
社会教育課長	新 宅 信 久	学校教育課長	古 賀 博 文
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	安 松 茂 久	子ども未来課長	堺 哲 弘
会 計 課 長	伴 栄 子	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道主幹	佐 藤 一 陽		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

昨年10月の補欠選挙で議席を得られた方もおってでありますけれども、私たちが平成25年4月の通常選挙で議席を得てから早いものでもう3年を経過しようとしています。つまり、この3月議会が3年目の最後の定例会ということでありまして。とりわけ3月定例会は新年度の当初予算も上程されていますし、会期も長めの設定であります。皆様方の真摯にして活発なご審議をお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

なお、本日、執行部の松本上下水道課長におかれましては、会計検査のためということで欠席届が出されております。代わりに佐藤主幹が出席しておりますことを報告をさせていただきます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回粕屋町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において、2番中野敏郎議員及び4番川口晃議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から3月28日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月28日までの25日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

町長の施政方針の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。

本日、平成28年第1回3月の粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、まず最初に、平成28年度の施政方針を申し上げます。

本日ここに平成28年度の予算案及び諸議案の提出に当たり、町政運営に対する所信を申し上げます。

昨年10月の粕屋町長選挙におきまして町民の皆様にご信任をいただき、町政の舵取りを担うことになり、約4カ月が過ぎました。粕屋町の立地条件を生かし、わくわくする行政運営に取り組もうと意欲を持って就任いたしました。就任直後から給食センターに係る諸問題が発生し、その対応に多くの時間を費やしました。しかしながら、住民への説明責任を果たし、将来に不安を残さないためには、必要な対応であると判断したものでございます。本日提案する当初予算につきましても、編成に当たっては非常に困難を要しましたが、行政の継続性を考えますと発生する多くの課題に対し目を背けることなく、常に町民の福祉の向上に誠心誠意取り組んでいく所存であります。

平成28年1月22日、第190回国会における安倍内閣総理大臣の施政方針演説において、国民から負託を受けた私たち国会議員はどうにかなるではいけません。自分たちの手でどうにかする。現実を直視し、解決策を示し、そして実行する。その大きな責任がありますと冒頭に表明されました。私は、粕屋町も同様であると思いません。町民の皆様から預かった税金をいかに適正に使うかが重要であり、慣例であるとか、あとはどうにかなるでは町民に説明が付きません。これからの粕屋町にとってどのような政策が必要であるか、私は町長選挙を戦う中で、5つのまちづくりの方向性と九州大学農場の跡地利用について、粕屋町の成長戦略として提唱してきました。子育てのしやすさ、職員の意識改革、住みやすさ、環境のよさ、スポーツを活用しての青少年の健全育成において、県内トップを目指し取り組んでいきます。九州大学農場の跡地利用に関しましては、現在文化財の調査を実施していますが、その保存や管理について検討していく必要があります。また、町内に残された一団で広大な用地であることから町の経済成長へと繋がるような土地利用を考えていきます。また、本年5月に開館を予定しておりますかすやこども館において、将来を担う子どもたちや子育て世代の方々への支援を拡充し、住民の満足度の向上を進めてまいります。

本年度からは、第5次粕屋町総合計画に基づき、多様化、複雑化する町民ニーズ

や課題に的確に対応し、町民、地域と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら、協働の取り組みをより一層取り入れたまちづくりを進めていきます。

まちづくりの基本理念として、「太陽と緑のまち」、「協働でつくる安心のまち」を掲げ、町の将来像である「心かよいあう スマイルシティかすや」の実現に向け、次世代の子どもたちに笑顔があふれる明るい未来をもたらすような行政運営に取り組んでいきます。具体的には、総合計画に掲げております4つの基本目標の達成に向け、16の政策、30の基本施策を進めていきます。

それでは、平成28年度の予算について概要説明をいたします。

粕屋町におきましては、PDCAサイクルを導入し、事務事業の内部評価を行い、事業内容の検証と予算への紐付けを行ってきており、限られた財源を効率よく、有効に配分し、財政の健全化に努めています。予算規模といたしましては、社会保障にかかわる民生費の自然増及び教育費の増大に伴い、一般会計の総額は約139億円、平成27年度と比較してプラス6.4%、特別会計と企業会計を合わせた総額約248億円、前年度比プラス3.3%の予算について提案をするものでございます。

それでは、総合計画に掲げる4つのまちづくり基本目標に沿って、重点施策の内容を申し上げます。

1つ目は、つながりと交流を深め、心豊かな人を育む協働のまちづくりです。地域力の強化、子どもたちの生きる力と人間性の育成、町民の交流の輪が広がるまちづくりを目指します。そのためには、まちづくり活動支援事業において、まちづくりボランティア団体への助成を行い地域活動の活性化を図ります。また、地域防災力の強化と啓発活動充実のため、女性の参加による消防団組織の拡充を行います。未来を担う子どもたちのため、ときめき体験事業を実施するとともに、児童の増加に対応した仲原小学校校舎の増築工事や不登校児童対策のためのスクールソーシャルワーカーの配置を行い、教育環境の充実を図ります。

2つ目は、都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまちづくりです。安心して快適に暮らせる住環境の創出による定住促進、地域の資源や特性を活用し魅力を高め活力あるまちづくりを目指します。地域公共交通対策事業において、JR九州が国庫補助事業により実施する柚須駅のバリアフリー化整備事業を財政的に支援し、駅利用者の安全性の向上に努めます。道路改良事業においては、福岡県が事業主体として整備を進める筑紫野・古賀線バイパスや福岡東環状線といった基幹道路の整備事業に地元自治体として協力し、事業の早期完成を目指します。また、町が管理する道路橋梁について、長寿命化計画に基づき計画的な改修工事を実施します。都市計画におきましては、計画的に進められている江辻山や戸原北西部の開発

事業及び酒殿駅周辺の土地区画整理事業を支援し、良好で秩序ある土地利用を推進します。農業の振興につきましては、町内の農産物の地域資源を活用した6次産業化ブランド化を推進し、地元で生産された安全で新鮮な農産物やその加工品等の提供を図ります。また、町民が地域農業や食の大切さへの関心や理解を深めるために、農業にふれあう機会づくりに取り組みます。また本年度は、第67回福岡県植樹祭を共催し、町民の皆様に森林の大切さを再認識していただき、緑豊かなまちづくりを目指します。地域振興につきましては、商工会と連携を行い、創業や経営支援に関する情報を共有し、中小企業や小規模企業者等に対する支援を行いながら地域の活性化を図ってまいります。

3つ目は、誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまちづくりです。全ての町民が住み慣れた地域の中で、健康で自分らしく共に生きる社会の形成と子育て環境が充実したまちづくりを目指します。本年5月中旬に開館するかすやこども館において、運営方針である「集う、育む、得る」を実践するとともに、子育て世代包括支援事業において、専任のコーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を実施し、子育て支援体制の更なる充実を図ります。子ども医療費助成事業においては、子育て世代の財政的負担を軽減するため、入院は中学3年生まで、通院は小学校6年生まで助成対象を拡大します。また、高齢者に対しては、健康寿命を延ばし、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、介護予防・日常生活支援総合事業において包括的なサービスを提供し、共に支え合う仕組みづくりを行います。

4つ目は、健全で持続可能な行政経営を目指すまちづくりです。質を重視した行政サービスの実現、持続可能な行政経営を目指します。電子広報広聴管理事業において、新たな情報発信の手段を活用し、災害発生時に町民に対し、正確な情報を迅速に伝えることができるシステムの導入を行います。財政管理事務においては、国が進める統一的な基準に合わせた地方公会計の整備に取り組みます。

以上、平成28年度の町政運営の方針を述べました。総合計画の着実な推進に向け、効果的、効率的な行政運営を進めるとともに、地域の特色を生かした地方創生のための総合戦略にも取り組んでいきます。

総合計画においては、まちづくりの進歩を図るため、客観指標とともに町民の実感指標を設定いたします。中でも福岡県でも掲げております幸福度について、幸せ指標として設定しています。幸せの感じ方は人それぞれ多様であり、その欲求は向上し続けるものですが、自己実現の達成感が重要であると考えます。一人でも多くの町民の方にまちづくりに参画していただき、我がまち粕屋に愛着と誇りを持って

いただけるようなまちづくり、ひとづくり、しごとづくりに取り組み、町民の幸福度の向上を目指したいと考えています。

今後とも、粕屋町の行政運営に対しまして、町民の皆様並びに議員の皆様のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、平成28年度の施政方針とさせていただきます。

平成28年3月、粕屋町長因辰美。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

続いて、諸般の報告を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

諸般の報告を申し上げます。

今定例会での報告としましては、一部事務組合の平成26年度決算が1件、一部事務組合等の平成28年度予算が8件でございます。別途紙面に一覧表を載せておりますので、後ほどご一読をお願いいたします。

次に、かすや中南部広域消費生活センターについてご報告をいたします。

昨年、平成27年4月より糟屋地区の志免町、宇美町、須恵町、篠栗町及び粕屋町の5町広域事業として、消費生活についての相談を受ける窓口となるかすや中南部広域消費生活センターを志免町内に開設いたしました。消費生活問題は、振り込め詐欺など悪質化、巧妙化し、商品、製品の不具合、事故により消費者に対し生命、身体に関わる重大な問題を起こすなど多様化しております。このような町民のさまざまな悩みや不安を的確に把握し、適切な助言により問題解決に向けた相談体制を整え、福岡県地方消費者行政活性化基金を活用して、町民が利用しやすいセンターを目指してまいります。そしてこれまで以上に、町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、将来にわたって消費者行政に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、諸般の報告を終わります。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提出された議案は30件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

平成28年第1回3月定例会に町から提案いたします議案は、専決処分の承認が1件、教育委員会教育長の任命同意が1件、教育委員会委員の任命同意が1件、固定資産評価審査委員会委員の選任同意が1件、懲戒分限審査委員会委員の任命同意が1件、条例の改正が9件、条例の新規制定が2件、平成27年度補正予算が5件、平成28年度当初予算が7件、指定管理者の指定が1件、一部事務組合の一部受託が1件、以上30件でございます。

それでは、議案第6号から順にご説明を申し上げます。

議案第6号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布、平成28年1月1日から施行されましたので、これに伴い粕屋町税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかになりましたので、平成27年12月28日に専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回、改正の主な内容といたしましては、地方税関係書類のうち申告等の主たる手続とあわせて提出され、または申告等の後に関連して提出されと考えられる一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないとしたものでございます。

次に、議案第7号は粕屋町教育委員会教育長の任命同意についてでございます。

現在、粕屋町教育委員会教育長をしていただいております大塚豊氏より、本年3月31日をもって辞職の申し出がありましたので、後任として西村久朝氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

西村氏の経歴につきましては、資料を添付いたしておりますが、教育長としての識見、人格ともに優れた方でございます。なお、西村氏は教育委員会制度改革により教育長と教育委員長を一本化した新教育長として任命するものであり、任期は3年となります。

任命同意につきましては、何とぞよろしく願いいたします。

次に、議案第8号は粕屋町教育委員会委員の任命同意についてでございます。

現在、粕屋町教育委員会委員長をさせていただいております井上和弘氏より、本年3月31日をもって辞職の申し出がありましたので、後任の委員として原田安紀氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

原田氏の経歴につきましては、資料を添付しておりますが、小学校校長をご退職後、粕屋町の教育相談で不登校児などの相談にあたり、粕屋町の教育にも精通され、教育委員としての識見、人格ともに優れた方でございます。なお、任期は井上氏の残任期間となりますが、新教育委員会制度においては、教育長と教育委員長が一本化されることとなりますので、原田氏につきましては教育委員として任命をするものでございます。

任命同意につきましては、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

議案第9号は、粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてでございます。

平成19年4月より粕屋町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が本年4月28日をもって任期満了となります。よって、同氏を再度選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては、経歴書を添付いたしておりますが、同氏は長年、不動産鑑定士として土地、家屋の評価に携わってこられました専門家であり、本委員に最適の方で、人格、識見ともに優れた方でございます。

選任同意につきましては、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議案第10号は、粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意についてでございます。

刑事事件及び不祥事等を起こした職員に対しまして、懲戒処分又は分限処分を行う場合において、公正、適正を期するため、平成17年9月から粕屋町職員懲戒分限審査委員会を設置いたしております。地方自治法施行規程及び粕屋町職員懲戒分限審査委員会設置規定に基づき、委員会は識見を有する者2名及び副町長、教育長、総務部長の5名の委員で構成されています。先の12月議会定例会の選任同意をいただきました吉武信一氏の副町長就任に伴い、本委員会委員として議会の同意を求めらるものでございます。

任命同意につきましては、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

議案第11号は、粕屋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び新行政不服審査

法が施行されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号は粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定され、平成28年4月1日から施行されることになりましたので、育児を行う職員が養育のため早出遅出勤務を請求する際の子の修学要件として新たに追加するものでございます。

次に、議案第13号は行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてでございます。

行政不服審査法が改正され施行されることに伴い、関係する条例の整備、その他所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号は粕屋町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されましたので、関係するに規定につきまして所要の改正を行うものでございます。

議案第15号は、粕屋町職員の退職管理に関する条例の制定についてでございます。

地方公務員法等の一部改正に伴い、営利企業に再就職した元職員に対し、退職前の職務に関して働きかけを禁止するなど、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、議案第16号は粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

水道事業の事業認可を、第5次粕屋町総合計画で想定される人口増に対応した給水人口及び1日最大給水量に変更するために条例を改正するものでございます。

次に、議案第17号は粕屋町鶴寿祝金条例の一部を改正する条例についてでございます。

現在、100歳の高齢者には鶴寿祝金の他に敬老祝いとして粕屋町敬老祝い券を支給しておりますが、糟屋地区の市町で両方を支給しているのは粕屋町を含む2町だけであることや、今後も長寿高齢者人口の増加や祝い金補助金の支出額の増加が見込まれることから、支給額の改正を提案するものでございます。

議案第18号は、粕屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この度、少子化対策の重要な柱として平成28年10月から医療費助成を小学6年生まで拡大する福岡県の方針に沿って、当町におきましても助成拡大を行うため、本条例につきまして所要の改正を行うものでございます。なお、入院における医療費につきましては、町独自助成として中学3年生まで対象拡大を図りたく改正を行うものでございます。また、条例の題名は粕屋町子ども医療費の支給に関する条例と変更することに伴い、番号法に基づく粕屋町の独自条例にも題名を引用しているため、あわせて改正する必要が生じ、所要の措置を講ずるものでございます。

次に、議案第19号は粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第18号でご説明しましたように、粕屋町乳幼児・子ども医療費の支給制度について助成拡大を実施することに伴い、本条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号は粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、福岡県のひとり親家庭等医療費支給事業費県補助金交付基準の助成の対象要件が平成28年10月より改正予定であるため、本条例についてもこれに準じ一部改正するものでございます。

次に、議案第21号はかすやこども館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

4月1日より、かすやこども館を設置するに当たり、施設の設置目的を明確にし、適正な管理を実施するための必要事項を町の条例により定めるものでございます。また、かすやこども館設置に伴って整備が必要となります粕屋町部設置条例、粕屋町公の施設等における暴力団排除に関する条例の2つの条例につきまして一部を改正するものでございます。

次の議案第22号から第33号までの予算につきましては、副町長から上程させます。

(町長 因 辰美君 降壇)

(副町長 吉武信一君 登壇)

#### ◎副町長（吉武信一君）

続きまして、議案第22号は平成27年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,807万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億9,579万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、町税を3億2,800万円、地方消費税交付金を2,000万円増額し、繰入金を1億2,122万4,000円、町債を6,020万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、財政調整基金を1億3,356万1,000円、流域関連公共下水道事業会計補助金を1億円、障害者自立支援給付事業費を8,508万4,000円、臨時福祉給付金給付事務費を7,460万8,000円、学校給食センター建設事業費を5,769万3,000円、電算管理事業費を1,940万円、広域サービス事業費を697万4,000円増額し、児童手当給付事業費を4,027万円、子育て支援事業費を3,215万円、私立保育所運営事業費を2,677万6,000円、感染症予防事業費を2,600万円、認定こども園運営事業費を2,500万円それぞれ減額するものでございます。

次に、議案第23号は平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,705万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億6,713万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、国庫支出金を6,788万8,000円減額し、繰入金を3,749万9,000円増額いたします。また、収支均衡を図るため、歳入欠陥補填収入を840万1,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものとしたしましては、保険給付費を5,210万円減額するものでございます。

議案第24号は、平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,264万5,000円とするものでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料を500万円減額し、繰入金を232万2,000円増額するものでございます。

一方、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金を267万8,000円減額するものでございます。

続きまして、議案第25号は平成27年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

保険事業勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,755万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億2,746万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、保険料を438万7,000円、繰入金を649万

5,000円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、総務費を472万円、地域支援事業費を1,084万4,000円減額するものでございます。

介護サービス勘定の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,559万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、サービス収入を231万3,000円増額し、繰入金を200万円減額するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費を31万3,000円増額するものでございます。

続きまして、議案第26号は平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてでございます。

主な補正の内容は、一般会計繰入額を増額したため、収益的収支につきましては収入を4,406万1,000円増額し13億9,910万7,000円に、資本的収支につきましては収入を5,593万9,000円増額し6億6,792万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第27号は平成28年度粕屋町一般会計予算についてでございます。

平成28年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億3,700万円とするものでございます。これは、対前年度比6.4%、8億3,900万円の増になり、その主なものを事業別に前年度と比較しますと、学校給食センター建設事業費を4億8,562万4,000円、小学校施設整備事業費を3億2,290万2,000円、障害者自立支援給付事業費を1億2,429万2,000円、地域公共交通対策事業費を1億600万円、道路改良新設事業費を7,368万8,000円、かすやこども館運営管理事業費を4,273万3,000円前年度より増額するとともに、町有財産管理事務費を9,920万円前年度より減額し、計上しております。また、財源不足を補うため、財政調整基金から3億5,000万円、公共施設整備基金から1億8,500万円、減債基金から1億2,900万円繰り入れを計上しております。

続きまして、議案第28号は平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計予算についてでございます。

平成28年度の本特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ45億545万円とするものであり、これは前年度当初予算比で1.6%の減となっており、主な要因は保険給付費の減少のためでございます。

歳入の主なものとしまして、国民健康保険税8億3,973万4,000円、国庫支出金9

億8,364万5,000円、前期高齢者交付金7億1,415万円、共同事業交付金10億1,172万9,000円、繰入金3億6,577万4,000円を計上しております。

一方、歳出の主なものものとしまして、保険給付費26億564万円、後期高齢者支援金等4億6,873万6,000円、介護納付金1億7,889万4,000円、共同事業拠出金10億7,804万1,000円であります。

続きまして、議案第29号は平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

平成28年度の本特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ4億4,730万5,000円とするものであり、これは前年度当初予算比の0.69%の減となっております。

歳入の主なものものとしまして、後期高齢者医療保険料3億4,730万円、繰入金9,899万円を計上いたしております。

一方、歳出の主なものものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金4億2,845万6,000円であります。

続きまして、議案第30号は平成28年度粕屋町介護保険特別会計予算についてでございます。

本特別会計は、保険事業勘定と介護サービス勘定からの予算となっておりますが、保険事業勘定は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億1,007万円とするものでございます。これは対前年度比6.4%増となっております。その主な理由は、保険給付費の増加に伴うものでございます。

歳入の主なものものとしましては、保険料4億9,347万4,000円、国庫支出金4億4,968万1,000円、支払基金交付金5億8,740万2,000円、県支出金3億1,360万1,000円、繰入金3億6,585万4,000円を計上しております。

一方、歳出の主なものものとしましては、総務費7,233万円、保険給付費20億2,392万8,000円、地域支援事業費1億1,175万4,000円でございます。

次に、介護サービス勘定は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,583万5,000円とするもので、対前年度比11.2%の増額となっております。

歳入の主なものものとしましては、サービス収入1,583万3,000円を計上しております。

一方、歳出の主なものものとしましては、総務費1,366万8,000円でございます。

続きまして、議案第31号は平成28年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。

平成28年度の本会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては諸収入200万1,000円で、一方歳出の主なものとしたしましては諸支出金136万円でございます。

続きまして、議案第32号は平成28年度粕屋町水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては、収入が10億4,228万4,000円、支出が9億946万8,000円で、資本的収支につきましては収入が410万円、支出が3億9,333万1,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補填するものであります。

続きまして、議案第33号は平成28年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算についてでございます。

収益的収支につきましては収入が13億3,446万7,000円、支出が13億8,071万4,000円で、資本的収支につきましては収入が5億5,809万円、支出が9億7,837万4,000円でございます。収入が支出に対して不足します額につきましては、損益勘定留保資金及び減債積立金等で補填するものであります。

(副町長 吉武信一君 降壇)

(町長 因 辰美君 登壇)

#### ◎町長（因 辰美君）

それでは、議案第34号は指定管理者の指定継続についてでございます。

福祉センターの指定管理については平成25年3月定例議会で議決され、平成25年4月から3年間、粕屋町社会福祉協議会を指定管理者として指定してまいりました。今回指定期間の満了に伴い、粕屋町社会福祉協議会により理事会の審議を経て指定管理者継続の申し出がありました。次期指定管理者の選定に当たり、これまでの経営努力実績を評価した結果、粕屋町社会福祉協議会は住民主体の理念に基づき地域福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指しており、粕屋町の地域福祉の状況を的確に把握し、弾力性、柔軟性に優れた施設の運営ができること、地域の活力を積極的に生かした施設管理を安定して行うとともに、町の福祉政策の担い手として福祉センターを活用しながら管理することができることなど、指定管理者としての事業効果が相当程度期待できると認められることから、粕屋町福祉センターの指定管理者として平成28年4月より3年間、粕屋町社会福祉協議会を継続して指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第35号は糟屋郡粕屋町外1市水利組合における行政不服審査法に関する事務の一部の受託についてでございます。

行政不服審査法が改正され、施行されることに伴い、法で定められた諮問機関の事務について、糟屋郡粕屋町外1市水利組合の事務を粕屋町で受託することについて地方自治法による規約を定め、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げて、説明を終わります。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、請願を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

◎議会事務局長（大石 進君）

請願の報告。

議事日程表5ページをお開きください。

請願文書表、受理番号1番。受理年月日、平成28年2月24日。

件名、粕屋町公立学校の学校徴収金の口座振替への移行を求める請願。

請願の要旨、請願書写し添付につき省略。

請願者の住所及び氏名、粕屋町大字仲原2935-1、川口良太さん、粕屋町長者原東2丁目1-27、緒方秀樹さん。

紹介議員、川口晃議員、田川正治議員。付託委員会、総務常任委員会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、陳情を受理しておりますので、事務局長が報告いたします。

◎議会事務局長（大石 進君）

陳情の報告。

議事日程表の7ページをお開きください。

陳情文書表、受理番号1番。受理年月日、平成28年2月26日。

件名、よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する陳情。

陳情の要旨、陳情書写し添付につき省略。

陳情者の住所及び氏名、福岡市中央区渡辺通5-1-26-307、福岡県保育団体連絡会、代表、福井英二さん。付託委員会、厚生常任会を予定。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

議案の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました第22号議案から第33号議案の平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算を除く議案につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

次に、第22号議案から第33号議案の平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算については、地方自治法109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成いたします予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、申し合わせのとおり、委員長に久我純治議員、副委員長に山脇秀隆議員と長義晴議員を指名いたします。

次に、請願につきましては、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、陳情につきましては、会議規則第95条の規定により、お手元に配付の文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時23分)

平成28年第1回(3月)

粕屋町議会定例会

(一般質問)

平成28年3月7日（月）

# 平成28年第1回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成28年3月7日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

1番	議席番号	12番	本	田	芳	枝	議員
2番	議席番号	2番	中	野	敏	郎	議員
3番	議席番号	9番	田	川	正	治	議員
4番	議席番号	6番	太	田	健	策	議員
5番	議席番号	3番	木	村	優	子	議員
6番	議席番号	1番	安	藤	和	寿	議員

## 2. 出席議員（16名）

1番	安	藤	和	寿	9番	田	川	正	治	
2番	中	野	敏	郎	10番	長		義	晴	
3番	木	村	優	子	11番	久	我	純	治	
4番	川	口		晃	12番	本	田	芳	枝	
5番	安	河	内	勇	臣	13番	山	脇	秀	隆
6番	太	田	健	策	14番	八	尋	源	治	
7番	福	永	善	之	15番	伊	藤		正	
8番	小	池	弘	基	16番	進	藤	啓	一	

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進                      ミキシング 高榎 元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 辰 美                      副 町 長 吉 武 信 一  
教 育 長 大 塚 豊                      総 務 部 長 安 河 内 強 士

住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣
教育委員会次長	石山裕	総務課長	石川和久
経営政策課長	山本浩	協働のまちづくり課長	杉野公彦
税務課長	関博夫	収納課長	今泉真次
社会教育課長	新宅信久	学校教育課長	古賀博文
健康づくり課長	中小原浩臣	給食センター所長	神近秀敏
総合窓口課長	藤川真美	介護福祉課長	八尋哲男
地域振興課長	安松茂久	子ども未来課長	堺哲弘
会計課長	伴栄子	都市計画課長	山野勝寛
上下水道課長	松本義隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の主旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強く強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確になるよう声に出して意思表示されますようあわせてお願いいたしておきます。

それでは、通告順に質問を許します。

12番本田芳枝議員。

(12番 本田芳枝君 登壇)

◎12番（本田芳枝君）

それでは、一般質問を通告書に従っていたします。

前回12月の一般質問においては、まだ町長は就任間もなくでありましたので、それまで業務を遂行された部長さんたちに対して特に質問をいたしました。今回はこの議会自体が平成28年度の予算に関しての議会なので、主に町長と、それから教育長が退任をされるということなので、本当に残り少ない日に対してどのように教育長に私は向き合ったらいいか、今考えて今日質問をさせていただきます。ひょっとしたら失礼なことも申し上げるかもしれませんが、その点はよろしくお願ひします。ただ、2月末にあった教育委員会の学校経営報告会の内容は3回目でもすばらしく、本当に教育長が粕屋町の子どもたちの学校に関するいろんな施策に対しては真摯に向き合って、結果を残していただいたなと感謝している次第であります。

それでは、申し上げます。

まず題は、質問の項目は、予算化していないものと予算化できないものについてでございます。教育長に問います。

本年2月、給食センター建設に関して、教育委員会の業務遂行が滞る事案が執行部より報告されました。教育委員会の事務手続のあり方に大きな欠陥があるのでは

ないかという観点から、教育長に教育行政の長としての見解と責任を問います。

予算化していないものとして昨年4月に出された平成27年度の当初予算に、これは今現在もその範囲内にあるんですが、当初予算に組み入れられるべきだった給食センター埋め土処理事業費と予算化できないものとして、来年の平成28年度に文部科学省の補助を受けられるものとして同センター建設においての申請を怠り、交付金がおりなくなって、したがって平成28年度の予算組みに入れられず、急遽給食センター建設企業体への支払いを基金から取り崩すという予算立てをせざるを得なかったこの2点について、問題はどこにあるのかを明らかにしたいと思います。

まず、概略を説明します。

最初の予算化しなかったものについて、平成27年度当初予算に建設地の埋め土の処理費が予算化されていなかったのに、昨年11月に埋め土処理費8,000万円ほどの申し出が建設会社からあっています。町長は建設を中止して、町民の皆さんに工事を続行していいかどうかを諮りました。結果は、ご承知のとおりです。現在の給食センター、また今から建設される用地は、35年ほど前は粕屋町の公認のごみ捨て場でした。それを埋め立てて、その半分に今の学校給食センターが建っています。そして、現在建っているところは更地にして、駐車場にするという運びになっています。

このような経過から、粕屋町の土壌がどのような状態、状況かを3回に分けて800万円の経費をかけて調査をしました。一応、県から何の通知もなく、問題ないものとして建設計画は進められました。入札前の新給食センター建設公募のときに、業者の問い合わせに町は、残土処理は町が行うべきものと公式に答えています。請け負った建設会社は、負担は粕屋町が負うべきものと考えていますし、町も当然27年度の建設に合わせて埋め土の予算を組むべきでした。一般的な仕事の流れとしては、27年度の当初予算にそれを組み込むはずですね。ところが、実際は旅費の5,000円があるだけで建設に関する予算は一切ありませんでした。なぜそれをしなかったのか、教育長にお尋ねします。お答えになる場合に、3のところで責任体制については詳しくお尋ねしますので、簡単をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

おはようございます。

まず初めに、このたびの給食センター建設に伴う産業廃棄物処理及び建設に係る交付金申請の事務手続につきまして、議会を初め町民の皆様方に多大なご迷惑おか

けいたしておりますことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

ただいま本田議員からご質問がありました。なぜ予算化しなかったかというお尋ねですが、教育長には町費を調整し、当初予算に組み込んで議会に提案するという権限はないというふうに聞いております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは、次に行きます。

2、昨年の27年5月に文部科学省から補助金申請の事務手続呼びかけの文書が回っています。それを申請しなかったため、28年度の文部科学省補助金が受けられないことになりました。予算書には1億8,500万円を町の公共施設整備基金から持ち出し、それを充てるように今現在しています。まだこれは予算案を提示された状況なので、今後どのような流れになるかは、はっきりしていません。

今私が問題にしたいのは、その損失1億8,500万円は町が負うものではなくて、文部科学省から純粋に補助金として、子どもたちの教育に充てる補助金としておられる予定だったんですけれども、それが現在受けられない。これもなぜしなかったのか、教育長としての見解をお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

6月の補助金、申請をしなかったため補助金が出ないということについてももう少し詳しく補足をさせていただきます。

年間に6月の建築計画と11月の建築計画が2回にわたって文科省のほうから県の教育委員会を通して調査依頼があるわけでございます。担当者に聞きますと、6月には基本設計ができていなかったため出さなかったけど、11月には出したということでございまして、11月の調査は県を通して文部科学省に上がっているという確認ができております。ただ、予算が大変限られているので、文科省では採択の方針をつくるわけですね、これが1月。1月に非常に条件が悪いので、どういう方針かといいますと、1つ、6月に建設計画を出したところを優先して11月に出した建設計画は後回し、対象外とするということですね。2つ、今年から新しく学校給食を始めるところを優先して、粕屋町みたいに30年前にもう給食を始めているところは対象外とすると。3つ、財政力指数というのがあるそうです。粕屋町みたいに人口が

増えて、財政力がこう右肩上がりのところは財政力が高いと言われている、そこは後回し。人口が減って、財政力が激減してるところ、そこを優先的に文科省としては補助をしていきたいということでございます。従いまして、粕屋町、6月に出しとっても、これは補助金対象になってませんよと、非常に厳しいですねと言われているのが現状でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今、1、2、3と理由を述べられました、そのことに対して教育長の見解は。ただずらっと、ざらっとそれを述べられただけなので、それに対して自分はどう思ったか、6月になぜしなかったことに対して、実際は1億8,500万円は、私どもは受けられないわけですから、その責任は大きいと思いますが、今の答えは文部科学省の立場になって、逆の立場でいろいろお答えになりました。それに対して、粕屋町の教育長としてはどう考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

若干言葉足らずで申しわけありませんが、国庫補助金と国庫負担金というのがございまして、国庫負担金というのは町が申請すれば必ず出していただける。今西小学校、3教室の3階建て、3億4,000万円ぐらいかかっていますが、工事費の半分は国庫負担額ですから、半分出していただけるんです、これは必ずいただけます。ところが、補助金は申請しても予算がないとか、方針に合わなかったら補助金は出てきませんよ。そういう捉えでおりますので、そこを何とか、粕屋町の場合、今方針に合ってませんけど、そこを何とか出していただけませんかということで、今次長と一緒に県庁に行って、頭を下げてきているところです。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それは今のことでしょう。昨年6月のことをお尋ねしているんです。なぜ申請を出されなかったのか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

先ほど申しましたように、担当者に聞きますと、6月に出すのが基本的に原則です。年間の、来年の建設計画を出すのが基本的になってますが、そのときには基本設計ができていなかったという担当者の答弁です。それなら11月も切っていくだろうと思いますが、11月も再募集があったと。その前の年は2月も、年3回の調査があったというふうに聞いております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

基本設計ができてなかったということですが、それは間違いじゃないかなと思います。基本設計が必要であったかどうか、ちょっと後で尋ねます。それは、石山次長から話を聞いていますので。こういう場合は、概略の計算だけで面積数と工事費だけでいいということなので、正確な数字は11月以降に提出すればいいと聞いています、それは後でお尋ねしますが。

前の質問の中で、粕屋町のように財政力指数が高く、人口が増えているところには補助はできるだけ後回し、むしろ減っているところにすると言われましたが、文部科学省の方針は果たしてそうでしょうか。粕屋町は、子どもたちが増えて増えて困っているんです。本来、困っているところにするのが文部科学省の考えではないですか。この答えは、本当に文部科学省の方たちが言われたことですか。確認します。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ここに文科省から出ている方針がありますので、後でお渡ししたいと思います。私も財政力指数は詳しくは分かりませんが、県の担当者が言うには、そういうふうで補助金の予算がたくさんあれば、去年みたいに6月調査、11月調査も同じく補助金対象になってるけども、今年は非常に厳しいという状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それから、この6月の申請に基本設計のものがないと申請できなかったのかどうかは、今は当時の次長はいらっしゃいませんので、現在の次長にお尋ねします。それはどうなんですか。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

ただいまの本田議員の質問にお答えします。

6月の段階では概要調査といたしまして、次年度の補助金に対する調査をするものでございます。その内容としましては、設計金額も要りますが、面積、計画の金額程度の内容でよろしゅうございますので、その内容を知ろうと思えば、その1年ぐらい前に導入可能性調査及びVFMという算定をされた金額はあるんですが、そこから推測して出すことは可能です。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今の質問に私としての考えを申し上げます。

1つは、埋め土の予算を予算化していなかったということに関して、当然行政職員であるならば、そのときに幾らかかるかわからないとして、でも必ずそれは必要なので、予算に上げておくべきでした。そういう場合、通常前倒しで1,000円とか1万円とかという数字を今現在、粕屋町役場の職員は上げています。それをすれば、一つ不信感を招かなかったと思います。

それから、今の次長がお答えになったこともそうですが、私はこの問題は、教育長にも責任はひよっとしたらあるのではないかと思っていますが、大きな仕事の流れとして、大きな責任は給食センター準備室のあり方にあると思います。それは今議会で特別委員会で審査中なので、そのことを言い出すと本当に限りがなく、いろんな問題が出てきますので後で申し上げたい、その結果がわかってから皆さんに議会のほうからお伝えすると思います。ここは、あくまでも教育委員会の事務体制について、私は申し上げたいと思っています。

それで、実は補助金に関しても、これもちょっと一言申し添えておきますが、粕屋町は私が総務常任委員会になって給食センターの問題を取り上げるときは必ず、補助金は出ない、もう既に30年前に補助金で建てているから、もう現職の課長もそうでしたし、視察に行ってさえもその話をしていました。視察に行った先から、建設をし直した場所に視察に行ったんですけど、そこの担当者が出ますと言って、私ども政策勉強会では、県に問い合わせていたしました。そうすると、やっと補助金が出るというふうに、これは交付金か負担金かわかりませんが、そういういきさつがございます。だから、私は今教育長がおっしゃったようにいろんな流れがある

から、6月に申請を出さなければいけないときに、呼びかけがあったときに、いろんな問題を考えて担当者はすべきでしたね。それをしていないということは、大きな問題と思います。

次に行きます。

3番目の教育委員会の事務体制の現状と責任問題について。

教育長は、5人の教育委員さんのうちのただ一人の常勤の委員であり、教育行政の事務職の長であると考えています。また、町の予算を立てるときには、教育行政の指針からの意見を述べる立場にあったと思います。そしてまた、その進捗状況を把握しておく必要があり、町の三役会議にも出ておられるので、当然把握できたはずと考えますが、先ほど最初の質問に教育長のお答えは、予算を調整し、それに対して口を挟む権限はなかったというふうにお答えになりましたが、そのことに関してどのように今はお答えなされますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

教育行政の事務局長をしておりますので、教育行政については責任を持っているというふうに自覚をしております。全く予算について物を言っていないかといったら、そうではありません。各学校の校長あたりと常時話しておりますし、校長会、教頭会の意見を吸い上げたり、PTAの意見を吸い上げたりしております。近年、校長会、各学校の先生方が一番望んでいるのは、人的な条件です。ですから、支援員をつけてくださいということで町長にお願いしてきましたし、随分良くなっております。それから、新年度は特別支援学級にタブレット端末を欲しいということで、8人学級ですので8個欲しかったんですけども、予算がないということで5個に減らしておりますし、こども館ができますので、こども館の中にスクールソーシャルワーカーを1人配置してほしいというお願いもしております。具体的な人件費等は課長が、担当が出しますけども、そういうお願いをしてきているわけございまして、全く教育長は予算にタッチしていないかということではございません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それではお答えがちぐはぐです。ご自分の考えるところでは口を挟むし、ご自分が考えないところでは口を挟まない。それは、一人の教育長としての仕事の仕方

に、私は違和感を覚えます。

町の教育行政施策要綱記載では、粕屋町では教育行政の施策要綱っていうのを私は平成17年度からこれを集めていまして、現在まで持っているんですが、その中に町の教育行政における重要事項や基本方針は、町長が議会の同意を得て5人の教育委員で組織する教育委員会において決定され、教育長の統括のもとに教育委員会の事務局、粕屋町の場合は教育次長が具体的に事務を執行しているというふうになっています。

それで、先ほど支援を要する子どもたちに対しては予算をもらっているというふうにおっしゃいましたが、私はここで給食センターのところで今一番問題になっているのは、埋め土の処理ですね。もちろん、その交付金を今度予算もらえるか、もらえないかがあるんですけど、子どもたちの安全にかかわる大変重要な問題なんですね。これを教育長はどういうふうに考えておられるのかなというのを今から聞きたいと思います。

実際、給食センターがなかなか建たないという状況で、教育長は早く建ててほしいというふうに言っておられたようですね。私も、もう平成22年ぐらいに現場に行きました。いかにひどい状況か。例えば、異物混入があつて、なぜ異物混入があつたのかというと、暗いんですよ、野菜を選別するところが。それで、電気を明るくしてもらったり、言い出したら切りがないんです。そういう状況の中で、教育長も他町から見えて、その安全性に問題があるというふうに言われて、ご自分の立場からされたと思いますが、今回ごみ捨て場に給食センターを建てる。しかもその残土処理で予想を上回る大きな費用がかかる。つまり、それがいかにその埋め土が安全ではないかということですよね。このことに対して、教育長は議会でも一切発言をなされていません。子どもたちの教育行政のこの中に健やかな体の育成ということで、給食センターとの連携による食育の推進というのがございまして、その中に安全な学校給食運営のために施設設備の管理を徹底する、運営の改善をきちんとするというふうな項目があるんですよ。今回、埋め土が金額的に莫大なものが来たというときに町長はびっくりされて、工事を中断されました。町長の名において。それは、本来教育長がすべきことだったんじゃないかと思います。なぜならば、今でもこの8月、9月、10月はその処理を業者がしているんですよ。その業者のした結果、それから今建っている建設地の下、そこもそのような内容の特別産業廃棄物があるんですね。そのことは、子どもの安全という面から教育長はどのように考えて、どのように行動をされましたか。それをお尋ねいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

このことにつきましては、平成8年、O157という食中毒が流行って、学校給食の改善計画が出されました。それ以来、粕屋町の学校給食改善の教育委員会の喫緊の課題となっております。20年間たっているわけです。私が何とかしなければならぬということを感じて町長にお願いをしてきましたし、議会にお願いをしてきたところであります。

ただ、今本田議員のおっしゃるように埋め土が、あそこが廃棄物のごみ捨て場であったということは聞いておりますし、知っておりましたが、私もあそこに家を建てる時、給食センターを建てるのは適当、適切であるとは感じていません。ただ、町有地ってということであそこふれあい広場のところしかないという町長の権限でございまして、その判断が町の公の施設を設置するのは町長の権限ですし、町の予算を調整し、議会に提案するのも町長の権限ですし、教育長は全部町長の採決を仰ぎ、町長に報告する、議会に報告するという立場をとっておりましたので、そこまで埋め土処理を教育長がするというところまでは考えておりませんでした。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

学校説明会で、住民の中から今の給食センターの給食を食べて大丈夫ですかという声も上がっています。そのとき、その場に教育長はいらしたはずだと思います。多分何もおっしゃらなかったのではないかなと思います。

ところで、これはお尋ねですが、埋め土処理を業者がする場合、教育長は現場に行かれましたか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

給食センターには時々行ってます。時々というと起工式がありまして、その前と、それからJRで通るときに必ず見えます、上から。それと、起工式の後、運営委員会とか給食室に行っています。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それはあくまでもご自分の仕事の範囲で、この埋め土あるいは子どもたちの安全

という立場からではなかったと、私は今聞きました。

私は、自分が実際行って確かめないといけないと思うので行きました。いかに狭いところで業者の方が一生懸命やっておられるかが分かりましたので、これを運び出す作業は大変だったろうなど。議会でも報告があれば、本来総務常任委員会で現場を視察するべきだったなとつくづく思いましたが、もう終わってしまったので、それは仕方がないというふうに思っていますが、本当に町長は心配されて今後のことも考えられて、中止をして皆さんに注意を呼びかけました。でも、やっぱりもう現在では仕方がないということで進めています。私は教育長の立場として、子どもの安全、体の安全、食べ物の安全、もう少しその辺の動きが必要だったのではないかと考えて今思います。

それから、今後の課題ですね。教育行政を推進するための課題と今後の対策。

私は、今回教育長がこのまま退任されるということは、ある意味でもったいない、ある意味で残念、いろんな意味がございます。ところが、もうそれは事務的なことで対応をしていかなければならないので、今後のことの提案をしたいというふうに思っています。一つは、私は前から言っていましたけれども、定例会の会議録を情報公開。今では、情報公開申請を出さないと、しかもコピー代は自分がもらってしないともらえません。これは、新しい昨年度から始まった文部科学省の改正では、ホームページに定例会の内容を載せるようにということがございます。それをぜひ要望したい。それからもう一点は、今の教育委員会の中に教育次長はいらっしゃいますが、総務としての動きをする部署というか、係の人がいません。その主な内容は、保護者が教育委員会に来ていろんな問い合わせをしたら、そのことに対して教育委員会がどう対応したか、その結果が保護者に行かないんです。多分、課長あたりに、3つの課がありますから、そこに行ってると思うんですが、その後の処理はされていると思いますが、曖昧になって非常に保護者から不満が出ています。それから、教育全体の教育長の事務を取り扱う、そういう人が必要だと思いますが、現在次長がその役目を果たしておられるのか、その辺が分からないんですが、果たしておられたら今回のような不祥事というか、実際一般行政職でもしないような過ちをすることはなかったと思うんで、この2つを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

提案に対する答えですか。

◎12番（本田芳枝君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

私が言っているかどうかわかりませんが、一つは去年の4月1日から教育委員会の制度改革が施行されて、そのとき教育長も替わるべきだったかなと思っておりますが、実際できるところから始めようということで、町長にお願いしまして総合教育会議、もう2回目を終わっております。それから、教育委員会会議も教育委員会の会議録、ホームページに上げていただきますと、4月1日から公開をしております。あと残されたのは教育長が替わるだけというところになっておりますので、ご理解賜りたいと思いますし、今本田議員がおっしゃいましたように、教育の範囲が非常に広いので、町によっては指導主事が2人、3人いるところもありますし、市になっては部長級、課長級が3人、4人おりますね。人のことを言ってはあれですけども、これから粕屋町、市になるということでございますので、教育部局もそんなふうに人間が増えていけば、本当にきめ細かなサービスができるんじゃないかなと期待をしております。ありがとうございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

私の経験をお話ししたいと思います。それは、教育委員会の会議の透明性について、平成25年9月の一般質問のために教育委員会に学校給食検討委員会の会議録の提示を求めました。検討委員会の提言の民間の委託も時代の流れ、民間委託もありきを受けて、教育委員会、町の執行部がPFIに踏み切ったとされていますから、どういう流れからそういう結論を出すようにしたのか、なぜ建設を町がして、運営を指定管理者という選択もあったはずなのに、一気にPFIに踏み切ったのかを知りたかったのです。ところが、忙しいことを理由に、会議録は一般質問の前には出されませんでした。もちろん、これは町長、副町長の指示と担当者は言っていました。議会が終わり、その直後、8回分の開催の日程だけを書いた用紙を受け取りました。納得がいきませんので、その後情報公開請求の手続きをとりますと、時間がかかりますが、としばらくして出せたと連絡があったのでコピー代を払って2年間ほどの、全部の会の写し、8回分をもらいました。そしたら、よく見ると、副委員長のところは黒く塗ってありました。結構重要な発言をしてありましたので、総務常任委員会でもらった資料で調べましたら、校長先生でした。保護者が中心の会議ではなかったのです。しかも、1回目は粕屋町ではあらかたの会議が非公開なので、

この会も非公開にしますという内容をお互いに示し合わせるような言い方で職員のほうから切り出し、検討委員会は非公開するという決定で終わっています。この検討委員会でPFIの伊万里に見学に行っています。当初からPFIありきで非公開という流れでした。今いろいろ述べても仕方ありませんが、住民の税金で役場の運営が行われているのですから、住民の皆さんへの情報公開は徹底させるべきでしょう。しかも、教育長はいつも校長会、校長会と、校長会を中心に仕事をしておられたような気がします。もっと公平に保護者の立場に立った教育行政であるべきではないかと私は思いますので、この2点をぜひ要望として、提言として上げます。また今後のことは特別委員会があると思いますので、そのときに申し述べたいと思います。

次に行きます。

ふれあいバスについて。子ども議会で、仲原小学校の6年生が、ふれあいバスについての質問をしました。町の担当者は、土日や祝日、駅や病院を通るコース、遅い時間までの運行など、より利用しやすいバス運行を望む声が上がっているので、別のバスの仕組みなども今後考えていきたいと答えています。12月議会の私の質問に対する答弁も、現状では限界に来ているというものでした。

それで1、平成28年度の施策、方向性について町長に問います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

本田議員におかれましては、私と同期で議員になられまして、当初からこのふれあいバスにつきましては質問されております。このことにつきましては、十分認識しておるわけでございます。しかしながら、内容、目的につきましては、議員につきましては十分ご理解されていると思いますけれども、まず簡単に説明をさせていただきたいと思います。

粕屋町の福祉巡回バス、いわゆるふれあいバスの運行目的は、高齢者の……。

◎12番（本田芳枝君）

いいですか、ごめん。

時間がないので、28年度の施策、その方向性を。

◎議長（進藤啓一君）

今から答えられると思いますよ。今答弁中ですから。

◎12番（本田芳枝君）

そうですか。短くお願いします。

◎町長（因 辰美君）

この内容は、もう言われなくてもご存じだと思いますから、しかしながら先ほど言われました、以前から駅とか買い物とか病院とか、そういった運行していただきたいというような要望も以前から、子ども議会だけではなく、本田議員自らもされておりましたし、そういった中で後は土曜、日曜といった形の運用ということも言われておりました。

そういった中で、今のところ所管のほうからも資料をいただきましたけども、粕屋町は今福祉バスの運営の金額が一番低いという状況を見させていただきました。これは、今後しっかりと検討していかなければならないと思っております。しかしながら、ただいま給食センターあるいはこども館の運営、水鳥橋とか、問題が山積しておりますので、今後の課題ということでもう少し時間をいただければと思います。そういった28年の運用につきましては、所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

第5次粕屋町総合計画におきまして、高齢者に関する施策は、基本目標3、誰もが安心して幸せに暮らせるやすらぎのまち、政策3、高齢者が元気に暮らせるまちづくりにおいて示しております、基本施策の1、元気高齢者の活躍を促す環境づくりの推進におきまして、高齢者が役割を持てる地域づくりや高齢者の社会参加について施策内容を示しております。一方、地域公共交通に関する施策につきましては、基本目標2において、都市と自然が調和し、快適に暮らせる活力あるまち、政策2におきまして、安全で快適な生活基盤を備えたまちづくり、基本施策2としまして安全で快適な生活を支える交通環境の創造における現状と課題において、今後高齢化が進行することで自動車の運転を控える人の増加も見込まれることから、地域の実情に即し、公共交通を継続的に維持、確保することが重要となっておりますと記述しており、推進施策の展開といたしまして、安全で利用しやすい地域公共交通の充実としまして、交通弱者が安心して生活できるよう公共交通空白地域の発生を防ぎ、地域公共交通の確保を図りますといたしております。

粕屋町の特徴といたしましては、町域を鉄道が東西南北に配置されており、6つの駅があることが挙げられます。また、路線バスに関しましても、県道607号線を中心に都市高速を経由する路線や、須恵町やルクル方面からの路線も運行されており、1日当たり天神方面へは312便、博多駅方面へは60便、福岡空港方面へは93便が運行されております。このように粕屋町は自動車交通の利便性だけでなく、地域

公共交通においてもかなり利便性の高い自治体でございます。しかしながら、町内には高齢化が進む地域も出てきておりまして、町全体の平均年齢が39歳であるのに対し、行政区内の住民の平均年齢が45歳を超える行政区も出てきております。今後高齢化の進行とともに交通弱者が増加していくことは確実な状況でございます。

このような中、需要と供給、粕屋町が持つ交通における利便性の高さと確実に増えていく交通弱者のニーズ等を勘案しながら、地域公共交通のあり方について検討していく必要がございます。また、地域公共交通に関しましては、デマンド交通といった個別対応型やコミュニティバスのような路線対応型のものなど、地域の実情を検討した上での対応が考えられますし、粕屋町域のみの対応よりも広域での対応のほうが効率的に運行ネットワークを形成できる可能性というのも、先日町長も申し上げておりました。それで今後、さまざまな視点からこの地域公共交通に関しましては、28年度において検討させていただきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

長い答弁でしたが、結局は検討しますでしょうか。なぜですか。しかも、今までは住民福祉部長が12月までは答えてあったんですよね。それで、なぜ総務部長が答えられるのか。私は、ここは町長に聞きたい。

子どもたちが言って、それから総合計画でも言って、総合戦略でも言って、しかも今地域福祉計画がありますよね。それでも、ふれあいバスのことについては大きな要望があり、問題があるんです。それは、私バスのことを安川住民福祉部長も、本田議員も何とかかんとかって答弁のときに言われて、今も町長は本田議員が何とか何とか、私の問題ではないんですよね。もう少しこのバスがいかに住民にとって必要なのかを分かってもらいたい。これだけ今最前線の3つの計画が述べているんですよ。しかも、これを中心に平成28年度から予算を立てられるんですよ。その予算の中に結局何もないんでしょう。検討します、総務部長は長く答えられました。私時間見ながら、時間がないと。ご自分でも笑っておられましたが、でも一応聞こうと。でも、検討しますなんですよ。これは町長の方針に反対しませんか。私たちは、なぜ因辰美さんを町長に押したのか。スピード感を持って町政に当たる、これでしたよね。どう思われますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほど本田議員、本田議員ということで言うておりましたけども、本田議員が言われてることはよく認識しておるということで、本田議員が要望してるということではなくて、以前から存じておるということで発言したわけでございます。

そういった中で、私も就任当初から、1週間目ぐらいから給食問題の諸問題が発生いたしまして、そういった中でその対応に追われておりました。やはり、何もないうときには、そういった緊急のものから随時取り組んでいきたいと思っておりましたけども、それよりも先にもっと緊急なものがありましたので、ここは若干バスについては対応できませんでした。

そういった中で先ほども申しましたが、糟屋郡内の中でも、うちのバスの運営の金額については非常に低いということで、これから交通弱者、それから高齢者、それから子どもたちが今後こども館で使うというようなそういったものについては、ぜひ強力的にやっていきたいと思っておりますけども、若干今緊急的にそういったものが遅れているということは事実でございます。ですから、もう少し時間をいただきまして、今後そういった余裕ができましたら早急に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

時間も余裕ありません。車を運転される方は、時間も余裕もあるでしょう。でも、現在困っておられる方がいかに多いか、もう少し住民のところに行ってその話を聞く、それができないならこの計画書、アンケート調査の結果だけでももう一度見る、多分見られてると思うんですけど。時間がないとおっしゃいましたが、町長はそれでは困ります。今までのことも大事でしょうが、今後の施策ですね。もう5カ年計画でそのスタートに立って、しかもその予算案をこれにつける、そういう時期に何もないうというのは、だからいろいろ総務部長がおっしゃいましたね。ご自分のお考えなのか、いろんな考え、ちまたの考えなのか。でも、それは検討委員会とか、そういった中でやりとりをして、その中で結論を出す、そして速やかに行うっていうものではないでしょうか。だから、私は今住民福祉部のほうで運行会議、協議会があるんですけど、その立ち上げを小池元町長にお願いして、やっぱり一般質問でしました。それは本当によくやってくれています。ところが、もうそこでも限界だということで、今それを変える時期に来ているので、結局一年間ペアですよね、今予算案になかったら。あるいはその動きがなかったら。余裕ができて、来年になったらできるんですか。

それで、補正に対して、9月に補正があります。だから、ある程度例えば審議会なり、検討委員会をつくるには費用が要ります。それをせめて、例えばコミュニティバスとか地域公共交通をどう進めるかという問題を話せる場所、今まではあくまでも福祉という視点でしたからね。その場所あるいは検討委員会をぜひ早急に立ち上げてもらいたい。それが私の要望ですが、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

全部が町長が専門的にやれるものではありません。今回、先ほども本田議員が言われましたように、この補助金の申請がなされなかったことにより、水鳥橋が架けられないようになりました。そういった住民の要望というのは多岐にわたっていると思います。そういった中で、今回の協議会というものはしっかりと議論していただいて、その実現をするにはやはり予算が要ると思います。そういった中で、私はもう少し予算をつけるには今の時期、若干財政が厳しゅうございますので、もう少しお待ちいただけませんかということで議員のほうにお願いしてるわけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

年間予算十数万円でいいと思います。それをぜひ検討していただいて、9月には補正予算に上がってくることを待っています。

次に行きます。

かすやこども館の運営について。新年度5月開館予定でかすやこども館の開館準備が進められています。事前準備として、以下の事項に対する検討内容をお願いいたします。

質問を1と2をちょっと変えます。2のほうを先に1として、公民館との連携についてを最初にちょっとお話し、質問いたします。

こども館を建設して子育て支援を1カ所集中で行うよりも、その建設費や維持費を使って各公民館で事業をしたほうが経費も余りかからないし、公民館は身近で歩いていける距離にあるので効率的ではないかという意見が結構多くありました。町長自身もそうではなかったかと思います。公約にも、各公民館で親子サロンの開設と充実を図るとあります。今はどのように考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

思いは変わっておりません。しかしながら、今回、今度5月14日にこども館の開館予定でございます。このしっかりとしたこども館を建設していただいております。行政は継続でございますので、一個人の意見のまま進むわけはございませんので、こども館が建ったら、まずはしっかりと運営に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

思いは変わっていないとおっしゃいましたが、例えば各公民館で親子サロンを立ち上げるのは、立ち上げるのは誰でしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、そういったボランティアあたり、それから指導員あたりは、今までつどの広場とか、いろんなところでやっておられますので、サンレイクでもそういった会を運営しながら指導者を育成すれば、私は可能ではなかったかなと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

そのボランティアを育成する場所が本当に限られていたんです。だから、私はかすやこども館を建設する際に、どうしてもそういう場所をどこかに、いつも話し合いは健康センターでしていましたが、子育て応援団というボランティアがあるんですけれども、そのボランティアの会合もままならない。だから、もちろん養成もです。粕屋町の町立の保育士さんが本当に一生懸命ボランティアを育成あるいは支えてくださって、今の親子サロンがあります。ところが、実際今ないところで立ち上げようと思っても、誰かが口を出さないとあるいは、言い出さないとできないんですね。その誰かを子育て応援団の中で探したりあるいは民生委員の方をお願いしたりするのも、やはりボランティアでした。だから、私はかすやこども館の必要性、

まずそういうものがあって、それを核としてボランティアも各公民館で充実を図る、その流れがいいと思っておりました。

それで次に、ボランティアの育成については、町長は今どう考えておられますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今回、こども館の運営費につきましては5,000万円を超しております。そういった中で、私は5,000万円もあれば各公民館に公民館の事務員を置かれるんじゃないか、そういった中で後はゆうゆうサロンがやってますね、ああいった形で各公民館を回って施設が使えるんじゃないか、そして身近なところでサービスを受けられるんじゃないかと私は今も思っております。しかしながら、今回こども館がもう建っております。そういった中で方向変更をしなくてはなりません。いまだに私は、公民館でしたほうが良いと思っております。しかしながら、やはりせっかくここまで建てていただいたものであれば、しっかりとした運営に取り組んでまいらなければならないと私は思っておりますので、そういった中でこのこども館がボランティア育成なり、こども館のやはり支援をしっかりされていくような施設につくってまいりたいと思っております。

それから、今回こども館とサンレイクにつきましては、館長を公募いたしました。こども館につきましては、11の方が館長に応募していただきました。非常に優秀な方が応募されてきております。そういった中で先日面接を行いましたけども、やはりこのこども館をどのようにやっていくのかっていうことを面接いたしました。しっかりとした考えを持っておられる方が非常に多うございました。そういった中で、私はこういった館長、それからその取り巻きのメンバーの中で、やっぱり一致団結してこども館を成長させていかなければならないと思っております。そういった中で、今度はボランティアもその中で育成していかなければならないと思っておりますので、そういったものにつきましては、その館長並びに担当者のほうでしっかりと運営していただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは、3に行きます。

かすやこども館を使って、各課の事業計画はどのくらい予定されているのかとい

うのを問います。これを問うただけでお答えになれる方はありますか。誰が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

まず、町長のほうが言われましたように、こども館5月14日開館をしていきます。開館式典、予算も限られておりますので、立派なものができるかどうか分かりませんが、議員さんにも来ていただきながらしていきたいなど、また子どもたちが集えるような場所にしていきたいと、ボランティアも集えるような場所にしていきたいというように考えております。今後とも理解をお願いします。

ご質問でございますが、こども館を使って各課の事業、これにつきましてはワーキング部会等々でいろんな各課からのこういうこともできるよ、ああいうこともできるよというようなご意見をいただいておりますが、開館をしまして、今現在は、じゃあ社会教育課で何月何日にこの事業をしていただくこうとか、読み聞かせにこの事業をしていただくこう、何月何日というふうな形で明確なる計画は立てておりません。しかしながら、ワーキング部会の中でいろいろなご意見も賜っておりますので、そこら辺を十分に勘案しながらよりよいこども館の計画の中に組み込めていけたらなというふうに思っております。町長が言われるように館長も決まりますので、そこら辺と打ち合わせしながら、また職員体制の充実を図りながら、ボランティアの方々にも十二分に参画をしていただきながら、この館にとってどういうふうな運営がいいのか、またどういうことをしていけばいいのかというのも十二分に皆さんと協議しながらみんなで作るこのこども館にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

時間がないんですが、今の考えは遅い。もう既に予算は組まれています。今から考えるんですか。私がこの問題を提案するのは、粕屋町は昨年3月に子ども・子育て支援事業計画というのを出しています。107か8ぐらいの事業があります。各課が子どもに関して。そのうちの43、私が数えただけでも43ぐらいの事業は、こども館でできます。だから、今町長がおっしゃいましたけど、ボランティア育成だけの場ではないし、子どもが遊ぶだけの場でもないんですよ。粕屋町が子どものこと

に関して事業をするために必要な施設なんです。その施設で各課がどのようなことをするか、社会教育課、子ども未来課、健康づくり課、男女共同参画のまちづくり課、子育てに関してですね。どのようにするかはもう既にできていなければおかしいんですよ、各課が。その上であえて館長に、このような事業をこういうふうにしたいがという提案をするんです。館長に任せるんじゃないんです。しかも館長は囑託ですよ。権限はありません。主体は住民福祉部であり、子ども未来課です。

そこが、あるいは教育長もおっしゃる教育関係の部署、もう教育部門がなかなかこれに参入は、教育長のほうからいかにもしましたとおっしゃいましたけど、総務常任委員会でいろいろ言って初めてできたんですよ。だから、住民福祉部と教育委員会は縦組織で全く横のつながりがほとんどない状態で、非常に難しいんです。ところが、子どもは子育て支援から18歳まで教育も関係している、だからそういう全ての総合施設が町では必要であって、それがなかったの、こども館が必要だと。しかもそれができる、じゃあ何をするかは各課が、私はこれもする、これもする、これもするともう既におっしゃってもいいはず。ところが、今の安川住民福祉部長は、これからですって、もう予算は入ってるでしょう。こども館ができるのも昨年から分かってましたよね。だから、各課の課長はもう既に頭に描いて、こども館で何を、どうするっていうことをもう描いておかなければならない状況なんです。それができてないのが私は遅いと思います。

もう時間がないので、一応それだけにします。後はまた特別委員会もございますし、今後皆さんにも予算のときに申し上げていきます。

最後に行きます。

じゃあ、また教育長ですが、校納金の徴収方法についてですね。

粕屋町の小・中学校の校納金の徴収は、児童・生徒が現金の入った封筒を持参し、小学生の場合は担任が、中学生の場合は県費事務の職員が集める方式によっています。その金額が中学校の場合、1校につき合計2,773万円にも上っています。小学校と合わせると悠に1億円は超えるでしょう。近隣の自治体では、我が町と篠栗町以外は全部口座振替となっています。口座振替のほうが保護者、子どもの負担が減るのでとは考えますが、どうでしょうか。

教育委員会の見解を問いますが、昨年同じような内容で田川議員が質問をされて、教育長のお答えが口座振替が有料であると、有料ね。それからあと2つぐらいあったんですけど、ちょっとそれ書いてたと思うんですけど、分からないので、去年のあれを踏まえた上で質問していきたいと思います、時間がないから。

とにかく現状はどうなのか。そうそう、現金のほうが未納が減る、手数料がかか

る、校長会から要望が出ていない、このような内容で田川議員に答えておられます。私は、今回これを一步進んだ形で教育長からお答えが欲しいんですけども、どうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

時間がありません。答弁は前回と一緒にですが、詳しくは学校教育課長が調べておりますので、答弁します。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

私のほうから現状のほうをお答えさせていただきたいと思います。

現在、糟屋地区で校納金の口座振替を実施していないのは、本田議員がおっしゃるように篠栗町と本町の2町となっております。ほかの1市5町は口座振替というふうに聞いております。現状といたしましては、小学生の場合は担任教諭が、中学生の場合は朝の登校時に県費事務職員が集めております。未納対策といたしましては、現在文書や電話による督促、保護者との面談等を行い、年度末までに納入していただいているようでございます。現在のやり方ですと、完納をされているというふうに聞いております。既に口座振替を実施してあります糟屋地区の他の市町での未納対策につきまして、何かいい対応策をしてあるのではないかとお尋ねしたところ、文書や電話による督促、保護者との面談など、内容的には本町と同じようなことをされていらっしゃるようでございます。ただし、なかなか完納までには至らないというようなことではございました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

じゃあ、無料ということはいいですね。だから、今給食費を口座振替にしていますから、それに上乗せする形であればいいから、無料だということでしょう。課長は今も無料でも、先でどうなるかわからないとおっしゃいましたが、それは先のことです。

私は今回調べて、中学校で朝6時半からポストがあいてるんですよ、その現金を入れるポスト、封筒。なぜかという、以前部活をする子どもたちが持ってきて、

それを出してなくて盗難に遭ったと、そういうことがあったらしいんですね。表には出てないさまざまな状況がございます。しかも、小学校は先生が集められるので、先生はご自分で多分処理をしておられることが結構あると思います。教育長がいつも言われる、校長会から要望が出ていないと。私は、子どものことを、このお金のことは本当に担任の先生も親も大変だろうし、それから保護者が、聞いてみると男性はご存じないんですよね、えっ、そんなことが今でもあってるんですかと。母親が処理をしているんですけど、だから表にでない内容で現在まで来ていますが、福岡県の教育委員会でも現金徴収をなくすように、県立の学校では要望書出しています、通知を。それを受けて、粕屋町でもぜひこれのしたいと、してほしいと今思っていますが、時間がないのでまた総務常任委員会で多分話が出ると思いますが、教育長のお答えをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校現場は、今本田議員がおっしゃるように、小学校と中学校、徴収方法が違います。1番嫌っているのは、学級担任が雑務が増えることが嫌いです。それを確認していただきたいと思います。検討します。

◎12番（本田芳枝君）

えっ、雑務が増える、減るんじゃないの。

◎教育長（大塚 豊君）

学校の先生は、雑務が増えるのを嫌っています。

◎12番（本田芳枝君）

そうでしょう、その答えで。

じゃあ、以上です。また議会中に各委員会でお話ができればと思います。

以上、終わります。

（12番 本田芳枝君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

次の質問に入る前に申し上げておきます。

質問者におかれましても、答弁者におかれましても、冒頭に申し上げましたように簡潔簡明をお願いいたします。議事進行上、強くお願いいたしておきます。

2番中野敏郎議員。

（2番 中野敏郎君 登壇）

◎2番（中野敏郎君）

2番中野敏郎、一般質問を始めさせていただきます。

第2回目の質問というふうな形になりました。この4カ月間、いろんな研修をさせていただきました。2月、1月でしたか、福岡県の町村議会議員、その研修会というのがございまして、私結構感銘受けたんですが、何かと申しましたら、元鳥取県知事ですかね、片山善博県知事、現在慶應義塾大学の教授をされておりますが、彼が一番最初に冒頭に、議会というものは裁判所の機能を持たせるべきというか、そういうふうなニュアンスの発言をされて、今はこんなことしか話しませんが、ああ、そうか、裁判所かと思いつつながら今回の一般質問、そういうふうな思いを込めて質問をさせていただきたいと思っております。

今回は、私の中では粕屋の未来図というのと粕屋の教訓という2つの大きなテーマを持っておりまして、今回は教訓ですかね。まず最初には、水鳥橋のこれまでの歩みというものを見ていきたいと思っております。その後に、それを含めた全体のほうですか、今後の対応というのを考えていかなきゃならないんじゃないかと思うことで質問させていただきますが、まずその質問に入る前に、実は1月のかすや広報の中で水鳥橋の原因というものをホームページなどに公表するとあっておりましたが、残念ながらいまだなっていないんじゃないかと思っておりますが、なぜ遅れているのか。準備次第公表しますと書いてありましたが、なぜ遅れているのかというところをちょっとお尋ねしたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野 勝寛君）

少々時間がかかっておりますけれども、今月の近いうちには公表をいたしたいと思っております。それにつきましては、原因等のご説明は先月の議会のほうでもご説明しましたとおりでございます。また、今現在復旧にむけて、検討業務を行っております。それもあわせて少し記述をできればなと思ひまして、少し時間をいただいているところでございます。ある程度お話ができる体制が整いましたので、早急に掲載をしたいと、する予定にしております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

その報告を受けて、私は今回の質問をしたいなというふうなのが頭のほうにありまして、町内いろんなところに9,000部余りのチラシを配りまして、この9時半

に、残念ながら10時半になったわけですが、報告するというふうなことをしておいたわけですが、この中でしっかりっていうんですか、直接に水鳥橋がなぜ落ちたのかというふうなところを今からお聞きしたいと思います。

じゃあ、第1番のなぜ水鳥橋っていうのが落ちていったのかというふうなところから話を始めさせていただきます。

平成9年3月についていうふうな形で水鳥橋は竣工しまして、これが2億円、その当時のお金でかかっているというふうなことだそうです。私も正直なところ、建築の世界を目指してた人間です。この間は教育の世界を目指した人間の話をしたんですが、実は専門は建築をやっておりました。私の先輩に竹中工務店に行かれた先輩いましてから、この方があるときこんなことを言われたんですよね。四角四面のビルを建てるというのは工程どおりにやっていけばいいんだけど、ちょっと変わった設計とかになると、それぞれに工夫しなきゃならないから大変なんだけど、ある意味楽しいって、やりがいがあるっていうんですかね。それはそうですね、毎日毎日同じような工程やるよりも、どうしたものかと。

建築、その現場監督であるとか建築士という人たちは、設計図面というのはあっても、それをどうつくるかというのは自分たちで考えなければならないと。このつり橋というのも、やっぱり結構悩んでつくられたと思うんですよね。私も少々悩んでこれをつくりましたが、何が大変かといいましたら、ワイヤーというのがこの中にありまして、このワイヤーというものをいかにびんと張るかというんですか、これっていうのは本当に大変だったと思うんですよ。皆さんも想像できますよね。運動会のロープでもいいですよ、あんなもの2人でここからこっち持ったら、これ170メートルありますからね。そのときに苦労されてクレーンを持ってこられて、ここも引っ張って、ここも引っ張って、ここも引っ張ってっていうんですか、こういうふうな形でこれを施工された。これが実は私どもも目に触れるように、今もネットのほうで見られます。これは、プレストレストコンクリート技術協会というところが報告書を出しております。もちろん、これ粕屋町役場の都市計画課の課長の名前も出ておりますし、ほか関係する諸団体の名前も出ておりますが、そういうふうなことからしたらそういうふうな形でつくられたというふうなところなんですよ。

私も、こういうふうな橋をつくるときの思いっていうのはすごく強くて、ああ、もうすぐ新大間池、あそこにも高架ができる、どんなふうな形でできるんだろうという想像をしておりますが、話がそれていきましたけど、まず最初にこの橋が落ちた理由っていうんですか、その辺をまだ知らない方もいっぱいおられるかと思いま

す。私たち議員とか、この会ってというのはもう既に知っておりますが、もう一度お願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

落橋の原因と申しますか、水鳥橋のバラ園側のほうですね、A2橋台が壊れたということですけど、原因を追及というか調べるために、各種の調査とか復旧検討委員会での検討と討議の結果、おおむねではあります、施工時に、これをつくるときに上部工水平力となる緊張力が導入された、今言われたPCケーブルですね。それを引っ張ったときに、早期の段階で躯体の中に、橋台のほうですね、その中に引っ張り力が発生して、規模は特定できませんがひび割れが発生したと考えられました。その後、施工中並びに供用中に微細なひび割れが発生したと考えられ、その後の温度変化とか水平力の増加、減少、活加重の载荷等によって、いろんな応力作用ですね。その中でそのひび割れが徐々に拡大して、そのすき間から、あそこは池でございますので、水などの劣化因子が侵入しまして鉄筋の腐食が進行、コンクリートの一体性の低下などの事象によって水平力に対し、抵抗力がほぼ一気に喪失したために橋台が壊れたというふうに委員会のほうで推定をいただいております。

それが徐々に、ため池でございますので、そういうふうなひび割れからずっと水が入って、徐々にコンクリートの劣化が進み、平成26年12月5日に一挙に壊れたということでございます。その当時の設計、言われましたように単なる箱物をぽっと建てる、ここではため池、駕与丁公園の水鳥橋というふうな景観を考えて、ほかにはない橋を建てたい、つくりたいということでああいう形式になったと思いますけど、その当時の設計の仕方には問題はなかったんでしょうけど、PCケーブルの固定値、そういうところがちょっと問題があったんじゃないかと思います。それと、施工中にいろんな工夫の仕方があったんじゃないかということもございますけど、やり方も悪かったんじゃないかということもございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ご答弁ありがとうございます。

今、いろんなことをおっしゃいましたが、私もこういうふうな事故が起こるとい  
うのは、何かやっぱり発端があるというか、この橋私も5、6回でしょうか、通っ

たと思います。マラソンのときに追い越されて通りながら、おお、揺れるねとか、案外私こういう橋が大好きですから、妻と行ったときにこの上に乗ってからぶらぶらぶらぶらさせるんですよね。そしたら、結構揺れるんですよね。普通だったらそうでもないんですけど、何かそのときにやっぱり不安を感じてたというか。何を感じるかと、軽いものが揺れるんだったらそうでもないんですが、この橋は大きい、重たい、だから揺れるときに、これ大丈夫かなあってというふうな思いを持ちました。この思っているのがそのままになったんでしょうね。

12月5日、もうこの日っていうのは私もよく覚えてるんですが、相当にその前の日から風が吹いていて、橋も揺れたんかもしれません。そういう揺れっていうのは、重力っていうか、重さにとっては相当な負担になります。私も車つきのクレーンなんかを操作しますが、荷物が揺れたら相当な過重になってしまいます。このとき、言葉で言ったら幸いにもというんですか、誰もいない深夜か朝方にこの橋っていうのが落ちていくわけですが、その話をフェイスブックで知ったときに写真が出てはいなかったかとは思いますが、すぐ自分の頭で思い浮かべました。ああ、これは絶対これが、このあたりの部分がみんな持ってこられたんだよな、だもんで落ちてるんだよなと、相当重たいんだからなというふうな想像を持ったんですよね。

実は、これって本当先ほど言いましたように、運がいいというか、何が運がいいかと、人が誰もけがもしなかったし、死にもしなかった。だけど、私これをずっと計画する中で、質問をする中で、いろんな調査をしました。運よくか、これは運悪くですが、台湾のほうで地震がこの間ありましたですよね。それが震度6ぐらいですか、マグニチュードですか。それで、有名な16階建てぐらいの雑居ビルというのが倒れました。もう新聞報道では、すぐにいろんなことが取り沙汰されました。これっていうのは、ちょっと施工がミスしてるんじゃないか、手抜きじゃないか。新聞記事、私もずっと持っているわけですが、すぐに何が起こったかと。事故調査委員会ですよね。それから、元社長、もうこの会社というのは随分前に潰れたというんですか、潰れてたっちゅうぐらいに経営状態が悪かったから手抜きもしたんでしょうが、それで元社長あたりの3人が拘束された。その次の記事には、もう財産の差し押さえを検討しているというふうな形が出てきました。また、たまたまラジオを聞きながらこれをしているときに、別な情報が私の耳に入ってきました。これは、大阪府の池田市っていうところで公園ででしょうか、市が管理している鉄柱の電灯とかついてるものですか、それがたまたま運悪く足元がさびついてしまってたその鉄柱が倒れた。それだったらまだニュースにならないかもしれないんだけど、残念ながらその近くにいた少女をけがさせた。当然、こういうふうなときには、市

はずぐに対応をしました、全部のほかの同じようなものをチェックしたというふうなニュースが流れてきたわけですね。

ここで考えますに、地震があつて倒れたその台湾の16階建てのビルと、何の地震もなく20年、十何年の時がたって落ちたこのつり橋、どちらがどうなのかというふうなことを想像しただけでもわかりますよね。最初の段階でクラックが入っていた、割れ目が入ってた、そんなところから鉄筋なんかがさびていく。ああ、そういう施工管理がうまくいっていなかったっていうかですね。私は、この後にすぐに復旧検討委員会というふうなものが町のほうで設けられてるんですが、その今話したようなことでいって、これが復旧検討委員会、言葉からいって相当に生ぬるいような気もするんですが、そういうふうな形でできてるわけですね。なぜこんなふうなことになったのかというのが第2番目の質問ですので、これのお答えをお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

復旧検討委員会という名前をどうやって、どうしてつけられたっていうことですよ。

◎2番（中野敏郎君）

はい。

◎副町長（吉武信一君）

落橋したときに水鳥橋に関しては、すぐやはりぜひとも早急に改修していただきたいとか、そういうふうな町民の皆様のご意見も、アンケートとかも来てましたので、うちのほうもやっぱり、行政としても早くしたいと、直したいというふうな思いもありましたんで。また、落橋した部分が第3経間ですよ、一部落ちたというところなんですよ。その当時、そこだけを早く直せばいいんじゃないかというふうに自分たちも思ってたので、それを調べていく中でその橋自体がP Cケーブルでずっと連結してると、そこだけの原因じゃないということで、まずは皆さん、住民とかご利用される皆様に説明責任の履行、原因が何で落ちたのかと、そしてそこだけを直せば早く済むんじゃないかということで、今後の対策に関する専門的見地から究明検討を行う目的として復旧検討委員会というふうな委員会を立ち上げたということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎ 2 番（中野敏郎君）

町のほうはそういうふうな形で復旧検討委員会というふうな名前で委員会をされていくわけですが、実際業者の方というのは焦りますよね。焦って、自らのお金でというか、2,000万円ないし3,000万円ぐらいのお金を使って復旧工事を自らされてるんですよね。そういうふうな形で思ったとき、その補修したところというのは彼らにとっても弱いところだったちゅうことです。片一方側のほうには鉄板があって、その上にアンカーを打ってというんですか、そういう弱さだったんです。

さっきちょっと抜けましたので言いますが、明らかに設計ミスであろうと、施工もミスだろうと言えるところがあるんですよね。わざわざこうやってから私ワイヤーを持ってきましたが、このワイヤー、実はこんな最後まではないんですよね。この部分までなんです、この部分までしかないんですよね。そして、こっち側のほうは何にもない。で、こっちは大地に向かってグラウンドアンカーというのでしてますが、もうこの部分というのが全くに弱かったということなんですよ。だもんで、ここが割れてしまった。私がこの体で説明しましたら、こうやって手を伸ばしてワイヤーを持ってるっていうか、引っ張ってる。重たいんですよ、この手が。関節、私も手からしっかりはしてるんですが、残念ながら私という体がこの椅子に座るような状態です。椅子に座ってこうやって支えているんですが、この私というのもやっぱ体力がもちません。なのでどうするか、この椅子はしっかりグラウンドアンカーと固定されているから、これがしっかりついとけば大丈夫だったんですよ、まだ。施工時の問題点もありますが、そういうところのやっぱりアンバランスっていうんですか、力が足りなかったと。それをずっと支えてたこのワイヤーの重さ、それからコンクリートの重さ、それによって引き裂かれた、こういうふうなことっていうのが見えなかったと。

じゃあ、この辺にただ復旧だけじゃなくて、施工した側に何の責任もないのかと。責任感じたからその2,000万円、3,000万円つぎ込んで工事されたんでしょうけど、復旧工事ですね。そのあたり、委員会のほうでは瑕疵担保とか、そういうふうなものが10年というふうな形でありませんよというふうな形になったんですが、そうじゃなくて本当に本質的に間違ってることだったら、もっと長い期間でも追求できるんじゃないかと。そのあたり副町長、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

業者のほうは、責任を感じて復旧という、とりあえずあの橋自体がP Cケーブル

でございますので、危ないということで復旧じゃないんですよ。次に起こる事故を防ぐための工事をしてるんですよ。先ほど言われました設計ミスと言われましたけど、当時それがまずかったかというのは一概に言えないんですよ。その当時は、やっぱりつり橋ということでほかにも施工してるところあるんで、そういうふうな形でもよかったということですね。その後、2年ぐらい後に基準というか、構造基準の制定が国のほうから示されたということです。だから、その当時、それが本当にまずかったのかということは、一概には言えないとこなんですよ。でも、業者のほうは、やはり施工した業者は次のことを考えて、復旧じゃなくて一応落橋を、次の事故を防ぐということをやったってということなんですよ。ちょっとご理解をいただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

確かに、復旧というか、落ちるといのがもう見えるぐらいにというんですか、だからなお一層のこと私は言いたいんですよ。何かと、何で復旧という言葉なんだろうかと。復旧じゃないというか、私の中では、これはもう全壊なんだというか、壊れてしまってる。そういうふうな中で、例えばこの間のお話でありましたこれだけは今残ってるんですが、それだけを残すなんていうのはおかしくないですか。もう全壊してるのにこれだけを残すということは、それを残すために相当な費用が別にかかってしまうと。例えばの話、この議場でこのテーブルだけはまともですから、ほかはみんな壊してくださいよという工事をせえって言われたら、本当に大変。そういうふうなことがこのあたりの7,000万円という金額から4,300万円、これとこれとこの乗ってるのだけを壊そうというふうな形になってるわけですよ。

ちょっと飛びましたけど、もうそのすぐ後に復旧、まだ復旧が使われてるんですが、検討業務委託というなのが630万円使ってされてますが、この大まかな内容というのをお知らせください。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

先ほどから復旧と言われてますけど、一応壊れたときの名前は復旧で、とりあえず第3経間が壊れたから、それを生かしてできる、そこだけを直せばいいんじゃないかと。ほかのほうは大丈夫じゃないんかということで自分たちも考えていました。それは説明しましたよね。だから復旧、今の橋をいいものは残して、使えるも

のは残してつくるということで基本的に始めたわけです。だから、あの橋が全部もう悪いなら、全部そのときに壊してますよ。それがわからないからそれを調査してしましよと、使えるものは使いましよと、第3経間だけが悪かったらそこだけを直せばいいんじゃないかと、安価にできるんじゃないかということですよ。だから、復旧ということにしたんです。

今調査していく中で、それが実際に使えるものと使えないもの、橋脚のほうは使えるんですよ。だから、新しい橋をかけるときに使えるものは使おうじゃないかと。そこに新たにつける、つくることをやめるんなら、もう壊さないかんです。でも、今のところそこで新しい橋をつくれるんなら、それを利用しようじゃないかということで残してるわけですよ。今上部工のほうの、悪い部分と橋台の悪い部分だけを撤去工事をさせていただきました。ため池でございますので、工事期間っちゃうのも限られてます。だから、一挙に全部工事することはできないんで、上部工を先にさせていただくということで前回説明をさせていただいたと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野 勝寛君）

水鳥橋の復旧、検討業務の内容でございますけれども、この委員会のほうで原因究明並びに検討を行う基礎資料といたしますために現地調査、いわゆる外観の変状調査でございます。あるいは詳細調査、これにつきましてはコンクリートの品質調査であったり、モニタリングと言われる動態観測あるいはボーリング調査等を行いまして、委員会の運営等の業務を行ってまいる委託業務でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

そしたら、今のこの業務の中に解体工事のときの見積り積算とかしてありますよね。解体工事のやり方、そういうふうな分のコンサルの仕事というのはなかったということですかね。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野 勝寛君）

水鳥橋の撤去工事の前段にかかる費用につきましては、別途撤去工事の詳細設計を委託しております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

すみません、それお幾らぐらいでどちらにということ。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野 勝寛君）

こちらにつきましては、請負金額385万6,680円を当初27年10月1日に契約をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ありがとうございました。私もここまでの金額は見ておりませんでした。

そして、その後、これは私が議員になる前の話なんです、9月議会で7,000万円というふうな金額で予算化されております。私が入った段階で委員会に報告がありまして4,300万円ですか、この差っていうのが結局この2つを壊さないということであるんですか。それともまだほかに、もうその7,000万円以外の残りの使い方っていうか、それをお知らせください。

◎議長（進藤啓一君）

山野都市計画課長。

◎都市計画課長（山野 勝寛君）

7,000万円計上させていただきましたのは、9月の補正予算のほうで皆様をお願いして計上をさせていただいております。このときは7,000万円の金額につきましては、その当時、早急に概算金額を計上しまして議会のほうをお願いしたわけでございます。その後、詳細設計の業務委託を行いまして、その金額をできるだけ圧縮し、安価にできるような工法をいろんな形で検討してまいりました結果、議員おっしゃられました12月にご説明しましたとおり、約4,700万円のほうで業者委託を行ったところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

すみません、今の答弁というのは、もう私の4番ですかね。粕屋町水鳥橋形式検討業務委託の内容というのをおっしゃったわけですよ、ですよ。違います。じゃあ、その委託内容というのを説明お願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎都市計画課長（山野 勝寛君）

水鳥橋形式検討業務の内容につきましては、復旧委員会の中で現況の復旧につきましては、部分的に撤去し再構築するのが望ましいところの提言をいただいたところでございます。復旧案といたしまして、現状のつり橋形式にする案あるいは今少し中野議員もおっしゃいました現況の橋脚を再利用をしながら別途形式にする案や、その他ほかに有効な代替案等につきまして、現在の池の環境、池の水位の低位置でしか工事ができませんので、その限られた施工期間あるいは限られた施工ヤード、そのほか当然経済性等、いろいろな諸条件を勘案いたしまして、最適な形式の選定を行うために現在、その業務に当たっているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

今答えられた業務委託というふうなところで一言申したいと思いますが、先ほど町長がこの水鳥橋はもう予算がなくて、今年度というか来年度の工事はできないというふうなことありましたから、逆にゆっくり、ゆっくりと言ったら失礼なんです、十分検討できるなど。その業務委託ということに私は、いたくひっかかっているんですが、何かといたら、こういうふうなところで町長の施政方針にもありましたように、まちづくりというものを一人一人のいろんな人に意見を述べさせてというか、述べていただいてやっていく方法もあるんじゃないか。去年、ずっとまちカフェとかいろんな形で総合政策とかやっていた、ああいうふうなやり方もあるんじゃないかと。

ただ、橋をもう一回つくりかえるというふうなことも結構反対があったんですよ。私がこの9,000枚のチラシを配ったら、ファクスは来る、メールは来るは、今日傍聴来てあるかわかりませんが、そういう思いも持っている人というんですか、何か私も何回もあの周りをぐるぐる回って、そうだね、ここに橋ないとバラまつりやるとき中まで行くの大変だな、しかしあの東側の高速の横ぐらいいっぱい須恵町の土地かもしれない粕屋町ぎりぎり、だけど土地あるじゃない、何かうまく貸してもらえないか。で、格好いい風景の場所がいっぱいあるんですよ。やっぱり、あのあたり風が強いんでしょうか、牛舎やらありますが、あのあたりうまく何かすることもできるんじゃないか、あるいは何回も通ってたら、例えば酒殿駅、酒殿駅からあのバラまつりの会場までうまく行けるような、楽しめるような、もちろん金

をかけないような形で酒殿でおりて、乗って、最後は長者原で帰ろうとか、そういう一つのサークル的な世界も構築できるんじゃないかと。

私は、この橋がこれだけのお金を使ってもっと有効にならないか、そしたらいろいろ計算していったら、さっきもちょっとプラスが出ましたが、おおよそここに大きく最初から数字書いてましたから、皆さんげげんなく思ってたんですが、3億円という数字を書いております。これは、こういうふうな数字を集めていって、その前の設計もあるでしょうし、そういうのを合わせていったら3億円ぐらい使われてると思うんですよね。それを6,500で割ると、6,500。ぱっとわかる人いると思います。この17年余りぐらいの日数ですね。日数で割ると、6,500で割ると、これが4万6,100みたいな金額になるんですよ。これが何かまたうまいぐあいに合わせたような数字ですよ。何かと、6,500日を3億円で割るとこんなふうになるけど、これは実はおおよそ粕屋町の今の町民の数です。1人の町民が6,500円ずつぐらいこの6,500日通行料を払った、それが6,500円ですよ。高いとか安いとか、そういう価値観でいったら税金払ってる人はいろいろ思う人いるとは思いますが、6,500円。私は5回通ったから1回1,000円かなと。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員、なるべく簡潔にお願いします。

◎2番（中野敏郎君）

はい、わかりました。

というふうなところが6,500円というのをどうするのかというふうなところで、私はいろんなまだほかに考える方法があるんじゃないかと思っておりますので、この1年じっくり執行部に考えてもらいたいと思います。

じゃあ、大きな項目での2番目に入りたいと思います。

今現在進行形の、結局この工事の手抜きやいろんなふうなことが今の工事にちゃんと生かされてるのかというふうなところを私は問題にしたいと思うんですが、今現在私の中でぱっと出る工事中のものというのはこども館と、それから給食センターというか。

まず最初に、子ども未来課長のほうにお尋ねしますが、今現在施工されている工事っていうのは、こういうふうな問題が十何年後に起こったりするとかしないとか、そういうふうなことはないかと言われたらいいですという答えでしょうが、どうか1回お答え願います。

◎議長（進藤啓一君）

今おっしゃってるのは水鳥橋の関係ですか。

◎ 2 番（中野敏郎君）

水鳥橋をどう生かしてるかということなんです、の失敗をと。

◎議長（進藤啓一君）

分野違うようですが、お答えください。

◎ 2 番（中野敏郎君）

議長がわからないようですので、もう一回説明させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

いやいや、項目が水鳥橋ですから、それをいかに活かすかちゅうことらしいですが。

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

水鳥橋の事故を受けてということだろうかと思います。事故を受ける、受けないにかかわらず、建築等を行いますときには当然、後々ミスがないようにということには心がけながら、私たち事務職員、なかなか専門知識は持ちませんので、設計会社等に監理をしていただきながら施工しているところでございます。なので、通常施工ミス、設計ミス等なく、今後問題なく施設が使えるというふうに信じて工事をしておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎ 2 番（中野敏郎君）

きちんとした答弁ありがとうございます。

水鳥橋のところではっきり申し上げておりましたが、施工ミス、それから設計ミス、そういうふうなことももう一つ、私は委員会でも述べましたが、やっぱり監理をしていないというか、施工監理をやっていない行政のミスもあるのじゃないのかというふうなことを提案しているわけです。提案というか、そのとき意見を述べているわけですね。やっぱり、その後の経過というのもあります。1年後、2年後、3年後、そういうふうな形の経過というのもちろんとチェックしていかなくちゃならない。

水鳥橋のこの報告の中の一番最後のページにこんなふうなところが書いてあります。施工時記録を保管し、定期点検を確実にを行うなどの適切な維持管理が行われるための必要な配慮を行うことというふうなことがございます。もちろん、そういうふうな施工記録であるとか図面とか、今はまだ終わってませんが、とるような方向できちんとやってありますよね、もう一回再度質問いたしますが。

◎議長（進藤啓一君）

堺課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

施工時の記録、写真及び文書等、それぞれとりながら、また定期的に、ほぼ1週間に1回程度ですけども、工程管理会議ということで建築側の業者、設計業者、そして私ども、集まって施工監理をしながら行っているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

その三者の方で集まってっていうか、いろんな話が行われているというふうなところでそういうふうな形なんだろうが、私の中ではやっぱり行政側の人たちが建築的な知識であるとか土木的な知識、それぞれの工事にもうちょっと自分たちの考えが出せるとか、そういうふうなことでないと、世の中にはどういうわけか三本の矢であるとか、三人寄れば文殊の知恵とか、そういうふうなことがありますよね。アイデアというか失敗、こういうことでもしっかり何か討論したら、ひよっとしたらこれおかしきよねというふうなことが出たんじゃないかなというふうな気もするんですよね。

建築をやったかあるいは土木をやったか、そういうふうなことが私はこういうふうな水鳥橋の経験から必要やないかというふうな論点で、この第2番目の大きな質問をしていってるわけですが、同じようなことを給食センターの件については特別委員会のほうでいつも話を聞いて、私もこんなふうな話をしておりますので、この場では省略させていただきますが、やっぱり最初に何か受ける建物のイメージというのが結構大きいというか、私もこども館というのは1回議員仲間と、それから他町の人たちと1回雨の日に行かせていただきましたが、雨の日が悪かったのかな、私もそのときはそう余り思わなかった、ちょっと待てよ、この建物って結構木造の、補助が出てから木造でいっぱいやられるんだろうなと、だけどこれひよっとしたら例えば床が腐れたりしないだろうか。何でそんなこと思ったかといったら、私の行った学校、建築学科がある学校ですが、その体育館の床がみんな腐れたんですよ、在学中に。何でか、換気が悪かったからということ。へえ、そういう学校でもそういう施工をしてるような、文部省の仕事をしているようなところでそんなことが起こり得るっていうか。

だったら、あのこども館、今考えてみますに結構段差がありますよね。いろんな方、何て言うんですか、ステップフロアというんか、ああ、そうしたときに簡単に

言えば、風が通りにくいんだろとか、一瞬後で考えたら思ったりしたというか、例えばそういうふうなことがいろんな場面でいろんな人たちが意見言うことによって、何か、ああ、こういうやり方がいいんじゃないか、変えてもいいというか、そういうふうなところが出てくるか。私は凶面ももらってません、そんな出しやばるような知識も持ってないんですが、そういうイメージで捉えたというか、ああ、そういう第六感的なこともひょっとしたらあるかもしれないし、まあなるべくそういうふうな専門的な人たちも入れるような形でというふうなことで、これから町長のほうにいろんな質問をしていきたいと思うんですが、実はこういうふうなことがあって、私もいろんなところでこの管理というものをどうしてるかというふうなのを聞いてきました。

實際上、私もこの粕屋町で今から30年近く前、ちょうど平成元年ぐらいに工事を2件ほど担当させていただきました。福岡市の業者でしたから、福岡市の仕事が多かったわけですが、その当時福岡市で仕事をして、学校建設を2件ぐらいちょっと担当いろいろさせていただいたんですが、検査のときは緊張しました。我が社の社長もベルトにはさみやらのこぎり持ってくるんですよ、その日は。私達も緊張して、そしたら誰が来るかといったら、検査官という方が来られて、トンカチやら持って支柱をぽんぽんとたたいて、はい、これだめです、取りかえなさいというふうな経験というのがございました。実際、粕屋町も、たまたま運よくか、仕事をさせていただきました。そういう福岡市での経験がございましたので、粕屋町のときにも検査を迎えるために懸命に対策を練るわけですね。対策といっても検査がしやすいようにということで、例えばツツジを1,000本も植えてたら、その1,000本がさつと分かるようにということで100本ずつぐらくくっておく、そういうふうな作業を半日ぐらいかかってやって、はい、じゃあ検査という当日になって、実際上は粕屋町には検査課とかというのはございません。担当の方が来られて、そのまんまばあっと見てから、それで終わりというふうな現状でした。まあ間違いはないですよ、誰も反論がなければいいと思いますが。

◎議長（進藤啓一君）

いや、反論、今は質問ですから反論はないんでしょうけど、今お尋ねは水鳥橋に関してですか、それともこども館ですか。答弁のほうもはっきり分かんと思えますね。もう少しはっきりおっしゃってください。

◎2番（中野敏郎君）

水鳥橋のことが起因するような原因というのは、施工監理とかそういうふうなことであるとも思ってるから、第2番目なんです、今。

◎議長（進藤啓一君）

おっしゃってることは分かりますから、以降はこの質問の通告書に何件ということで書いていただければ、執行部のほうも明解な答弁ができると思いますので、以降よろしくをお願いします。

◎2番（中野敏郎君）

はい、分かりました。

じゃあ、第2番目の施工監理体制について。この間から給食センターのことなんかでも県の施設ですか、公共工事発注支援業務のというふうな形で、こういうふうなシステムがある、あるということはそういうふうなところが足りないからこそ、こういうシステムができたのかなというふうなところを思うわけですが、なるべくなら私は町のことは町でやってもらいたい、そういうふうなことを思うんですが、監理業務について調べたところ、例えば久留米市とかだったら監査委員があるように監査工事というふうなことをやられてて、例えば土木的な人を1人あるいは建築的な人を1人、もう一人議員でも結構です、そういう人で例えば年1つだけでもどれかの工事をチェックしよう、徹底的にチェックしようと、そういうふうなことがあれば随分業者にとっても厳しくなるんじゃないか。ちゃんと仕事しなきゃというふうなことを思いますが、給食センターの件、それからさっき私がずっと話した件、そういうふうなところから、町長、どういうふうなことを思われているか一言答弁、監査体制についてということですね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

議員のおっしゃるとおり、やはり監査体制というものはしっかりしなくてはならないと思っております。今回、ちょうど給食センターの廃棄物についてということを経験をさせていただきました。こういった中で、福岡市は環境局ということでしっかりとそういった議論がなされておりますし、そういった対策をしっかりされておりました。しかしながら、粕屋町は今回ご存じだと思いますけども、給食準備室ができておりますが、全く無知識の方がやはりなられております。そういった中で、こういったところでこういった間違いが防止できなかったんじゃないかなと私は思っております。やはり、検査体制というものは若干議員のほうからもご指摘がございましたように、その都度雇うてくればいいじゃないかということもあります。しかしながら、今後職員も、やはりしっかりとそういう知識を持つような職員も育てられないかと私は思っております。そういった中で、今までは一般職が

中心として雇用されておりましたけども、やはり今後はそういった技術職というものをしっかりと補充しながら、粕屋町もそういった検査体制をしっかりとしないといけないと思っております。

そういった中で、やはり今回のガス対策、4カ所を通気口で処理されておりましたけども、後でまた答えるかと思えますけども、これが専門家に見せて、福岡市の環境局から来ていただいて査定をしていただいたら14カ所に増えております。その現状を見てですね。そして、さらには給食センターにひっつけるコンクリを間をあけております。それとか、駐車場に全面アスファルトを敷きつけるということが、これは植栽を植えてガス抜きをするというような、そういった知識の中からそういった予防策というものが今度提案されておりますので、やはり議員おっしゃるようにしっかりとしたそういったチェック体制というのは必ず必要だと思います。しかしながら、今は粕屋町の中ではその体制は整っておりません。ですから、今後しっかりと、やはり専門知識を生かしたようなやり方、そして職員が専門職になれるような方向で今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

そういうふうな形で長い目になってしまうかもしれませんが、急場の場合はどうか、ゼネコン退職された方とか、そういう方の嘱託とか任用されて、そういう知識をうまく生かしていく。それこそが先ほども言いましたような町長の施政方針の中にある粕屋町に眠っている人材というものを活かすものじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討のほどをお願いしたいと思います。

最後の質問になりますが、ちょっと皮肉っぽい質問になってるんかもしれませんが、先ほど副町長のほうから、これは残すというか再利用することもできるというふうな答弁がございましたが、私のほうから申しましたら、これっていうのが一つのモニュメントっていうんですか、そういうものにもうしてもいいんじゃないか、これを壊してどうのこうの、つり橋がというか橋がどうなるかというふうなことも分かりませんが、そういう一つの検討課題として、あそこにモニュメントあって、これが何なんかと、私たちのいろんな失敗のモニュメントになるというか、そういうふうな提案をしてるんですが、これが今から1年というか2年、ずっと残るわけですね。皆さんはあれを見るたびにどういうことを思われるか。これを残すことについて町長の出ばなをくじくかもしれませんが、どう思われますか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

基本的には、あの橋台を残すにはコスト面が必要になるかと思います。そういった中で、やはりあのモニュメントということになりますけども、これは東日本大震災と同じ考えではないかなと思っております。やはり、残せという方と早く思い出すから片づけてくださいといった方もいらっしゃると思います。私は、この落橋の思いをやはりいつまでも引きずりたくないと思っているほうでございますので、モニュメントとしては活用はしたくないと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

そういうふうな答弁になるかなと思っておりますが、ただ先ほども申しましたように、いろんな意見を聞かれて、これからやっていただきたいと思います。

私は、今日の答弁というか、ずっと質問やりながら、この間の学校教育のことというのをまだ引きずっておまして、あのときも一言意見言いましたが、あのとき学校の先生たちが輝いとかなければ、やっぱり子どもたちも輝かないだろうなというふうなことを言いました。私は、なるべく職員の方が輝いてほしいというか、そのときに言われた言葉というのがペスタロッチの言葉だったんです。これ西小学校の高倉校長がプリントされたやつで読みますが、簡単な一言です。1人の子を粗末にするとき、教育はその光を失うと。これは逆にかえれば、1人の職員を粗末にするとき、行政っていうか、私たち町の人間ですかね、は光を失われてしまうわけですね。皆さんが何か輝くような形で仕事をしていただきたい。

そういうふうにな手だてのために、例えば、私の兄はたまたま水道局、福岡市の水道局にいたんですが、3年間ぐらい大刀洗町に行っていました。何で行ったか、派遣というふうな形で、福岡市のほうが上部団体というふうな形でいろいろ研修、教えていくとか指導するとかいうふうな形もあるんでしょうが、その職員の方もいろんな形で大いにそういう学びの場、いろんな形でやられているかと思いますが、建設の関係のほうでいろんな勉強の場を大いにつくってもらいたいと思いますが、町長そのあたりあるいは副町長でも結構ですが、今までいろいろ建設畑におられた方っていうんか、そういう場をもっと設けるような施策というのはどうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

今言われたように職員の派遣、うちもやってます。今大野城市研修所ですね、そこにも3年、今年帰ってくるようになってますけど、そういうふうな形もやってますし、県のほうにも今度市町村支援課ですかね、県のほうに一応また研修でやるようになってます。そういうふうな交流は行ってますんで、今後もそういうふうに行っていきたいと思います。

それから、行政のほうも1人の職員を粗末にするとか、そういう思いは全然ありません。1人を責めるとか、そういうことじゃなくて、やっぱり悪いことは悪い、いいことはいいと褒める。悪かったら、やっぱり考え直してもらわないかんし、そういうことをやっていきたいんですよ。皆さん、やっぱり職員が本当明るく仕事をやっていきたいように思っています。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

別に対峙する部分じゃなかったと思いますが、副町長が陰しく言われるんで、いや、じゃなくて、同じ思いですよ。だから、そういうふうな形で皆さんいろんなところで勉強していただけたらいいかなというふうなところを思っております。

以上が私の質問の内容なんですが、9分残っておりますが、1分ぐらいちょっといただけたらと思いますが、その片山、さっき一番最初に言われた鳥取元県知事は、最後にまたまとめて、議会が裁判所的なというふうなことを言われたわけですが、実は私その話を聞いていたときに、頭の中は別なことを考え出したんですよ。私は、その裁判所の中でどういう立場にいるんだろうかと、私は何なんだろうかと。議長なのだろうか、議員なのだろうかあるいはというですね。そのときにぽかんと浮かんだのが、実は陪審員という世界です。何が陪審員かといったら、映画の映像が浮かんでしまったんですよ。皆さんも同世代だから見られていると思うんですが、12人の怒れる男っていうアメリカ映画ありました。陪審員の、うなずいてる方はもうすごく協力していただけるかと思いますが、そのヘンリー・フォンダという格好いい人が自分も疑問は持ってるんだけど、12人全員がギルティっていうんですか、罪だって言ったらもうその子の裁判が決まってしまうから、あえて話し合いしましょうっちゅうような形で反論して行って、そしたら最終的に12人全員がギルティでないっていうふうな話、もう短時間の映画なんですけど、なかなかいい。ああ、話し合いをするというか、こうやって討論することによってお互いの距離っ

ていうか本当のこと、社会正義というものを僕らがつかんでいくというふうなことが必要なと思います。私もまた研鑽して行って次回に、次回は町長にお約束しておりました粕屋の未来ということでこの風景のことについてはしゃべりたいと思っております。

これで終わらせていただきます、すみません。

(2番 中野敏郎君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

(休憩 午前11時27分)

(再開 午前11時40分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開します。

9番田川正治議員。

(9番 田川正治君 登壇)

◎9番（田川正治君）

議席番号9番、日本共産党田川正治です。

通告書に基づき、町長並びに関係部課長に対して質問いたします。

まず最初に、昨年9月、安倍政権が強行した安保法制、戦争法が今年3月末に施行を迎えます。現在、自衛隊が派遣されている南スーダンでは、国内で政府軍が戦闘状態にあり、民間人も含めて死者が出ている危険な状態にあります。国連の報告書でも、いつ何どき大規模紛争が再発するかもしれないと指摘する状況が続いております。国会論戦でも、南スーダンの自衛隊の任務に駆けつけ警護や人権奪還の任務まで検討されてるということが明らかになりました。

このような情勢のもと、全国ではこれから日本の将来を担う若いパパやママ、自ら赤ちゃんをだっこして、そしてこの集会やデモに参加し、戦争反対と、戦争法を廃止せよと声を上げております。国会内でも5野党が結集して、共同で安保法制廃止と集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回の選挙公約を取り組むことで一致しました。戦争法廃止法案を5野党共同で国会に提出し、今全国ではこの戦争法の廃止を求める署名に取り組みられています。町民の暮らしを、命を守る、このことに私は取り組んでまいりたい。

そして、町長が12月議会で私の質問に、永久に崩れぬ平和を誓い、粕屋町の非核恒久平和都市宣言を宣言した町でありたい。このように答弁されました。私も、町会議員としてかわいい子どもや孫たち、この平和な日本を引き継いでいくために頑

張る決意を表明して、一般質問に入ります。

まず最初に、学校給食センター建設の産業廃棄物処理と対策は万全なのかについて質問します。

昨年9月から建設が進められた途中に、福岡県からの産業廃棄物処理置き場の廃棄物の土壌を処分するように指摘をされ、急きょ対策をとることになりましたが、このことはこれまでごみの土壌の処分については26年度の町議会に報告があり、何回も審議を行ってまいりました。町が業者に委託して福岡市に提出した土壌調査に間違いはないのか、産業廃棄物による公害はないのか、危険性はないのかを何度も正した結果、県に提出した土壌は問題がないという報告でした。26年度の調査では、PFI先にありきで強引に進めるという姿勢が強くあって、町長や教育長、関係する担当者に調査に対する曖昧さが生まれたんじゃないかと考えます。そのことは、今年の調査の結果、土壌調査が不十分であり、工事を中止せざるを得なくなったことから明らかだと思います。

これがPFI事業じゃなくて町直営で、町が責任を持って公設公営で行う、このような給食センターの建設であれば、現在の給食センターの場所がごみ置き場、ごみ捨て場であった、また当時はあらゆるごみが捨てられる、産業廃棄物のごみも含んでいた、このようなことが分かっているとありますので、また歴代の町長や職員も建設場所がこのような場所だということはよく存じてあると思います。ですから、もっと詳しく調査をすることも含めて、他の場所に建設することも検討する。このようなことも当然生まれたはずで、それが安全であるべき給食センターをPFI事業に任せたことで弊害が生まれたと私は考えます。

今回の町長選挙の後、年末に因新町長は、産業廃棄物を解明するために給食センターの建設を一時中止することを記者会見しました。そして、問題点や今後の対策について、議員私たち全員の協議会や町内の各小学校での保護者との意見交換の場を持たれました。その後、年末突然記者会見して、工事を再開されました。町長は、建設の中止をしてまで議員全員、保護者などから意見を聞いたけど、最終的には自分が結論を出したということですが、結論先にありきと思われるような町長の判断について、議会に対しても町民に対しても、残念ながら十分な説明責任を果たしたと言えないと私は思います。

そこで今、町民が一番心配していることは、産業廃棄物のごみ処分場に給食センターを建設して大丈夫なのか、安全で安心な給食を子どもたちに食べさせることができるのかという心配があります。そこで、3項目について町長に質問いたします。

今述べましたことではありますが、現在の町長は、産業廃棄物処理に関して検討した結果、現在の建設場所での工事再開を記者会見されましたが、町民の不安と心配は解消をされたという認識なのかどうかについてお伺いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

こういった議論が、やはり議会の採決前に議論されるべきであったんじゃないかなと私は思っております。やはり、当初からここが焼却場であったということで、いろいろなPFIというよりも、この場所でいいのかどうかというのを最初は議論したと思います。そういった中で、やはりこれは最終的には1月、昨年1月21日に臨時議会におきまして議長裁決ではございましたけども、これは町がこの場所で建設する、そして議員が可決したということについては非常に重たいと思っております。そういった中で、やはりこれは議会で決まったことでございますから、今後はそれを踏まえてしっかりとした対策を講じてまいらなければならないと私は思っております。

今回、この土壌の中が安全かといいますと、私は当時議員でございましたので、もう非常に答えにくい問題がありますけども、やはり非常に説明について本当に理解しにくいような説明だったと思います。土壌調査ですね、環境保全課の土壌が汚染されてるかどうか、これは当時廃棄物も含めて1回出したわけですね。皆さんご存じだと思いますけども。これに廃棄物も一緒に調査したら、鉛と一般化合物が出たということが出ました。これでどうしたらいいですかということで県のほうに聞きに行かれてる。そして、これは土壌をちゃんと調査してくださいと。これは土壌は、私たちも土壌と思うとりましたら、表面から下が土壌と思っておりましたけども、埋め土、それから廃棄物、それを全部の抜けたその下の土壌です。これ5メートル以下の土壌なんですね。ここを34カ所して、何も汚染物質がなかったということの説明があったから、やはり県もその方向についてはいいですよと。そして、廃棄物については、特定廃棄物の箇所を持っていけばいいですよと。県もいい、法的にもいいというような説明がありましたけども、これは廃棄物がどうなのかっていうことを全く説明していない。ここに、やはり矛盾点を感じておりました。

そういった中で、やはり今後はそういった基礎の下にある廃棄物をいかにしっかりとした対策で閉じ込めるのか、そしてガス対策をしっかりとするのかというものを今度は有識者に来ていただいて、しっかりとした対策を、正しい政策をしていただいて、今回に至ったということでございます。これは、やはり給食が遅れるとか、

そういった問題じゃなくて、この給食センターが運営される十何年間、そして建設からか、またそれから運営15年になっておりますけども、そういった中で、絶対絶対に事故を起こさんような中での対策をしたいと思っておりますので、それになっております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

私が町長に問うたのは、今の経過の問題というのは議会で討議もしてきておるし、説明も受けております。住民説明会の中でもそのような話がされています。そのことについて、町民説明会などに参加した人たちに、本当に理解がされるようなことを、その問題は説明会した後、1月、2月、今にわたってやったのかということ聞きよんです。そういうことも含めて十分に理解がされたと、説明会の意義もあったということだったのかちゅうことを聞きよるんです。

それは、私が何でそういうふう聞くかというのは、準備会が作成しました住民説明会での参加者からの意見の特徴は、今町長が言われたようなことについてに疑問を持って、この問題点をはっきり正してくれということ言われてるんです。例えば、廃棄物の上に建設するのは危険では。建設についてはじっくり考慮して候補地を決めてほしい。中止して2～3億円無駄になるかもしれないが、30年先にこの場所でもよかったと言えるようにしてほしい。場所を移して給食は続けてほしい。ごみの層の上に食品をつくる建物を建ててほしくない。過去は水害が起こったことがある場所、そのような用途を考えているものをつくってよいのか。別の安全な場所につくったほうがよいのじゃないか。子どもの口に入る食品をつくる場所なので安全が第一。問題が起こる可能性があるものは避けるべきじゃないか。食品関係の仕事に携わる人に意見を聞くと、ごみの上に建設することはやめるべきと思う。このような意見があったということです。こういう人たちに対して、私たちに議会でもある程度説明されたことなどが本当に伝わってるのかということ言ってるんです。いや、これをしないと、何のために住民説明会して意見を聴いたか、要望を聴いたかということなんですね。そこをやっぱりしっかり説明責任を果たしていかないと、今後の問題も含めて安心できないちゅうことになると思います。その点について。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

田川議員が今、住民のほうからいろいろ意見が出たと、私も全く同じ意見でございます。しかしながら、今現在焼却場の跡地に建っておるわけでございます。そういった中で、やはり今後は住民に伝えたかといいますと、恐らくホームページに載せますということではおりましたから、まだちょっと確認しておりませんが、載ってる可能性もあると思いますし、記者会見をしっかりと開いて新聞にも載っております。そういった中で、やはりもう少し、指示といたしましては、広報にもしっかりと出ささいということは指示しておりましたけども、紙面の都合上、まだ載ってないようでございますので、その件についてはまた後日出したいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

町長は認識不足です。ホームページ開いて見てごらんください。載ってませんよ。私この前説明会、準備室長も含めてですが、いろいろ報告のときにホームページに載せたいと、この説明会のときもそういうふうに使われてます。私見ました。それで書かれとることがあれば、これは本当に町民に対して、説明会来た人たちに対して説明を行ったということで安心できるなど思うて、今度改めて調べてみたんです。載ってないです。だから、全くこういう問題については、返すということができてないというところについては、今からでもはっきりさせていく必要があると。はっきりっちゅうのは手だてを打って知らせていく方法をとるべきだということをご提案させていただきます。

次に、大学教授、学識者など、専門的な助言、指導を受けて対策を講じることで安全確保を担保したいということですが、安全・安心な給食を提供することに支障が出ないということでの認識ですが、これは先ほども関連して本田議員も言われてましたが、福大の松藤教授がこの問題での専門家であるということで産業廃棄物のガス抜き、初め4カ所だったものを8カ所に増やしたということが私が聞いたときの説明でした。そして、先ほどでは14カ所というようなことなども出ておりましたけど、いずれにしてもこの教授を中心に、大学の入試で時間がとれないので2月中旬に連絡して、この対策の問題については話し合いたいということだったと思うんですね。そのように報告受けましたけど、その後私はこのことについての松藤教授を中心に大事な給食センターの土壌の中に出るガスの公害が出ないようにするっちゅう点の問題が非常にあると思いますが、この点についてどういうふうにされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先日の議運の後やったですかね、第1回の対策委員会を開いております。詳細については、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

福岡大学の松藤教授との委員会につきまして、ただいまより報告をいたします。

まず、ご質問の趣旨でございますけれども、廃棄物の上に建設することで給食をつくるのが、安全・安心な給食を提供することに支障がないのかという関連でございます。まず、基準値以上の廃棄物から鉛その他化合物が検出されたことにつきまして、専門家であります福岡大学の松藤教授の見解といたしましては、鉛の性質として大雨や地震による災害で土砂が大きく流出しない限り鉛は移動することがなく、重金属のため揮発せず、また今回の工事では30センチから60センチの厚目の基礎コンクリートで遮蔽されることになるので問題ないとの見解でございます。

2つ目の質問のガス発生事故や地盤沈下事故などが心配されるが、安全だと確証できる根拠はについてでございますが、松藤教授が心配されるのは、むしろメタンガスが地盤沈下により、また建物のひび割れからのガス漏れだろうと言われておりました。地中の廃棄物中の有機物が分解され、腐食されることで可燃性ガス等が発生し、ガスは揮発性なのでちょっとしたひび割れから漏れ出し、どこか滞留したものがすき間からも流れ出して移動し地上部に漏れ出すと、火の気があれば引火して爆発の危険性があるということで、メタンガスは5から15%の低濃度となれば危険であると言われておりました。当然、給食センターは火を使うところなので、対策を講じておくべきであるとの指摘を受けております。

地盤沈下につきましては、建物は構造的に耐震性や十分な基礎工事は行われていても、この敷地は一般廃棄物処分場として埋め立てられている事実から、完全に安定しておらず、経年による多少の地盤沈下はあるとの認識は持っておりますが、問題なのは先ほど申しました地盤によるすき間からのガス漏れが懸念されるという指摘でございます。現在の給食センターも至るところで外壁にひびが入っており、建物も10センチから15センチ程度沈下していることも確認しております。

こういった廃棄物問題を受け、今年2月29日でございます。学校給食共同調理場建設地有害物対策委員会を設置しました。福岡大学の松藤教授を委員長に、福岡市環

境局の専門職員、町民代表として地元農区長やPTA役員と町側の代表として副町長の5人で構成しており、有害物対策に関する基本方針の検討に当たり、理工学的事項について専門的な意見を反映するため、委員会を先月の2月29日に第1回目を開催しております。今のところ確定した内容ではございませんが、松藤教授が事前に視察をされて指摘がありましたガス抜き対策をまず講じることとしました。建物の周囲に当初は4カ所、それから8カ所、最終的には14カ所のガス抜き管をつくり、周囲もアスファルトやコンクリートで全てを覆うのではなく、一部を緑化や砂利にすることでガスが抜ける場所を確保することを検討しておりますが、今後さらに考えられる有害物質に対して委員会からの助言や指導を受けながら、万全の対策と継続したモニタリングを行うことで安全は確保できると思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

そしたら、まだ工事はされてないで、そういう方向にすべきだということだということですから、今の現状で給食センター今建ってるところのほうには、この今の工事をしていく、やってる状況のもとでガスが抜けて、そういう事故っちゃうのが起きるといふことはないということですね。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

ないというよりも、そういうことが生じないための対策を講じるということになります。今のところは、当然生じてはおりません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

いや、今確認しようとしとるのは、まだ工事されてないでしょう。されてないならば、今ガスが砂利のところから抜けるというようなことなどがあるということですから、障害者施設のほうはその砂利があるからいいと、ということになれば今ある、建ってる給食センターの側にはその砂利などがあって抜けるということで、建物の中に入るという状況ではないということでは捉えていいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

お見込みのとおりでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

このガス抜きの問題が一番公害といいますか、ほかの2次的な危険性もはらむということですからこの対策を、松藤教授と話し合った内容を急いでやっぱり対応していかないと、被害が出ることになる前にやらなければならないということを指摘して、対策を立ててもらいたいと思います。

次に、老朽化した保育所の建て替えについてであります。

前町長は、昨年3月議会で中央保育所と仲原保育所の老朽化対策について、公共施設等総合管理計画で優先度は高いと、計画立てる順番がですね。ということでしたけど、具体的な計画作成についてどういうふうになっているのか。たしか2月にこの作業を行うというふうに、計画作成を行うというふうに聞いておったんですが、どういうふうになっているのか説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も厚生常任委員会、田川議員と一緒にしまして、中央保育所あるいは仲原保育所に視察に行ったということはよく理解されておると思います。先ほど、田川議員のほうから総合管理計画、公共施設等総合管理計画がどのようになっているのかということで、私も早速急いでどうなってるのかということで聞いております。そして、これはちょっと遅れて9月になるということで報告を受けましたので、この保育所等の老朽化したものにつきましては、その報告書を見て判断してまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

ちょっと後で説明を、なぜ9月になったのかというのが1つあります。

それと、もう一つは、あとちょっと3点ほど、町長が選挙のときにも公約をされたことなどありますし、私が12月議会で質問したことなどについて、この公共施設等総合管理計画と今後の計画との関係もありますので、答弁を求めたいと思いま

す。

10月の町長選挙で幼稚園での乳幼児の保育を2歳児から受け入れるように整備していくというふうに言われておりました。私は、今まで一般質問などで3歳児から幼稚園に入所できるようにしてほしいということは、保護者の父兄の要望もありましたので、議会でも提案したことがあります。しかし、このことは建物や園庭などの基準オーバーなどからできないという見解でした。私は、この2歳児、3歳児をいかに保育所、幼稚園に入所できるようにするかということが建物を建てる、変える、町立保育園をです、とか認可保育園を増やしていくことで解決するしかないというふうに思ってるんですね。そういう点でどういうふうにこのことで対策を、2歳児を入れるということ考えてあったのかと。

それともう一つは、県の補助金を使って、この老朽化した町立保育所の建て替えについては考えたいというふうに12月議会で町長選挙の公約について説明したら、そういうふうに述べられました。この補助金についてどういうふうなものなのか。

それと、現在の待機児童を解消するというので、これは後も関連する問題ですので、後でまた話をしたいと思います。

その2つ、3つになりますね。遅れたことと2歳児の問題、それと県の補助金の関係、すみません。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

9月に遅れた件につきましては、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

公共施設等総合管理計画につきましては、長議員さんからもご質問いただいておりますが、ご質問のとおり本年2月に策定が完了いたしまして、本議会におきまして計画のご説明を差し上げることで進めてまいりました。しかしながら、インフラ施設等の把握、それから老朽化施設等の対策についての庁内での協議が十分に調わず、現状において具体的な成果を議会にお示しすることができる状況になっておりません。まことに申しわけございません。町にとりまして、これからの財政運営に大きく影響する内容でございますので、慎重に策定を行う意味も含めまして、申しわけございませんが平成28年度までにその策定を延長させていただくよう、今議会に上程しております補正予算に繰り越しの予算を計上させていただ

いております。誠に申しわけございませんが、ご理解賜りますようお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

2歳児、3歳児の幼稚園での預かりということでございますけども、私は今回のこども館についてもゼロ、3歳児の方が遊び場をつくるといった形で、こども館が初め建設の理由になっておりましたけれども、やはりそういったこども館よりも、私は幼稚園あたりで3歳児ぐらいを預かってもいいんじゃないかという方向でマニフェスト、選挙公約に言っておりました。ですから、その中でも、やはり2歳児あたりからでも子育て支援がしっかりやりたいと思っておりましたので、もし2歳児でも一時、一時ですね。本当に預かれないかという中でこれは検討をしてみたいというような形の選挙公約は言っておりました。ですから、今後そういったものにつきましては、やはり検討していくべきではあるとは思っております。しかしながら、片やこども館もできましたので、そういった形の方向性をこども館のほうに持っていくのか、各地域の幼稚園に持っていくのかというのは今後の課題であるかと私は思っております。

それから、保育園の民営化ということで県の補助金ということでございますけども、これは厚労省の関係で今ただいま民営化すると12分の1で町の持ち出しでこの建設が成り立っていくということでございますので、私はあえて、今粕屋町の民間の方の保育園の運営者は、非常に素晴らしい運営をされていると私は思っております。何も町がそういった運営を行ってやる必要でもないし、やはり互いに競いながらいい保育をしていただければと私は思っております。ですから、町がいいのか民間がいいのかではなくて、やはりお互い、その地域の子育てをしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。ですから、私は12分の1でそういった認可保育所ができるのであれば、そちらを活用して、やはり老朽化した保育園を建て替えるべきではないかと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

残念な答弁ですね。これは、町長が公約で出したときには、老朽化した仲原保育園、中央保育園を建て替えということで、非常に町立、公立でそのまま残してやっ

てくれる方だということなどの声、私も聞いたんですね。私もそう思いました。そこまで踏み込んで考えてあるんだなということだったんですね。

先ほど言われました民営化、民間の人がいいとか町立がいいとかという、そういう比べ方じゃないんですよ。認可保育園を、町立保育園を自治体が責任持って運営していかないかんとということが今の児童福祉法、今度第24条1項、ちゃんと示されとんです。新しい新システムになっても、個々の責任は果たさないかんです。ですから、認可保育園を増やしていくちゅう方向の中でも町立でやっていくちゅうことに軸足を置いて考えていかないと、保育の質とか責任ちゅうのは公的なものが基本になって、そこを見本に民間の人たちがやっていくんです。それで、それに準じていろいろな保障とか労働条件とか、賃金とかなんかが引き上げられていく。これが今の歴史的な保育所の行ってきた方向なんですね。そこをやっぱりしっかりとやってもらうようにするべきだというふうに思います。

それと関連して2番目です。

待機児童の抜本的解消のために……。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員、いいですか。

先ほどの3点の中で公共施設等総合管理計画、町長の答弁では2月から9月まででした。総務部長は今年度いっぱいちゅうことでしたが、どちらかに統一されとったほうがいいと思いますけど、町側。いや、田川議員が言ったんですよ。

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

先ほど私が申しあげました内容につきましては、平成28年度、来年度までにその策定を延長させていただくということで予算上の措置をとらせていただいたということで、今町長から発言がありましたように、おおむね9月議会に報告させていただくことで進めてまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

それは、私もそういうふうに受け取りました。

問題は、早くこれが計画を立てていくという点での問題、何でそれが遅れたのかということがあったので、もう少し中身は確認したかったんですが、いずれにしても今からのこの公共施設等総合管理計画の中にどう、私が言っております町立保育園を残すこと、改修することなども入れていってもらおうかということは今後提案し

ていきたいと。

それで、2番目ですね。待機児童解消のために町立保育所の保育士確保、施設の改修についてがあります。施設の改修については、予算化をされております。それで、それともう一つは保育士の嘱託職員については、今度の広報にも18万円を保育士の給与としてということで出されとる募集がありました。そういう点で努力をされてきてるわけでありまして、粕屋町は今後人口増えていくと、福岡市の都市圏として粕屋町が市に昇格していくというようなことなど、当然今からのことがあると思います。これはご存じのように、厚労省も人口伸び率、粕屋町は全国1位と、2040年までということなどもありますように、これに準じて小学校、中学校、そして保育園、幼稚園をどういかに充実させていくかというのが今からの私たちの大事な役割だというふうに思うんです。町としても、そこに視点を置いてしっかり取り組むということが求められると思います。

そのためには、保育士を増やしていくということが根本的に解決されないといけないんですね。建物は、建物も大きくしていくこともですが、今の建物の中でも保育士を増やせば受け入れられるという条件があるということは、今年の議会でも私も質問しました。中央保育園などは、子どもさん3人はゼロ歳児で来とるけど、保育士がおれば受け入れれますと、何とかできないですかという相談もありました。そういうことから、保育士をいかに雇用していくかということです。このためには、賃金が全産業で平均して33万円というのがあるわけですが、保育士は全国的に22万円で10万円低いということでもあります。この中の22万円という給与の中、これを引き上げていくということが求められてると思います。

それともう一つは、こういう状況のもとで、先日新聞、テレビでも報道されてましたけど、保育園落ちたということでブログに載せたら、これが全国的にも問題、非常に共感、話題を呼んで、国会前に1,000人ぐらい集まってこの集会を開いたということなどが言われてます。この内容、怒りは何だったのかと。入所選考に落ちた母親が、保育園に落ちた、日本死ねと書いたそうです。表現はいろいろな問題を含んでおりますが、この方は職場復帰が果たせない、会社やめなくてはならないという怒りをブログに出したと。この声を衆議院の予算委員会で安倍首相に問うたら、安倍首相は匿名である以上、本当であるかどうか確かめようがない、こういう答弁だったんですね。冷たく、そういう点では困ってる若い保護者に対する声だったというふうに、発言だったということで怒りが出たと、広がっていったということで国会前の集会につながったということですね。

この一億総活躍社会、女性が活躍できる社会というのは、今安倍首相が言うてお

るわけですね。こういうことから見て、本当に保育所に受け入れをできる体制づくり、保育所を増やす、そして保育士を増やしていくということが大事だというふうに思うんですが、こういうことで保育士の拡充と、増員していくという点について、それぞれ建物を改修してゼロ歳、2歳児を受け入れると、今の状況の中でも、という方向について町長の見解を聞きたいと。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、質問内容を聞きますと、どの辺を答えていいかちょっとわかりづらいところがあります。中盤であれば、中盤からずっと質問が何回もありますけども、一問一答でございますので、前回も言ったと思いますけども、質問があったらその都度言っていただければ、適切な回答ができるかと思っておりますので、最後の部分だけでいいですか。それとも、前のほうに民間にやるべきではないとか、そうことから答えるのか、それから今の保育士の件だけでいいのか、ちょっとわかりづらいものがあります。もう少し詳細に短く言っていただいて、その分を答えていただきたいと言われますと答えやすいと思っておりますので、ぜひご協力お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

いや、先ほど言ったのは、町長が答弁した内容について町としての方向性を私は提案したわけですが、今質問したのは、保育士の確保ですね。待機児解消という方向での提案について述べたわけです。そのことについて答弁。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、保育士の処遇改善というものが多く問題にされております。それからまた、介護の関係もですね。その2つについては処遇改善が必要であって、やはりそういった保育士が募集してもなかなか集まらないというところがあります。うちも、随時やはりそういったものは探しておると思っております。それから、やはり先ほど言われましたように、募集もいたしております。そういった中で、やはりこの件につきましては、募集されて採用するものでございますから、募集できるものであればしっかりと雇って、そういった待機児童の対策に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

それで、今述べられたんですが、問題は今の正規職員を保育士でも採用、今の臨時嘱託の人たちを増やしていくと、正職員に増やしていくということなども含めて待遇改善をしていくことが必要だというふうに思うんですよね。募集も含めてですが、そういう職員であるということでの労働条件といいますか、このことで安心して保育所で責任持って子どもを預かってやっていけるということにつながっていくというふうに思います。

それと次に、育児休業中の在園児の継続保育について質問いたします。

これは、今まで質問もしてきましたけど、町のほうでは4歳児、5歳児を年齢で区切って、育児休業中の子どもに対しては継続保育をするということが言われておるわけです。出産して間もない人たちが、赤ちゃんを見ながら上の子を家で見るというのは大変ということなどもありまして、2歳児、3歳児も含めてこの継続保育をしてもらいたいということでもありますけど、この件について、保育受け入れについて年齢をそういうふうに引き下げていくということについて、今後やってほしいということがあるんですが、そのことについて答弁求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ちょうど出産時についてということで、今のシステムによりますと、やはり1回、親がおられますから、今の保育園が預かれないというところが出て、そういった苦情はよく聞いております。そういったシステムについては、本当に詳しく答えなければならないと思っておりますので、これは所管のほうからきちっと答えさせていたいただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

では、お答えをさせていただきます。

育児休業中の継続保育についてですが、議員の言われましたように、現在在園児のお母様が出産して育児休業に入られる場合、在園児さんが4歳児以上でありましたら、そのまま継続でお預かりをするという対応をさせていただいております。こ

それを28年度から1歳年齢を引き下げまして、3歳児以上の在園児さんであれば、そのまま継続してお預かりをするというふうに今予定をしておるところでございます。それ以外の、保育を継続して行わない小さいお子さんの場合なんですけれども、育児休業からお母様、お父様、保護者の方がもとの職場に復帰をされる場合は、子どもさんももとの保育所に優先的に入所できるよというところで取り計らっておるところでございます。育児休業につきましては、一般的に例えば普通1年とかという期間でございます。途中、また次の子を出産されたりということがあれば3年以上にわたる場合もございまして、その復帰までの間、うまく空いた枠といいますか、ちょっと表現があれですけども、利用させていただいて、待機をしてあるお子様に入所をしていただくという形で少しでも待機児童を減らすような調整を行って努めておるところでございます。

育児休業を取得されております保護者の方、お仕事を休んでいるとはいいいましても、日々の家事ですとか子どもさんの育児、非常に手いっぱい大変だろうということは、こちらも認識をしておるところでございます。子どもさんを保育、例えば在園児さん、一旦退所しますと、小さいお子さんの場合は特にならしからもう一回始めないといけないというようなこともありまして、継続してお預かりができれば、保護者の方にとっては非常にいいお話だろうなというふうには思っております。できればそういうふうにしたいたいということも考えてはおるんですけども、何分小さいお子さんのほうが粕屋町の場合、待機が多い状態となっております。育児休業の期間を利用して、うまく調整して待機児童の方少しでもお預かりするということが、継続して預かりますとできなくなります。どんどん今からも子どもさんの待機が増えていくということが見込まれますので、年少者の継続保育というのを行えばその間入所ができなくなり、さらに待機のお子さんを増やすという現状が出てまいりますので、なかなかちょっと厳しいのかなというふうにご考えておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今回、3歳児からの継続入所保育を考えてるということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

私も、この問題については、先ほど町長も言ひましたように、2歳児とか3歳児、ここのところの人たちの子どもが待機児になつておるし、こういうふうな育児休業のときは1回退園せないかんという関係なんですよ。この問題をどう解決する

かということから、私も先ほどから幾つかの保育所を増やすこととか、保育士の待遇改善とかという方向での問題を提起してたわけですが、今後もまたそのことについては検討してもらおうように提案していきたいと思います。

次に、保育料の所得割課税、細かく分類する制度について見直し。これは、去年、昨年、26年度と27年度の保育料の関係、新システムでこの金額が決まっておるわけです。今回、昨年の区分については、低所得者のところが減額されるというようなことで私も賛成をいたしました。そのことは非常によかったんですが、その後私も調べたり、いろんな人たちからの話を聞いていく中で、26年度の第6区分のところは27年度は第5から第8区分に細分化されるということなんです。この金額は、所得割額が10万3,000円以上から41万3,000円未満となるんです。この金額の部分が細分化されて、第5区分は1万5,500円減額になりますけど、第7区分から後、上の39万7,000円から未満の人が1万7,900円上がります。第7区分の人は41万3,000円から73万4,000円ということで、第8区分になるということなんです。

問題なのは、第5区分、第8区分になつとる部分の1万7,900円上がる人たちですね。こういうのはどういうふうに解消していくかというのは、福岡市ではこれを15段階にして、そういうところの人たちの所得割の基準を細かくすることによって、保育料の急激な増額ということがないようにしているというのがあるんですね。粕屋町も、今8区分で行ってるんです。これ国も8区分です。しかし、これはそれぞれの自治体によって区分編成はしていいというのは国でありますので、そういう点からいけば、福岡市のように15区分にすることによってその金額が上がるとしても、そこのところの急激に上がる部分を抑えとかということなども含めて検討するべきだというふうに思うんですが、そのことについて答弁を。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

この問題につきましては、先の議会のほうでもご答弁をさせていただいております。議員が言われるように、現在粕屋町は国の基準の8階層で、この基準で、区分で対応させていただいております。また、議員が言われるように、福岡市は15階層に分けた区分でやってるのではないかとございまして、この細分化をするメリットとして、世帯の経済状況をよりきめ細やかに反映した保育料算定ができるということでやってあるようございまして。ただ、現状の保育料徴収の額を維持をしようとするれば、細分化した階層によって保育料が安くなる世帯がある一方で、逆に負担が増える世帯も出てくるというふうに考えております。もちろん、全ての世

帯で保育料が安くなるか、変わらないような金額を設定するという事はできませんが、それはすなわち保育料収入の減少、そして町費負担の増加を意味いたします。

既に報道等でご存じのとおり、ひとり親、また多子世帯に対する負担軽減の方向が示されておりまして、今議会でご説明をするようにいたしておりますが、粕屋町といたしましても国の基準どおり軽減を図ってまいりたいと考えております。これについても、町の負担が見込まれるところがございます。町の財政状況の厳しさを考えますと、町の負担増になるような階層の細分化は難しいのではないかと前回も回答させていただいておりますが、そういうふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今後の検討課題として、私もその都度また、この保育料の分類についても提案していきたいというふうに思います。

次に、公契約条例の制定で労働賃金の下限設定についてです。

先日、NHKで放映されましたクローズアップ現代、私も見ましたんですが、官製ワーキングプアについての特集がありました。これは、国の調査によると全国の自治体半数が違法に公共工事の予定価格を下げていたということがあったということなどが紹介されてました。こういう中で、京都市の市立病院が独立法人になって、院内保育所で働いていた保育士は全員雇いどめになり、・・・になったということなんです。ストレスがたまり、子どもに円形脱毛症もできたと。その保育所が、今度は民間委託から4年で保育士が非正規になると、賃金カットされて十二、三%下がったというようなことなど、公立保育所が民営化の方向になることによって、こういう状況が生まれてきたということが言われてます。それと、この中で先ほども言いました保育士の給料の問題とあわせて、嘱託、非正規の人たちなどの給料が全国の自治体の3分の1が非正規の職員になってると。そのうちの過半数の59.2%が16万円以下と、まさに年収200万円以下の官製ワーキングプアになってるとということが報道されております。

こういう点で、保育士の採用について、先ほど18万円ということが示されておりましたけど、一般職に近づけることをぜひ努力をしていくことが必要だというふうに思うんです。こういう中で、官製ワーキングプアをなくしていくということで、特に粕屋町の場合は保育所、幼稚園、給食、学校、介護、また窓口の人たちに女性が多いということから賃金が抑えられているということで、労働組合もこの嘱

託の人たちに対して通勤手当を出すようにというようなことなど、総額を増やすようにというふうなことが提案されておるようです。

そういう点で、官製ワーキングプアをなくしていくというためにも、適切な賃金の底上げということに努力をしてもらいたいと思いますが、そのことについて町長の答弁。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

詳細につきましては、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

この問題につきましては、そもそも行財政改革を進めてきたことによるものだと考えております。行財政改革が進み公共工事が削減される一方で、経費削減を目的とした民間委託が多分野で進展してきました。その結果、公共サービスに従事する労働者の賃金が下落し、官製ワーキングプアと呼ばれる労働者が増加いたしました。

このような中、平成21年に全国で初めて千葉県野田市が公契約条例を制定いたしております。労働者の賃金の具体的な下限額の基準等を定めました。以後、この公契約条例を制定する自治体が全国に十数自治体出てきております。しかしながら、福岡県におきましてもいまだ未実施であることや、この条例の施行に当たっては、発注者及び受注者の事務量が増えるなど、課題もあります。昨年12月の当町の議会におきましても、公契約に関する基本条例の制定を求める陳情が採択されましたが、今後入札制度のあり方とあわせて、さらに検討をしてみたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

私、先ほど質問したのは、非正規の職員の賃金アップをしていくことが今必要だということで町長に答弁を求めたわけですが、それは今後またもう一度、この問題については取り上げていきたいと思っております。

先ほど総務部長が説明されました公契約条例の問題ですが、これは2015年に設計労務単価が出されて、2012年と比べて27.7%増えたということなんですね。福岡県

の工事設計労務単価は県平均で1万7,937円になってるんです。大工では1万9,300円、事業主では2万7,100円ということで設定されてる。こういう点であるわけですが、現場で働く人たちは五、六割しか日給をもらってないということなどが言われてます。その中で一人親方の人は、国保や年金、一人親方労災などを出すと8,000円ぐらいにしかならない。25日働いても20万円ぐらいにしかないといいふうなことなどが言われているわけです。そういう点では、公契約条例の設定で賃金保障、先ほどの大工で言えば1万9,300円というのを出すというようなことができるように、町としての制度化を条例としてつくるべきだということが提案である。

先日のクローズアップ現代で、国交省の担当者も、全国の自治体で安い金額で入札してるということについてのチェック機能が必要だということが言われております。それともう一つは、多摩市の市長さんが公契約条例を制定したことで地域経済を活性化し、そこで働く人の生活も安定していくと、安全・安心でなおかつ品質がよく、サービスがきちんと受けれる、そうした仕組みになりますということを説明されています。この多摩市は、公契約条例をして5年になってるわけですね。そういう点では、下請の社長さんもそのときテレビで言われてましたが、1.5倍の賃金になったと。下請の支払いの報告が3カ月に1回せないかんという非常な事務的作業の問題があるけどということも言われてました。直方市でも、これは今制定されて取り組まれているわけですね。そういう点で、全国で16自治体が制定しております。これについて、町長のほうのこの制定についての方向性についての見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

再度、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎9番（田川正治君）

部長は先ほど聞いたから分かりますが、町長がこのことについてどういうふうに公契約条例の制定について考えてあるかということの見解を問うたんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

前回の12月議会で、山脇議員の質問の中で私は答えたと思いますけども、やはり

正規の中でしっかりと入札は行っていただきたい。そして、そういった手抜き工事がないような状況でやっていただければということでございます。ですから、これからは、やはり前回も言っているとありますが、やはり今度は元請のほうにしっかりと下のほうに払っていくような方向で指導していきたいというふうなことで答えていたと思いますが、それでよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今後また、この問題については、問題提起もしていきたいと思います。

最後にJRの駅のエレベーター設置の問題、原町駅のエレベーター設置、これは原町裏側に自転車置き場からホームにスロープで車椅子が行けるようにというのを提案してしてまいりました。それともう一つは、今酒殿駅は無人化になりまして、今問題なのはこの無人化されたところの駅が荒廃し始めると、荒廃っちゃうのは荒れ始めると、いろんな非行のつながりになる、温床になるということなどが言われています。その中で、伊賀駅はスロープがあって、駐車場から上がっていけるようなスロープがあるんですけど、鍵がかかったら入られないし、鍵開けっ放しやったら子どもが入って、ホームに入って行って危ないというようなことなどで、結局無人化の問題について何とかならんかという話なども出ております。

酒殿のほうは、ルクルなどを含めて乗客が増えてきている状況のもとですから、今から無人化ということじゃなくて、ちゃんとした町、JRが駅員を配置するなりということも含めて検討するように申し入れしてもらいたいと。宇美は、この問題について1万5,000の署名を集めて、JR九州本社に対して交渉を行ったということなども言われております。そういう点では、この粕屋町の2つの無人化の駅とあわせて、先ほど言いました原町駅のスロープ化の問題について答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

無人化につきましては、やはり町も有人のほうがいいとは思っております。しかしながら、これを決定するのはJRでございます。こういった要望がございましたら、やはり今後は議論していかなければならないと思っております。

内容、詳しくは所管のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、説明させていただきます。

J R原町駅につきましては、平成5年度より地下歩道の新設、駅前道路の拡幅等の工事を行いまして、これにつきましては国庫補助及び交付金事業により整備いたしまして、また自転車駐輪場や駅前広場、駅舎改築等を実施いたしまして、高齢者の方々、体の不自由な方々のご利用を初め、公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を図ってまいったところでございます。

原町の上下間の移動につきましては、長い階段の利用で高齢者や障害の方、また妊婦さんの方、利用時の方には大変ご迷惑をかけているというものも熟知しております。駅施設のエレベーターにつきましては、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律で、エレベーター等の設置によるバリアフリー化を行うこととされておりますけれども、現在の原町の乗降客数ではバリアフリー化補助対象とはなりません。つきましては、J Rでの事業実施は難しい状況にございますし、また粕屋町の単独での設置も現在の状況では大変厳しいと考えている次第でございます。

また、先ほど町長が申しました無人化につきましては、伊賀駅、酒殿駅につきましては、大規模高層住宅等の建設や駅前の区画整理等が計画されております。これにつきましては、さらなる人口の増加やそれに伴います乗客の増加が見込まれてまいります。駅利用者、乗降客の安全確保のため、周辺整備の検討や駅施設の改善につきまして、今後とも見直しを要望していきたいと考えております。

以上でございます。

◎9番（田川正治君）

じゃあ、時間になりましたので、以上で終わります。

（9番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これで午前のを終わらしまして、午後の部の再開を、今12時40分ですが1時15分からしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

（休憩 午後0時40分）

（再開 午後1時15分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

6番太田健策議員。

（6番 太田健策君 登壇）

◎6番（太田健策君）

議席番号6番、太田健策です。通告によりまして質問させていただきます。

その前に、私は当初から給食センターについては反対の立場でありました。なぜかといいますと、あの給食センターの土地はごみ捨て場ということで、そういうとこに給食センターを建てていいことはないということで反対をしております、この件につきましてはもう2年前以上にずっと質問をさせていただいておりますが、当初反対しておりましたが、地盤調査を2回ほどされまして、その地盤調査では問題がないという結果が出ましたので、場所的にはそういう調査報告が出ましたので、問題ないかなと思っております。

それを受けまして、その後PFIの建設で工事を行うということになりました。その中で株式会社長大が出しました積算、その積算の中身について自分なりに調査したところ、普通考えられるような一般的な建設費じゃないと。物すごく高い建設費で積算されておりましたので、この件についてやはりもう2年以上も質問してきております。これについては、粕屋の町民が隅々まで給食センターに何でこんなお金をかけないかのかというようなことで、皆さん方知っておられます。それからしましても、この問題については、やはり何でそういうことになったのかということとはっきりしないと、町民からの信頼が損なわれるということで質問に入らせていただきます。

1番に、日建設計のPFI可能性調査時で64億円、株式会社長大による精査時で約68億円に増額されたということは、この問題で前の町長の因町長にも質問をしましたが、因町長は精査されるとそういう金額じゃなしに、ちゃんとした納得のいく金額が出てくるはずですよって私の質問に答えられております。ところが、結果的には4億円も高く金額が出てきたということで、これに対してはもう考えられないということで再三再四質問してきましたけど、資料がないということでこれの本当の意味での金額が何でこうなったのかちゅうことが今でもはっきりしません。教育長は、常に私の質問に対してPFIでは安く上がる、立派なもんが安くできるということを何遍も私に言われました。しかし、今の結果、PFIが安いのかといったら安くない。それは、工事が着々と今進んでおりますけど、その段階においてもやはりはっきりどんだんどんしてきておると。またその次に問題、問題が起きまして、かわられた町長は大変な問題を抱えられて、本当に苦労されておりますことは分かっておりますが、しかしこの問題につきましては、やはり町民にちゃんとした説明がつかないと、町としても町民に申しわけないというような立場であると思いますので、ぜひともこれにつきましては専門担当がかわられましたけど、しっかりと裏づけのある調査をされて報告をしていただきたいと思いますので、よろし

くお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと、これは1番から順々にありますけど。

◎6番（太田健策君）

町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

太田議員の質問にお答えします。

太田議員におかれましては、給食センターPFI方式について十分な説明がなされていないことは、行政側として大変申しわけなく思っております。担当者を交代させ、集中的に調査をさせましたが、次々と問題が発覚し、調査時間が足りず、満足できなかったような感じをいたしております。今回は隠すことなく、正直に説明するよう指示しておりますので、担当のほうから回答させます。

◎議長（進藤啓一君）

担当というか、今の質問は1番のことでしょうか。

◎6番（太田健策君）

1番ですよ。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

まず、平成27年12月議会におきまして、太田議員からこの件につきまして一般質問がございました。この項目に対しまして、答弁が遅れましたことをお詫び申し上げます。

今回、私の視点での検証と考えを中身を分解して、少し説明が長くなりますけども答弁いたしたく、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

日建設計のPFI可能性調査時で約64億円、株式会社長大による精査時で約68億円に増額されたのはなぜかというご質問でございます。お答えします。

この数字は、平成26年2月6日、全員協議会におきまして配付をされております資料からの数字だと思います。これは、平成24年度に日建設計総合研究所が実施しましたPFI導入可能性調査の目的は、調査当時、粕屋町の小・中学校6校に対しまして1日に約4,200食を調理、配食し、平成36年度に最大食数約6,600食を提供することと、あらゆる施設設計の前提条件を仮定されています。学校給食整備運営事業

のモデルプランを作成し、従来型発注方式、これをP S Cといいます、とP F I方式とを比較した上で、P F Iで実施することが可能か、また効果的であるかどうかを判断する調査分析による結果を調査時点5%の消費税込みの実施期間で算出されたものが約64億円でございます。これは、S P Cへの支払い予定額を削減率15%として試算された金額となっております。その後、平成25年度に株式会社長大が行ったP F I導入可能性調査の精査は、先ほど説明しました平成24年度P F Iの導入可能性調査をもとに、実際事業を開始する平成28年度からの事業期間15年の長期にわたるコストを精査した実施金額が消費税込みで約68億円となっているものでございます。

この精査する時点で、法律改正で示されていた消費税率は、平成26年4月から現行の5%から8%に、平成27年10月からは10%となる予定になっていましたので、当時の消費税率で算出されております。精査されたことにより、項目別金額の増減はございますが、単純計算で比較しますと消費税の税率の差額だけでも約3億円の増額となります。その後、国会で平成26年11月に消費税率10%に引き上げられることが1年半延長され、平成29年4月からの予定とされました。それで平成27年3月31日に公布された消費税法施行令を改正する政令に決まっております。

それに、今までの答弁の中でされていると思いますが、当時の公共工事建設単価の上昇傾向を踏まえ、平成25年度公共工事設計労務単価を参考に設定単価を既往実績、今までの実績の110%で設定したことに伴う建設費の増加が伴ったものと今まで答弁がなされております。私としても、この平成25年度公共工事設計労務単価のことを少し調べてみました。この時期は、東日本大震災や北京オリンピックの影響で鋼材を初めとする資材や人手不足による人件費が高騰となっている状況でございました。例えば、労務単価でございますが、平成25年4月1日現在の普通作業員の労務単価は1万4,500円でしたが、1年後、平成26年4月1日時点では1万5,700円となり1,200円の差で、割合で言うと8.2%上昇しているところから建設費に係る物価上昇分を考えますと、人件費にあわせて10%以上は確実に上がっているものと考えております。参考ですが、平成27年4月1日現在の普通作業員の労務単価は1万6,200円、今年4月1日から1万7,300円となり、平成26年当時の1万5,700円と比較すれば、人件費に係る費用だけでも現在契約しようとするれば、今の契約額に10%以上の数億円が増額になっていたものと思われま。したがいまして、約64億円から約68億円に増額された大きな理由としましては、消費税率の引き上げによるものでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

石山室長には、大変勉強していただいて、それだけの答えを出していただきました。本当にありがたいと思います。

続きまして、2番目の株式会社長大による調査時で施設整備費においては従来方式で14億円かかると、15%削減されて約12億円でできるということになっています。そもそも、その従来方式で出された金額の根拠が私には分からないんです。といいますのも、今学校を建設されておるのが坪80万円でできると、鉄筋コンクリートで。そうすると、これは120万円、12億円になると1,000坪なんですね、あの給食センター。ということは、坪の120万円っちゅうことになるんですよ。そしたら、40万円も高いんですよ、坪当たり。そういうもともとがPFIですから、お金を銀行から借りてきてするんですから、高くはなるやろうなと自分なりに考えておりますけど、教育長が安くなる安くなるってその一点張りで、それ以上のことは説明しんしゃれんけど、安くなる一点張りで、しかし結果としてはこういう結果が出とるんですね。次長、今学校はおたくたちの担当でしょう。調べてみんですか、みんな坪の80万円から80万円以下でできておりますよ。鉄筋コンクリートですから、鉄骨よか高からないかんのですよ、鉄骨造よか。それより本当は給食センターは坪当たり70万円ぐらいでできなあ、幾ら物価が上がった、物価が上がったたらその80万円が120万円ぐらいになっとかないかんです。あなたの説明からすると、これ12億円ですね。しかし、今現在上がって80万円ですよ、坪の。ということは、当然この12億円、それとこの14億円を出された、何を根拠に出されたか、ただ14億円かかりますと、それを出されてそれをまるっきり信用しとる、町が。これについては、14億円っちゅう金額を高いのか安いのか、誰もこれ調べとらんですよ。今までずっと質問から、報告から聞きましてもね。こっからそもそも長大が出された14億円っちゅうのが結局町に提案されて、それから15%引いて12億円というようなことになっておりますから、その辺でごまかされてきとんですよ、はっきり言いましたら。

だけえ、こういうやはり問題は、町長はもう一遍議決しとうから、そのまま推し進めないかんようなこと言われますけど、町民に被害を与えとなりゃあ、ここで一遍ぐらい再提案されて再度議決を求めるとか、強い気持ちを持って徹底的に正しかったのか、正しくなかったのか、この金額がですよ。調べて、調べなね、PFIを推薦しようのはどこなんですか。国なんですか、県なんですか、建設省なんです

か。そこに行って、この明細持って行って、長大が出したこれを見てくださいと、これは当たり前に通りますかと、そこら辺までやってもろうて、やっぱり町民にこんな何億円も負担をかけて、また出てる、どんどん出てきようでしょう。それは、前の室長が報告したことであると思いますけど、前の室長にしたって使われとる身ですから、言われたら言われたとおりにせないかんでしょう。それ私も人を使うてきましたら、よう分かります。室長ばかり責める気持ちはありませんけど、室長もここでははっきり、やっぱり自分の立場を明確にするについては、当時はこうやったというような、今の町長に報告をして、やっぱり自分の立場をびしゃっと明確にしないと、本人がかぶらないかんことになりますよ、こんなことしよったら。そこら辺で次長、今言うたことを分かる範囲。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

ただいまの質問の内容は、金額の根拠がどうして出されたかということでございます。これも、平成26年2月6日、全員協議会の中で配付をされた資料の中の数字でございます。そもそも、この入札はPFI方式でされております。確かに、粕屋町が発注するほとんどの土木工事や建築工事では、指名競争入札を採用しております。しかしながら、この調達方式とは全く違いまして、PFI方式の性格上、あらかじめ町が設計図書に基づく設計金額を算出されたものを工事ごとに一つずつ単独で競争入札に付するものではございません。そのため、従来方式、PSCにおける金額の設定につきましては、内閣府が示しておりますVFM、バリュー・フォー・マネーに関するガイドラインがございまして、それに基づきまして、公共機関が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた適正な事業費用予測に基づく公的財政負担の見込み額の現在価値、これはライフサイクルコストといいます、として設計、建設、維持管理、事業収入と運営の各段階ごとに経費を積み上げ基本コストを算出したものに、それに伴う各段階のリスクをPFI事業で民間事業者が負担すると想定したリスクの対価を定量化して算出した額を加えたものが従来方式、PSCと呼ばれる算出方法であります。

現在価値を、ライフサイクルコストですね、ということの簡単な説明をさせていただきますと、建設後、毎年平準化して支払うPFI方式と建設期間に支払いを要する従来方式では支出のタイミングが異なるため、全ての経費を現在の価値に割り戻した上で比較するものとなっております。株式会社長大が出した施設整備費約14億円の根拠としましては、リスクの客観的な把握、施設の長期修繕コストの確

定、費用の現在価値への転換など、厳密な算出は実務上、極めて困難であります。そのため、維持管理、運營業務の内容が定型的な事業については客観的な評価が可能となっておりますので、過去のPFI事業におけるVFM、バリュー・フォー・マネー、これは一般的に支払いに対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方でございまして、従来方式とPFI事業方式とのコストを現在価値ベースで比較しました差でございます。その実績等を用いることにより、ほかの自治体や先行する既往実績から設定されており、当時のVFM値の全可能把握な全PFI事業375事業のうち、各校給食センターPFI事業34事業の既往実績から設定されているところです。

その内訳の施設整備費につきましては、従来方式の約14億円から15%削減されて、約12億円で設定されておりますが、この削減率15%というのもPFI事業の既往実績から設定されたものでございます。削減する理由としましては、設計施工の一括発注によるコストダウン、効果等を考慮し、従来の発注額に削減率15%を見込んで算定されているところです。この件につきましても、今年2月9日、株式会社長大の担当者に来庁していただきまして、相対的な金額の出し方について聞き取りを行いました。金額の出し方については、今お話ししました内容の説明と、既往実績では分からない部分は株式会社長大において建設物価による積み上げや見積もりをとるなど、価格を算出しているとのことでもございました。したがって、金額の根拠がどうして出されたのかにつきましては、以上の説明によるものでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

本当にしっかり調べ上げておりますけど、もともとPFIच्छゅうのは、地方自治体が金がないから安く上げるためにPFIच्छゅうのを国が奨励したんでしょ、内閣府が。それがこんなふうになつたということは、今の説明は、長大はそうやって理由つけて説明しますよ、これ書いとうから。内閣府に行って、地方はこんな高い金で仕事させられようと、どういうことかということで大臣のところ行って、文句言うてこないかんでしょ。そうせな、このPFIच्छゅうというやつが今後、こういう地方自治体で使われた場合に分かりませんよ、これ。安い安い言うて、みんな飛びついて安いと思うてしたら高い、そうでしょう。やはり、ここでは物事をはっきりして、国でも県でも国交省でも行って、PFIच्छゅうやけん、そんな高うなるとな

ら頼まんとよということ、最初から安うなるからこれにします、町は言われたんですよ、何遍も。今調べたらそういうことやと理由を言われますけど。次に行きま  
す、時間がないですから。

3番目の、おかしいと思われるのはここなんです。分かります。日建設計が出  
した施設撤去費が2,640万円やったんです。精査されて7,392万9,000円になって  
きたんです。長大が出した資料には、これは削減は見込まないって書いてある。  
見込まないって書いてあるんです、約3倍になってきたのに。それも資料を要求し  
たら、資料はないと。私が資料を要求するよりも、町が資料要求せないかんです  
よ、何でこげな金額になるのかと。そうじゃなから説明つかんっちゃないですか、  
町民に。自分の家崩すときに、最初200万円って言われたところが3倍になって出  
てきたら、ああ、そうですかって言いますか。ここから、こういうところからまた3倍  
になった。100%ありませんよ、それは。総務委員会にもこれもかけてもらいまし  
たよ。そしたら、おかしいことになったんです、これは。4番目に続きますけど  
ね。

4番目続きますけど、もう続けて時間がありませんから行きますけど、関次長が  
私に資料提出1回されたんです。こうやって資料出されたんです、議会で私が  
言うたときに。持ってあると思いますけどね。それでは、これは何のために私にや  
られたのか。当初、可能性調査時は2,640万円が精査時で7,392万9,800円と、それ  
が6,720万7,500円になりますと、その85%で5,712万6,375円になりますという、  
この書類を出したんです。関次長これは誰、前の町長さんの指示ですか、教育長  
の指示ですか。これだけ教えてくださいよ。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、もう今は税務課長でございますから、前の担当に問うことはちょっと  
控えてください。

◎6番（太田健策君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

それでは、P F I 精査時では7,392万9,000円に増額された。再三資料を求めたが  
不存在ということで開示されなかったということで質問になっております。

この資料につきましては、平成26年9月24日の全員協議会時で配付をされた数字  
でございます。この件につきましても、先ほどと同じように2月9日、株式会社長

大の担当者から施設整備の根拠についてお尋ねをしました。PFI導入可能性調査精査時の施設撤去費7,392万9,000円につきましては、建物の躯体だけではなく、厨房機器、給排水設備などの解体撤去まで含めた場合で、直近の学校給食センターと同様の解体撤去費を参考とするため、株式会社長大が情報を持つほかの自治体7団体の実績と精査当時、千葉県内で先行する既往実績、6,000食規模の給食センター解体工事をもとに平方メートル単価を割り出した金額は約4万3,500円となっております。この4万3,500円に公共工事設計労務単価10%上昇を見込み、平方メートル当たり4万7,850円で設定した額に、その金額に現給食センターの面積1,545平方メートルを掛け、金額が7,392万9,000円で算出されているのがその根拠になっておるところでございます。このことは、今までの答弁のとおりでございます。この単価の出し方については、全国平均と福岡では物価も違うので、地域性や解体する面積、構造、厨房機器等の違いはあるとは思いますが、このとき設定された平米当たりの4万7,850円より全国的に見ても、以下もあれば以上のところもございました。あくまでその平均額と物価上昇分を加味されているとのことでございますので、精査する側としてはこういう方法で算出することはやむを得ないのではないかと考えております。

一方、私としても日建設計総合研究所に再度問い合わせをしました。その積算した金額は2,640万円の根拠について調べました。この金額についても、株式会社長大と同じような考え方で日建設計総合研究所が把握し、情報を持っている既往実績としてほかの団体の同等の給食センターとしているものではなく、一般的な鉄筋コンクリート構造で試算され、建物本体の解体と厨房機器撤去費については建物体体に対する金額の40%を加算して見込んでいたとのことでございます。建物の部分と厨房機器は、建物の40%を加算しているということでございます。金額でいいますと、この場合の金額は延べ床面積概数として日建設計は630坪、約2,100平方メートルで試算されておりました。ここは坪3万円で掛けて、その厨房機器分の40%分を加算しますと2,646万円、これは消費税抜きということになっております。その後、PFIでの落札額2,847万円、これ消費税抜きです、という金額をご存じだと思いますけども、落札された金額とPFIは導入可能性調査時とは約207万円違いますね、2,600万円と2,800万円の差、約200万円の差はありますが、私も現給食センター解体工事を仮に単体工事で発注する場合を試算してみました。厨房機器の数や規模の把握が十分ではないため、短時間での概算ということになりますが、躯体と厨房機器等の解体費に消費税8%を加算しますと、私の試算では2,765万円程度の設計額になるのではないかと試算しました。これを競争入札に付した場合の落札額

は、当然私どもは計算はできませんが、ざっと税込みで2,600万円程度であるとすれば、この数字は、その7,300万円は別として、落札された額は適正な価格と判断してるところです。その辺の金額の根拠と町が試算した場合の金額を当時、もう少し十分に説明していればよかったのではないかと私は思っております。

このようなことから、質問の答弁としては、株式会社長大がPFI導入可能性調査精査時の施設撤去費7,392万9,000円につきましては、ほかの自治体や先行する既往実績をもとに設定された単価を現給食センターに置きかえて面積を掛けて算定されております。そのため、株式会社長大が保有している情報内で設定された単価以外の情報がないことから、太田議員からのこの金額の明細を求める開示請求につきましては、ほか自治体の既往実績の情報を参考に単価を出されているものであり、日建設計や株式会社長大が個別に設計して積算をされているわけではないということから不存在という回答となっているものでございます。何とぞご理解をくださいますよう、よろしく申し上げます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

石山次長のせっかくの説明ですけど、日建設計を参考人質問に呼んだのは知っておりますな。長大、ごめんなさい。長大は、そのときは知りませんと言うたんですよ、これを。これはあなたのところに相談があったのか、つくるとに、これの相談があったのかと言ったら、いや、一切知りませんと言うたですよ、長大は議会で。

それと、私には資料をくれというて資料はありません、何もありませんって言うて、ながらそういう金額が出るっちゃうのは、資料があるから出るんじゃないですか。なかったら出らんでしょう、何も。何で出るんですか、そうやって。これも知らんって言いましたよ、あんたつくったのかって。うそついたりないですか、長大は。町長もそれ知ってあると思いますよ、当時議員やったから。資料を要求して資料はないと言うときながら、資料あるやないですか、ほんなら。こういう計算方法が出るというのは。

ほいで、7,300万円になったいいわけ、空調設備を、それはもうよそで使うから、傷が入らんごと取って、取り出してするなら、それは3倍ぐらいかかるかもしれん。建物は2,640万円しかかからんって、厨房機器はもう機械であなた、地金と一緒にですよ、後使うもんじゃない。そういう理屈を、素人やからそういうことを言われても丸のみせないかんわけですね。そらそうですよ、そんなことが世の中通れ

ばね。どうしますか、これ長大がうそ言うとうですよ、ほんなら。ここで証言したんですから、知りませんって言うたのに。

それから次、続いて行きますけど、総務委員会で前の室長のときに結局この7,300万円になった説明を、総務常任委員会で私が出したんですよ。2,340万円が7,300何十万円になった、総務委員会で調べてくれということで。その後この資料出てきましたね。持ってあるでしょう。このときに、ここには削減ができないというのに削減されましたちゅうて2,847万円に解体費用はなってきたんですよ。あなたが言うのと全然違おう、7,300万円の意味が。そうでしょう。そして、どげえなつたかちゅうと、施設整備費にそれ持って行って、施設整備費がもともと12億5,100万878円やったんですが、16億2,800万円になつたんですよ。ここに持ってきたというんですよ、ほかのとも合わせて。削減できたとなら、全体の金額から削減するのが削減でしょう、本当言うたら。こっからどげえ持ってつたら削減ならんでしょう。この文書についても、長大から聞きましたよ、これ知つたかって。長大、そのときも知らんって言いましたよ、これ。あわせてこれとこれとがうそ言うとうごととなりますよ、長大は。

◎議長（進藤啓一君）

答えられますか。

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

まず、長大がこの資料を知らない、うそを言ったということの点ですけども、この資料そのものは確かに長大は知らないと思います。これをつくるもとになった金額を町のほうに報告をして、町の職員がこれに置きかえた数字ということで町が出している数字です。よろしいですか、これは。

そして、後の質問とずっと絡めて今全部言われてありますので、1つずつ答弁してよろしいでしょうか。まず、4番目っていうことでいいですか。

◎6番（太田健策君）

なるべく早く、時間が。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

4番目の質問でございます。削減は見込めないとあるが、何のための資料だったのかという質問でございます。

質問では、平成27年9月24日となっておりますが、26年の間違いと思います。26年9月24日、これも全員協議会で議員さんにお配りをした資料でございます。その資料は、議員さん全員への説明のために提供した資料であります。確かに、この

表だけを単発的に見ると分かりづらいと思われます。P F I 可能性調査時、消費税抜きで日建設計が試算した金額は2,640万円、株式会社長大がP F I 可能性調査精査で既往実績110%を考慮しない金額は6,720万円の増加の要因については、以前回答をされているとおりでございます、従来の7,392万9,000円とP F I 方式を比べた場合、P F I 方式の施設整備費では従来方式の15%削減効果を見込んでおりますが、施設撤去費は単体工事であり、削減は見込まないと記載された意味としては、その違いとして、まず施設整備費は従来方式での15%削減効果というのは、事業や設計や建設、撤去といった初期投資のみで評価するのではなく、事業期間が15年という長期間にわたるコストと効果を予測して、どのくらいの効果があるかを考えての数値になります。しかし、施設撤去費や開業準備費についての費用は単体、単年で、単独で終わります。終わりますので、長期にわたる期間に対して相乗効果がなく、削減効果を算定できないものがあるため、その分は単体工事であり、削減は見込まないという表現で記載させていただいております。予定価格に対する落札金額2,840万円との差、4,545万9,000円、先ほど言われた分ですが、これの意味合いでの削減効果ということではありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。

したがって、何のための資料だったかということですが、解体撤去費用が設定された経緯と根拠を分かりやすく既往実績を参考に、平米単価や坪単価を掛けた金額を出しているものと思われます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

長大がつくった資料がないということは、長大が教えとったら長大は知っとうやないですか。町がつくったんでしょ、次長が。ということは長大がここに来て証言したときに、そういう理由で言いましたって、次長は自分たちが勝手につくったと言うたよ、これ。残っとうと思いますよ。だから、長大にはあなたたちが尋ねたっちゃけえ、本当のことは言わないんですよ。第三者のそういう調べるとこ、厳しく。何でP F Iなんてこんな高くつくのかって、これやったらP F I、本当言うたらどっこも頼まんですよ、こんな金額になるとやったら。それを業者が言うたらそのまんま私に報告して、そら報告したっちゃあ、私は信用できませんよ。粕屋町には、土木業者、建設業者のOB、もう年取ってやめてきた人いっぱいおるんですよ。その人たちには、そういうことを言うても納得はしませんよ。都合よう逃げ

て。最初からそう言えばいいんじゃないですか、ほんならこれは長大が関次長に言うて、関次長が作りましたって、そんなことないと、知りませんちゅう。そんなことをあなたがかばいよったら、あなたも一緒たくりに思われますよ。やっぱり半分は疑ってかかる、こんなことになりよんのは、やっぱりおかしいところがあるからですよ。正しいとこばかりないんですよ、相手が。

それをもとに、これ採決されたんですよ。議員も半分半分やったんですよ。1回目は否決したんですよ。知ってあるとおり、2回目は私んとこへ漬物持って前の町長来んしゃったけえ、私は笑い者たい、この前も言うたばってん、漬物議員で。太田さん、漬物はどげんなったなって言われます、今でも。そうやって議員の権利、特権を奪おうとした町長、前の町長に対する何のおとがめもなし、何か私が悪いことしたごたあ。そんな町政、町議会でいいんですか、本当。町民から信頼できませんよ、そんなことしよったら。そうでしょう。

そうしてこういう文書、そのときには前の関次長が自分たちが作りましたって報告しましたから、そんなときにこれは公文書に、次行きますけどね、もうね。6番の公文書に行きますけど、そんなときに、27年9月議会で私が質問しとるんですよ。公文書偽造ちゅうのはどういう場合に当たるんですかと言うたら、安河内総務部長が故意といいますか、作為的に内容を変えて作成したような場合が公文書偽造に当たると思えますと報告しちやるんですね。これは、作為的じゃないんですか。何に当たるんですか、これ。作為的につくったんでしょう。違いますか。何のためにつくったか、ほんなら。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

6番の質問にお答えいたします。

言われてある資料は、平成26年9月24日開催の全員協議会及び同年12月16日に開催されました臨時総務常任委員会の中で、運営事業費に関する説明をするための資料として作成された資料でございます。こういう資料は、学校給食センター建設準備室のみでなく、口頭では説明しづらい内容や制度等については書面で説明したほうが分かりやすく、ほかの部署であっても議員からの提供依頼があれば、個人情報や金額等の秘密情報は別として、関係行政機関や業者、またインターネット等から得た内容を参考に議員にできるだけ分かりやすくするよう形式を変えたり、表として見やすくするための資料は数多くあると思われまして、私もいろいろな部署で作成し、議員に対しても提供してまいりました。

今回におきましても、業務として導入可能性調査の精査を行った株式会社長大から得た報告をもとに、大もとの数値は変えず、数値を逆に町が勝手につくりかえるようなことはありません、あつてはなりません。議員にできるだけ分かりやすいように、見やすく形式を変えて説明している資料であり、必ずしも報告は終わっている株式会社長大に確認を行う必要はないと考えております。報告書類の所有権は町にあります。確かに株式会社長大は、当時の資料の存在は知らなかったかもしれませんが、内容を確認していただければ、株式会社長大が報告書として上げた数値の一部であり、問題ないと考えております。ただ、議会に提供し説明する場合は、資料の中に引用した文献の表示、例えば導入可能性調査報告書より出典とかの表示や、頻繁に開催された会議の中で機会あるごとに事前の説明等があれば、こうした誤解が生じてなかったのではないかと考えております。

また、最終的には司法判断にはなると思いますが、私としては刑法に抵触するような偽造または虚偽、捏造、改ざんに当たるような違法性のない公文書と考えていますので、職員による文書偽造であることに対する無効性や、勝手に職員が文書を作成していいのかにつきましても、分かりやすく説明する上で必要であったための文書であります。また、議長の決断で裁決されたとのことですが、議会運営のことをございますので、私は答えられません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

だから、長大が参考人招致で来たときに、前の関次長との話が合致合うときゃあ、何もないんですよ、はっきり言うたら。全く違うでしょう。向こうは全然知らんって言うんですから。やっぱり、今後そういうことが起こったら困るんですよ。あなたたちは困らんかもしれんばってん、一般町民は困るんですよ。こんなことを起こらしてもうたら、ちよくちよくちよくちよく裏のほうでこんなことされたら。しょっちゅうしようと思われますよ、こんなことを。町の町民は、ああ、そうやろいな、そらそんぐらいのことするやろうなって。それじゃいかんでしょ。そこら辺をはっきり、町長、はっきりしないと。それはそんな言い訳じみたことを言うて、やっぱり本人に反省を求めないと、そういうことを勝手にしやって、何でこれをそういう、勝手につくって出したかと。黒い疑惑に見られとるんですよ、今給食センターの建設は。あなたたち、耳に聞こえてこんか知りません、周りでは。いろんなどこからそういうことを思われとるんですよ。そういうとこを払拭するために

も、そこら辺はびしゃっと解決しないといかんぢやないですか。そんなあやふやな返答で。

それから、もうちょっとありますから、続けて言いますけど、質問、返事ができたら言うてください。できんときは次の機会でも結構ですから、いいですか。

7番のPFI事業者選定委員会の中に、PFIじゃ長大が入っとんですね、長大が。長大が議事録をもらったら、長大はこの事業者選定委員会の皆さんによろしくお願ひしますって言うとんですよ。事業者選定委員会がもともと、鳥栖あたりは、久留米あたりは、選定委員会がこのPFIが出した内容を審査しとるんですよ。ここは何もしてないんですよ、これ選定委員会は。入札のことだけを選定しとるんですよ。それでまともな、長大が選ばれた業者に思われませんよ、これね。だけん、審議されてここに書いてありましよう。

それと、もう9番目になりますけど、あなたにもこの前から質問しましたごと、今現在施設整備費を請け負うてされとる西松、松本組、粕屋殖産が8億円で受けとるんですよ、あれ。長大が出した予算は12億円ですよ。4億円違うんですよ、まあ、はした金は幾らかあったとしても。そんなPFIがただ施設整備費だけで12億円ぐらいの仕事、4億円もうかるんですよ、これ。それではね。調べて、いいですか。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

それでは、7、8、9をまとめて答弁させていただきます。

7番でございます。株式会社長大が参加しているのはなぜかというご質問です。

町が株式会社長大に業務委託をしております平成26年度PFIアドバイザー業務委託の仕様書の中に、PFI事業の精査だけでなく、選定委員会に係る業務支援として民間事業者選定のための審査委員会の運営等に際し、選定委員の方に詳しく説明するなど、公正な選定となるための必要な業務支援を行うことになっておりますので、委託業務履行のために株式会社長大も参加しているところです。また、この業務をしなければ契約不履行ということになります。

なお、いずれも説明がなされておりますが、株式会社長大は選定委員会業務支援も担っていることから、逆に本事業に係る事業者、要するに入札参加業者として関与できないようになっております。

8番目です。PFI事業者選定委員会で審議されなかったのがそもそも間違いではなかったかということです。PFI事業者選定委員会が設置されました趣旨は、

総合評価型一般競争入札の事業者選定に際し、専門的見地から最も優秀な提案を行った事業者を選定する組織であり、事業の透明性及び公平性を確保しつつ、民間事業者の有する技術及び経営資源並びに創意工夫が十分発揮されることにより、町民に対し低廉かつ良好なサービスが提供されることを目的として置かれたものでありますので、株式会社長大が出されている予定価格の詳細な中身に特化した審査委員会ではありません。まずご理解いただきたいのは、この選定委員会がどのような活動をされたか、どのような審査をされたか、既にご存じとは思いますが、若干説明したいと思います。

メンバーとしては5人で、九州大学、福岡女子大学、福岡大学の専門分野の教授と当時の副町長でございました。審査方法は、第1次審査と第2次審査がなされ、第1次審査では、入札参加資格確認審査、つまり入札参加者が備えるべき競争入札参加資格の要件は入札説明書に規定されている要件を満たしているかどうかの確認申請を行う審査を行っております。したがって、株式会社長大が算定した金額の中身の詳細については、PFI事業者選定委員会で審議されないのは当然のことであり、間違いであるとは思って考えておりません。

それから、9番目でございます。4億円も違うということですが、株式会社長大が出しましたPFI導入可能性調査精査時の施設整備費は約12億円につきまして、今までの資料の経緯で理解できますが、下請業者と契約されたのが約8億円、4億円も違うということのようですが、町は直接下請業者と入札や契約をすることはありません。契約している元請と下請との業者間でやりとりをしていることは、町は介入できません。町としましては、この給食センターはPFI事業として設計から初期整備と運営に係る費用を包括的に発注し、これを総合評価型一般競争入札に付されており、入札の結果、コンソーシアムで組成されたSPC特別目的会社として落札され、SPC内の業者の中において施設整備に係るJV企業体が幾らで下請に出されているかということは、町は把握もしていませんし、把握する必要もございませんので、その差額の4億円については答弁のしようがございません。

ただ、私が調べた限りでは、現在給食センター本体の施設、附属棟、外構、解体、昇降機等の工事金額等、消費税抜きで8億円強となっていることからすれば、太田議員が入手されている約8億円の情報とは合致しているものと思われま。ただ、工事は多岐にわたっており、そのほかにも電気設備工事関係がありますので、これが消費税抜きで3億円弱となっており、施設整備工事を合計すると約12億円程度となっていることに対しては、町が把握できる金額で問題ないと考えております。落札金額でいいますと、別に空調設備金工事、衛生設備工事合わせて約5億円

程度あり、施設整備全体で消費税抜きで約16億2,000万円程度となっているものでございます。SPCにおいて、契約金額内での施設整備費と運営費とがやりくりされることについては、包括契約の当事者でありますSPCとしての権利であり、町としてはBTO方式で引き渡し後、施設の所有権が町に移転されることとなりますので、最終的に施設が町の財産として所有権が移転されたとき完成図書や資産としての価格は把握し、施設台帳を整備するとともに、その後の維持管理に活用していくものと考えております。

したがいまして、4億円も違う、そんなPFI事業はあつてはならないのではないかと思います。今回の給食センターはPFI法の規定に基づき、総合評価型一般競争入札の方法により公正適正に行われており、また契約についても既に議会の議決を経て執行されているものでございますので、個人的に知り得た1つの情報のみでPFIによる給食センターの契約に支障はないと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

今説明ありましたけど、その説明では満足した説明にならんのですよ。だから、次長、ついでに内閣府、県、建設省、国土交通省か何かに行って、この契約がこれで正しいのかどうかちゅうのを確認してくださいよ。長大からの意見だけを聞いて、こうでした、ああでした言うてたら、それは信用できません。

次行きます。

粕屋町の社会福祉協議会の運営と補助金についてということで町長にお伺いします。

粕屋町の社会福祉協議会の補助金は、大体どういう算定でされとるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

粕屋町の社会福祉協議会の運営と補助金についてでございますけども、粕屋町の福祉にかかわる一翼を担っていただいておりますので、今年度からまた再度3年間、指定管理者として運営を依頼するようにしております。算定基準につきましては、所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

簡単に答えてください。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

社会福祉協議会、町長が言われますように、地域の福祉の一翼を担っていただいております。町からの補助金、それから委託金等々を出しております。それにつきましては、年度途中で、前に社会福祉協議会のほうと協議をさせていただきながら人的な分、それから昨年度の実績等々を把握しながら、十二分に当初予算、年度の予算の編成に当たっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員、もう時間ですから。

◎6番（太田健策君）

もうちょっとで終わりますから。

◎議長（進藤啓一君）

いや、それは皆さんにも、皆さんが大体そういうことは困るわけでしょうから、もう時間は時間ですから、申しわけありません。

◎6番（太田健策君）

どうもありがとうございました。

（6番 太田健策君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩したいと思います。

（休憩 午後2時17分）

（再開 午後2時30分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

3番木村優子議員。

（3番 木村優子君 登壇）

◎3番（木村優子君）

議席番号3番、木村優子です。通告書に従って質問をいたします。

1つ目の質問は、口腔、口の健康ということで質問をしてみたいと思います。

私たちの生命活動は、言うまでもなく食べることによって支えられております。食べるためになくてはならない器官が歯であります。しかし、歯の寿命は、長くなった平均寿命に追いついていないと言われております。また、口腔が全身の健康に及ぼす影響については、近年さまざまな角度から研究がなされているところでもあ

ります。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

1つ目の質問になりますが、まずそれぞれの世代別で粕屋町が行っている歯科健診の状況についてをお聞きをしたいと思います。補助金を出していれば、その状況もあわせて教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

木村議員の質問にお答えします。

口腔に関する健診のさらなる充実をということで聞かれておりますけども、現在歯科医師会のほうから小学校において、フッ素予防について提案をいただいております。実施している久山町の予防効果について、よい評価であると聞いておりますので、担当部長のほうに調査を指示しています。よいことは分かっていますが、小学校の先生に負担がかかるということから、なかなか広がらないのが現状ではないかと思っております。

これから今の質問でございます1番から5番につきましては、所管のほうから詳しく説明いたしますので、よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

1番ですね。

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、世代別で粕屋町が行っている歯科健診の状況ということでございます。乳幼児におきましては、母子健康法に基づきまして毎月実施しております1歳6カ月児健診、それから2歳児歯科健診、3歳児健診のときに歯科健診を実施しております。また、粕屋歯科医師会でございますが、妊婦さんと乳児、これは1歳未満ということでございますが、を対象とした歯科健診と指導、相談を3回まで無料で行っていただいております。それから、これ26年度から導入されたというふうに記憶しておりますが、成人式におきましては、健康増進法に基づく健康増進事業といたしまして歯周疾患健診を実施いたしております。現在は、町内の歯科医院さんと契約をさせていただき、個別健診の方法で40歳、50歳、60歳の節目年齢を迎える方々を対象に、受診券とリーフレットを郵送し、受けてくださいということで進めさせていただいております。また、未受診者の方にははがきによる受診勧奨も行っている

ところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

学童期についてちょっとお尋ねをしたいんですけど、小学生、中学生とはいかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

部長、どなたか。

安川部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

学校での健診とかありますが、ちょっと補助金が出てるかどうかっていうのは、把握をしておりません。大変申しわけありません。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

学校では、歯科健診を定期的に行っていると私は思っているのですが、学校教育課のほうからは何かお答えをしていただけることはありませんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

学校現場におきましては、粕屋歯科医師会のほうにお願いをいたしまして、集団の歯科健診というものは行ってはおりますが、補助金等につきましてはちょっと今現在、把握しておりません。また後日、お知らせさせていただければと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

今町長もフッ素のこともおっしゃられてありましたので、後ほど補助金等のことに関しても、ちょっと詳しく教えていただけたらと思いますので、後ほどで結構です。

では、次の質問に移ります。

4番目の質問と関連をしていきますが、先ほども成人の分でお答えをいただいた

ところでございますが、26年3月議会で厚生常任委員会で受けた健康づくり課の報告の中の歯科レセプトの分析から考えることについて、町民の皆様にも知っていただいたほうがよろしいのではと私は考えますので、分析の結果、そして町が考えることについてをお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

木村議員言われるように、26年、資料を出させていただいたと。導入に基づきまず前に、議員さんにこういうふうな結果ですとのことで資料を出させてもらって説明をさせてもらったのかなというふうに思っております。

その結果は、被保険者8,496人のうち、一月でのレセプト件数は776件、9.1%になります。1カ月の歯科医療費、これは入院外ですが、総額は1,012万8,280円。入院はゼロ件でございます。受診内容は、ゼロ歳から14歳までは、う歯、これ虫歯ですね。それから、15歳から74歳の方は、歯肉炎であったり歯周疾患であると。医療費の割合を見ても、歯肉炎とか歯周疾患が約7割を占めているということでございます、これは25年度のレセプトですが。それから、40歳で歯を失う原因の約8割が歯周疾患によるものということで、歯周疾患は糖尿病などの生活習慣病との関連が指摘されているところでございます。また、歯を失うことは、そしゃく、かむということですね、それから嚥下、飲み込む力ですね、それぞれの問題につながりますので、高齢期の自立の妨げにもなるというふうに考えております。定期的な歯科健診や歯周疾患の予防は、生活習慣病の予防や高齢者の生活の質の維持につながるとも考えております。

以上の考察により、定期的な歯科受診のみでなく、個人でできること、これは歯磨きの回数とか長さとか、それだけでなく今は何か糸ようじとか、そういうのを使ってきれいにするということがいいそうです。意外と磨き残しですか、私も歯医者へ行って、ほとんど裏のほうはだめですよと言われましたので、きっちり磨かないかなのかなというふうには思っておりますが、そういうふうなところで考えております。

それから、町としてもそういうふうなことが、磨き残しですか、そういうふうなことがありますので、健診等々については予防、啓発、そういうところもきっちりと情報を提供しながら予防を進めていくということが必要なのかなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

ありがとうございます。

今部長にお答えいただいた中でとても重要なのかなって私が思ったのが、ゼロから14歳までは虫歯ですね。15歳からもう既に歯肉炎及び歯周疾患が受診の理由というふうになっております。今の聞いた中で成人に対しての歯周疾患の健診に関しては、40歳からというところを私はちょっと注目をしているところでもありますので、先にすみません、3番目の質問のほうに行かせていただきます。

健康日本21の中に歯の健康の目標値というのがございます。町はどのような目標値を掲げて取り組んでいるのか、現状とあわせてお聞かせを願います。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

健康かすや21での目標値ということでございますが、健康かすや21の中で歯、口腔の分野におきましては、定期的な歯石除去や清掃で受けることの人口を目標として、平成30年度の間評価時の目標といたしましては50%といたしております、50%の方ですね。それから、なお平成25年度の保険事業計画策定時の町民アンケート、これは平成25年11月に実施してあるということなんですが、20歳から85歳の町民の方を無作為に抽出、2,000人の方です。619件回答がありました。回収率については31%、これについては37.6%の方が定期的にですが、歯科医院を受診されると、それから歯石の除去や清掃を行っているという結果が出ておるようでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

またちょっと具体的に、例えば歯の喪失の防止であるとか、そういった具体的に、その50%の目標というふうに出されてあったんですけど、それ以外で例えば乳幼児の虫歯のない者の増加であるとか、そういったところに注目をされての目標値の設定などはなされてないでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

私も、この健康かすや21の中からでしか把握をしていないんですが、この中では定期的な、先ほども言いましたけど除去、歯石の除去ですね、そういうようなところにちゃんと増加していきましょと、これは20歳以上を対象にした分でありまして、現状値は37.6、目標値が50%というふうな形であります。そのほか、歯科健診を実施してもらったり、出前講座で周知を図っていくなりというところでの町の事業は記入はありますが、乳幼児等々については、今十二分に医師会とか、いろんな部分の健診の中で保護者の方にもお願いをし、また啓発もしておりますので、その中で可能なのかなというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

具体的な目標の設置というのもとても大切になるのではないかと思います、今質問をさせていただいているところでございました。

それでは、4番目の質問に入ります。

26年から、先ほども何回も、もう申しておりますが、成人の歯科健診についてでございます。今までちょっと質問をいたしましたその結果から、歯周疾患の健診を行うようになったというふうに思っております。この事業が開始されるようになったことをお聞きしたとき、大変にうれしかったのを覚えております。

まず、この事業についての説明と、年数が余りたっておりませんが、現段階で受診率についてなど、また今考えている課題、先ほどもちょっと述べていただいたとは思いますが、現在行った結果、どのように考えられるかをちょっとお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

次に、成人健診のそれぞれの結果等々、それから課題をとということでございますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

成人の歯科健診は、これまで30代の基本健診時に年1回実施しておったそうです。それが平成26年度から健康増進事業の中で、先ほども言いましたが、40歳、50歳、60歳の節目の方を対象として個別健診として実施をしてきたということでございます。平成26年度の歯科健診の受診者は123名で受診率は6.4%、123名で受診率は6.4%です。27年度、これは平成28年、本年の2月12日現在ということですよ

が、63名で受診率は3.6%と。1月に受診勧奨はがきを送付しているため、受診者はこれより増加するのではないかなというふうには思っております。歯科健診の結果としては、約7割が要治療判定と、簡単に言えば悪いですよということになります。その内容は、う歯、虫歯でありましたり、歯周疾患という状況であります。

課題といたしましては、先ほども言いますように受診率が低いということに上げられるのかなというふうには思っております。歯周疾患は生活習慣病、それと関係が指摘されておりまして、保健指導の際にも歯周疾患の予防についての指導を行っていきたいというふうには思っております。受診率の低さからも、歯科保険に対する予防という概念がまだまだ浸透していないのかなと思われまますので、今後も啓発に力を入れていきたい。いずれにしましても、木村議員が言われるように、歯はやっぱり健康寿命を延ばす、一番自分の口から物をしっかり食べるということは健康寿命を延ばすことになるだろうというふうには思いますので、そこら辺については啓発活動もしっかりとしていきたいというふうには考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、今度は対象者についてお聞きをしたいと思えます。

40歳からの10歳刻みで無料健診を行うようになったというふうになって今答弁をいただきましたが、なぜ10歳刻みなのか、その理由や根拠がありましたらお聞かせをください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

なぜ40歳、50歳、60歳、こういうふうな節目で始めたのかということだろうと思えますが、25年度のレセプト、それから他市町村のこういうような歯に関する、口腔に関する健診の状況等々を見ながらですね、やはり40歳以上になるとかなり悪いということを入れてこられたんではなかろうかというふうには思っております。それまでは、小さいときからずっと健診とか、保護者の方がされておりますので、いいのかなと。40、50、60になると仕事でもう忙しい、もう歯がなかったっちゃよかつちやないやとか、痛うなってから行かれますから、そこら辺が子どものときは一生懸命されますが、大人になるともう時間にかまけて行かれないということがありますので、この大人の方、高齢期にもずっと行かないかんから、そのためにも40代、

50代、60代、この節目のときにしっかりと歯の大切さについて認識をしてもらおうということで導入をされたのではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

なぜ10歳刻みなのかというふうにお聞きをしたのかと申しますれば、10年越しの無料の健診にさらに追加して、1年に1回もしくは2年に1回でもいいので、健診に対して補助があったら効果的ではないかというふうに考えました。歯科健診は成人の場合、最低1年に1回は行ったほうがよいよというふうに私も先生に言われて、毎年歯科健診に行っている状況ではありますが、歯科健診の意識づけというのは今後大変重要になってくるのではないかというふうに思っております。

この分析の結果から、25年5月の診療分のレセプトの結果ではございますが、先ほども申しましたように15歳からこういった歯周疾患の受診理由ということで、歯周病という、歯周炎ですね、が大きな理由になってきております。パーセンテージを見れば67.2%っていうことで、15歳からもう既にそういうふうな状況になっている。そして、ずっと年々年を重ねるにつれて、パーセントもずっと上がってきてるという状況を見たときに、果たして10歳越していいのかというふうなように私は思ったわけでありまして。

それで、ここで上げております5番目の質問になりますが、もっと若い年齢のときから対象を広げて、この対象者の拡充を今後行ったほうがよろしいのではないかとということでのちょっとお聞きをしたいので、今後また行う予定の事業などありましたら、あわせてお答えをお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

15歳からパーセント値が上がるということでありまして、もっと若いときからこういうふうな形で補助を出しながら進めていけばいいのではなかろうかということではございますが、現在導入しまして、26年度からこの40歳、50歳、60歳、歯科健診を始めております。受診者が伸び悩んでおりますけれども、まだ2年しか経過いたしておりませんので、28年度につきましても啓発に力を入れながら実施をしていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、15歳、20歳、じゃあ30歳、どこまで落とすかどうかというのは今後の検討課題ではなかろうかというふ

うに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

この歯科健診に関しては、補助金の対象になるようなこととかというのは、今の現在の状況ではないのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

先ほど町長のほうから、小学校での歯科健診ですね、フッ素対応とかという分がありますが、これにつきましては粕屋歯科医師会のほうからもう県の補助金でやるんだから、粕屋歯科医師会については子どもの健康、歯の健康を守りたいと、どうしてもやりたいんだと。粕屋町においても学校現場におけるフッ素塗布というんでしょうか、塗るとの働きかけをしてくださいと、町長どうぞやってくださいということでは聞いております。町長のほうから、安川君、他町でやりようところが久山あろうかと、見てきなさいと、調査しなさいというところではありますけど、学校のほうともありましようから、まず久山のほうの調査をさせていただきまして、どこに原因があるのか、導入できない、導入したらどういうふうな大変なことがあるのか、そして粕屋町にとってはどうすべきか、糟屋地区全体としてはどう進めるべきなのか、そこら辺についても研究をしていきたいなというふうに考えております。それについては、補助事業となるそうです。全額県が補助をするということで聞いております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

わかりました。

冒頭にも申しましたとおり、近年、口腔が全身の健康に及ぼす影響については、さまざまな角度から研究がなされていると申しました。口腔の二大疾患と言われる齲蝕、そして歯周病も最終的な転機は歯の喪失であり、実際に歯の喪失原因の大半を占めております。多くの研究から、歯の喪失が一定のラインを超えると、そしゃく能力、かむ力ということですね、が低下が見られることがわかっており、それが

80歳で20本の歯を残そうという8020運動の論拠にもなっております。すなわち、残存歯数が20本を下回ると、食品をかむことが不自由に感じる人が増え、またそのことにより軟食傾向など、食品の選択行動の変化による生活習慣病やその要因とも言われる内臓脂肪症候群、メタボリックシンドロームを招いたり、栄養の偏りや食欲の低下による低栄養を招きます。特に、低栄養は長く続くと筋力の維持に必要なたんぱく質などの摂取が不十分になり、筋力の低下、そして運動能力の低下などを招き、身体的自立が損なわれる要因としても非常に重視をされています。そのほかにも、そしゃく機能が視角や聴覚あるいは脳機能、学習記憶能力、認知症等にも影響を与えるとされており、そしゃくという機能を維持すること、機能歯を維持すること、すなわち歯の喪失を防止し、全身の健康をも維持することにもつながることがさまざまな研究によって明らかにされてきております。また、若いうちから入れ歯になると恥ずかしいし、話しにくいなどから、人との接触が減ったり、ひきこもりがちになったりもいたします。いかに歯が大切であるかを痛感をいたします。健康寿命の延伸への対策として、ぜひ歯科健診の充実も図っていただきたいと思っております。町長、よろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問に入りたいと思っております。

2つ目の大きな質問ですが、図書館の充実に向けてということで質問を進めさせていただきます。

皆さんもご存じのとおり、良書は人生を豊かにしてくれるものであり、本には親や教師から深く聞けなかった事柄や日常教えてもらえない知識がたくさん載っております。また、本というものは、目の前の現実やふだん気にもとめないでいた現象を一度立ちどまって見直すきっかけを与えてくれます。

それでは、1番目の質問です。図書館で利用されている雑誌の平均貸し出し数と、それは全体の何%に当たるのか、また雑誌に係る毎年の費用についてお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校の図書館には、雑誌は余り見ません。だから、町立図書館、フォーラムで社会教育課長が答えます。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

木村議員の質問にお答えをいたします。

図書館における雑誌の貸し出しは、26年度で2万7,911点となっております。全部で249タイトルございまして、平均の貸し出し数は、1タイトルにつき112回となっております。ただ、これは雑誌により貸し出しの差が多少ございますので、あくまで平均112回ということになっております。雑誌の貸し出しは、全体が43万3,000冊弱となっております。これは、視聴覚教材といいますか、そういったものも含まれますけども、全体の6.4%を占めております。購入に係る費用につきましては、26年度決算では197万5,000円ということで、毎年200万円ずつぐらいを予算化を図っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、2番目の質問に入ります。

新たな財源確保のための雑誌スポンサー、企業、学校法人、医療法人、福祉法人など、そういった雑誌スポンサー制度を導入してはと考えております。この制度は、図書館が作成した雑誌リストからスポンサーが雑誌を選定し、雑誌の受け入れ事務を図書館が行います。スポンサーに希望する雑誌の年間購入費を負担してもらう一方で、その雑誌の最新号にかける透明カバーの表紙に企業名、裏表紙に広告を入れ、雑誌を置く棚にも企業名を掲示する仕組みであります。この制度の導入について、町の見解をお聞きいたします。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

雑誌スポンサー制度の導入ということですが、今ご指摘いただきましたとおり、雑誌のカバーとか、私先進地にお伺いしましたところ、書架にも工夫をされて、その広告を掲示しているところもあるようでございますが、年間購読料の助成を求めていくことをご提案いただいと考えると考えております。

県内では、既に導入している自治体は11市町でございます。うち糟屋地区内でも、3市町で取り組みを開始いたしております。厳しい財政事情の中で図書館資料の充実を図る手段として、糟屋地区は社会教育振興会というのがございまして、その中に図書館担当者会という会を持って情報の共有を図っておるところでございますが、今地区内の中でも調査研究を始めているところでございます。ほかの先進事例

を参考にしながら、前向きに導入に向けて検討をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

前向きにということで、大変にありがとうございます。

スポンサーには社会貢献の場を提供でき、町としては財源の確保ができるというメリットがございますので、ぜひ検討のほうよろしく願いいたします。

それでは、次の質問でございます。

粕屋町の児童は、先日校長先生方からの報告の中にもありましたとおり、年間の学校での読書量が100冊を超えており、先生方の努力に感謝いたすところでもあります。読書の量的、質的向上は学力の向上にもつながっているとおっしゃっておられました。

まずは、3番目の質問ですが、フォーラムにおける町内の小・中学生への図書の貸し出し数、また人数が分かれば、人数もお聞かせをください。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

ご質問にお答えいたします。

先日、学校経営報告会の中でも、各学校それぞれ図書の貸し出しに向けてご努力いただいているところですが、一応図書館の中では、町内の小・中学生の貸し出し状況につきましては、平成26年度におきまして小学生で貸し出し延べ人数1万1,372人、実利用者数は1,308名となっております。冊数につきましては5万4,138冊。中学生では、貸し出し延べ人数は1,605人、実利用者数が262人、貸し出し冊数6,666冊ということになっております。小・中学生の総計では6万804冊となっております。全体の貸し出し冊数が先ほどお答えしましたとおり43万冊ですので、全体の14%を借りていただいているという状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

粕屋町の児童は、学校の先生方や読み聞かせボランティアなど、多くの方々の努力もあって、本に親しむ体制は整ってきているものではないかなというふうに思っ

ておりますが、もっと多くの良書に親しんでいただきたい。小学生の時代に本好きになった子は、中学、高校と引き続いて本好きでいるようです。また、見えない学力が読書によって、より豊かになっていくようであります。今回、子どもたちの読書意欲をかき立てると、公共の図書館で広がっている読書通帳の導入を提案をいたします。

読書通帳とは、図書館システムと連携したATM風の専用機に読書通帳を入れると、借りた日や書名、作者名などが印字される仕組みです。図書の定価も記帳できるため、金額にして幾ら分の本を読んだという記録も残せるようであります。通帳の大きさは、実際の預金通帳とほぼ同じサイズ、ICタグが取り付けられており、専用機で登録をした後に使います。1通当たりの発行費用は数百円ほどかかりますが、導入している図書館の多くでは、銀行や書店、地元企業にスポンサーとなってもらい、通帳に企業名を入れているところもあるそうです。こうした取り組みをすることで、子どもたちに無料で配布できるそうです。また、私が先ほど提案をいたしました雑誌スポンサー制度で浮いた財源をこの通帳の代金に充てることのできるのではというふうに考えております。

ここでお聞きをいたします。

この読書通帳の導入についての見解をお聞かせください。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

読書通帳の導入をというご質問でございます。

銀行のATM機器のように、通帳タイプで記録冊子を通せば、自動的に借りた本が印字されるというものでございます。当課で調査しましたところ、機器導入に約300万円から1,000万円ほどの機器購入費がかかるようでございます。安いのは、自分で開いて、こう入れるタイプ、高いものは自動的に機械の中でめくっていくタイプになるようでございます。今現在、小学生に通帳配布を行うだけでも、1冊当たり大体300円前後はするんじゃないかなろうかということでございますので、初期投資で100万円ほどかかる見込みでございます。

糟屋地区内でこの読書通帳を導入しているところは、今のところございません。ただ、ほかの例を見ますと、お薬手帳がよく病院なんかで配られますけれども、ああいう形でシールを配布してご自分で張っていただくような工夫をされてる図書館が2つほどございました。粕屋町におきましては、先月機器の入れかえをいたしまして、4月以降に読書推進サービスの一環として、パソコンでありますとかスマー

トフォンから直接自分の履歴を調べられるようなシステム運用を開始を始めようかなということで予定をいたしております。利用促進に向け、今の読書通帳もそうなのですが、ちょっと調査をさせていただいて、今後も注視はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

今述べていただいたとおり、私も調べさせていただいた中で、価格が大体やっばり1台500万円ほどかかるということでためらっている図書館も多いというふうには見ております。しかし、最近では課長もおっしゃられたとおりに、コンパクトサイズなど、低価格の商品も発売をされて、公共図書館だけでなく学校への普及を目指している業者もあるというふうに見ました。また、本格的なシステムを導入しないまでも、その通帳を利用する取り組みっていうのがどんどん広がっているようでした。

全国の読書通帳の導入状況について調べている郡山女子大学図書館の和知剛さんによると、大きく分けて以下の3種類に分かれますということで、今課長もおっしゃられてたとおりに、お薬手帳タイプというものもございました。預金通帳タイプは、先ほど私が申しましたとおり、専用の機器で貸し出した記録を印字する。そして、辞書タイプ、利用者が自分で貸し出した記録を書き込む。そして、お薬手帳タイプで貸し出し記録が印字されたシールを張りつけるという、この3つに分かれるようでした。辞書タイプは、自分で管理する手帳として、お薬手帳タイプについては預金通帳タイプを簡素化して、シールを印刷して自分で張るという仕組みでございます。

お薬手帳タイプの図書館読書手帳を導入した埼玉県で行田市立図書館は、子ども用だけではなくて妊婦向けの手帳も作成をし、胎教に関するアドバイスやお勧めの本やCDのリストが掲載をされているそうです。妊娠期から出産後に読み聞かせた40冊を記録でき、親から子へのメッセージも書き込められるそうです。自由に書ける欄を大き目にとることで、いろいろな記録に役立てるようにしてありますと、単なる読書記録以外の使い方を提案をされているようでありました。

以上のように、いろんな方法で子どもたちに、また町民の方々に喜ばれる図書館の運営をというふうに思っております。今、課長もまた調べていくということでの答弁をいただいておりますので、改めて答弁はもういたしません。

それでは、最後に、実際に何人かの子どもたちに、この通帳があったらどう思うっていうふうに聞いてみました。聞きましたところ、たくさん本が読みたくなる、そしてまたわくわくするという答えが返ってきました。読書通帳は、子どものころからの読書習慣を大人になってからも続けるための橋渡し役となるのではないのでしょうか。また、地方創生、少子化、子育て支援と言われる中、地域の中で図書館の役割はますます重要になってくると思います。

最後に、児童書出版に携わる人たちが提唱し、子どもと本の出会いの会が結成された折の呼びかけの中に、次のような一節があります。ご紹介をいたします。

子どもや若者が本を読まない国に未来はありません。子どもたちの豊かな未来を願う全ての人々がそれぞれの立場と創意を活かし、子どもたちが楽しい本、すぐれた本と出会い、豊かな読書体験ができるよう、今私たちそれぞれの立場から知恵と力を出し合い、励まし合うことが必要ではないでしょうかということ、私も全く同感であります。今までの施策にプラス要素を、さらに図書館を利用してくださるための策をさらにとっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(3 番木村優子君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

1 番安藤和寿議員。

(1 番 安藤和寿君 登壇)

◎1 番（安藤和寿君）

議席番号1番、安藤和寿です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今日で議員になりまして134日目の新米議員です。今回が初めての質問となりますので、不慣れな面があると思いますが、よろしく願いいたします。

今回の質問事項について質問いたします。まず、1事項について、ICT環境について町長にご質問いたします。

まず、ICT環境とは、皆さまお分かりのとおり、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーの略です。先般、町民の方との意見交換において、昨年より福岡市役所においてスタートしていますWi-Fiのサービスが粕屋町においてもできないかとのことでした。この件で私も同感し、全国各自治体によるWi-Fi利活用の状況を調べましたところ、2015年1月から2月までの調査で全国の市町村のうち約4割弱がWi-Fiを設置している状況でありました。町村につい

ては33.6%の設置とありました。活用の目的としましては、観光客、特に在日外国人客へのインターネットアクセスの提供、2、防災業務において災害状況に応じた柔軟な通信手段、3つ目、住民サービスの向上、行政事務効率化などの内容でした。私も、サンレイクで行われる講習会、ドームのプールは、何度となく施設を利用しておりますが、利用者の方は町内外、外国人の方の施設を利用しておられることから、もっと粕屋町のよさをアピールすることができないかと思いました。地元商工会とリンクするなど、粕屋町の情報を発信することで粕屋町の財源が向上できると思い、そこで質問させていただきます。

サンレイクかすや、かすやドームにおいて、来場者への利便性向上を図る目的として、Wi-Fiの利用ができる環境にできないでしょうか。K a s u y a C i t y Wi-Fiの開設を提案いたします。

◎議長（進藤啓一君）

提案に対する質問です。

◎1番（安藤和寿君）

お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

安藤議員の質問にお答えします。

海外に行きますと、Wi-Fiを利用して時系列で発信されている姿をよく見かけます。世界中で通信環境の提供が行われている現在、公共施設でのLANサービスは早急に対応しなければならないと感じております。先日も、私もサンレイクにおきまして、Wi-Fiを開設しなんでしょうかという若いお母さんからのお尋ねがありました。

安藤議員の提案につきましては理解しておりますので、財政的な負担もございませんので、詳細については所管のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

安藤議員がおっしゃいました内容と重複するかもしれませんが、近年無線LAN、いわゆるWi-Fiによる通信が広がりを見せております。これまでも有料民間サービスが展開されてきております。また、最近では公共施設における来場者に対するより高速で大容量の通信が可能な環境の提供のほか、観光や防災・減災

の分野での活用などを行う公共無線LANサービスの整備が進んできております。

例えば、観光を中心とした分野では、議員がおっしゃいましたとおり、お隣の福岡市が提供しておりますF u k u o k a C i t y W i - F i がございます。観光客、特に訪日外国人へインターネットアクセスを提供し、集客や回遊を促進しております。平成28年2月現在、福岡市内に85カ所、401アクセスポイントが整備されており、今後さらにエリアが広がるとのことでございます。さらに、防災・減災の分野におきましては、宮城県石巻市、長野県辰野町などで防災情報の発信や監視カメラによる災害監視等に利用されておりますほか、発災時のインターネット接続環境の提供などを行っております。

このように、さまざまな分野において大きな可能性を秘めたサービスでありますし、スマートフォンやタブレット端末がますます普及を広げていくことが予想される現在、非常に重要な事業となり得ると考えております。しかしながら、町長も申しましたように、基線回線としてのブロードバンドネットワークの調達やアクセスポイントの整備、そして運用に関する費用など、多額の費用が必要となることもございますので、今後導入の必要性を十分に検討し、導入する場合には設置箇所、アクセスポイントの選定や導入方法及び運営形態等、さらに十分に検討を進めてまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

前向きなご答弁ありがとうございました。

私も昨日、軽スポーツ大会の開催でかすやドームに行きましたけども、外国人の方も結構多く来場されてらっしゃいました。少し会話というか、いたしましたけども、私も身内のほうには外国人の方がおられます、スリランカの方ですけども。そういった中から、一応W i - F i というのも外国人の方が求められてるという環境だと思いますんで、一日も早く開設のほうをよろしくお願いしたいと思います。

では、次の質問に参ります。

小・中学校男子トイレ事情について。このことも、多くの保護者の方から登校の悩みとしてご意見をいただきました。私も小・中学校の当時は、苦い経験がありましたことから、質問事項に今回上げさせていただきました。いまだにこの伝統は残っております。

主に水回り設備メーカー、医薬メーカーのトイレ事情のアンケート調査を調べてみましたところ、学校で大便をしますかとの調査結果は、現在でも小学生の約半数

が大便を我慢したことがあることが分かりました。内容は、恥ずかしい、53.7%、和式トイレが苦手、35.3%、トイレが汚い、においなど、11.0%との結果でした。大便を我慢してしまう二大要素は、トイレ環境と周囲の目とありました。特に、恥ずかしいとの回答の中で3%は、いじめられるからと回答があり、先般2月25日に開催されました小・中学校経営報告会で不登校問題が取り上げられていましたが、このことも少しは要因となっているのではないかと思った次第です。

大便を我慢すると体に悪いこと、勉強に集中できないことが懸念されます。私も、このことが粕屋中学校を卒業するまで悩みの種でした。当時の記憶を思い起こせば、小学校のとき、私の親からは、学校でうんちをせんと頭はよくならんと、うんちをすると頭のよくなる運がつく、うんちばせんかったら運の尽き、頭はよくならんとという形で学校に送り出していた記憶があります。そういった家庭教育を受けた思い出があるのですが、そこで1、2の質問をさせていただきます。

学校のトイレで大便をするとクラスメートからばかにされるなどから、大便を我慢する児童の対応はどのように今現在されてますでしょうか。

2項目め、学校において男子児童に対し、学校で大便をするときは恥ずかしいことはないのだという教育はされているのでしょうか。お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

学校に聞きますと、小学校1年生が入学しましたら、すぐ総合的な学習の時間で学校の中をめぐる、担任が連れて行って。ここは校長先生の部屋、先生方の職員室の部屋ですよとか、ずっと学校めぐり、これを学校探検と言ってますが、そんな中でここはトイレですよということも説明します。それから、新しい保健の中で、健康的な保健、1日の生活習慣は食べて、寝て、出すことよという、1日の規則的な生活習慣の学習をします。また、理科の勉強の中で体の働き、大腸とか心臓とか、こういう科学的な体のづくりも勉強します。また、こういう学校でトイレに行けるかなという本もございしますが、科学的にそういった学習課程の中で学習をしていますが、今安藤議員お尋ねのことは、排せつ活動が冷やかされたりはやし立てられたりすることがその問題じゃないかという提案ですね。それは、こういった授業じゃなくて、もう気がついたときに担任が指導することが原則ですから、休み時間、特に私も経験があります。特に、小学校の高学年、中学1年生、男子トイレ、誰か入っとうぜと、があっと冷やかしたりする経験ありますが、今町内ではそういうことは常時やることになっております。

◎議長（進藤啓一君）

それ2番までの、答えが2番入っておいりましたかね。

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

2点目のご質問にお答えいたします。

恥ずかしいことではないという指導につきましては、日常的に学校の現場のほうで行っております。これは今の教育長言われましたように、各教科のほうにおいて行っているところですが、小学校においては健康観察としての声かけや指導、排せつに関する絵本を取り上げまして読み聞かせを行うということで、これは一例ですが、このような、これは学校でトイレに行けるかなという本で、ほかにも絵本がございますが、このような絵本を使いまして、大便をするのは恥ずかしいことではないんですよと、また学校でのトイレの仕方などを分かりやすく描かれております。このような絵本の読み聞かせをするなど、大便をすることを当たり前だという意識を持たせるように、日ごろから指導をしているところでございます。低学年のうちから、担任や養護教諭は大便をすることの大切さにつきまして指導を行っているところです。

中学校におきましても、排せつは当たり前の行為であることから、授業中でも教師に伝えてトイレに行くことができている学校もございます。教育というよりも当たり前のことが通る指導を行っているということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

ご回答ありがとうございます。

それと、急にちょっと質問の事項なんですけど、このたび子どもたちにもいろいろ聞いてみました。中学生だとか、小学校の高学年ですね。聞き方といたしましては、うんちがしたくなったらどげんしようとかという形なんですけど。そこで、給食で今現在牛乳が出ておったと思うんですけども、実際のところ子どもたちは牛乳を飲むとお昼からちょっとおなかのごろごろするというので、牛乳は学校では飲まないということも一部おられました。現在、持ち帰りでも構わないんですけども、現在4,400食という給食のほうを各6校のほうに供給されてると思うんですが、実際のところ牛乳の残ですね。飲まなかった例えば牛乳の本数だとかということが分かりましたら、参考がてらちょっとお尋ねしたいと思うんですが、よろしいでしょう

か。

◎議長（進藤啓一君）

分かりますか。

神近給食センター所長。

◎給食センター所長（神近秀敏君）

ただいまの安藤議員の質問にお答えいたします。

牛乳だけで残をはかっているということは、今現在ございません。それと、持ち帰りもやはり時間等の関係がございますので、持ち帰っていただくことはできないようお願いをしております。

残食率に関しましては、平成26年度で出しております件が、小学校につきましては2.1%、それと中学校が5.19%、全体で3.07%の残食率ということで現在統計を出しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

ありがとうございます。

そういったところで次の質問にもなるんですけども、私は粕屋西小学校の第1期生で先日、粕屋西小学校を41年ぶりに訪問しました。現在の西小学校のトイレ状況を視察し、昔と比べると随分改善されたようでした。大半は和式の便器で、一部において洋式の便器が使用されておりました。前のアンケート調査においても、最も注意しているのは、先ほど教育長が言われた新たに入学してくる子どもたちです。時代は変わり、家庭での洋式トイレの普及率が99%に対し学校は89%のこと、このことから新入学時において和式トイレで自主トレを実施していると実態。和式トイレに伴う子どもたちと教職員の負担増とありました。毎年5月1日時点での集計で粕屋町の小・中6校の児童数は4,494名、これ去年のデータですけども、小学校3校の1年生の児童数は584名とありました。そこで、1年生の584名に対し男子児童が何名おられるか分かりませんが、心配になりました。

そこで、3項目めに質問いたします。

現在の学校のトイレは、築年数も経過し古く、和式が主流となっておりますが、小・中6校の現在の和式と洋式の比率は。今後の改築において、男女のトイレを和式から洋式に変更するなど、今回の問題の男子トイレのオール個室化での改築はお考えでないかどうか、ご質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

安藤議員の質問にお答えします。

比率でございますけども、和式と洋式は50%ずつと聞いております。それから、いろいろな事情がありまして、一長一短あるということで、内容につきましては、なぜ50%ずつにしてるかということは担当のほうからお答えしたいと思います。それと、今後のことについても、個室のことにつきましても、所管のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

学校での和式、洋式の比率ということでございますが、先ほどのちょっとご質問に関連で、なるべく学校では子どもたちにトイレに行かせるようにはしているところなんですけれども、それでもどうしても恥ずかしくって行けないという児童・生徒につきましては、学校のほうとしては保健室のトイレを使用させるなどの対応なども行っているところでございますので、参考までに補足させていただきます。

それから、現在小学校、中学校の男子トイレの和式と洋式の比率につきましては、今町長が申しましたように、いずれもほぼ半々となっております。これは、校舎、体育館、運動場の合計の数でございます。児童・生徒へのトイレの和式、洋式に関するアンケート調査を過去に平成22年度と平成26年度に実施をいたしております。そのときのアンケート結果からは、小学生男子、中学生男子、いずれも洋式の比率が高くなっておりまして、現在はそのときのアンケート結果を参考にしながら和式と洋式の設置を行っているところでございます。従来は、安藤議員がおっしゃっておりますように、学校のトイレは和式が主流でございました。現在は、実施いたしましたアンケート結果を受けまして、洋式も多く取り入れているところでございます。ただし、洋式は肌が直接触れるなどするために、和式のほうがいいという児童・生徒の意見もありますので、バランスよく設置すべきものと考えております。

また、各学校において、排せつは当たり前のことであり、恥ずかしいことではないという指導を今後も継続して行い、また設置に際しましては、衛生的で使いやすいトイレ設備を児童・生徒に提供できるように行ってまいりたいと考えております。なお、小便器を撤去し、全て個室トイレにするということにつきましては、こ

れまで学校から要望として上がってきておりません。また、トイレ業界が行いましたアンケート結果等から、全部個室にすることに対しては、排便が嫌なものとして見えないように覆い隠そうとする考えになってしまう懸念もあるという意見も一部にはあるようでございます。そのようなことから、教育委員会といたしまして改修していく計画は、現段階においてはありませんが、今後もトイレの使用状況につきまして、各学校の状況の把握に努め、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

課長、どうもご答弁ありがとうございます。

今現在は、各学校からそういった男子児童の排便に関する悩みだとか問題だとか、排便の影響で不登校になってるとか、そういったものはないという形で捉えてよろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

今現在、今安藤議員がおっしゃったように、そのような理由でということでは教育委員会のほうに報告なり相談として上がっているものは、耳にはいたしておりません。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

ありがとうございました。

一応、他校でもまだ試験的に洋式、男子トイレの個室化と、進めている自治体もあります。福岡近郊では、西南小学校ですかね、そちらのほうはオール個室化ということで取り組まれてるモデルというのがありますので、今後の児童の声、保護者の声というのを踏まえた形で改築工事をしていただきたいと思います。

最後になりますが、今回2項目において質問させていただきました。このことは今後の委員会並びに一般質問で進捗状況を確認する上で取り上げていきたいと思っております。ぜひ一日でも早い、W i - F i に関しては一日でも早い計画をお願いいたします。

誰のために議員になったのか、誰のおかげで議員の仕事ができるのかを忘れず、

私の報酬は町民の皆さまが納められてる税金でいただいていると、このことを常に肝に銘じ、議員活動を行っていきますので、よろしくお願いいたします。

これで私の第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

(1番 安藤和寿君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて予定いたしておりました本日の一般質問を終結いたします。

今議会では、12名の方から質問の通告があっていますが、本日は6名をもって終了いたします。よって、明日8日火曜日にも6名の一般質問を行いますので、都合の時間がつきますれば、またお越しいただきたいと思っております。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時28分)

平成28年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成28年3月8日（火）

# 平成28年第1回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成28年3月8日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

7番	議席番号	7番	福	永	善	之	議員
8番	議席番号	4番	川	口		晃	議員
9番	議席番号	11番	久	我	純	治	議員
10番	議席番号	10番	長		義	晴	議員
11番	議席番号	8番	小	池	弘	基	議員
12番	議席番号	13番	山	脇	秀	隆	議員

## 2. 出席議員（16名）

1番	安	藤	和	寿	9番	田	川	正	治	
2番	中	野	敏	郎	10番	長		義	晴	
3番	木	村	優	子	11番	久	我	純	治	
4番	川	口		晃	12番	本	田	芳	枝	
5番	安	河	内	勇	臣	13番	山	脇	秀	隆
6番	太	田	健	策	14番	八	尋	源	治	
7番	福	永	善	之	15番	伊	藤		正	
8番	小	池	弘	基	16番	進	藤	啓	一	

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進                      ミキシング      高 榎      元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 辰 美                      副 町 長 吉 武 信 一  
教 育 長 大 塚 豊                      総 務 部 長 安 河 内 強 士

住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣
教育委員会次長	石山裕	総務課長	石川和久
経営政策課長	山本浩	協働のまちづくり課長	杉野公彦
税務課長	関博夫	収納課長	今泉真次
社会教育課長	新宅信久	学校教育課長	古賀博文
健康づくり課長	中小原浩臣	給食センター所長	神近秀敏
総合窓口課長	藤川真美	介護福祉課長	八尋哲男
地域振興課長	安松茂久	子ども未来課長	堺哲弘
会計課長	伴栄子	都市計画課長	山野勝寛
上下水道課長	松本義隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、通告順に質問を許します。

7番福永善之議員。

(7番 福永善之君 登壇)

◎7番（福永善之君）

7番福永善之です。通告書に従い質問をさせていただきます。

12月の定例会時、私はこの場で、議員の一般質問が11人、過去最高じゃなかったかということを示しました。しかしながら、今定例会では12名、1名増ということで、これもまた過去最高を更新したのかなど。議員個人として町政に対して言いたいこと、もしくは町民の方から吸い上げてきた事案をこの場で問いただしていくということもあるかと思えますけど、議会の中がこれだけ活性化してきている、一つの外部から見たら議会活性化の必要性かなというふうに感じております。

では、今回私は2問質問をさせていただきます。

1問目、給食センター建設における文科省に対する交付金の申請が間に合わなかったことに関してということで、補助金の申請が私は今このレジュメには1.2億円というふうには書いてます。ただ、実際には1.85億円というふうに聞き及んでおりますが、そのような億もする額の交付金の申請ができていないような状況が発生したのはなぜなのか、それをまず教育長にお伺いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

おはようございます。

昨日もこの件につきまして少し答弁させていただきましたが、建設準備室長が詳しく答弁させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

おはようございます。

お答えします。この交付金でございますが、正式な名称は文部科学省所管学校施設環境改善交付金といたします。今回のPFI事業で進めております給食センターの施設整備費に係る資金調達として、交付金が充てられておったところでございます。

まず、ご質問の約1.2億円の金額についてでございますが、福永議員は先月2月12日に開催されました第4回学校給食調理場建設特別委員会のときに私ども準備室が用意しました資料からの数字で言われていると存じますが、これは以前、平成26年2月6日、全員協議会で提供されていた資料の写しを一部抜粋して添付していただいております。その中で、導入可能性調査が精査された交付金の金額として約1.2億円となっていますことから、約1.2億円と言われていると思います。

今回、町がこの学校施設環境改善交付金を受けようとする平成28年度当初の歳入予算は、国庫補助金として計上予定の金額として、1.2億円ではなく1億8,500万円としているものでございました。

以上です。

ここで交付金の申請ができていないようだが、なぜそのようなことが発生したのかということでございますが、私どももなぜこういうことが起こったのか、どうなっているのか原因を究明するため当時の担当者に尋ねましたところ、簡単に言いますと、手続をすべき6月の概算要望の書類の提出期限を逸しており、また部下にも指示されてなく、怠っていたことが大きな原因でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

まず、手続を6月の段階で怠っていたということが最大の原因であるということをおっしゃいました。我々議員は、正すべきことは正すという観点から、やはり町民の方から負託を受けてこの場に来ておりますので、組織形態のあり方として、同じ組織の人間やから今回は多目につぶろうとか、そういうことではなくて、先ほど申しましたように悪いことは悪い、何が原因だったのか、責任は誰にあるのかと、そういうところをちゃんとやっぱり正していかないと。やはり皆さんは町民の皆さんが納めた税金を執行してる立場でありますから、通常一般常識的な組織のあり方として、何か不祥事が発生した場合、その不祥事を包み隠してそのまま前に進むのか、もしくはその不祥事をちゃんと原因を解明して、責任はどうだったのか、そういうとこ

ろをちゃんと町民の皆さんに指し示して次のステップに進むのかというところが、民主主義の世界としては今後当たり前になってくると思います。

では、先ほど6月の段階で文科省のほうから各都道府県の教育委員会の所管に通達文書が流れていますね。その通達文書は、各都道府県から各地方自治体、市町村ですね、そこにおろしていくと、そういう通達文書が流れています。事務連絡として平成27年5月25日、その通達文書が福岡県の教育委員会から粕屋町の教育委員会に流れてきております。その中で、学校給食施設に係る質疑については体育スポーツ健康課に問い合わせることというふうに留意事項が書かれております。問い合わせはなされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

当時の担当は私では分かりませんので、その辺はお答えできません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

お答えできなければ、組織のあり方として誰かが答えないといけないですよ。誰が答えるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

昨日も説明させていただいたんですが、文部科学省のほうから福岡県を通して次年度の建築計画を調査が来るわけです。一昨年は6月、11月、2月、3回年間に来ておまして、その3回とも補助金の対象になっておりました。ところが、一昨年は財政が厳しくなったのでしょうか、6月と11月。2月はないというふうに報告を受けております。去年の27年度の6月調査には、担当は、基本設計ができていないので出していない、出されなかった、出してないという説明でございました。で、11月の調査に出したということでございます。11月の調査が県を通して文科省に上がっているか確認をさせていただいたところ、上がっているということでございました。

ただ、財政が厳しいので、補助金は負担金と違って、負担金は必ず出ますけど補助金はその採択の条件に合わない出不い場合もあるというふうに聞いておりますし、年明けて先月1月に文部科学省は採択の方針を出してきました。どういったと

ころに補助金を出すかといいますと、条件が限られていますので、6月の調査に出したところを補助の対象とすると、11月は後回し、対象外とすると。それから2つ目、新しく給食センターを建てるところを優先して、粕屋町みたいに30年も前から給食を始めているところは対象外とする。それからもう一つ、経済力というのがございまして、粕屋町みたいに人口が増えて財政力が右肩上がりのところは財政力指数が高いということですね。したがって、人口が減って財政力が低いところを先に補助金を出すという条件を、採択の方針を出したわけです。

したがって、これでは6月に出しても文科省の採択の方針に合わないので非常に厳しいという、限りなくゼロに近いという状況でございました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

教育長、私は質問は何と言いましたか。学校給食施設に係る質疑については体育スポーツ健康課に問い合わせましたかと聞いておるんです。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

私は直接問い合わせしていません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

教育長は問い合わせしてない。じゃ、誰が問い合わせたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

この公共施設に関する建築計画は、福岡県教育庁の施設課というのが取りまとめて世話をしています。そこに問い合わせしてあります。この6月時点では問い合わせしていません。この10月に出したか出してないかというところから私が問い合わせしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

今申しましたね、6月の文科省から福岡県を通しての通達文書、この中には留意事項として体育スポーツ課に問い合わせると。何でこれを怠ってるんですか。なぜ怠ってるんですか。教育長、判こ押してますよ、稟議として上がってきてるですね。どうしてですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

補助金等の決済は、課長どまりになっています。役場でいうと次長、部長ですね、まあ課長あたりが。この書類をつくるのは担当がしておりますが、決裁規定によりますと課長、部長で終わっています。ですから、私はこれを見たという印で押しているわけで、その後直接こういう問題が起こりまして、県の教育庁施設課、あるいは担当の体育健康スポーツ課に問い合わせをしております。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ここで福永議員の質問がなかなか回答ができないということで、暫時休憩していただいて、担当の稲永のほうから情報を聞いてしっかりと答えさせていただきたいと思っておりますので、少し暫時休憩させてください。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ちょっと待ってください。教育長、関次長に今確認できませんか。関次長が答えることはちょっと担当じゃありませんから答えられませんが、大塚教育長が関次長に確認することはできませんか、今。それでいいですか、確認できるなら。できなかつたら暫時休憩でも結構ですが、確認できるならしてください。できませんか。できないなら、ちょっと休憩して確認してきてください。はっきりしたことが分かるなら、確認してください。

確認ですが、そう時間とらんとしますので、ちょっと今しばらくお待ちください。

（暫時休憩）

では、福永議員の質問に、石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

その当時の事務の担当である主幹のほうに今問い合わせをしました。当時27年5

月の文書につきましては見ていないということで、県のほうには問い合わせをしていないということです。文書自体を見ていなかったということです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

言葉に詰まりますね。出してなかったんでしょう、では。6月の段階で。交付金が出るはずがないじゃないですか。もう一回これ読みますよ、中身を。平成27年度建築計画で計上した事案、事業について、現時点では分からないが、引き続き実施を予定してる事業に関しては本調査へ計上すること。裏のページ。何で計上してなかったんですか。分かるでしょう。概算でいいんですよ、これは概算で。交付金の対象の俎上にのらないじゃないですか、出してなかったら。どうしてですか。

◎議長（進藤啓一君）

どなたがお答えになりますか。

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

まず、全体的な事務の流れから説明させていただきます。

前年度、つまり平成27年度に平成28年度分を概算要望することになりますけれども、その文書が福岡県より、平成27年6月5日までの提出期限に対しまして、当時の担当者が提出されていないことが判明しております。その理由としましては、この提出の6月時点では実施設計ができておらず、面積や金額が分からなかったためだと申しておりました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

じゃあ、その当時、実施設計が分からなかった。分からなかったら、なぜ体育スポーツ健康課に問い合わせてくださいと書いてあるのにそれを怠ってるんですか。その旨言っておけばよかったでしょう。そしたら先方から何か指示があったと思いますよ。ああ、そうですか、じゃあこうこうこうしていきましょう、これで提出しましょうとかですね。なぜ体育スポーツ課に問い合わせをしなかったのですか、では。そういう、今言われるのであればですね。

◎議長（進藤啓一君）

時間がたちますから、どなたかお答えになってください。

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

単純に申しますと、それを怠っていたということでしか答えられません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

怠っていた。これは組織のあり方としてのミスですよ。そのミスに対して町民の皆さんは知ってますかね、そのミスを。先ほど私冒頭に申しましたね、町民の皆さんは、税金を皆さんにお預けしている。皆さんが代表してこういう事業をやっていこう、それを決めていく。それを最終的に決めるのは議会ですね。交付金の申請をミスりました。交付金が来るかどうかもわかりません。じゃあ、その交付金も来るとなった金額が、当初予定した金額がない、ではまたどんな感じですか、町長、その交付金の穴埋めは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今のところは、基金のほうから取り崩してから充てております。これはやはり、私が町長になってからこういったことが発覚してきたわけですから、これはやはりしっかりと議会でお示ししていかないかん。

それとまた、今お尋ねでございます、町民は知ってますかということで、私はまだ公開はいたしておりません。まず議会のほうに、特別委員会にお知らせして皆さんのほうに提示をしたわけですから、今回の議会ですっかり議論しなければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

ミスったことはミスったこととして、やはり何らかの原因究明、それと責任、これなしに事が前に進んでいくということは、これはあってはならない。内輪だけで物事を進めていくようなやり方はいけない。そういうことをこの議場の中では皆さんも、賛否はとにかくとして一応今の現実を聞き及んだわけですから、町長

言われるように今後この案件に関してはちゃんと責任を持って町民に指し示していくということを怠ってはいけないというふうに私は思っております。

その中で、私は組織形態のあり方として、この通達文書が流れてきたときに教育委員会の各部担当の方たちが全て判こを押して稟議を教育長まで上げられていますね。その中で誰も知らなかった、こういう不備があったことを誰も知らなかったと言われております。ここで判こを押された方が中にいらっしゃいますので、この通達文書をちゃんと読まれたかということを確認したいと思います。判こを押された方、教育長と関税務課長ですね。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長はこの場では答えられませんので、ご了承ください。後から、今の担当が聞いて答えます。なぜならば、過去にさかのぼればずっといろんなことでさかのぼることがありますね。ですから、現在の担当課が答えるのが筋でございますから、とりあえず。

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

読んでおります。ただ、補足しておきますが、10月の調査も読んでおります。10月調査を見られたら分かると思いますが、10月も新規追加の場合、学校給食施設は別様式も作成することと書いてありますし、6月に出さなかったから補助金が出ないということじゃなくて、6月は基本設計ができてないので出さなかった、10月には出したということですね。その10月の文書の中に、本年度はこの10月の調査が最終確認になる可能性があるので検討されて必ず出してくださいと留意事項が書いてありますので、これには出しているわけです。それで、このことを本当に出してかどうかということを確認するかどうかを施設課あるいは体育健康スポーツ課に電話で確認したり、直接行って確認は私としてしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、よろしいですか。

◎7番（福永善之君）

いや、関さんの方を。次長が。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

お答えとしてちょっと迷うところですが、昨年の方の流れから見ますと、まず

学校教育課内でこの文書が流れております。その写しを準備室のほうが入手したようでございます。そのコピーを入手したものを関前次長、そして教育長のほうに回覧となっているようでございます。

この内容については大体どういう趣旨のものかっていうことは、作成する者にとっては十分理解してると思っていますので、一字一句読んだかっていうことは定かではありませんが、内容としては十分把握されてこの文書をつくるというふうを考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

ちょっとここが、今後の責任とかを解明していかないといけないので、確実に読んだか読んでないかというところを答えていただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

はい、どうぞ。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

学校教育課のほうの申請で来ておりましたので、それについては読まれたということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、当時の次長と現在現職の教育長は、この6月の通達文書を読まれたという認識でよろしいですね。

では、先ほど教育長が、6月の通達文書は出さなくても交付金には関係ないよみたいな発言をされましたね。その根拠は何ですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

出さなくてもいいよという認識ではありません。もう6月調査が年間の建設計画を出すようになっているわけです。これは基本になります。これを全国から集めて文科省は概算をして財務省に概算要求していくわけですから、この6月調査が基本になっていくわけですね。だから、これ当然出さなければいけないという認識しております。ただ、当時担当者は給食センターの基本設計もできてないし、出せなかった、出さなかったということでございます。だから補助金が出なかったのかってい

う、そうでもないんですね。そういうことがあるから10月にももう一回建設計画の調査を文科省がするわけです。それに乗ってもいいわけですね。で、もう6月に出しているところは、これを整理してなお詳しいものを11月で出すようになっていきます。これに乗り損なったのが11月に出すようになっていくわけです。そういう仕組みでございますので、出さなくてもいいってことじゃなくて、基本的に6月に出すことになっているわけです。それを担当が基本設計ができていないので出さなかったと。だから補助金が出ないということじゃなくて、11月に出したので、それも対象に乗っている。

ただ、財政が厳しいので、1月文科省が、去年までは6月と10月も補助対象になっていたけど、今年は6月を先にして11月は対象外にしますよと。先ほど申しましたように給食を始めるところ、経済力が弱いところ、そういった条件をつけてきたということでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

教育長は、あたかも交付金を出す側の文科省の職員のような感じのことを言われますね。6月に出せと通達文書来てるんでしょ。そしたら、6月に出さなきゃどうしますか。10月にまた同じような通達が来ましたから、そこで間に合うとか、何の根拠があってそういうことを言うんですか。

先ほど言われましたね、3点。交付金申請しても出されない。まず新たな学校給食センターは自治体では初めてのところを優先しますとか、財政力指数とか、あと一点は何でしたっけ、申請しても交付金がおおりるかどうかわからない。それは後づけでしょう。違いますか。11月には出しました。その後に聞いてるんでしょ、それは文科省に。違いますか。6月の段階でそれ分かってました。分かってましたか、それは。6月の段階で。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

お言葉を返すようですが、私は文科省の役員ではありません。状況を県のほうと文科省に問い合わせる状況を知っておく必要があるんですね、税金を預かっていきますから。それでもなおかつ粕屋町の給食センターに補助金が欲しいので、準備室長と一緒に県庁に行ったりしてお願いをしているところです。だから、6月に分かってましたかって、先ほど何回も言いますように、文科省は県を通して6月調査と

11月調査は2回するわけですね。それが文科省に6月も上がっている、11月も上がっている。ただ、今国会で審議やってますけど、予算が非常に少ないわけですよ。ですから、文科省が1月になって、予算が少ないので6月をまず対象にする、11月は対象外にする。給食を始めるところを優先して補助金つける。粕屋町みたいにもう前からやってるところは対象外とする。それから、財政力が高いところは後回し、こういう採択の方針を文科省が1月に出してきたわけです。ですから、今粕屋町が補助金をもらえる可能性が非常に厳しいなという捉えです。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

教育長、去年このPFI事業という中身を審議するとき、交付金は必ずつきますよという前提のもとで審議して、それを議決していったいきさつがあるんですよ。今何ですか、教育長、その言い分は。交付金が出るか分かりますよと。じゃあ、前提条件が崩れるじゃないですか。この資料を前提に議決していったんやから、交付金が出るという前提のもとにですね。今の言い分何ですか。交付金が出るかどうか分かりません。それでいいんですか。町民に示しつきます。このお金が必ずつくから通してくださいの話やったでしょう、議決してくださいの話やったでしょう。この交付金がつくか分からない、今さらになって何ですか、その言葉は。もう一回答弁願えますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

少し説明をしなければいけないと思っております。

交付金というのは、国を通して県を通して、国や県からもらう財政を交付金と呼んでますから、それにも2種類あります。一つは、国庫分担金といって申請すれば必ずもらえるというのがあります。今、西小学校を建築してますけど、工事費の2分の1は国が持つという決まりがありますので、3億4,000万円ぐらいかかるんでしょうかね、その半分は、工事費の半分は国が負担するということですから必ず出てきますが、この補助金というのは、何回も申しますように国の財政とか経済力とか、あるいは文科省の方針に合わない補助が出ない、あるいは出てきても金額は減らされるということを町民の方にご理解していただいとったら十分理解がいくんではないかなと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

教育長、これ補助金ですか。交付金でしょう。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

説明を何回も繰り返しますが、国や県からもらうのを交付金と言います。交付金の2種類あります。負担金と補助金と2つあります。これを合わせて交付金です、国や県からもらう交付金です。これは交付金ですかって言うんですが、交付金ですよ。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

教育長は今、町民は補助金はこの仕組みだよ、理解してくれますよと、町民の皆さんはと言われましたね。言われましたね、今教育長。何回も、先ほども言いますが、皆さんがPFI事業でこういう財政的な内訳でなっていくとといったことに対して、そういう説明されましたか、では。交付金が出るかどうかは分かりませんというふうにされました、その当時。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

経済状況が非常に厳しくなってきたというのが一つ言えますね。今までは補助金申請してもかなり出ていた。したがって、一般的にどこの市町村も交付金が出るものとして一般会計に計上していく傾向がありました。ただしかし、東日本大震災復興支援事業の予算がばっくり切られてしまった。それで、国のほうもその予算が半分以下に落ちたという状況も聞いています。ですから、補助金を減らさないかんといいことですね。そういうことは、あえて説明はしていません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

何で説明を怠ったんですか、前もって分かってるんやったら。東日本大震災は5年前でしょう。前もって分かってるじゃないですか、財政力が厳しいからこの交付金は削られるかもしれませんって。分かってるんだったら、何で言わなかったんで

すか。その分手当しないといけないでしょ、その金額を。それで議決持っていつてるんですよ。なぜ怠ったんですか、その説明を。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

少し落ちついて聞いていただきたいんですが、今国会があつてますよね。東日本大震災は5年前です。予算削られたのは今年になってからですよ。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

教育長、立場のある方は、ご自身が発した発言に関しては責任持たないといけないですよ。今の前に発言された内容と今発言された内容というのは、物すごくギャップがありますよ。ああだからこうとか、それでいいんですか。いいんですか、教育長。自分たちでちゃんと認めれば、私もそこまで言っていきませんよ。認めないじゃないですか、全然。交付金の忘れしました、6月、10月とありますね。6月はいいみたいな感じを言われますよね。何で認めんとですか、自分たちの非を。10月で間に合いますとか、間に合ったら今度は財政が厳しいからとか、何でそんな言い逃れをしていくんですか。悪いべきものは悪いって言えば、そこで済むんですよ。第2ステップに進んでいくんですよ、これから、何がいけなかったのかというのをですね。そうやって逃げまくってですよ、こっちもなってくるじゃないですか、じゃ何でですかって。分かります、言ってること。普通の組織でありますかね。普通の組織でああ言えばこう言う、こう言えばああ言うとか。ありますか、そういう。ちゃんと自分たちの非は非ですっていうふうに言ってくださいよ、ちゃんと。それから第2ステップに行くんだから。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

やっぱり正しいことは正しい、悪いことは悪いということが私たちの務めじゃなからうかと思っております。当時の担当者に厳しく指導しております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、2番目の質問に行きます。

12月議会で、私は財政援助団体に対する補助金について質問させていただきました。この質問が議会広報で出回って、かなりのご年配の方からいろいろなご意見をお聞きしました。その中で、やはり議会の中が見えない。議員の皆さんはお金のことについてはちゃんと知ってるんですねという話もありました。実際問題、私はもう正直言いますが、そこまで詰めてないというのが現実です。ただ、やはり自分たちは税金を、町民の皆さんが預けた税金を執行部がどういう事業に使おうか、その事業計画をこの議会の中で議決して行って、初めてその事業が乗っていくという流れの中で、やっぱり自分たちのお金だったらその中身の詳細まで詳しく納得しないうちにはお金を出さない。私はそうです、出さない。そういう、もし自分の金だったらどうするんかっていうことを考えた中で使っていけないといけないんだなと。議員もやっぱりその中身をちゃんとチェックした上でゴーサインを出していくような感じじゃないといけないんだなと。今回私は、ある町民の方からその辺を言われたときに、もう申し訳ないけどそこまでは恥ずかしながらしてませんというふうに申しました。

ここで、地方自治法第199条の7に、これはちょっとまだよしておきましょう。

まず、補助金のいろいろな各種団体等に出されてる補助金等に関して、皆さんが考える内部チェックと外部チェックの違いについてちょっとお聞きしたいと思えます。これは順番に、教育長、副町長、町長の順にお答えください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ただいまの補助金のチェックですけども、前回は答弁したかと思えますけども、社会教育関係団体については社会教育関係所員が内部チェックと外部チェックをしておりますが、そのご指摘いただきました2団体についてはそこまで行っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

特に今2団体とかおっしゃってないようですが、全体的な話でしょう。

◎7番（福永善之君）

固有名詞はいいですよ、内部と外部のその違いというのをちょっと問うてますんで。

◎議長（進藤啓一君）

質問は全体的なことで、ある団体とかなんとかは質問にはなかったですから。

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

前回、福永議員から監査については内部チェックと外部チェックが必要かって、私は税金ですので内部チェックと外部チェックが必要であると答弁をいたしております。

その違いというのは、内部監査というのはやっぱり組織の中の人が自分たちの公金という意識のもとに会計監査をするわけですから、どうしても漏れやすくなっているというきらいがあります。外部監査というのはそのために、税金という認識のもとに外部監査を厳しくチェックする必要があると思います。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

地方公共団体の監査制度は、監査委員制度及び外部監査制度で構成されています。外部監査制度は、平成9年の地方自治法改正により監査委員制度を俯瞰し、外部の目から事務をチェックするために設けられました。都道府県や指定都市、中核都市は、法で弁護士や公認会計士等と外部監査契約の締結をしなければならないことになっておりますが、その他の市町村におきましては契約に基づく外部監査を受けることを条例で定めなければなりませんというふうになってます。外部監査は、財務や経営に係る事業管理のうち、外部監査人が特定の事件について監査する包括外部監査と、首長などの要求に基づく個別外部監査とに分かれている。

議員が言われているその内部チェック、外部チェックというふうに私が思うのは、結局粕屋町が補助金を出している団体に対して、そこでチェックをされたものをまたうちのほうでチェックするというふうなことで私は思ってますけど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

福永議員のご質問のチェックとはということで、チェックとは書類などを照合、点検、調査、確認することということで認識いたしております。

それから、内部監査につきましては藤川先生と福永議員2人が監査委員としてやられておりますから説明は省きますが、外部につきましては税理士、それから弁護士、公認会計士、それから公務に精通しているものということで書いておりますので、そういった者が外部監査に当たると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

初めに、教育長から、じゃ。

内部監査というのは組織の中、職員の方がやっていくべきものだと。で、外部に関してはちょっと名言は避けられましたけど、外部はどういう方たちを指すのかちょっとお答えいただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

町の監査は、今おっしゃいましたように監査委員がお二人おられますので、税金については監査をする。各種社会教育関係団体、いわゆる教育関係団体につきましては、その都度内部と外部の担当を決めております。例えば粕屋地区の小学校の校長会は、今年は古賀市の教育委員会が監査してくださいとかそういうふうに、社会教育関係団体もそのようにしていけばいいかなと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

ちょっとそこがひっかかる点ではあるんですね。内部チェックというのは、恐らく皆さん認識は、ちょっと副町長の認識はちょっとうんというのはあったんですけど、通常は補助金をもらう人たちが、その中にも監査というのがいると思うんですよ、監査される方。ただ、それはあくまでも補助金をもらっている立場で監査をされますから、そこはやはり第三者的には物すごく弱いんですよ。もらってる人たちが監査して一体何になるんだと。わかりますか、それは。言われている意味は。補助金をもらっている人間が自分たちの組織の中で監査をしましたっていうことが、果たしてどれだけ説得力があるのかっていうところを考えていただきたいんですよ。今の件に関して、ちょっと教育長と町長、説得力がありますか。今の内部の人間が、補助金をもらってる内部の人間が監査をしたということが、第三者的に見て説得力ありますか、その補助金の妥当性に関してですね。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

私は監査をしたことありますけども、会計簿、貯金通帳、領収書、全部見て点検をいたしまして、分からないところは説明をさせます。それで信用をする、信用し

ない、客観的な監査だろうと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

信頼性がありますかということですが、それは内部監査よりも外部監査のほうが強いと私は認識しております。ですから、やはり議員求めておられる回答については、やはり外部監査がしっかり監査できますよということは私も認識しております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

今の町長の答弁が一番私は説得力があるのかなというふうに感じています、教育長。教育長おっしゃるのは、内部の領収書等をチェックしましたと、それは分かるんですよ。ただ、その組織の中で補助金をもらってることに対する事業内容っていうのは、やはりその組織の中の人間が、これは悪いよねとか、そういうことがまずもって第三者的にはあり得ないですよ。だから、今現状の中で、はい、何も問題ありませんというのが、やっぱりそれが内部監査やと思うんですね。一歩進んで、今補助金を出してる側っていうのはどうしても町の執行部側になります、補助金の出してる側。補助金を出している側も、私の認識では内部監査なんですよ、内部監査。その辺の認識はどうでしょうか、教育長と町長。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

ちょっと分かりかねますね。補助金を出している町から、町長の決裁で出している。

◎7番（福永善之君）

もうちょっと。

◎教育長（大塚 豊君）

説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

すみません、ちょっと言葉足らずですね。

例えば、あるAという団体に補助金を出しました、100万円出しました。で、町長施政方針で言われたようにPDC Aサイクル、この事業が今年度はこれだけ使われました。じゃあその年度が終わって、どのように効果を上げたのかということに対して翌年度にまた補助金の額を決めていくという、そういうやり方ですよ。教育長、いいですか。じゃあその中で、今年度Aという団体に100万円出しました。所管は教育委員会としますよね。教育長も見られました。はい、問題ありませんでした。翌年度100万円出しましょうという流れになっていくと思うんですよ。それを私は内部チェックというふうに見てるんですよ。その辺は教育長はどうお考えになりますかと聞いてます。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

活動団体の内部の活動そのものについてはその社会教育団体に一任をされておりますし、予算権は、お願いはしていきますけど決裁は町長ですよ、分かってありますよね。教育長が決めるわけじゃないんです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

いや、だから教育長、責任逃れはいけません。そのポジションも置けるんやから、教育長というね。教育委員会のトップは教育長だから。だから、教育委員会の中で補助金を出してれば、その補助金に関してはちゃんと調べんといかんということ言ってるんですよ。それを、お金の件に関しては町長部局ですからとか、そういうことはいけません言ってるんですよ。分かります。自分たちで収支報告書が上がってきたやつをちゃんと確認しないと。確認した中で、やっぱり疑義が生まれると思うんですよ、これは何に使っとるんかいなど。あるでしょう、そういうのは。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

社会教育課長が具体的に事情を知っておりますので、社会教育課長が答弁します。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

今のご質問で、ちょっと私も認識が若干違うところありまして、内部監査に関してはご指摘のとおり内部から選任されて監査委員さんを出してチェックするというやり方だろうと思います。私どもでは社会教育関係団体に補助金を出しておりますが、私どもも町からの単独で財源にしているような団体については会員2名以上でチェックを行っております。私の認識としては、団体側から見たらそれは第三者のチェックということで捉えてあるんじゃないかならうかというふうに私は認識をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

今の言わんとしていることは今そういう流れで恐らくずっと続いてきているから、それはもう分かります。ただ、これがやっぱり第三者的に見たときに、今社会教育課長が言われたのはあくまでもお金を出す側とお金を受け取る側の間しか見えてないんですよ。ただ実際に、そのお金の原資というのは町民なんですよ。第三者が見て、その補助金がどういう趣旨で使われ、どういう目的で使われ、どうなったのかというところが、やっぱりそれを判断するには、やはり今の趣旨ではちょっと弱いなど。お金を出す側が外部チェックという認識では、やはりこれは町民から見ると物すごく妥当性的には低くならざるを得ないなどという感じではいるんですよ。流的に今そうなっているから、それは仕方ないと思います。ただ、今後やっぱりその内部と外部、補助金をもらってる団体と全く補助金ともらってない人たちもいらっしゃると思いますので、そういう人たちに説得力がある、税金はこう使いましたよって指し示すにはやはり内部と外部の区別、外部とはこういう人たちがしたやつだよっていうことを、町長部局も教育委員会部局もやっぱり統一してほしいんですね。その辺どうですかね、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

一応最終的には、お答えした内容につきましては今社会教育課長がお答えしたとおりだと思います。しかしながら、今は、昔もと思いますけども、議会で決算の審議があります。そういった中でしっかりとチェックしていただいて見た経緯もござい

ます。ですから、今後は、それは不足というのであれば、やはり今福永議員も監査委員されておりますから、その監査委員のチェックも内部チェックだということになれば、それはまた変わってくると思います。ですから、あくまでも外部ということになりますと、やはり先ほどいいました弁護士とかそういった方に見てもらわないかと。しかしながら、やはり私は監査委員さんも内部と言われれば内部と思いますので、私はそういった認識でしっかりやっていくべきだと思っておりますけども、今の流れといたしましては今社会教育課長が答えましたとおり、そういったチェックを、同じ所属している内部の監査ではなくて、やはりその組織から見れば外部と見えるというような監査の仕方ではないかと思っております。ですから、それを集計したものを議会の決算のほうでお知らせしてると思っておりますので、私はそういった認識をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

でもですよ、決算議会ですよ、9月にありますけども。それで果たして補助金の中身まで見てますか。町長も11月前まではこちらの立場でありましたので、決算議会の中でそういう中身まで見てましたっけ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

以前は出ておりました。ちゃんと各報告書のようにして全部ついておりました。しかしながら、近年は出てきておりません。ですから、今後はそういったものがあるようであれば、しっかりと社会教育課の中で各種団体のそういった報告書あたりをしっかりと出させて審議していただければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

先ほどの町長の答弁では、先ほど社会教育課長が答弁されたような感じで外部チェックというのはあくまでも補助金を出す側がやっていくものだというような認識を続けられていくということで、こちらは理解してよろしいんですか。先ほど社会教育課長が、今までの流れ的に補助金をもらう側から見ると外部チェックというの

は補助金を出す側、だから皆さんですね、皆さんのほうを外部チェックとっていると。だから、その流れを今からも続けていくということによろしいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

精査できるものは精査は変えていきたいと思っております。問題がなければ今までどおりでいいと思いますけども、そういった問題が起きればやはり監査方法としては変更していかざるべきではないかと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

私も監査委員の一人として、問題があるからこの場で言ってるんです。問題があるから。何も重箱の隅をつつくということではないんです。監査の中で、公平に平等に全ての補助金団体に関しては目を通していきます。ただ、その中でちょっと疑義があったときには、その説明職員にこれは何ねということで、すぐ答えられる部分に関してはそういうな感じで、要するに示唆ですよ。監査委員が全て見れるわけでありませんので、その中で疑義に答えられなかった部分に関してはちょっと一回やっぱり見てみらんといかんねという感じになるんですよ。そういうところの問題があるんですよ。問題がないというようなニュアンスを言われましたけど、問題があるから私ここで言っとるんですよ。一応私たちも責任ありますからね、あの決算議会の前に監査やりますから、一応監査委員の目を通ったという感じのですね。だから言っとるんですよ。ちゃんと、そういうんじゃないんですよと、ちゃんとやっぱり受けるべきものはちゃんと受けてくださいと。疑義がある部分に関してはちゃんとやっぱり公平にしていかにいかにじゃないかというところが公平にできてないから今言ってるんです。だから、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先日、監査委員と副町長が事前に話しておられるということでございますので、その内容につきましては副町長のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

ちょっと言われていることが何か含みありな感じで、内容がよく分からないんですけど、もう少し具体的に言ってもらえればと思いますけど。

◎議長（進藤啓一君）

もう時間がありませんが。

◎7番（福永善之君）

もう終わりですから、すみません。とにかく、声が大きい団体に関してとかそういうことでなくて、ちゃんと税金を執行する立場、使う立場からは、やっぱり第三者からちゃんと公平にやってますよというふうに見られるような、そういう体制を構築していただければなということで、私の一般質問を終わらせていただきます。

（7番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩をいたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

4番川口晃議員。

（4番 川口 晃君 登壇）

◎4番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号4番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めてみます。

まず最初に、因町長は福岡県で一番環境のよいまちづくりに、そういうふうに公約で発表されております。中身は、辰美が目指す5つのまちづくりの4番目に、福岡県で一番環境のよいまちづくりを上げてあります。そこで因町長が述べてるのは、まず多々良川と須恵川の堤防にあじさいロードを実現しますとあります。

これは、私が勝手に質問をするんじゃなくて、一般町民の人から要請された質問です。そういう意味で質問しますので。聞くところによると、ある団体の新年の挨拶とかで、特に思い入れがあるというような趣旨のことを述べられたようですね。どういう思いなのでしょう。川土手にあじさいを植えるっていうことは、どういう意味なのでしょう。その趣旨を述べていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、議員時代からこのあじさいロードにつきましては提案しておりました、執行部のほうにですね。そういった中で、いろいろと活動しながら県のほうにも参りました。麻生知事時代だったと思いますけども、そちらのほうまでも行って副知事とお会いしながら、ああ、それはいい発想ですねという形で、そこまで行った経緯があります。しかしながら、ちょっと選挙の関係で途中で頓挫いたしましたけども、これはぜひ実現していきたいなという考えを持っております。

それはなぜかといいますと、粕屋町は非常にいい環境の中でおるとは思いますけども、やはり多々良川と須恵川というものはどうしても景観が悪い。どうしても土手の草が目について、非常に景観を悪くしているという思いがありますので、私はそういったものを改善していけばという感じを持っておりました。今現在、江辻のほうですね、もうすぐ卒業式でございますけども、私は菜の花をまいております。今はちょうど満開時期を迎えまして、これは粕屋東中学の卒業式の思い出づくりとしてまいておりますので、そういった景観、それから11月に咲きますコスモス、そういった景観が多くの方にやはり心のゆとりといいますか、そういったものを与えながら、ああ、粕屋町っていい場所だなといった形の発信ができればなと私は思っております。

そういった中で、その横の川土手がどうしても草が多いということで、こういったその草のほうをきちっとやりたいという思いから、ここにあじさいを植えたらどんなふうかなと。私の思いは、最終的な考えにつきましては多々良川で言えば大隈橋から一番下の広田まで、それから須恵川につきましては酒殿から柚須までということ、そういったまでを最終的に住民の協力によってきちっとして、私が最初提案したのは30メートルぐらいのスパンで各団体にその管理をしていただければという、そういった思いであじさいを植えたらどうかと。そして、川土手をゆっくり歩いても、ウォーキングであろうとサイクリングロードであろうと、そういった中で川を利用する環境がよくなるかなという思いでアジサイロードというものをいつも考えておりました。そういった中で実現したいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

木の植樹っていうのはなかなか考えられにくいところもあるんですが、例えばあ

じさいっちゅうのはどういうイメージであじさいなんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

6月に花が咲くからちょうど一番いいんじゃないかなという思いと、一つは花が粕屋町ずっとありますよね、4月は桜ですよ、いっぱい咲いてますね。5月になったらバラが咲きますよね。で、6月に余りないと思って、そういった中で季節感によって花が随時どこかで咲いているという、そういう魅力ある環境づくりになればと思ってあじさいを選んでおります。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私は昨年6月議会で、20年ほど前、柚須の友人会の先輩たちが須恵川土手にイチヨウの木を50本ほど植えられました。その2、3年後、県から何の話もなく伐採されたことを述べました。このように、我々の経験では堤防に桜の木や桃の木、あるいはイチヨウなど木を植えると伐採されるという認識を持っております。しかし、北九州市では紫川に沿って桜の並木があります。川に沿っての道路の桜の並木もあります。そこが桜のハイキングコースになったりしています。この違いは何なのだろうかということで、前町長に要請してるんですね。須恵川の景観をよくするために、人々から喜ばれる木を植樹できるように県に働きかけていただくよう言って要請しました。残念ながら回答は得られませんでしたけど、何らかの方法で川土手に植樹ができる合法的な仕組みが、そういう仕組みがあれば因町長の希望も叶えられると思うんですが、町長はあじさいロードを考えてありますけど、その実現性についてどのように考えてありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

実現につきましては、今所管のほうにこういったものをつくりたいがということでお願いはしております。これは、いつになるかというものはまだはっきり分かりません。川口議員が今質問されておりましたけど、イチヨウというものは大きな巨木になって、県の見解といたしましてはやはり水害のところにその木に物がつかえるという形での撤去ではなかったかなと私はちょっと自分的に考えております。しかしながら、今議員おっしゃるように、よその地域では小さい河川からでも何でも全

部桜の木が植えられて景観をよくしているというところがございます。そういった中で、あじさいというものは木ではないかなと思ひながら、安易な考えで、そういったもので、それについては許可が出るのではないかなと思ひながら、これは今後県と今から詰めていかなければならないと思ひしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、次に移ります。

須恵川、多々良川の洪水対策のための浚渫、拡幅の問題です。昨年9月の大雨で茨城県常総市の鬼怒川が氾濫し、堤防が決壊し、想像を絶する被害を広範な地域に及ぼしました。皆さんもご存じでしょうが、最近の豪雨は短時間に集中的に、今までの倍くらいの雨量を運んできます。須恵川に関して言えば、7、8年前の豪雨のときには何とかしのぎましたが、あれから数年たち、至るところに土砂がたまっています。3年ほど前は阿恵橋の東側上流を浚渫されましたけども、今もう滞留しています。それから、上流の扇橋から篠栗線鉄橋まではかなりの量の土砂が滞留しています。同様に、阿恵橋下流の津屋本町橋と、言いにくいんですが、そこまでに関しても川幅全体に平均的に滞留しています。一般的に川の下流域には至るところから支流の水が押し寄せてきます。浚渫で川底を深く掘ることと川幅を拡幅することは、川の氾濫を防ぐ最大の策です。須恵川は、今の川幅で十分であるとは思っておりません。拡幅が必要であるんじゃないかと思ひます。

県は、金がない金がないといつも言うんです。災害が起こってからでは遅いのではないかと。多々良川に関しては私は詳しくはないんですが、ちょっと見た感じで言いますと、朝日区の北側あたりから、それから福岡魁誠高校の付近から、それからずっと下りまして給食センターまでの間の土砂の滞留っていうのはもう目に余るものがあります。須恵川、多々良川の浚渫、それから須恵川の拡幅の問題について、因町長はどのように考えてありますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

議員おっしゃってます7、8年前ということは、21年7月24日から26日の水害であったと思ひます。このときは篠栗の方も流されて2人の犠牲者が出てるということでございます。

今、福岡県も洪水により浸水が多うございます。まずは今福岡県のほうでは那珂川あたり、前回では宇美川が浚渫とか川の整備をされております。そういった中で、一番今多々良川とか、須恵川も一緒と思いますけども、そういった中が整備が今から始まるということになっております。そういった中で、先日も河川課のほうにこの福岡市の地域一体、福岡市も一緒に、それから粕屋町も皆陳情して要望書を提出させていただいております。浚渫につきましても今から随時やっていきたいと思っておりますけども、詳しくは所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

須恵川、多々良川の洪水対策のための浚渫、拡幅の問題についてということでお答えさせていただきます。

まず、多々良川の拡幅問題についてでございます。粕屋町の多々良川の農業用井堰につきましては8カ所ございますが、その7カ所が固定堰の形式となっております。河川機能の観点から見ますと大雨時に流下阻害の支障物件となっていると思います。そのために、粕屋町の取り組みといたしましては水利権者の農区を理解をいただくとともに、福岡県の補助事業として県営ため池等整備事業によりまして、戸原古屋敷堰、これを平成26年より改修ということで現在進めまして、下流部につきましての、すみません、戸原の薬師堰を改修しまして、下流の古屋敷堰を撤去する運びとなっているところでございます。また、全面的な対策といたしましては、河口から粕屋町のJR香椎線までの約5キロメートルの区間につきましては河川改修計画を立てまして、現在は下流川のほう、福岡市のところの用地買収を進めておるところでございます。河川掘削、護岸等の整備が図られるということでございますけども、なかなか事業費の関係で粕屋町のほうまでは事業は進まないというのが現状ということで、先ほども町長が申しましたように要望活動といたしましては多々良川水系の関係者である福岡市、各町で構成いたします多々良川水系改修事業促進協議会等で国会議員、地方整備局、福岡県へ要望を行っているところでございます。

また、請願につきましては公害対策事業等によりまして粕屋町の管理井堰は6カ所ございますが、全て転倒井堰となっております。浚渫の要望につきましては、毎年福岡県の整備事務所に要望書を提出してお願いをいたしておりますところでございますけれども、多々良川水系の総延長は86キロ、また粕屋町の延長部分については10.8キロございますので、緊急箇所からの対応ということで県のほうも苦慮いた

しておるところでございます。私どもも、さらに要望活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

詳しく説明いただきまして、ありがとうございました。では、よろしく申し上げます。

他の環境問題は、時間の流れでちょっと省きます。

次に、J R 篠栗線の柚須駅駅舎の建設の問題及び交通対策について質問いたします。

私は、J R 篠栗線柚須駅駅舎の建設の件、駅周辺の交通の危険な状態を12月議会でも行いました。この問題に関して当時の吉武部長、今副町長ですが、検討委員会ですか、そういうのも設置して考えなくちゃいけないかなというふうに思っていますというような回答をされました。この回答について柚須区の役員や住民に話したら、笑顔で喜びました。次は駅舎ですわねというふうに話しかけてきます。吉武副町長の回答は、柚須区住民の大きな期待で持って迎えられています。これ皮肉じゃないですよ、しっかりやってもらいたいですよ。

駅舎の建築、交通体系の見直しは、多額の費用を要し、関係者の甚大な協力が必要です。容易なことではないことは私たちは十分承知しています。そういう意味ではかすかな光が見えてきたと、そのように思っております。

最初に、J R 原町駅、伊賀駅、門松駅の建設にどれほどの費用を要したのか、そしてその建設に当たってJ R 負担分がどれだけだったのか、粕屋町分がどれだけか、国庫負担がどれだけか説明してください。因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

詳細につきましては、所管のほうから報告をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、J R 原町駅、伊賀駅建設費についてお答えさせていただきます。

本件の2駅につきましては、国鉄駅舎を平成8年度に粕屋町及び九州旅客鉄道の

事業負担により改築いたしております。事業配分につきましては、J Rが負担する部分、それにつきましては駅利用施設の駅長事務室及びホームへのコンコース等でございます。また、粕屋町が負担いたしました部分につきましては、住民の皆さんがご利用していただけるコミュニティーホール、トイレ等となっているところでございます。

まず、原町駅の改築に伴いますところの費用について説明をさせていただきます。J R九州が駅舎として占用する部分、これは39平方メートル、粕屋町が占用するコミュニティーホール等につきましては80.5平方メートル、合わせて119.5平方メートルでございますけれども、J R負担分につきましては1,161万5,000円、粕屋町が5,178万7,000円ということで協定書のほうではうたっております。また、用地につきましてはJ R九州が351平方メートルにつきましては粕屋町のほうに無償借地し、粕屋町が駅前広場672平方メートルを買収ということで処理されております。

門松駅の建設費につきましてはちょっと資料がございませんので、柚須駅の建築費について説明させていただいてもよろしいでしょうか。

柚須駅につきましては、昭和62年10月に協定書を取り交わしまして、新駅として建設いたしましたものでございます。費用配分につきましては、J R九州側が負担しました部分につきましては先ほどの駅利用関係の待合室の一部でございます。また、粕屋町が負担いたしました部分につきましては待合室の一部及び唐臼橋梁の改良、つけかえ道路及び駐輪場、これはアスファルト舗装が主なものでございますけれども、今現在の駐輪場施設については以後改築されたものだと思いますけれども、詳細につきましては不明でございます。負担につきましては、J R九州は駅舎として170万円、粕屋町が先ほど申しました駅舎の一部及び唐臼橋梁取り付け関係等々を負担をいたしまして2,050万円と協定書では記載されておりますけれども、かなり平成8年当時、若しくはこの物件、柚須駅につきましては昭和62年のものでございますから、概略こういうことになっておるといことで私は解釈しております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

いかにJ Rが負担が少ないかというのが、よく認識できました。

それでは、次に移ります。

柚須駅駅舎建築に関するJ Rの態度についてです。

私は、今年1月29日に人権連本部と政府との交渉に参加しました。地域からの要求として、JR福北ゆたか線、篠栗線柚須駅の駅舎建築と駅周辺の交通体系についてという題名で前もって要求書を提出し、回答を求めました。国土交通省も即座に反応を見せたようで、向こうも柚須駅についてはいろいろ承知してるなあという感触を得ました。調べてみたい。回答者は、国土交通省住環境整備室の企画専門官、細萱英也さんという方です。彼は、駅舎の建築はJRが必要と感じているかどうかで決まると回答しました。ICレコーダーで録音とったんですが、ちょっと距離が遠かったんでなかなかはっきりしなかったんですが、つまるところJRが必要と考えればJRが自分のところで金を出すのですよというふうに回答しているように感じました。副町長がにやっとしてありますけど。つまるところ、JRが必要と考えればJRのところで金を出すというふうな含みです。町側としては、柚須駅駅舎の建築または改築に関してJRはどのような態度にあるか、つまりJRは駅舎の建築が必要だと考えているのか、それとも柚須駅はあのみままでよいのか、そのように考えているかの把握はされていますか。JRの態度についての把握はされておりますでしょうか。因町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、すみませんけど認識しておりません。ですから、担当のほうから答えます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

JRの駅舎改築に対するJRの見解につきましては、今後要望し、また協議を行っていかねばならないと思います。駅利用者の急増を考えると、必要性はかなり感じているものと私は解釈しているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

感触として、JRが必要と考えているとすれば、JRが自分のところで金を出して駅舎を建築するということは可能なのでしょうか。どう思われますか、感想を述べてください。どなたでもいい。副町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

私の私見でいいですかね。今までのJRとのいろんな交渉をしてきたところからいけば、柚須駅の駅に関してはバリアフリーとか今までやってきましたんで、そういうところでは物すごく必要ではないかというふうに思っていると思うんですよ、JRとしてですね。でも、駅をつくるということになってJRが負担をするかといったら、ちょっと疑問だと思いますね。今までJRのほうが単独でつくるとか、そういうことは今までなかったもので、本当にお金を出してくれるかどうかはちょっと分かりません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

柚須駅駅舎建設に当たっての国や県からの補助金の問題に移って行きます。

駅舎建築に当たっての国や県からの補助金について、それも伺いました。細萱企画専門官は、ただ駅の形態とか場所とかいろんな政策的な目的とか、何らかな国家公益的な目的で云々といっている。それから、どういった目的でどういった形の駅舎にするのかという考えを持っていただくのをあわせ、この辺がごちゃごちゃごちゃごちゃ言ったんですよ。まあ、そういった政策目的、公益性との関係で補助金が入ってくるのかということが出てくるんだと思いますと回りくどく述べました。また、具体的に検討を進めていかれる中で、国交省の補助金関係であれば地方整備局が窓口になっていると。相談に乗らせていただけるでしょうと。鉄道関係であれば、地方運輸局がありますのでそちらのほうで相談いただければ結構ですというふうに述べました。そこでですが、駅を建てるに当たって土地を購入する補助金とか駅前広場とかロータリーをつくる補助金とか、あるいは線路をまたぐような跨線橋に対する補助金等は国は出すんですかね。さっき町側が負担したということですが、国庫補助は。答えられる範囲内で結構ですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、柚須駅駅舎建設に当たって国や県からの補助金があるのかということで、私も原町駅、伊賀駅建設時に駅前広場、駐輪場、ロータリー等を整備いたしてまいりました。事業実施につきましては国庫補助及び交付金事業を採択してい

ただきまして、駅前広場、駐輪場、ロータリー等を実施いたしたところでございます。これにつきましては道路事業ということで交通安全等々の補助事業がございましたので、そういうものを活用させていただきました。ただ、駅舎改築につきましては該当する補助事業というのはございませんでしたもので粕屋町の単独事業費で行ったと、私担当したけども記憶いたしておるところでございます。また、今後とも補助事業を検索し、できるだけ補助採択に取り組んでいきたいということで、全力を挙げてやりたいと思いますけども、なかなかこの補助事業があるかどうかというところが一番のネックになろうかと考えるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

この細萱氏というのはなかなか詳しく述べてくれたんですが、持って回したような言い方ではっきりと言ってくれません。だから、こちらの働きかけが必要じゃないかというふうに認識しています。私たちもやりますが、町側も頑張っていたきたいなと思います。

それで、この問題についての最後で、交通対策検討委員会の設置の問題ですが、私は人権連の中央交渉の経過を区役員や支部の人たちに説明しながら、まずはJR駅舎の建築に対する認識を確認することが大事なことだなというふうに思いました。駅舎の建築も、駅周辺の交通事情の非常に危険な状態の解消も、どこから始めるのか大変難しいというふうに思います。それらの解決の方法としては検討委員会の早期の設置が急がれるんじゃないかと思いますが、因町長はどのように思っておりますでしょうか、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

その旨につきましては、まだ経験不足でございますので、今まで都市政策部長でありました副町長のほうから答えさせていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

私は、検討委員会を立ち上げて考えたほうがいいというふうにお答えいたしましたので、あそこの場所自体は踏切と交差点と、非常に車も多いところで、テレビに

も出ましたし、そういうところから考えてやはりしていかないかというふうに思っておりますけど、まず用地もないというところで、うちも財政的にも厳しいところありますんで、今から準備段階で進めてちょっといきたいなというふうに考えてます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私たちがそういう認識は十分持っております。北側で失敗しましたんで南側がいいのかなというふうにちょっと思うんですが、あそこも会社がありまして、会社が手放してくれるかどうかの問題もあります。それで、いろいろ落ちついて十分準備してかかっていければなというふうに思います。区の役員たちにも話してますから、彼らもいろいろ考えているようです。もし検討委員会が早急にできれば、私たちはうれしい、そういうふうに限りなくうれしく思います。

以上です。

それでは、3番目に、子どもの貧困化の解消問題について質問していきます。

平成26年8月29日に閣議決定された子どもの貧困対策に関する大綱というのがあるんですが、結構長いつづりになっているんですが、これがありますね。

最初に言葉があるんですが、初めにという言葉があるんですが、明日の日本を支えていくのは今を生きる子どもたちである。その子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要である。しかしながら、現実には子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。政府の調査によれば、我が国の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しく、また生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準になっている。このような事情等を背景に、平成25年6月に議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律が国会で全会一致で採択され、平成26年1月施行されたと、このように大綱の成立の事情を述べています。参考までに述べますと、OECDの2014年版ファミリーデータベースというのがあるんですが、OECDというのは経済協力開発機構である、どちらかというところと先進国34カ国が加盟しています。その中で、日本は10番目に貧困率が高い。15.7%です。我が国の2012年厚労省の調査によると、これが16.3%です。国際的な比較やら国内の比較とかいろいろありますけども、大体平均的に15～6%が貧困化しているということです。高校進学率は、2013年の厚労省、文科省調査によると全体では約98.6%ですけども、生活保護世帯では90.8%というふうに8%ぐらい少ない。

ここに昨年11月4日の西日本新聞の記事を持っています。見ていただけるといいんですが、一面トップに九州の子ども2割が貧困ということであります。特に福岡県はひどく、西日本新聞の推定による計算値によると貧困率は23.0%です。子どもの4人に1人は該当します。子どもの貧困化が進んでいることは、社会全体の貧困や格差、不平等が進んでいることを意味します。生活保護基準が切り下げられ、それが原因で連動して社会保障制度全体が後退してきています。例として言えば、就学援助資金の問題ですが、生活保護基準の1.3倍以下が現在の基準額。生活保護基準が下がれば連動して就学援助基準額も下がります。さっき言ったのは就学援助の問題ですね。今まで対象になっていた家庭でももらえない家庭が発生してきます。粕屋町では係数は1.3倍ですが、係数が1.5倍以上ぐらいにしなければ救えないんじゃないかと、もとに戻らないんじゃないかと思いますが、私はこれを質問対象にしてなかったんですが、答えられれば回答してほしいんですが、就学援助資金の対象から外された家庭は何戸ぐらい生じましたでしょうか。切りかえがあったところで。誰か答えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

お答えいたします。

変更によって粕屋町のほうの実態を調査したところ、うちの町内ではそういった該当者はいなかったということで報告を受けております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それは幸いだったと思います。

私は、昨年の9月議会で、東北のある高校の生徒の就職していく家庭の問題で、経済的徴兵制の問題を話しました。高校生同様、音楽大学とか芸術大学でも職がなく就職できず、自衛隊の音楽隊などを目指すという女性も出てきておるそうです。これは報道でありました。戦前の歴史が示しているように、経済が疲弊していき生活が困窮していくと、時の政権に対する国民の批判が増大していきます。そのときの政権は活路をどこに見出すか。国民の目を外に向けさせる。ナショナリズムを助長させるやり方を考えるでしょう。まさに今の政権にそっくりではありませんか。武器を売り、外国に火種をつくり出して一発ここでという考えを持つ人たちも、そ

の人たちにとって好都合の状態が今の日本の状況になってきつつあります。安保法制、戦争法は安倍首相の個人的な思い入れでありますけども、こうした貧困と格差の進行が生み出した産物であろうというふうに思います。

子どもの貧困の解消は、家庭の収入の増大を図ることでしか解消できません。それは家庭の貧困の解消であるし、経済の好循環を進めていきます。そして、貧困の解消は平和な家庭、平和な国家をつくることにもつながってきます。そういうことを述べまして、具体的に質問に入ります。

最初に、福岡県は子どもの貧困対策を重点化した予算を組みました。今は県議会で討議されております。町村では利用できる事業はありますかということですが、この前共産党の県議団を通じて報告を聞きますと、3月17日に中身を公表するということで私たちもちょっと余りつかんでないんですが、2016年2月15日付の西日本新聞の報道によりますと県予算最大1兆8,026億円というふうに書いてあるんですが、農林水産業の競争力強化や子どもの貧困化対策などに重点を置いたと報道しています。具体的には、子どもの貧困対策には一元的に相談に応じる子ども支援オフィス設置、これは県内4カ所、福岡、北九州、筑豊、筑後だったかな。福岡はたしか宗像市に置く予定とかということを書いていました。101事業に総額790億円を充てたそうです。膨大な金額を使つての貧困化対策である。また、記者会見では小川知事は地方創生にも力を入れると。県庁を挙げて子どもの貧困の連鎖を断ち切りたいと、そういうふうには話したと報じています。

先の12月議会では、安川部長は私の質問に対して、これはもう県のほうが窓口になっておりますから、これは国の件に関してね、粕屋町が特別何とかしていくというふうなことはありませんと述べられましたが、県が来年度の予算を組んでいる101事業、総額790億円の中で町村で利用できるものはありませんでしょうか。または、分担する事業とかはないでしょうか。事業名とか予算の額があったら教えてくださいということですが、私が県議団からいただいた資料の中にある平成28年度当初予算、平成27年度2月補正予算、14カ月予算の概要というのがあります。これの中で、32ページにこういうのがありますので紹介したいと思います。市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に対する助成ということでずらっとありまして、さっき資料渡しましたから、このほとんど半分以上は何かもう粕屋町実施しているような感じですが、これらを含めてそういう事業がありましたら述べていただきたいと思いますが、まず因町長からお願いしようか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ただいまの川口議員の質問に答えたいと思います。

子どもの貧困化対策ということでご質問でございますけども、粕屋町で受けることのできる補助事業のメニューというものを調査させておりますので、所管のほうから報告をさせて回答とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

川口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

前段ですが、私もまだ県のほうの会議とか情報が伝わっておりません。県のホームページ上で知り得る範囲という中でご回答をさせていただきたいというふうに思います。

議員が言われるように、26年、子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されました。それに伴いまして、子どもの貧困対策に関する大綱が各議決定されたということでございます。福岡県におきましては、昨年の11月に福岡県子どもの貧困対策推進計画というのが審議されておるようでございます。県のホームページによりますと、ここ手持ちであるんですが、ここまだ案という形で平成〇〇年〇〇月ということでもありますので、正式には決定してないのかなというふうにも思いますが、この中から考えられるメニュー等々についてご紹介なりご説明をさせていただきますと思います。

この中からは4部門に区分けされまして、まず教育支援施策として34事業がございます。それから、生活支援施策として33事業、保護者に対する就労支援施策としまして10事業、経済的支援施策としまして10事業、合わせまして87の事業があります。そして、これに取り組む所管課ということになりますと22課にも及ぶメニューが示されておるところでございます。この計画は平成28年度、来年度からですが、それから32年までの5カ年計画ということで今つくられておるようでございます。現段階で粕屋町が受けることのできる補助事業メニューと予測されるものにつきましては、教育支援策では要保護児童・生徒の援助費補助金でありますとか、特別支援教育就学奨励費補助金のところはあるのではないかというふうに思われます。生活支援策におきましては、日常生活支援事業、保育所等緊急整備事業、放課後児童健全育成事業、児童福祉施設等整備事業、アンビシャス広場づくり事業、まだ他にも多々あるようでございます。

今回、県が示しております子どもの貧困対策推進計画の施策体系の保護者に対す

る就労支援策及び経済的支援策においては、市町村補助メニューの事業名はないようでございます。

今後関係各課において、県の情報を、県から通知等々あると思いますので、その情報を注視しながら粕屋町として取り組めるべき補助事業について研究してまいりたいと思います。当然、補足ですが、2月28日の子どもの貧困対策の支援の拠点とか、ここがポイント、16年予算とかというのがあります。先ほど議員が言われましたように子どもの支援オフィスを設置しますよとか、コンビニと連携した消費期限前の食品を提供していきますよとか、ここら辺もずっとあります。これは新しい事業もありますけど、今までも継続してきた部分をこの中で包括的にというふうな形になっております。

以上、回答とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

誠意ある回答でした。大体今述べられた事業に関しては、大綱に沿った形で分類されているようですね。

それで、次に移ります。

粕屋町としての独自対策、あるいは他市町と連携しての政策などはあるのかという項目に移ります。

子どもの貧困対策については、隣の福岡市も2月16日の西日本新聞で報道されていますように思い切った取り組みをやっております。例えば例を挙げますと市内35小学校で放課後の補充学習を実施とか、新たに子ども総合相談センター、社会福祉士の資格を持つスクールソーシャルコーディネーター3人を配置するとか、それとか低所得のシングルマザーの高等職業訓練に要する費用の貸付事業で約1億6,000万円を組んだとか、それから子ども食堂の、私は12月議会で子ども食堂のことを言いましたが、子ども食堂の実施団体を支援する事業に約430万円の補助金を盛り込んでいるとか、そういうことを福岡市もやりました。当粕屋町は、福岡市に比較すると小さな町です。しかし、小さいなりに独特の事業ができないものか。私たち人権連では無料塾とか子ども食堂みたいなものがないだろうかというのを考えているところですけど、ノウハウがないので。それから、貧困者というふうに個人を特定するということになりますので難しい、やり方が非常に。今手が出せない状態なんです。町としてはいろいろなノウハウをお持ちでしょうから、独自の施策とか考えられてはいないでしょうか。何かそういうのがあれば、因町長、答

弁お願いしたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

前回の12月議会で子ども食堂の件、川口議員おっしゃいましたけども、こういったものにつきましては非常にマスコミ等で報じられております。今後、このような貧困のそういった対策につきましては教育委員会のほうでちょっと考えさせていただきたいと思っておりますので、教育委員会のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

親の貧困、経済的な格差、あるいは貧困によって子どもたちの教育を受ける権利が阻害されてはならないと教育委員会も考えているところでございます。現在やっております学校教育関係のことについて、課長が答弁いたします。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

お答えいたします。

今現在粕屋町の行っております貧困にかかわるような学校教育関連の事業といたしましては、従来から行っております就学援助という制度がございまして、これはご承知のように生活保護受給まで至らない家庭にありまして生活保護基準の1.3倍以下のご家庭などを対象に入学準備金、学用品費、給食費、修学旅行費などを現在支給しているところでございます。なお、今議会におきまして上程しております来年度当初予算案に、これらの支給品目に加えましてPTA会費、生徒会費、クラブ活動費の3項目を新たに糟屋地区に先駆けまして計上しておりますことを申し添えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

今、自治体レベルでは、自治体の子ども施策や福祉施策、教育施策をもう一度貧困という観点から見直してみようという動きが出てきております。そのことは大変

大事なことだと思っています。

私は、貧困解消のための施策として、中学生卒業年まで医療費の無料化をずっと一般質問でやってきました。因町長はこの3月議会で冒頭の施政方針で、入院は中学3年生まで、通院は小学6年生まで助成対象を拡大すると述べられました。小・中学生の子どもを持つ家庭は大いに喜ばれているのではないのでしょうか。先日、PTAの役員の集まりがあったので、そこでこのことを言いましたら非常に喜んでおられました。この医療費の問題と貧困の問題は、ある新聞で報道されましたけども、ちょっと言いますと、長野県のシングルマザーの29歳の女性なんですが、9歳の長男を頭に3人の子どもを抱えているという。そして、3つの仕事をかけ持ちで働いて、ようやく20万円程度にしか収入はならないと。この女性の長男がADHDとかいって、これは注意欠陥多動性障害とかいって、難病の部類に入るのかな、定期的な受診が必要ですけども財布の中身を心配してなかなか受診ができないと。子どもが3人いますから、1回500円でも子どもの数だけ、インフルエンザなんかは次から次へ移っていきますので、病院、薬局とそれぞれかかり、そういう経費がかかり、つらいということが報道されました。貧困問題に取り組んである長野県の健和会病院の和田浩という医師の談話もなっていたんですが、貧困層でなければ保護者はお金がかかっても必要なときには子どもを医者に連れていきます。しかし、貧困過程では窓口負担があることで医者にかかれなないと。一種の医療ネグレクト、これは虐待の一つで養育放棄とも、何かそういうふうに見える事態が今起きているのではないかということ指摘しています。子ども医療費の無料化は、子どもの貧困対策の前提条件ですと。国の責任で無料化を実施すべきですというふうにこの人は発言してあります。私は、中学生卒業年まで医療費の無料化は貧困家庭を解消していく下支えになると表現しましたが、この和田先生も同趣旨のことを述べてあります。

調べてみますと、全国の市町村の53.4%が通院で中学生卒業までの助成を行っております。入院、通院はもちろん、そういうことですけど。これに高校卒業まで実施しているところが11.5%ありまして、それを加算すると64.9%。全国では65%の市町村が中学生まで入院、通院とも助成をしております。粕屋町に関して言いますと、私は入院の助成っちゃうのは小学生を対象にした金額と、大体今回あるのは中学生も対象にしたのは大体同等の金額ぐらいじゃないかと思うんですね。県が今度入院と通院を補助しますので、それが小学生のが中学生に横滑りしたということになると思うんですが、これで額は小学生を対象にしたときと、まあ今年出てると思うんですが、来年度の予算で中学生まで対象としたときに中学生に対する入院の予

算というのはどの程度になるんでしょう。比較した場合増えるんですか、減りますか。これはまず因町長に回答をお願いしてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今のご質問でございますけども、中学校の入院について、今回県の基準よりも厚く手当しておるところでございますけども、金額については、受けておりますけども、はっきりした金額は所管のほうから答えさせていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

突然ですから困るでしょうから、後で報告してください。大体同等か減るか、どちらかだと思います。

さて、子どもの貧困対策について、医療費以外で他市町との連携で政策なんかを考えられてるのがあるのかどうか、例えば県が掲げている支援オフィスっていうのは場所は宗像になっているようですが、それとの連携とか何かあるのかどうか。まだそこまで行ってないと。分かりました。何か回答できるようなことがあります。なければもういいですよ、打ち切ります。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

前回、町長会のほうで、6町でその中学生の入院についてを全額補助しようという申し合わせのことにつきましては一緒にやっていくということで決まっております。そのほか、宗像についてはまだ存じておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

子どもの支援オフィスの件ですが、県内4カ所ということでありまして、この中には久留米、行橋、粕屋、水巻4市町に専門のコーディネーターや支援を配置となっております。既に粕屋町には、この糟屋地域にはありがたいことに粕屋町にあります。若宮の安河内ビルの1階にあります。そこで相談事業とかいろんなものを

受けてあります。お知らせをいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私は多分、何か報道では宗像っていうのが出てきていたんですよ。で、宗像だと思っていたんですよ、粕屋ですか。それは結構なことだと思います。うまく連携していけば、子どもの救済にかなっていくんじゃないかというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

藤川総合窓口課長。

◎総合窓口課長（藤川真美君）

すみません、小学生拡大分、中学生拡大分についての試算の額について、少し遅れましたがお答えいたします。

通院、入院で小学生拡大分の見込みが7,800万円になります。それから、中学生拡大分の歳出の予定としては、見込額になりますが800万円の予定で当初予算のほうを計上させていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

はい、分かりました。

それでは、私の最後の質問に入ります。

学校プラットフォーム、最初はこれを窓口というような感じで政府は表現していたようですが、最近は何かこれを基盤というふうに位置づけてるようですね、と位置づけて総合的に対策を推進する具体化の問題です。

さっきも言いましたように、子どもの貧困対策大綱は4つの支援事業を決めております。安川部長がさっきこの件については申されました。そして、2016年度、政府予算の概算要求で貧困対策としては厚労省が約223億円、文科省が約37億円盛り込んでおります。

12月議会で古賀学校教育課長が、学校プラットフォームにはまだ判然としない旨の説明をされました。それで、子供未来応援基金のことをちょっと述べられたんですが、最近これに関して蓮舫さん、彼女が質問しました。おもしろいですね。子どもの未来応援国民運動の広報宣伝で約2億円使ったんです。そして、2月までの子どもの未来応援基金が集まった金額が幾らかとといいますと1,949万円。1割しかまだ基金が集まっていない。2億円使って1割しか集まっていない、こういう現状なん

です。土台、民間資金で子どもの貧困を解消する姿勢に私は疑問を抱かざるを得ない。

私が入手した資料、こういうのがあります。大綱を踏まえた平成27年度概算要求に当たってというのが、これはインターネットで拾い出しました。5項目ありますが、もう時間がないので、絞って。

まず、スクールソーシャルワーカーの配置、それが重視されております。このことは私も耳にしておりますけども、粕屋町はどうなっていますでしょうか。お答え願います、学校教育課長。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

お答えいたします。現在粕屋町にスクールソーシャルワーカーを配置いたしまして、学校、園の要望に派遣するという形で今現在、大体年間500時間ほどスクールソーシャルワーカーが入っているようでございます。来年度はまたさらに新しくできますこども館のほうに、嘱託ですが、嘱託のスクールソーシャルワーカーを1人当初予算のほうに計上させていただいているところでございます。国もスクールソーシャルワーカーにつきましてはどんどん配置を進めたいという考えのようで、我々もその必要性は大変感じているところで、県のほうに問い合わせてみますと、とりあえず現在スクールソーシャルワーカーを置いていない市町村を重点的に県としては取り組んでいきたいという意向のようでございました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

最後の質問になると思いますが、その中で一番最後に、学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援では、地域住民の協力による原則無償の学習支援を実施するというふうに述べてあります。つまり、中学校区に実施していくということです。私がさっき言いました無料塾みたいな、ああいう学習塾じゃないかと思いますが、大塚教育長、最後に考えでも述べていただければと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

現在、学習支援については小学校では寺子屋事業を実施しております。小学校で希望者あるいは学習の遅れている子どもを火曜日の放課後残してPTAあるいは学校の先生方で指導をしているところです。中学校におきましても夏休み後半3日間、それから2学期の始まる3日間、学校によって違いますけれども、学習支援の必要な子どもについて補充学習を行っているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、時間ですのでこれで終わります。どうもありがとうございました。

（4番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

11番久我議員。

（11番 久我純治君 登壇）

◎11番（久我純治君）

議席番号11番久我純治。通告書に従いまして質問します。

1問目、長者原下区公民館の前の水没する道路、水あふれる水路の改良工事の計画について、その後は。2問目、伊賀・仲原線、県道の拡張工事その後は。3問目、長者原下区3組合の付近の裏道に当たる水路に蓋をして歩道の確保をの3問を質問します。

まず、1問目。言っておきますけど、しょっちゅうこんなこと質問するようですが、これ地元の人の代弁と思って聞いてってください。下区公民館の前の水没する道路、あふれる水路の改良工事の計画を、その後については平成26年6月議会の補正時、補正金さえつけば2、3年でできるという返事でした。平成27年度は調査の年であり、28年度は設計、29年度に工事に入るようなことでした。下区公民館は、皆さんもご承知と思いますが、災害時の避難場所、また先日よりも地震のときの避難場所もそうです。あらゆる面で重要な場所です。先日より田んぼの横が宅地になり、いずれあの辺も全部宅地になると思います。民家も増えて、道は狭いし、水没し、30センチぐらい水がたまります。民家が建ったところに橋がかかりました。そこの橋がかかったところが水路の面積よりちょっと小さいから、私は担当のほうに言っていたんですが、何かそのときはそのときのってというような返事でした。多分水がぶつかってあふれると思うんですね。それと、とにかく危険な道路であり水路であるんですよ。これで一日も早く解決したいのですが、その後の進捗

状況が全然聞こえてこないんですね。多分計画はもう27年で終わってると思うんですが、その点からまず答えていただきたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

久我議員の質問についてお答えします。

この3カ所につきましては、この前部長と一緒に現地を見させていただきました。そういった中で、どのような状況で水没するのかっていうものをちょっとお聞きしたいと思っております。田川議員の隣につきましては、堰板があって、その辺の堰板がはめられたまま水没したのか。私たちも農家でございますから、そういった雨が多きときは堰板は全部外しに行くわけですね、事前に。で、流れをよくしながら対策するわけでございますけども、これがもしも堰板がせかれたまま水没したのであれば、そういった改善をする前に堰板等をきちっと取り外していただいて、その中で水量が物すごく多ければ水没しますよということの確認できれば、私はやらなければならないと思っておりますが、すみません、反問になるかも分かりませんが、お尋ねしたいと思っておりますけど、そのときの、恐らく21年7月の大雨だったと思います。そのときの状況をちょっと教えていただければ助かると思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そのときは水路もそんなふうやったらいいんですけど、もともとTの字になってるんですね、あそこが。それで必ずあふれるんですよ。だから、ちょっと雨が多いとすぐ呼びに来られるんですね。そうすると、やっぱり工藤酒店のところからあふれてるんです、水が。そうして、あの辺は全部つかるとは、30センチぐらい。だから、たまたまあそのときは蓋を閉めとったかどうか知らんけど、とにかくもともとTの字になってぶつかって逆流するんですよ、あそこは。一番最後、公民館下のほうに、田川議員のところの突き当たりなんですよ。そしてクランクになってるから、あそこはもうとにかくぶつかって逆流するから、水量がちょっと多いと逆流するんです。それはもうよく行政も知ってあると思うんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、いいですか。

どうぞ。

◎町長（因 辰美君）

工事する箇所っていうのは非常に多うございますので、そういった計画はやっているそうです。しかしながら、まずそれを確認してからそういった工事に入りたいという自分なりの要望があります。やはり各農区の方は、堰板というのはしっかりと水害を起こさないためにきちっと事前に外しておりますので、その中である程度増えて、すぐ改善するとなら、やはりどうしてもそれが氾濫するのであればなくてはならない。それはもう絶対思っております。それは大体水量に応じてその幅が狭かったらやはりせなくてははいけませんけども、先に敷縄池の水位を落とすとか、そういったことをやってますということで聞いておりますし、やはりほかの方は、水害っていうのは米の作付時期に堰板を据えておりますから、その部分については必ず、水害については7月から9月ぐらいまでに多いと思いますけども、皆さまの協力によってそういった改善工事ができないのであれば、もっとほかのところに事業を持っていかれるというところがありますから、まず雨が多いときにその堰板を外すっていう、それを先にきちっとやって、それでも越すのならやはり工事に移っていただきたいという私は思いがありますので、その辺について、やはりその堰板したまんまあふれるということ、これは当たり前のことと思っておりますから、その辺についてもう少しの確認をさせていただきたい。そして、もう少し農区へのそういった徹底もさせていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

その件は行政はもう分かっていると思うんですよ。たまたまあのときだけということで。その後は、私が言っているのは調査したかって言っているだけなんです、今のところは。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

久我議員さんの質問にお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり平成27年度におきまして基本設計業務を委託し、今年2月25日に完成いたしております。粕屋町におきましては、平成21年7月24日から26日にかけてまれに見ない豪雨を経験いたしまして、その状況の中で今久我議員さんが申されておりますあのクランクのところ、この水路についてはましてはクランク、曲がり角が2カ所ございます。その分の1カ所につきましては、この下流のほうにございます

けれども、そのほうについては地元から要望をいただきまして改良したところがございます。

粕屋町といたしましては、調整池の機能といたしまして平成22年度から25年度までの間に3カ所の調整池を設置し、5,910トンの貯水槽を設置させていただきました。また、阿恵大池公園の整備につきましては雨水調整ということで地元の皆さまのご理解を賜りまして8,400トンほどの調整機能を持たせた公園ということで整備させていただき、合計1万4,300トンほど整備させていただいた次第でございます。また、水利関係者のご協力をいただきまして敷縄池につきましては2万3,500トン、大間池については4万1,500トン、これは概算でございますから正式的な数量ではございませんけれども、合わせまして6万5,000トンほど下流の方に水が流れないような状況ということで施策をとっているところでございます。今後、平成27年度におきまして基本設計業務をさらに照査し、今後の計画に反映させたいと思います。ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そうしたら、結局しとらんちゅうわけですよ、27年度には。今から賜りますとか言わっしゃるところを聞くのですね。だから、私が言うのは、あそこは農区の人もやっと許可とって、洪水せんようにしてくれということで農区の人やらと話し合ってきたとこなんですよ、で、質問しとったんですよ、これ。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

再度お答えさせていただきます。

この久我議員さんのご質問の中で、27年度は調査の年であったからどういうふうな状況なのかということで質問をされております。これにつきましては、先ほど申しましたように今年の2月25日に完成いたしまして、第1案、第2案、第3案というふうな計画案がございます。これにつきましてさらに検討いたしておりますけれども、多額の費用が必要となる見込みでございますし、現在の財政状況では大変厳しいということを考えておるところでございます。この水量につきまして、できるだけ軽減できる簡易的な施設等も今後考えていきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

最初から金がかかるのは分かってるんですよ。だから、この補助事業でって、最初言ったとおりですね。それこそ補助事業いろいろあると思うんですよ。だからそれを申請してやってほしいというのが私たちの要望なんですよ。だから、さっきのこの給食センター出したらおかしいけど、補助申請やら手続やらしようとかなどという思いなんです、私は。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

今現在におきましては、平成27年度に基本的な計画に対するところの調査を行っておるところでございます。この調査をもとに今後どういうふうなプランが一番いいのかということ踏まえながら、県のほうとも協議しながら補助採択要件に乗るのか、そういう部分どれが一番な効果的なものなのかということ今後検討していきたいということで考えている次第でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今から検討じゃなくて、私言ったように28年度は設計のほうに入りますと、で29年度ぐらいは工事になりますよというような返事やったから、地元の人は結局待つてあるんですよ。だから、どのくらいの進捗状況になっとるか聞きたかっただけなんですよ。ただ、今言うたように下のほうだけしましたとかと言うて、結果報告も何もない、私に今。来んでいいんならいいんじゃないけど、私は結局こうして質問をせないかん。いつもそうなんですよ。途中の経過報告がないから私はまたこうして聞かないかん。ここをしましたよって、私質問しとんじゃから、ここをしましたよって言うたっていいやないですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、都市政策部長のほうからお答えしたと思いますけども、設計のほうはもう済んでるということでございます。そういった中で、今後どのような補助金を取って

いくのか、それに当てはまるのかっていうものを今から模索していくと思っております。ですから、そういった補助金を今から探しながら、どのように実現するのかというものをぜひ議員のほうに報告しながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今、そんなふうにおっしゃったらもう私それでいいんですけどね。今はまだそれもしとらんちゅうから、今からこんなふうにしていきたいということでも言ってもらったらいいですよ。それだけなんです、私は。だから、とにかくあそこは道が狭いし危ないから、とにかく蓋をかけたいんですよ、早く。子どもたちがいつも遊んでるんですよ、あそこは。それでこの前のときに質問したときに、災害があったら結局責任誰がとるんですかと言うときに行政ということで、それでやっと区長さんたち動いてもらって、農区も動いてもらったんですよ。そして、今さっき言ったように27年度で計画して28年度設計、29年度に工事に入りますような返事を地元でやっと思ったんですよ。だから、いまだに聞こえるから、どうなふうになっとなですかねと言われるから、私は設計というよりは計画がどんなふうに進んどるかなっちゅうことを聞いたかっただけなんです。だから、今町長がおっしゃったように補助金申請してこんなんやろうと思っておりますと言うなら、それでよかったですよ。途中のいろいろ説明されたけん、耳に聞いたって私たちが分かるわけないんですよ、そんなこと言われても、専門的なこと。だから、私はこんなふうで行政としてやるつもりですということを書いてもらえば、それでよかったです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

再度申し上げますけども、計画、設計時点までは先ほど説明したとおりやっているということ、私も横で聞きながら理解しております。今後は、再度補助金がどのような形でつくのかというものを、やはり補助金をもらいながらしっかりと、できるだけ一般財源を使わずにやれるような方策というものを模索いたしますので、その都度議員のほうには報告いたしますので、今後は住民のほうに説明しなくてはならないということがございますので、報告をしながら方向性を決めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

どうもありがとうございます。とにかく、私たちが質問したら、もう町長が言わっしやっただから余り言いたくないんですけど、とにかく途中経過とか、ここはこうやけんできませんとか、それをちゃんと行ってほしいんですよ。私たちはどうしても住民から言われたことを答えないかんし、何もかんもできると思ってるんですよ。それはおたくたちと、執行権のある人と私たちはまた違うところなんですよ。

これで、2問目に移ります。

伊賀・仲原線、県道の拡張工事その後について。県道伊賀線歩道拡張工事や片側の拡張工事が終わりました、大変住民の人は喜んでおられます。あのときの返事では、反対、アパート側にも1.2メートルぐらいの歩道をつくれますよという返事やったんです。図面まで書いて私、議会だよりに掲載してます。左側はできました。ところが、右側がいつちよん工事に入らんからどうなつとうとかと、これも聞かれております。県の仕事だと思いますけど、ぜひ執行部の話を聞きたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今から都市政策部長が答えますが、またお怒りされるかも分かりませんが、経過については都市政策部長から説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

それでは、伊賀・仲原線の県が管理しております歩道の関係、まずこれは昨年歩道部分について改修されております。で、今議員がご質問の対面のほうの路肩部分についての工事について説明を県にお伺いしたところを説明させていただきます。

本件の路肩部分につきましては、昨年12月に私どもと、あと県とで地権者のほうに訪問いたしまして、工事に対するところの借地関係、そういうものについて協議をさせていただきました。その中で、やっぱりこの路線につきましては交通渋滞がありますので、どうしても借地をさせていただかなくては工事はなかなか難しいということで地権者のご理解を賜ったところでございます。今現在、県につきましては工事を発注いたしておりますけれども、部分的な水路の改修等々の問題、ま

た電柱関係等の支障物件の移設関係等々があるということで、工事につきましては8月中旬ぐらいから下旬になるのではなかろうかということで回答を受けているところでございますので、その旨報告をさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

だけん、そんな分のところを早く言うってもらえばいいんですよ。そしたら、私はこんな質問せんでいいんですよ、何回も。とにかく、今言ったように、もうほかの人は私分かりません。私の質問は大体こんなことが多いですから、とにかく途中経過を言うてください。そして、思うという言葉を使わんとってください、あんまり。何々しようと思いますとか、私はあれが一番困ります。やるかやらんか、できんならできん理由、するならいつごろまでにしますというような返事をしてほしい。だから、私の前でなるべく極力、何々しようと思いますというような言葉は使わんとってください。お願いします。

3問目に移ります。

長者原下区3組合の付近の裏道に当たる水路に蓋をして歩道の確保を。

長者原下区3組合の地区に住民開発が進み、ザ・ビッグ裏の道も狭く、水路に蓋をし、通学路や歩行者の安全性の確保に努めたい。車社会が多くて、下3の原町区というか、あの辺は住宅が建っております。そして、時間帯によっては一方通行になりますけど、とにかく狭い。そして、ガードレールがあるから逆に言うと歩きにくい。落ちるからつけているのは分かってるんですよ。だけど、あそこは通学路なんですよ、学校の。逆にそのころは車が通るんですよ、裏道だから。だからぜひ、こここのさっきのあれと同じやろうけど、蓋をして安全な歩道、また通学路を確保してほしいという要望なんです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この場所につきましても、部長のほうと同伴いたしまして説明を受けました。あの場所につきましても、ビッグの裏側の道ですね、それでガードレールがあつて、その横に溝があつて蓋をしたいと。あそこの交通量からいいますとそんなに、まあ通学路があるかも分かりませんが、わざわざ蓋をしてまでもしなくてはいけないという緊急性は私は余り思っておりません。ですから、あそこを蓋をするのならも

っと危険なところがいっぱいあると思いますから、私はもう少し後になると思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

後先は別として、とにかく住民の人は望んであるんですよ。だから、見たときと違うかも分かん。私がずっと言うのは、私が来たころ、うちの家の前は普通の道やったんですよ。逆にうちから橋かけて前に渡ってたんですよ、あそこは。今そしてアスファルトにどんどんどん天ぷら工事するから、道のほうが高くなって、全部奥のほうさい流れてしまうんです、裏さい。だから、裏の水があふれるんですよ、あそこは。そんなふうで、その工事の仕方にもよろうけど、あそこはもう今住宅が物すごく建ってるんですよ。そして、原町のほうへ抜ける道は、もう知ってあるとおりに抜けられんとですよ、あれ昔の旧201号か2号か、あそこには。で、結局裏さい行くんですよ。だから、時間帯が7時半から多いんですよ、物すごく。子どもがちょうど7時半過ぎから行くんですよ、8時15分から20分ぐらいの間に。あそこは自転車もいっぱい通るんですよ。だから、その危険性がないと言わっしゃあとも確かですよ。そこにおる人やなからな分かんこっちゃから、私たちはどうのこうの言えません。ただし、早く蓋をかけて安全な道路にしとかんと、そしたら交通事故があったときに誰が責任とるかかっていったら、誰がとるんですか、こんなとは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

責任の問題ですか。今言いましたように、やはり今度調査させてください。はっきり言うたら、そんなふうに腹かかれるでしょう。だから、私は遅れますって言えて言うたから、私は遅れますと言うたんです。ですから、私は今後調査させていただきます。そして、7時半過ぎに子どもが登校して本当に危ない状況であればまた検討していきますと言いますが、検討していきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

だから、腹かいとうわけやないけどですね。とにかく、やっぱり前進、前向きで

考えていかんと、私はよく言うんですけど、大濠公園知ってありますよね。大濠公園から今ドームに抜ける道がありますよね。あそこは黒門川って言うのだったんです、昔は。魚釣りに行きよったとこなんです、昔は。いや、本当の話。あそこ今きれいに道になっただけですよ、全部埋めて。埋めてじゃない、下通ってるんですね、川が。そんなふうにして、やっぱり粕屋町はインフラが後になっただけです、道が全部。だから、狭いところに後に家建ってるところにつくるから、なお狭いんですよ。だから行きどまりの道とか狭い道とか全部あるんですよ。だから、せめてあそこを安全な歩道に確保してほしいという小学生の親の要望なんですよ、あの辺は。だから私がぎゃあぎゃあ言うわけやないんですよ。ただ前向きに検討してほしいって。そのためには早く調査してほしいし、調査せないかんといいんですよ。ただ、やる気になってほしいというだけなんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

答弁しますか。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほどからお答えしたと思いますけども、やはり危険箇所っていうのは優先順位があると思います。粕屋町の中でもあそこよりもっと危険な地域っていうのは非常に多いと思います。ですから、やりますよ、財政があってくれば。しかしながら優先順位がありますから、若干遅れる可能性がありますということでお答えさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

財政っていつつも言わっしゃあけど、財政っちゅうのは大変と思うんですよ。だから補助金申請やらいろいろあって、私は、この粕屋町の財政が悪いと言われるけど、ほかの面からしたら何かぜいたくなと思いますよね、本当の話。それはもう町長がよく知ってあると思うんですよ。言いたいけど、言うたら問題になるから余り言いませんけど。とにかく、もう少しやっぱり住民のことを考えてやってほしいし、住民の言うことを真摯に受け止めてほしい。私たちも議員でおる以上はずっと言われますし、やっぱり結果を出しきらんと、あんた何しようとしか言われんとですよ。それはよく分かつとると思います。実際その現場のことを、地元やないから分らんこと多いんですよ。だから、私が言うのはそこなんですよ。だから私は

今後ともまたしつこく言うかも分かりませんし、もし県が県がというなら県にすぐ行きます。もうそれはよく知ってあると思います。逆に言うと今県のほうと仲よくなっておりますから、即行きます。じゃないけど、とにかくやっぱり前向きに進めてほしい。私も山登りよくやりますけど、山の頂上は決まっとんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員、もう山登りはいいんですけど、先ほども町長も担当部長と調査に行かれたということでございますし、部分的なその箇所でございますから、後からゆっくり担当課と協議されると思いますよ。

◎11番（久我純治君）

だから言うんですよ。だから、頂上は決まっとっちゃから、登る道を早くするか近くするかの問題だから、そこを考えてほしいっていうだけなんです。目的地は一緒なんですよね。しようと思うならするけども、どげんかしようかっちゃう考え方なんです、私が言うのは。だから、そこを行政としてももう少し考えてほしいと言いたいだけです。してください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

何度も言っておりますけども、やはり今前の川口議員言われましたように、貧困対策とかいろいろな福祉のほうも結構かかるわけですね。そういった中では、財政の中ではいろいろ振り分けないかんということもありますし、やっぱり緊急性というものがあります。補助金もありますけども、やはり財政負担というものは全くゼロではありません。ですから、補助金の中での一般財源からの繰り出しというものがありますから、そういった中での問題が若干あるかと思えます。そういった中で、やはり先ほども何回も言いますが、せんで言うたら、するかせんかって言わっしゃあけん言うんですけども、やはり優先順位というものがあります。ですから、その点には十分、せんで言うっちゃないんです。やっぱり優先順位のときに行政が見て回って判断して、ああここは本当に粕屋町の中でも危ないよねっていうことになればやはり優先順位の中で実現していかないかんと思っておりますので、そういった中で目指す方向は一緒でございますので、しっかりと議論しながら。今後その順位が来ましたら、ぜひ実施したいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎ 11 番（久我純治君）

私の質問は終わりますけど、さっきから言われる粕屋町の財政難ていうようなことが、私はいつも頭にひっかかるんですよね。その件については次回に質問させていただきます。すみません、ありがとうございました。

（11番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午後 0 時15分）

（再開 午後 1 時00分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

10番長義晴議員。

（10番 長 義晴君 登壇）

◎ 10 番（長 義晴君）

議席番号10番長義晴です。

質問の前に、3日後、3月11日は東日本大震災が発生して5年になりますが、多くの犠牲者が出て、政府は復興税を創設し、国を挙げての支援を進めていますが、復興はまだ道半ばのようですが、これからも国民の一人として支援を誓いまして、ただ今より一般質問を通告書に基づいて行わせていただきます。よろしくお願ひします。

質問は2問を予定しております。

まず、1問の質問は、公共施設等総合管理計画について。2問目は、学校給食共同調理場建設についてであります。答弁は因町長にお願いいたします。

それでは、公共施設等総合管理計画についての質問をいたします。

昨日の田川議員の質問で9月議会に先送りされたとの答弁がありましたが、一部質問が重複すると思いますが、改めて質問いたしますので答弁よろしくお願ひいたします。

公共施設等総合管理計画についての議員からの質問のたびに、前執行部は適正な公共施設の管理のため平成28年2月の完了を目指し策定に着手をすると答弁を何度も繰り返されてきました。因辰美町長も議員のときに、こども館建設より保育所の建て替えが先ではないかとも発言されてきました。また、28年3月議会定例会開会冒頭の施政方針の内容を聞いても、公共施設等に対する予算は仲原小学校の校舎増築、改修、またJR篠栗線若宮橋梁等については以前からの当初計画に沿っての予

算の計上をされています。公共施設等については、適切な維持管理と長寿命化対策を行いながら長期的に施設を使用し、老朽化が近づけば更新が必要となります。財政難の中でも公共施設等総合管理計画の策定は喫緊の課題であると思いますが、28年度には策定予定されていませんが、お尋ねいたします。

1、28年度に公共施設等総合管理計画の策定計画はありますか。また、なければいつごろになりますか。この件について、町長、答弁願いたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

長議員の質問にお答えします。

今議員もおっしゃいましたとおり、昨日の田川議員の質問と同じでございます。そういった中で、公共事業の施設等の総合管理計画につきましては26年から28年、3年間にわたってしっかりと計画を出しなさいということで国のほうから指示が出ておりましたけども、私も今回確認いたしましたところ、9月になるということで報告を受けております。そういった中で、先ほど公共施設の中でやはり老朽化したものというものをどの順位でやるのかというものは、今後その管理計画の中をしっかりとわきまえながら判断してまいりたいと思っております。その9月にずれた理由につきましては、所管のほうから報告をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

2月の予定がずれ込んだことにつきましては、誠に申し訳ございません。その理由といたしましては、インフラ施設等の把握及び老朽化施設等の対策について、役場内におきましての検討協議が調っておりません。その結果、具体的な成果を今議会でもお示しすることができませんでした。そのため、先ほどから町長申しますように本年9月まで猶予をいただいて、それまでには確実に管理をするように進めてまいりたいと考えております。ご理解よろしくようお願い申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

今の答弁は、先ほども言いました、昨日田川議員のほうから質問があったときに概ね分かっておりましたが、特に私がこの件について感じたのは、要するに今年、

27年度当初予算で管理計画の予算も755万3,000円、そういうふうな形で当初予算に上げられて、もう去年は幾度となくこども館の関係とか給食センターの関係で、それよりもこういうふうなものが先やないかというふうなことで再三言われとった中で、そういったことを重々承知の中で遅れたというのは、先ほど安河内部長のほう言われたインフラの関係が、それと老朽化対策についての詳細なまとまりができてないというふうなことです。そのもう一つは、これは昨年福永議員が質問されていたと思うんですが、総務省から先ほども町長も言われたように作成の指導というか、そういうふうなことが出されておりましたが、内容的にはそこいらが煮詰まってないで、概ね予算も執行されておると思いますが、どういった程度まで、どこいらまでのまとまりっちゃうか、委託料としてそれなりの報告は受けてあるわけでしょうか、そこをお尋ねしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

28年2月に完了予定で契約をしておりましたけれども、先ほど申しました理由でいまだ計画が完了いたしておりません。

それで、予算につきましては28年度に繰り越しということで今回の補正予算に上程させていただいておるところでございます。それでございます、今のところ支出はございません。28年度に完了した時点で支出という形になるかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

私は、自分なりにそこまで担当のほうと打ち合わせしていなかった関係で、私はもう策定は出て執行部のほうが、また町長再三言われておりましたように昨年新しく就任された中で、そういった中での町のほうの要するに優先順位といいますか、そういうふうなものも含めて対応ができてないということで述べたのかなというふうに思っておりましたが、今の答弁聞いておりますと委託料っちゃうか、それを出された中でのそれ自体がまだ具体的に上がってきてないというふうなことで理解してよろしいのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

この計画につきましては、町と委託業者との間でお互いに協議を進めながら計画

を具体的に策定していくものでございまして、業者の理解も得まして今回予算の繰り越しを図る計画にしたところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

先ほど言われましたように、9月になればそういった取りまとめの中で優先順位を含めてあると思いますが、具体的に内容的にはそういったことで出てくるんじゃないかなと思いますが、その中で現在まだそこまで出てきてないというふうなことです。私も内容的に町有財産と申しますか、公共施設等についてはどこまでがどういうふうなかかわりつつあることは把握しておりませんが、端的に言って、だいぶいろんな公共施設も老朽化しておりますが、もう一点は要するに長寿命化のその対策の関係等もこれ以上というふうな2つの形があるんじゃないかなと思いますが、できましたら概ねにそこいらが必要と感じておられるような取りまとめができておれば、ご報告いただければ幸いです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今総務部長のほうも申しましたとおり、今業者とすり合わせておるということでございます。順位につきましては、昨日も述べましたけども、やはり全体が出てきてからそれを順位づけするべきではないかなと思っております。明らかに老朽化とかはわかりますけども、それでもやはり順位というものがあると思いますので、しっかりと9月に報告があった後、そういったことを精査しながら事業に進めてまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

それでは、今町長を含めて執行部のほうから回答をいただきましたけど、いずれにいたしましても今後計画を策定し、施設の整備を行い、安全・安心して施設を利用できるようにご提案願いたいというふうに思います。

それでは、続きまして2問目の質問に移りたいと思います。

2問目の質問につきましては学校給食共同調理場についてであります。学校給食共同調理場建設については平成27年7月21日臨時議会で事業契約の締結が可決さ

れまして、9月1日起工式が行われ、平成28年、今年の9月供用開始に向けて建設が進められてきておるわけですが、先ほども言いました、10月に行われました町長選挙で因町長が誕生し、特定有害物質の処理費用の対応並びに安全・安心の観点から、因町長は住民説明会を開催され意見を求められましたが、結論としては専門家の助言として安全対策を講じることで現在地での建設を継続する判断をされましたが、工事を一時中断されたために、28年9月、今年の9月からの供用開始が延びることを建設企業体から通知書が提出されていますが、その対応について伺います。

まず1点は、当初計画では夏休み前に新設の工事が完了し、調理場の配食が停止する期間に既設調理場の解体整地、駐車場の工事が予定されていましたが、夏休み期間を過ぎても新設工事、解体工事が並行して工事は可能であるか、お尋ねしたいと思います。因町長、よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

給食センターにつきましては、昨日も再三説明しておりますし、特別委員会でも説明をしておると思います。何で止めたのかということですが、昨日も言いましたように学校給食センターの中で、私は当時から産業廃棄物はどうするんだと。昨日も言いましたように土壌からは一切そういった汚染物質は出ない、34カ所掘っても全く出ない。しかしながら、上から廃棄物を一緒に調査したら、その中に……。

◎10番（長 義晴君）

議長。私がお尋ねしようなのは、今後のことについての町長の考えをお伺いしとんです。

◎議長（進藤啓一君）

既設整備の解体工事と新設工事が並行できますかということが問題なようですね。

◎町長（因 辰美君）

分かります。しかし概略を言わんと分からないんじゃないかなと思ってから、概略を。この内容につきましては、詳細につきましては所管のほうで報告させますから、町長が答えろということになりますとまず方向性、概略というものを答えたいと思っておりますが、それでいいですか。

◎10番（長 義晴君）

今日は傍聴者も来てありますから、どちらかといえば今町長が言わんとしとることは議員各位はそれなりの経緯と今後の取り組みについては分かってあると思いますが。私は、今までは今までとしてありますが、私のスタンスとしてはこれからが一番いろいろ、それと同じようなウエイトでこの問題は今後関わりが出てくるというふうなことで区分けしてお尋ねしたいと思いますが、町長もそれなりの考えがあるろうと思いますので簡単をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今後の方向性につきましては、所管のほうでしっかりと議論しておりますので、所管のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

次長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

それでは、長議員のご質問にお答えをします。

まず、現在、工事の一時中断後の再開について、その後いろいろな問題がございました。それに向けて解消しつつ、最善の案として模索中であり、確定しているわけではございませんので、あらかじめ申し添えておきます。また確定されました場合は、再度議会を通じて報告をさせていただきます。

まず1点目、その後新設工事と既設整備解体工事は並行して工事は可能ですかというご質問でございます。

工事を進めつつ現給食センターでの稼働ができないか、現給食センターと新給食センターとが干渉する工事に伴い給食停止が生じない方策はないか、物理的に可能か等、幾つものハードルを現在執行部内やSPC、特別目的会社との協議を現在重ねております。衛生面では粕屋保健福祉事務所、建築面では県土整備事務所建築指導課、消防面では南部消防署予防課等、幾つもの問題点をクリアしなければSPCとの協議の中で町が考えています案が叶いませぬので、現在最善の方法を解決しつつ進めているところです。町としましては、最短でも平成29年4月供用開始を目途に進めています。方法としては既存の給食センターを一部解体し、その機能を別につくことで給食を停止することなく工事を進めていく方法を可能と今のところしております。これを実現するためには、いずれ壊すことになる仮の工事に係る費用と米飯給食に対応するご飯のみを委託する費用が別にかかるということになりますので、対策は先行することになりますが、予算等につきましては6月補正で対応さ

せていただくこととなりますことをご理解のほどよろしくお願い申し上げます。  
以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

ということは、一部こういうふうな問題まで建設企業体の方々と議員に説明されておる、要するに2週間に一度全体会議というか、打ち合わせ会議を含めて、そういったことまでお話し合いが継続してされておるといふふうなことでよろしいわけですかね。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

はい、現在月に2回程度、2回といわず随時呼び出して、その辺の協議を実際やっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

遅れるというふうなことは今からの問題というふうなことだとは思いますが、万が一夏休み以降、要するに2学期以降ということに仮になった場合は、後で私も質問に書いておりますように、要するに父兄の方に対しましては、この前の住民説明会で町長も十分理解されておると思いますが、弁当持参ということは極力というより、そういったことがないようにというふうなことでありますので、これについては今後の対応を待つしかないと思いますが、じゃあそれを石山次長のほうからお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

ただ今の2問目の質問と思いますが、当分の間弁当持参はありますかということではよろしゅうございますか。

平成29年4月供用開始に向けて進めているところですが、工事中断により給食が停止となり弁当を持参となることはやめてほしいと、住民説明会時で多くの保護者からの切なるご意見もあり、このことが工事中断による最大の問題と考えておりま

す。給食停止をぜひとも回避するため努力をしている状況です。現給食センターも老朽化し、児童・生徒の増加による製造能力の限界、いつ故障してもおかしくない機器の状況ではございますが、日ごろのメンテナンスを十分にしながら来年3月まで無事に稼働させることで、今のところ1日も給食停止が絶対ないとは断言されませんが、弁当持参とならないよう最大限の努力をしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

これ、執行部の町長を含めてそうだと思いますし、議会のほうもそれが最大の今後の対応っていいですか、そういうふうなことだと思いますが、あわせて、その次に書いておりますように現給食センターも32年たちまして、かなり老朽化というよりいろいろあると思いますが、これに対する設備の、これも万全な体制で整備、メンテナンスが必要だと思われませんが、具体的にその大きなところを変えとかということではできないかも分かりませんが、それなりの分かる範囲内では今計画が実際あるのかお尋ねしたいと思います。担当のほうの方が分かりやすいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

工事が延びることで施設設備のトラブルが生じないようにメンテナンスも必要ですが、計画は考えてありますかというご質問でございます。

現在の学校給食センターは建設から32年が経過し、施設整備ともに老朽化が著しいため、子どもたちへ安全・安心な給食を一刻も早く提供できるよう現在新給食センターの建設を急ピッチで進めていただいているところでございます。このような状況の中、現給食センターでは既存設備のトラブルによる給食停止という事態にならないように、大がかり的なものは毎年春休みと夏休みに設備の定期点検を実施しており、またその時点で修繕の必要があるものに関しては補修や部品交換を適宜行い、営繕に努めているところでございます。常日ごろから現場の職員は衛生面等を初めとして神経をとがらせながら給食をつくり、また設備の使用状況も確認をしております。部品交換の必要があると思われるものに関して早目に交換し、給食停止という最悪の状態にならないよう日々努力しているところであります。機械等に問題があれば直ちに上司に報告させ、その対策を仰いでいるところですが、部品や修繕等、調達に時間がかかることもあり、文書での決裁をしては間に合わない場

合もありますので、関係者に口頭により現状報告後、直ちにその対策を講じるよう指示をしているところです。よって、新給食センターの稼働開始まで、粕屋町の未来を担う子どもたちに対して安全・安心でおいしい給食を提供できるよう努めてまいりますので、今後も皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

今執行部から、町長含めて、この新しいPFI事業に関わる新給食センターの問題については町民が一番心配してあるし関心も高いっちゅうことで、それなりの対応を今報告を聞く中ではしてあるという理解は分かりましたが、私も今回質問の中でここまで踏み込んで聞くあれはありませんでしたが、最後になりますが、いろいろ工事を取り戻すために費用的なものが発生すると思いますが、少々というたらいろいろあるかと思いますが、新しく早急にでき上がることを最優先として、費用はそれなりに出てくるかも分かりませんが、鋭意、早く供用開始ができるようお願いいたしたいと思います。

あと、執行部のほうから私の質問で何か補足がありましたらお受けしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

前日も言いましたけども、やはり執行部がこの場所に給食センターを建てることを提案し、そして議員が可決したっていうことは非常に責任は重いと思っております。そういった中で、特別委員会でも説明いたしましたが、ここは姫路の給食センターと同様に爆発する可能性があったということで、今回そういった下のごみの廃棄物についてしっかりとチェックされたということは非常によかったかなと思っております。そして、姫路につきましては工事の最終日の2週間前に爆発したということでございますし、今後、粕屋町につきましては、火を使う給食センターでございますので、そういった今後の設計の中からガスが漏れ出したというようなことを、将来的にはそういったことは絶対させてはならないという中で、今度は設計の変更で、昨日も言いましたけども4つのガス抜き対策から14カ所に変えた。それと、周りの施設から離して、そこにガス抜きの対策をやられた。そして、駐車場に

おきましては植木を植えてガス抜きをやるっていう、そういった方法の中で以前とは変わったまたそういった危機管理ができましたので、非常に私はよかったかなと思っております。

これを今後、私もこの給食センターというものは引き継いでおりますので、いかに安全に確実に運営するかが私の責任だと思っておりますので、今後こういった事故がないように、そして給食を提供できるようにしっかりと学校給食運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

私の質問は大体終わったわけですが、昨年からこの問題についてはまだ特別委員会等でいろいろ報告、調査を含めていろんなことがあろうかと思いますが、私はできる限り執行部、役場の職員の皆さんも一致協力しながら、議会もできるだけ万全を今後尽くしたいというふうな力強い言葉で今後の対応の報告を受けましたので、どうか一致協力して早く供用開始ができるように。また、1番目に質問しました公共施設等もちょうど老朽化の時期に来ておりますし、因町長も前途多難な事業を抱えられて大変だと思いますが、いずれにしても今後そういうふうな中で議会、執行部、そういったことへの理解の中で今後私も協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ちょっと早いようですが私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（10番 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

8番小池弘基議員。

（8番 小池弘基君 登壇）

◎8番（小池弘基君）

議席番号8番小池弘基です。長かった一般質問も私を含めてあと2人となりまして、執行部におかれましてはいま少しお付き合いをお願いしたいと思っております。

私の質問は、通告書のほうに出ておりますけども、学校給食調理場建設に関する問題点ということで、今定例会の一般質問、昨日から本日まで12名の質問がありましたけど、そのうちの6名がやはりこの学校給食センター建設に関わる質問でございました。当然いろいろ議員によりましては切り口がそれぞれ違う。そういった中

で、思いはみんな一緒に、やはり子どもたちに安心・安全の給食を早く提供したい、アレルギーをなくして少しでも子どもたちのためにという思いでやってるのだと思っておりますので、私もそういった観点から。実際起こったことは起こったこと、仕方がないと思っております。といっても、やはりきちっとした形の中で何が問題であったのか、また今後それをどうすればいいのか、そういった観点から私は質問をしていきたいと思っております。

この学校給食調理場建設につきましては、平成24年度、日建設計によるPFI導入可能性調査からスタートしたものでございますけれども、その当時の粕屋町の財政状況は実質公債費率が18%を超えておりまして、どうしても福岡県の許可が必要になったり、いろんなふうな問題がありました。そこで、民間の資金を活用するようなPFIの事業が検討され今回に至っていると私は思っております。その当時の因清範町長より、国の交付金も出ることで、この事業をぜひ進めたいといったようなことで始めてきましたが、昨年10月の町長選挙におかれまして新しく因辰美町長が就任され、その結果さまざまな問題が表に浮上してきております。その中で、今回私は通告書に書いておりますけれども、2つの問題についてお聞きします。それぞれ確認していきたいと思っておりますけれども、ひとつよろしくお聞きいたします。

それともう一つ、私は(1)から(3)まで3つお聞きする予定にしておりましたけれども、(1)、(2)それぞれやはり問題点、今後の対策は違うと思っておりますので、(3)番目の、今後このような問題が起こらない対策については削除させていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

それでは、早速始めたいと思っております。

まず、1番目でございますけれども、今回の建設はPFI事業において行われません。当初より国からの交付金がもらえる旨説明があり、その交付金額約1億8,500万円の申請が忘れられたといったような問題が浮上してきております。その原因と今後の対策や責任についてということでお尋ねしますが、本日も福永議員の質問の中に、なぜ交付金が申請されなかったのかといった質問がございました。その理由としては失念してたということ、もう一つは今までであれば6月、また11月、年に2度とかそういった申請の時期があつて、それでまた受け付けてもらえてたようなことがあつたといったような勘違い、思い違いがあつたのかなとは思っております。それはそれとして、やはり私も福永議員が言われましたように、もともとが交付金がもらえますよといった説明を受けて始めたこの事業でございます。当然のごとく、この年度、特に今回27年6月5日までに申しなさいよといったような通達があるにもかかわらず失念されたということ自体が私にはまた理解でき

ない。本来であれば、当然24年度、25年度、26年度とずっと計画してきた事業案件でございますので、本来は担当者は、ましてや専任の部署ですよね、新しく創設された準備室、その中で事前にやはりそういった計画といったものは準備するはずなんですね、私の感覚でいきますと。また、24年度の日建設計によるPFI可能性導入調査といった調査があつて、その中でも当初が64億円ぐらいの話でしたか、そういったような概算が出てるわけです。そういったものがあれば、まずはこういった学校給食調理場を建てますよ、建てたいですよ、幾らぐらいの金額かかります、詳細については追って連絡をまた差し上げますということをして本来はやはりすべきじゃないかなと私はそう思っております。

そういった中で、先ほど大塚教育長のほうは交付金の中にもいろいろある、またその時期がどうだといった説明もありましたけれども、そういったことはそれとして、やはり間違いは間違い、ミスはミスとして考えていただければいいかなと思っております。

この問題は先ほど福永議員がいろいろ質問されておりますので、私はこれ以上この中で細かい質問をしても一緒かなと思います。ただ、ここでやはりその当事者であります教育委員会の教育長、またその教育委員会をつかさどる、一緒の部門ですけども、特に学校給食の準備室をつくっておりますその次長のほうへ、何が問題で今後こういったふうにしていきたいと。私が思いますのは、やはりまだまだ粕屋町の行政も縦社会。以前から部長制をしております。本来は、私も部長制をしくときには、みんなが横の連絡をとりますよ、ここの議場で説明もできるならばもう部長だけが出てきて、そこで全部答弁できるようにまでしたいといったような思いでつくられた部長制だと私は認識しております。そういったふうな中で、今回も先ほどは教育委員会の中でまずは学校教育課に補助金申請、交付金申請のそういった回覧を学校教育課からずっと押していったとかっていうことも聞いてますけれども、現実的にはどなたもそれを気がつかずに、いやあ、今度出さないかねといったお互いの職場間の連携も結果的にはなく、誰がチェックしたわけでもなく終わってしまった。気がつくとも、すみません、11月に出したけども予算そのものが少なくて今回は難しいです。そういうことにつながってますので、その問題と対策についてそれぞれ答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。まずは、じゃあ教育長のほうから。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

小池議員のご質問にお答えいたします。

先ほどからご指摘いただいておりますように、教育委員会の事務局として大変責任を感じているところでございます。本来6月に出す建設計画を出していなかったことは、大きな誤りの一歩でございます。ただ、それで補助金が出ないというのではなくて、やっぱり最大限今努力をしているところでございます。ご迷惑かけます。

◎議長（進藤啓一君）

石山教育委員会準備室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

それでは、小池議員のご質問にお答えします。

答弁が一部同じようなことの繰り返しになると思いますが、ご容赦願います。

まず、交付金1億8,500万円の申請が忘れられており、その原因と今後の責任についての考えを尋ねますというご質問でございます。

状況と原因等について、若干の説明をさせていただきます。文部科学省所管学校施設環境改善交付金に対する1億8,500万円の申請が忘れられているということではなく、前任者において11月の調査の段階で間に合うという思い込みで申請の時期を逸しており、提出を怠っていたということが原因でございます。今回の責任についてでございますけれども、先ほど小池議員がおっしゃられました給食センター建設準備室として専属的に新給食センター建設準備に特化している職員が担っている職務上に対する責任は、その影響額等を考えますとかなり重いものと考えて私は思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ありがとうございます。ただ、先ほど教育委員会の中でも仲原小学校の補助金、交付金申請はなされてるんですね。そういったふうなことで、やはりもう少し横の連絡といいますか、そういったふうなことでですね、先ほども町長別の件でお答えになりましたけれども、もらえられるような交付金をいろんなところで探して少しでも、何か道路改良でも何でもいいからといったその努力は私は非常に賛成いたします。ただ、こういったものの補助金申請は全部担当者任せといったようなところが今までの特別委員会の報告の中でも報告されております。やはりそこらあたりを特に新しく、今までの町執行部のOBではない町長だからこそ、その辺の横の連携を

きちっとしていくような施策っていうか、その辺も私必要かなと思います。その辺で今後の対策として町長の考えをお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

大変適切な指摘をしていただきまして、本当にありがとうございます。まだ協議はいたしておりません。しかしながら、私といたしましてはやはり補助金申請をするということを出したということになればどこかで必ず全部そこに一括して集める、そういった中で全部補助金がおりたかどうかというのをどこかが基軸となってチェックすべきではないかなというふうに思っております。それほどこの課になるのかということは今後検討していかなければならないと思っておりますが、やはり申請が大体は探すほうなんです。忘れるほうじゃないんですよ、普通。何かないかなと思って一生懸命探すほうで、一生懸命職員は努力してるわけでございます。そういった中で、今回のように大きな補助金というのはやはり職員に聞きますともう怖くてたまらんと。ですから、いつ来るかいな、いつ来るかになってもう準備して待つとるそうですよ。ほんで、来たらもう直ちに提出するというような、そういった役場の中の慣習でございますから、先ほど石山次長のほうから答えましたが、やはりベテラン職員で思い込みっていう中で忘れられたんじゃないかなと思っております。しかしながら、責任は重大であると思っております。ですから、今後そういったものがないような対策を講じてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

どうもありがとうございます。やはり起こったことは起こったこと、それが起こらないようにどうしていくかといった、先ほど今町長言われたようにどこかの部署で集約して、各課がいろいろと補助金を出すのではなくて、出すのは出してもいいんですけども、例えば副町長のとことか、またどこかの部署とか、そこに今回は何件の補助申請を出します、もしくは何かないかと調べる、それを集約してチェック機能を高めていっていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の2番目の（2）に移りたいと思います。

この問題は、前々から我々議会のほうから、今までごみの処分場に使っておりま

した場所に、確かに今現在給食センターが建っております。だからといってその横にわざわざ建設することはないでしょうと散々我々もアドバイスをしてきたことでありますけれども、結果的に当時の町長がやはり今の場所で大丈夫だということで強行に建設されたといったようなところからスタートしてきております。しかし、今回この建設場所のごみ処分場ということもあるんですけども、やはり掘ってみるとごみが出てきたといったことが事実でございます。この中で、通告書にも書いてますけれども、当然掘っていきますと廃棄物が出てくるわけですけども、この廃棄物の処分に関しまして全く予算も何もつけていないことに関しまして、特別委員会の中の報告では8,000万円といったものが必要だといったようなこともございます。今現在特別委員会をつくりまして、こういった特別委員会の資料、これは第5回、平成28年2月24日提出の資料でございます。この中の後ろのほうにあります4の1、廃棄物の処理費用に関する経緯といった報告が出されております。私は議会のほうはいろいろと説明いただいて分かっておりますけれども、傍聴者の方は全くご存じがないことですので、少し、1ページもございませんので少し読み上げたいと思いますけれども、これは平成27年8月以降のことについてだけ限定されております。

まず、8月5日、これは廃棄法に伴う土地の形質の変更届書の提出に際し、本体工事の施工業者である西松建設株式会社と県廃棄物対策課の職員による打ち合わせで、廃棄物については管理型処分場で処分するよという指導がまずありましたということからスタートしております。同じく27年8月28日、目的管理会社、SPCとの施設整備協議会打ち合わせ時の資料で、廃棄物について管理型産業廃棄物として管理型処分場での処分が必要との報告を受けるが、必要と思われる廃棄物の予定数量までは業者も町も把握できず、ただし土壌調査結果、俗に言う柱状図でございまして、そこから西松建設が想定した数量は125.1立米で、トン数に直すと230トン、処理費用が2万3,000円の529万円ぐらいかかるだろうといった報告がなされております。で、9月1日に起工式を行いまして建設にかかっていくわけですけども、9月3日、このときに町長、副町長同席のもと、廃棄物処理費用が現在で約500万円程度見込まれますよといった報告を受けられております。当然町としては原因者であるために、要はあそこはもともと処理場ですから、その処分費用は町が見ますよといったようなことですから、廃棄物の処理費用がかかるのは仕方ないといったような話が9月3日でございます。次、9月16日に同じくSPCと現場定例会議の中で、これは口頭でしたけども、現在500万円という見込みをしておりましたけれども3,000万円程度に膨らんでいきますよといったような報告が9月16日にされております。次が9月28日、これは工事が26日から掘削工事が始まって

ますので、掘削工事が始まってから後、町長、副町長同席のもとに廃棄物処理費用が膨らんでいますよと説明をしております。工事を止めるわけにもいかないし、止めれば供用開始も遅れ給食停止につながる。町が支払うべきものなので仕方がないねと、その当時そうなっております。次に10月16日、SPCとの現場定例会の会議の資料によって、外に処分したと見込まれる数量から計算すると、西松建設と九電工合わせて2,961.25トン、単価2万3,000円で6,810万8,750円がもう処理されていますといった報告が10月16日にあっております。次が11月6日、SPCとの現場定例打ち合わせの資料によりまして、建築工事分また電気設備工事分にかかわる今後含めた廃棄物の予定数量から、廃棄物処理費、廃棄物の運搬とか全てみて最終の見込みが提出されまして、最終的には7,950万3,150円かかりますといったのが11月6日に報告されております。その後、平成28年1月20日、11月6日の廃棄物の処理費用は税抜きであるということが判明しまして、実際はこれ以上かかってきますということが報告されておりますといったようなことなんですね。

こういったふうな報告書が、やはり今ごろになってでないと出てこない。私が最初1番目の補助金申請、手違いがあったといったことは、これはこれである面は仕方がないところも理解できますけども、こういったふうなもともとごみ処分場の跡地に建設しますよと言って建て始めたその中で、いや土壌の検査何も問題ありません、県のほうに出しても何もありませんと言って進めた工事の中で、なぜこういったふうな全く議会に予算も立てていない、なおかつ5,000万円もう処分済みが起ったかどうかについて、その原因の説明をお願いいたします。どなたか。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎教育委員会次長（石山 裕君）

小池議員のご質問にお答えします。

質問の内容は、廃棄物の処分費も予算計上されていませんでしたが、8,000万円の廃棄物処分費が必要になった経緯と、誰の責任において議会にも報告をせずに5,000万円の廃棄物の処分を行ったのかの原因と責任者についてでございます。

経緯につきましては、今小池議員が説明されたとおりでございます。このことは再三全員協議会を初め建設特別委員会で過去の状況をもとに説明をしておりますが、むしろ私としても真実のを知りたいのが実情でございます。私の推測により答弁することはできませんので、当時の体制での経過は当時携わった職員から直接話を聞かれたほうが最善と私は思っております。

責任者についてでございますが、今までの経緯と問題点、誰の責任で指示を誰に

したか、今後どうするつもりであったか等の真実に従い慎重に考える必要があります。必要であれば行政側執行部の問題として関係機関、顧問弁護士等にも相談しながら進めていくことになると思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ありがとうございます。この問題は、新しく就任されました因辰美町長もそうです。給食センター準備室のほうに11月20日でしたか、就任された石山次長、当然当時のことは全く分からない。当事者ではないということも十分理解しております。この問題をここの場でああこうだと追及する話ではなくて、私はこういった事実が起こった、その問題が本当にやはり議会軽視と言われても仕方がないようなものだとは考えております。だから、こういったものが出てますよといったことをまずこういった議場の中で報告させていただきまして、あと実際誰がどうした、じゃあ責任が誰にあるかといった問題は今現在開かれてます特別委員会のほうで調査し、審議をしていきたいと考えております。

もう一つ、これは第4回の特別委員会の中で出た資料ですけども、その中のこれは2枚目ですけども、廃棄物の搬出と、その処理費用の算出根拠といったような資料もいただきました。これも石山次長になってから出てきた資料でございますけども、この中には西松建設が9月25日から、俗に言う根切りといわれる基礎工事のための掘削を始めました。もともと西松建設は529万円ぐらいでしょうねと、その根拠は地面から2メートルまでは廃棄物はないですよといった柱状図という資料がありましたので、2メートル以下の分だけで考えたのが529万円でございます。それが9月25日、9月26日、9月28日、9月29日、9月30日の5日間、たった始まって5日間だけで190トンという量のごみを出してるんです。これがもともと全部工事が終わるときに529万円ぐらいかかりそうですねと言ったうちの、たった5日間で437万円もう使ってるんです。こういったときに、もうやはり想定を超えるよね、そんな話するのは普通は考えるべきなんですよ。だから、そういったときに、当初は全体で500万円ぐらいのことだったらいつかの時点で補正でも上げようかなっていうのもわかりますけども、掘削して5日間でも当初の500万円近くって、もうどうしようもないでしょう。おまけに先ほど読み上げた資料の中でももう3,000万円超えたんですよみたいな報告が出てくるときには、これはまずいよね、議会に言わないとだめよねって普通は思うはずなんですよ。そういったところを私はきちっ

と、今後新しい町長のもと、その辺のところも、さっきも言いましたけども縦社会ではなくて横の連携、そういったものを含めてきちっと情報は情報で出していきたいという思いをしておりますので、後はこれからいろいろと特別委員会で審議していきたいと思います。

それと、最後になりますけども、これは私の思いですけども、今定例会に議案として提出いただいております教育長の任命同意であったり職員懲罰の分限委員会の委員であったり、そういったふうな任命同意がございます。こういったのが全部審議がされて結論が出た段階では、当然我々議会でいろんな今回特別委員会の中で審査なり調査していきますけども、それとは別にやはり公務員の資格とかいろんなふうな中で分限審査委員会みたいなのを開いて、またいろいろと執行部は執行部なりの調査をされるかどうかを最後お聞きしてと思いますので、よろしく願いいたします。これは町長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今る小池議員のほうから説明がございましたけども、やはり事の重大さから、このことにつきましては分限委員会のほうに提案してしっかりと審議していただきたいと思っております。そういった中で今後は判断してまいりたい。今後、もうこれ以上出てほしくないとは思っておりますけども、もし出ましたら給食センターの特別委員会で随時報告させてまいりたいと思います。そういった中で、皆さんと一緒に判断しながら、職員は職員で分限委員会でしっかりと精査させていただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

どうもありがとうございました。ぜひとも、やはり粕屋町のさらなる発展のためということもありますし、執行部と議会がコミュニケーションをとってきちっと審議できるような環境をつくっていただきたいと思っておりますので、そういった面ではよろしく願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

（8番 小池弘基君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

残り質問者1名でございますけれども、ここで暫時休憩をいたしたいと思いません。

(休憩 午後2時01分)

(再開 午後2時15分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

13番山脇秀隆議員。

(13番 山脇秀隆君 登壇)

◎13番（山脇秀隆君）

13番山脇秀隆でございます。今回の質問で、議員になりまして、丸15年間たちまして、毎回試験勉強と思って年4回の試験を受けてきました。当然試験でございますので、しっかり勉強をして成長をしてきたつもりであります、まだまだ未熟で勉強不足だということを感じております。今後とも精進をしていきたい、そういう決意を込めて60回目の質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、通告書に従い質問いたします。

今回の質問は、粕屋町の子育て支援についてであります。昨年4月にスタートしました子ども・子育て支援新制度が1年を迎えようとしております。親の就労の有無や住んでる地域の違いにかかわらず、全ての子どもに良質の発達環境をつくり、子育てを地域全体で支援することが求められております。町の子育て支援には、保育事業や学童保育事業、家庭で保育している親子を対象とした地域子育て事業、子育て支援事業などさまざまな支援があります。児童手当も大きな支援の一つであります。このように日の当たるところの支援は際立って目につきますが、陰の部分はなかなか目にすることが少ないようであります。そこで、子どもの貧困問題に目を向け、関連した幾つか質問をしたいと思えます。午前中の川口議員の質問にもこの貧困問題の質問がございましたので、データ等ダブる面がございますが、改めて質問をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

厚生労働省が出した子どもの相対的貧困率は、2012年に16.3%と過去最悪を更新しました。特にひとり親家庭の相対的貧困率は2011年では54.6%で、2人に1人が122万円以下で生活している統計が出ているようであります。この122万円というのは、基本的にいろんな支払い、国民年金とか払った後、このお金で生活を賄ってるといふようなことだといふふうに理解をしております。

まず、現状の把握をしたいと思えます。ひとり親家庭で児童・生徒がいる世帯の生活保護費以下の収入で生活をしている、2012年の調査における全体に占める児

童・生徒がいる世帯の割合は13.3%で、福岡県では19.9%と、都道府県ではワースト4位になっております。そこで、粕屋町ではどれくらいの世帯がいるのか聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

山脇議員の質問について、概略をお答えしたいと思います。

子育て支援についてでございますが、先ほども川口議員のときに答えましたように、近ごろは子ども食堂についてよく情報が流れております。議員質問の子育て支援につきましては、住民福祉の関係から考えていかなければならないと思っております。さらには5月からかすやこども館での事業運営にも関連してくる問題であると思っております。こういった内容から、所管のほうから説明をさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

山脇議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

貧困という形ではなくて、粕屋町のひとり親家庭の現状という形で報告をさせていただきたいと思いますが、児童扶養手当の受給者数につきましては平成24年度末が451世帯、25年度末が458世帯、26年度末は482世帯でございます。内訳は、母子家庭の方が442世帯、父子家庭の方が40世帯ということで、合計は482世帯でございます。ちなみに、最新の状況でございますが、28年2月末でございます、これは511世帯になっております。この傾向は増加しているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

その中で2割が貧困世帯という統計が出てるわけですね。全体に占めるひとり親家庭の中での生活費以下で暮らしている世帯が福岡県では20%。ということは、粕屋町も大方平均というふうな見方をすると、今28年度の方で2月末ですか、報告がありました511世帯の2割、100名、100世帯当たりがやっぱり貧困世帯が、生活122万円以下で生活しているような世帯があるということ事実が分かるというふう

に思います。そうした支援事業、国、県事業があると思いますが、川口議員の中でも支援事業という形でしたが、ひとり親家庭生活向上事業についてどのような事業があるか、それをちょっと教えてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

全てについては把握はいたしておりませんが、住民福祉部のほうで把握しております分でございます、このひとり親家庭の分につきましては福岡県の法定受託事務でありまして、町は各種届け出の受付等のみを行いまして、決定や手当金の支払いは国及び県が行っている事業でございます。なお、平成28年8月より第2子以降の手当金額が増額される予定でございますが、これは第2子が5,000円加算から1万円の加算へと、それから第3子以降が3,000円加算から6,000円加算へと増額予定であるというふうに考えております。今ひとり親に対する受給ということで報告をさせていただきます。

あわせて、この手当の支給対象と同じようにひとり親家庭等の医療費の助成制度も利用できるようになっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

市町村によってこの制度自体が、事業自体がやってる、やってないというのがあるということで、国、県でやることが主であって、町はその事務事業をしてるというお話でありました。私は、ひとり親家庭に向けて、母子家庭であったり父子家庭ですね、子どものいる母子家庭、父子家庭に目を向けて今質問をしてるわけなんですが、このひとり親家庭等生活向上事業はひとり親家庭の親らが生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、地域での生活を総合的に支援することを目的としていますという中で、ひとり親家庭等相談支援事業、生活支援講習会等事業、児童訪問援助事業、ホームフレンド事業といいます、学習支援ボランティア事業、ひとり親家庭情報交換事業などが上がっております。こういった支援が国、県のレベルでなされてるというのが今現状だというふうに思っております。そうした支援は、当然私はこの貧困対策にも大きくつながる事業だというふうに思っております。

日本財団は、子どもの貧困対策をしなかった場合の15歳の一学年で、生涯所得

2.9兆円の経済的損失が出ると全国の都道府県に公表しました。大学に進むか否かで将来稼ぐお金が変わるということでもあります。特に生活保護世帯、ひとり親家庭、児童養護施設で暮らす約18万人に貧困対策の必要性があるとしております。教育の格差が貧困の連鎖を生み出しているということでもあります。高校を中退する理由に、家庭の貧困が大きく影響しているとしております。制服代や学業費など就学援助では補助できない金額も大きな負担になっているようでもあります。市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対しては、国は義務教育の円滑な実施に資することを目的として、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法、学校保健安全法等に基づいて必要な援助を行っております。これが要保護児童・生徒援助費補助金であります。また、準要保護児童・生徒に対しましては、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護に準ずる程度に困窮していると認めるものとしております。これは、川口議員の質問の中にありました、1.3倍の係数をかけて就学援助費と準要保護世帯を決めてるといふようなことだといふふうに感じております。平成25年度、約137万人がいとされております。この準要保護世帯につきまして、粕屋町の現状を聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

お答えいたします。

粕屋町におけます準要保護世帯につきましては、ここ数年大体500名を越すような人数でずっと推移しておりまして、全体の13.1%から14.5%という数字で現在推移をしているところでございます。具体的に申しましたら、平成27年度におきましては今最新の数字ですと、2月の認定者までの数字で言いますと小学校が407人、中学校で232人、合わせまして639人ということで全体の14.2%というふうになっております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

準要保護世帯、要するに就学援助を受ける場合、当然粕屋町としてはどういった形でお知らせしてるか、ちょっと聞きましょうか。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

粕屋町におきましては、新入学時のときにまずご案内を差し上げまして、後は年度が変わって新しい学年が変わるときも全世帯に対してご案内を差し上げているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

639人の準要保護世帯がいて、その中で小学校、中学校と合わせて14.2%の639人がこの就学援助を受けてると、毎年大体それぐらいで移行しているという話ですね。それで、生活保護世帯はその就学援助で補助している補助対象品目というのがあるわけですが、学用品費、体育実技用具費、新入学児童・生徒学用品費と通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費があります。うちの小泉制度改革があったときに、この準要保護世帯の就学援助費の項目、補助対象品目というか準要保護のあれがなくなったわけですが、これ町独自でこの準要保護世帯の就学援助を行うようになったというように記憶していますが、先ほど教育課長の答弁の中でPTA会費とあと生徒会費が新たに粕屋町でも支給されるようになりましてというお話でした。正確にこの準要保護世帯に対しまして就学援助で支給している補助対象品目というのを、もう一回教えてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

お答えいたします。

今年度におきます就学援助の支給品目につきましては、学用品費、新入学児童・生徒学用品費、通学用品費、宿泊を除きます校外活動費、修学旅行費、給食費、医療費というふうなことでございまして。それから、先ほど山脇議員が言われましたように、来年度はこれに加えてクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を予算計上させていただいているところです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

制服が買えないという方も中にはいらっしゃいますし、今粕屋中学校でも制服が

統一されたもの、昔戦時下の貧困世帯の中で、その学生服とセーラー服を着て、要するに子どもたちが公平に同じ服を着ていけるようにという形で進んだものが、今大きく変わろうとしているんですね。同じ制服でも普通のもの、揮発性であったり、汗をすぐ冷やす、そういうものであったり消臭効果があるものだったりというふうには、その種類によって金額が当然変わってきているんですね。普通のは2万円ぐらいで買えるんだけど、いいものはやっぱり4万円ぐらいする。子どもたちもそれがやっぱり分かっている状況なんですね。だから、いい服はいい服で分かるし、いいものはいいって分かるから、例えば女の子なんかは特にそのセーラー服に付けるスカーフなんかはやっぱりいいものは色艶がいいわけですね。すぐ分かるらしいです、いいものかどうか。それをやっぱり親に対しては、お金がないって分かってもそれだけはそれにしておいてちょうだいっていうことがあるって話なんですね。

確かに生活という部分で見れば当然それで我慢するっていうことも一つの考え方なんだろうけど、そうやっていることに対して学校に行きたくないとか不登校になる要因でもあるというふうに言われております。ですから、こういった粕屋町で今、来年度から増やすことがあるってことは非常にいい取り組みだというふうに思っていますし、できれば生活保護世帯と同じようにこの就学援助の補助対象品目をもう少し並行して並べてほしいというのが要望であります。

このように、さまざまな支援事業もありますが、例えばひとり親家庭への支援事業のように周知徹底がなされておらず、利用者が少ないと言われております。母子世帯の福祉関係の公的制度の利用状況項目は、調査ではこれらの制度が当事者に伝わっていないことが分かります。一番利用されているハローワークでさえ50%を辛うじて超え、69.1%であり、市町村自治体窓口では46.9%と、その他のひとり親家庭を対象にした事業の利用は10%を切るものばかりであります。その周知度を見ると、制度を知らなかったとして10%を切っているのはハローワークだけで、他の全てで30%の以上の方が制度を知らなかったと答えております。中には67.8%の方が知らない制度があるということでもあります。母子世帯がこうした制度を十分に利用できるように周知することが求められますが、先ほど自治体の窓口では46.9%の人がこの制度を知らない、制度を使っていないということでもありますので、粕屋町におけるこの制度の周知は窓口においてどのように行われているかを聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

先ほどお答えいたしましたように、新入学時とその学年が変わるときに直接ご案内しているというところと、あとちょっと先ほど漏らしておりましたけれども、町のホームページに就学援助の記述について掲載しております、あとは広報かすやのほうで毎年ご案内を差し上げているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今のは就学援助の話でありまして、私はそのひとり親家庭のこういった事業について、当然母子手帳を配付したりとか、そういう流れの中でこうした支援がありますよと、こういうのを利用されませんかという周知をどのようにしているかをお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

窓口でどういうふうな形で周知をしているか、またご相談を受けているかというのは分かりかねますが、支援を要する各世帯の状況はそれぞれ違っております。しかしながら、やっぱり窓口でこういうふうなことで自分は困っているんだよと言え、やはりそこら辺は福祉の関係であったり住民の関係であったり、子育てに関すれば子ども未来課であったり、また健康の面であれば健康づくり課であったりというふうな、そこら辺横断的に職員が対応いたしまして、そこら辺が適切な支援につながるような形でのご相談の対応をしてるのではなかろうかというふうに思っております。1つずつの家庭の困難さ、違いはあると思いますが、この窓口の職員がどこら辺で困ってあるのか、ご相談に来てあるのか、自分のところの課だけではなくて、その奥深くまで考えた上でよく理解をし、そして町が対応できないものについては適切な機関へと相談をつないでいくというふうな形で対応させていただいてるのではなかろうかというふうに認識をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

母子家庭、ひとり親家庭、父子家庭も含めますよね、あるんですけど、やはりいろんな面でいろんな申請に来たときに申請窓口で分かると思うんですね。やっぱり周知はしっかりしていかないと、今統計で出ているように半分以下の方しか制度を

利用されていないと。あと半分以上の方は制度自体が分からないというようなこともありますので、その辺の徹底はお願いをしたいというふうに思っております。

周知はしたものの、制度につながりにくかったり、制度自体が利用しにくかったりと課題も多いと言われております。2011年の離婚件数は約23万500組で、離婚件数のうち子どもがいて離婚するケースは58%だそうであります。このように、ひとり親家庭が増えるに従って、自己責任で課題を解決するのが当然だと考える親が多くなっているということでもあります。その結果、自分の心身が壊れるぎりぎりまで支援を受けることを避けるひとり親が多数見受けられるとの報告もあります。また、支援する側にも支援すべきでないとする考えが強く、加えて母親が子育てに責任を持つためには3歳までは自分で子育てをし、保育所など社会的な保育機関を使って自立を進めることをよしとしない風潮が支援者側にもあることも問題であるというふうに言っております。ひとり親の実態と将来の暮らしへの理解と共感を、支援者や社会につくり出す必要があると言われております。こうしたひとり親家庭の状況を理解させる啓発活動は町は行っているのか聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

議員が言われますように、啓発活動を行っているかと言われましたら、積極的に行っているというふうには考えておりません。確かにまだまだ世の中自己責任という考え方もあるかもしれませんが、子ども食堂の問題につきましても、どこでも増えてもいいか、じゃあそこに行ってる子どもが逆に区別される、差別されるとかいうふうないろんな問題もはらんでいるのかな。フードバンクで食料を配布するというようなになれば、そこで出しているところに来てある方がどうなんだろうかと、朝ご飯を食べてないところから来られる分について、あるところでは学校の先生たちが手弁当なり、自分たちで出して学習支援なりしたり食事を出したりというところもありますけど、いずれにしましても町としてはそこら辺のところで積極的に周知活動を行っているかと、啓発活動を行っているかということになればまだまだ足りないのかなというふうには思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ここでは支援者、共感者、それは理解できる、そういった事情はよく分かる、そういった支援する側も含めてやっぱりそういうことがみんな我慢してるんだと。だ

から、やっぱり我慢してるんじゃないくて、いいよ、自由に来てっていうような、その社会の啓発、理解者を増やす啓発が大事だというふうに言われてるんですね。だから、窓口だけで周知しただけで、できました、はい、こういう制度あるから使いませんかぐらいじゃだめで、やっぱりそれを徹底させるためには支援する側もそういった勉強しかり、していかなきゃいけない、共感を持てるような教育をしていかなきゃいけないってことを言われてるといふふうに感じておりますので、よろしくをお願いします。

また、一方で制度が利用しにくいといった状況もあるということでもあります。ひとり親の暮らしの基本となるひとり親優先の保育所入所が十分に実現できていない状況があるということでもあります。全国調査では母子家庭の61.7%、父子家庭の67.6%の保育所利用があったとされておりますが、それが希望した時期でなかったり高額な認可外保育所や預かり保育などを利用しているひとり親が増えているということでもあります。このように、制度利用ができては叶わなかったりしている場合があるということでもあります。町の保育所優先入所の状況はどうなってるのか、聞きたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

保育所等にお申し込みをいただきまして、待機の児童が多い状況ではございますけども、優先順位をつけて保育所のほうの入所選考を行っておるところでございます。その選考の過程で、ひとり親等というものについても、より保育に欠ける状況が高い入所の要件に該当するということで点数配分が高くなっているという形で、優先度が高くなるという形では考慮させていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

その辺は大丈夫だなというふうに認識をいたしました。

待機児童対策としての量的整備は粕屋町でも対応していると思いますが、一人一人の個別状況に配慮した支援が求められるところでもあります。制度自体が県の施策が多いことや利用制度が複雑であるため実現することができないままになっている場合もあるとのことでもあります。ひとり親家庭への国の制度が十分に活用されていないことがあるとの報告もあります。粕屋町における制度が国、県等の制度に追いついていないことがあるのか聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

答えられますか。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

このように制度自体が国の移管事務であつたりするために、制度の中身がよく分かってないから、うちにどんな制度があるかというのを掌握できてないというのが今の現状だろうと思うんですね。出てるけど、当然補助事業だと思うんですね。補助事業なんでそれがうまく利用できてないとか、そういうこともあると思いますので、できたら国、県がやってる事業につきましては粕屋町でも取り入れて、当然国、県が進めるわけですから補助対象だと思いますんで、その辺できることをしっかり町のほうでもやっていただきたいというふうに思います。

都道府県での事業を個別のひとり親が求める支援にまで具体化するには、事業を実際の暮らしに生かすことができるように評価、検証する仕組みが重要になります。子どもへの居場所、学習支援を通じて多様な支援が始まっております。親子ともにひとり親家庭を孤立化させない支援のあり方を具体化させる取り組みが必要と考えます。子どもの貧困を減らすためにさまざまな支援が実施され、その効果が示されております。今回上程されている議案第18号、議案第20号もそうした支援の一つと考えます。OECD28カ国のデータで見られる傾向から、保育サービスをGDP比0.1%、5,000億円引き上げることで女性の労働力率が0.12%アップし、児童手当も同じく0.5兆円増やすことで子どもの貧困率が1.4%下がる結果が得られております。このことから、子どもの貧困率を下げる効果があると言われるのは女性の労働力を上げること、そのために保育サービスの向上が求められております。児童手当も大きな効果を上げております。粕屋町にできることは、おのずと子育て支援の充実であることはデータが示しているとおりであります。粕屋町が行う独自の子育て支援策はあるのかを聞きたいと思いますが、川口議員のところでも報告がありましたように、もう一度教えてもらってもいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、所管の係長ぐらいであれば補助事業を一生懸命探しながら答えられると思いますけども、課長レベルであれば若干書いていただければ答えると思いますけども、その辺についてはちょっと難しい問題でございますので。私もどこへ聞きようかなかなか分かりづらいつとこがありますから、もうちょっと通告書がもう少

し分かりやすく出れば回答しやすいと思いますので、その点難しい部分についてはご勘弁願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

基本的には子育て支援が子どもの貧困率を下げる、そして女性の労働力をアップさせる、そして経済をアップさせる、GDPを上げさせるということを言いたい。だから、町長が施政方針でやられてる子育て支援策っていうのは正解なんです。だから、子育て支援にお金ないから使わないという話じゃなくて、子育て支援にはお金はどんどん使っても絶対にそれ以上のものが返ってくるっていうことをテーマに、今子どもの貧困率に焦点を当て、ひとり親家庭に焦点を当てて質問をしておりますので、その辺を踏まえて答弁をしていただければいいので、いいですかね。

子どもの貧困を少しでも軽減しようとする民間団体の動きが新聞等で取り上げられております。一つには子ども食堂の設置があります。これは川口議員等の質問の中にもありましたし、ダブる面もあると思いますが、再度答えていただきたいと思います。自治体が支援しているところもあります。粕屋町でも声を上げる人がいますが、どのようにしてやっていったらよいか分からない、法律的にどうなのか分からないといった声をよく聞きます。他の自治体でも子ども食堂の取り組みが広がりつつあります。子ども食堂を粕屋町でもできないかと思います。町長の施政方針でも、子育て支援の強化を至るところで取り入れております。それが粕屋町の最重点施策であると思います。町長が訴えるように自分たちの手でどうにかする、その取り組みが大事であるかと思います。ぜひ子ども食堂立ち上げの支援を考えていただきたいと思いますが、見解を聞きます。これは町長でいいですね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは先ほどから申しましたように、子ども食堂、今盛んにマスコミ等で取り上げられておりますし、また新聞等にも答えられております。今後の対策につきましては住民福祉の関連でございますから、そこで協議してまいりたいと思います。今進んでおるかどうかわちゅうのは確認しておりませんので、所管のほうから答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

山脇議員が言われるように、町内でもその立ち上げの動きがあるということは大変うれしくは思います。しかしながら、町としてそこら辺に支援ができるのかと言われましたら、今のところまだ全くその対策は打っておりません。北九州市、それからいろんなところで行政として支援をしていくところもあります。それから、NPOに対して支援をしていこうというようなところで、今民間の方々が率先してその立ち上げをされ、そしてそれに何らかの形で行政が支援できないだろうかというふうに模索をしている段階ではなかろうかなというふうには思っております。粕屋町におきましても、そういうふうなお声がありましたら町として何ができるのか、先進事例等々を参考に調査研究をし支援をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今もう現段階で、やってみたいんだけどどうしたらいいかという部分があるんですね。だから、例えば粕屋町のどこに行けばそういう対応してくれるよとか、法律的なこと、そういういろんな課題であるとか、そういうのを教えてあげて、町が推進しろって話じゃないんですね。だから、そういう場がないとやりたくてもやれない。それを受け付けてくれる場所がどっかあって丁寧に教えてくれると、やり方を。こういうことをしてください、ああいうことをしてくださいとかこういう研修を受けてくださいとか、いろいろあると思うんです。それをあらかじめ町が用意をして、そういうことで提供できればいいのかなっていうふうに最初は思っています。その支援につきましては、経済的な支援につきましてはその後の町の取り組みだというふうに思いますので、それはまた別問題だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

この4月1日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が実施されます。全ての人の人権確保に向けて、障害に焦点を当てた社会の障害除去の取り組みであります。目的に掲げられているのは、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現であります。障害者差別解消法には3つの大きな柱があります。1つには行政機関や民間事

業者の不当な差別的取り扱いの禁止、2点目に行政機関や民間事業者による合理的配慮が求められること、3点目に政府は差別解消を図るための啓発活動と情報の収集をしなければならないとしております。

障害児支援に目を向けて考えてみたいと思います。障害児支援の基本は、子どもたちに当たり前の生活を保障することにあります。地域の身近なところで一般児童とともに生活を営み、専門的な療育を受けなければならないということであり、学校の教育現場では、知的であったり情緒に発達が遅れがあったりした場合は、それに対応するための特別支援教室の設置や臨床心理士などの資格を持つ専門員の巡回であったりしますが、粕屋町の発達障害の現状と今後の動向を聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

古賀学校教育課長。

◎学校教育課長（古賀博文君）

お答えいたします。

発達障害につきましては、脳機能の発達が関係する生まれつきの障害であり、コミュニケーションや対人関係をつくるのが苦手であったりということが言われております。自閉症や高機能自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害と呼ばれるもの、ADHDと言われる注意欠陥多動性障害、LDと言われる学習障害などがあり、それぞれの障害によりましてどんな能力に障害があるか、どの程度なのかは人によってさまざまでございます。

町内の小学校の発達障害児の現状といたしましては、小学校4校で現在合計152名の児童が特別支援学級に在籍をしております、うち50人が発達障害により何らかの支援が必要な児童でございます。本町の場合、特別支援学級の中の情緒支援学級というふうに呼んでおります。本町の場合、人口減少社会の時代にありまして町民全体の人口も、また児童・生徒の人口も増えておりますので、支援を要する子どもの数も増えている傾向にあります。これは福岡都市圏いずれも同じような傾向のようでございます。ちなみにここ最近の推移を申しますと、平成24年度が情緒のその特別支援学級に在籍している児童が、小学校での児童が21名、25年度が27名、26年度が36名、そして27年度が今言いました50名ということで、これ全児童に対します割合といたしましては24年度が0.73%、25年度が0.92%、26年度が1.17%、27年度が1.57%ということで少しずつ増えているような状況でございます。

現在学校教育の現場では、昨年7月に成立をいたしました改正障害者基本法でインクルーシブ教育に取り組んでいるところでございます。インクルーシブ教育と

は、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な教育のことでございまして、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶことは共生社会の形成に向けて望ましいとされております。具体的には、1点目としまして基礎的環境整備として、1、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導、2、施設整備の整備、3、専門性のある教員、支援員等の人員配置、4、個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導等がございまして、2点目といたしまして、合理的配慮というものがございまして。障害のある子どもがほかの子どもと平等に教育を受ける権利を共有、行使することを確保するために学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更、調整を行うことであり、障害のある子どもに対しその状況に応じまして学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対しまして体制面、財政面におきまして均衡を失した、または過度の負担を課さないとされております。基本的には、1、学習上または生活上の困難を改善克服するための配慮、2、専門性のある指導体制の整備、3、校内環境のバリアフリー化等がございまして。

このような中、障害者差別解消法が本年4月1日に施行される予定でございまして。この法律は、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指しております。この中で合理的配慮をしないといけないというふうになっております。

このようなことから、いずれにしても早い段階から周囲の理解が得られ、能力を伸ばすための療育等の必要な支援や環境の整備等が大切だと考えますので、学校教育課のみならず関係機関や関係部署と総合的に取り組む必要があると思われま

す。

長くなりましたが、答弁を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ありがとうございます。合理的配慮について詳しく今答弁していただきました。その合理的配慮っていうのが、多分聞いてる方は初めて聞く言葉だろう、専門用語なんで分からないと思いますので、この合理的配慮について具体的に例を出してどういったものか説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

大塚教育長。

◎教育長（大塚 豊君）

今課長が述べましたように、障害のある子どもも障害のない子どももともに学習していこうと。将来的には社会生活を目指しているわけですが、例えば同じその普通学級の中で目がちょっと不自由な子どもがおったら合理的配慮で眼鏡を学校が用意するんですよ。それを合理的配慮といいます。そしたら、その子どもは黒板が見えるようになります。耳が少し遠い子どもがおったら、補聴器を学校が用意するんですよ。学校が用意するかどうか分かりませんが、そういうのを町が補助するか、そういう環境をつくっていくことが合理的配慮と現場で呼んでおります。よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

合理的配慮っていうのは、基本的には常識的対応というふうに認められるというふうに言われております。ただ、今教育長が言われたのはあくまでも先生、一般から見る合理的配慮の説明でしたよね。基本的に、じゃあしてあげると、片方から合理的配慮してるよっていうことじゃなくて、これはやっぱり受ける側、合理的配慮を受ける側も、こっちが一方的に考えてそれでいいだろうという考えじゃないんですよ。あくまでも、その当事者にとってそれが本当にそれでいいのかどうかをちゃんと聞きなさいという話なんですね。これが合理的配慮の本当の提供なんです。だから、一方的に目が不自由だから眼鏡用意しましたじゃなくて、眼鏡を用意しましたけどあなたはこれでいいですかっていうところまで求められるという話でございますので、よろしくをお願いします。

そういった中で、今こども館をつくって5月14日に開所式を行いますというようにお話がこの議会中ありましたけれども、今設置条例が議案として出てまして、規則もその中で出てます。そうした中で、今言われるような合理的配慮、障害者に対しての合理的配慮、当然障害児も来ていいわけでしょう。だから、来ていいその合理的配慮、その当事者、子どもである場合は保護者なんですね。その関係で、その辺の話し合いでこの条例というのはつくられたのかどうかをちょっと確認したいです。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

こども館は当然議員のおっしゃるとおり障害をお持ちの方、これは保護者もいら

っしゃいますし、お子様自身がお持ちの場合もあるかなというふうに考えております。利用していただくことは当然可能ですし、積極的に受け入れもしてまいりたいと思っております。そのことについて条例または規則の中に障害をお持ちの方、あるいは支援を要する方という形で特化して条文を設けてるところはございません。この部分は運用を、実際の館の運営の中で行っていくものかなと思っておりますので、今やっております実際具体化しておりますこととしましては、施設の中に多目的トイレ、これは1階、2階、それから小さい子どもさんの使われる支援ルームの中にもございますけども、多目的トイレを設置をしたり、あるいはオストメイトトイレですね、こういったもの設置をするといった形で施設のバリアフリー化に努めておるところでございます。残りは実際開館をしましてからのソフト面ということになるかと思えますけれども、例えばこれはよその、ちょっと視察に行かせていただいたところで非常にいいなと思う取り組みがございましたので、ぜひできたらなというふうに考えておりました今から交渉としていくところでございますけども、障害のある子どもさん、お持ちの方、あるいはもうある程度大きくなったOBではないですけども障害のお子さんを育てられた経験をお持ちの方、そういった方が集まっていたいろいろな情報交換をしていただくような情報交換会のようなものですか、あるいは実際に専門家を招いて講演会をしていただくようなことというのも考えております。また、職員の中に保健師も雇うように今考えておりますので、専門知識を持ったところから保育士なんかで足りないところの補助をしていただいて、障害児さんあるいは障害をお持ちの保護者の方、そういった方に対応していければなというふうに考えておるところです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

よろしく願いいたしたいと思えます。

合理的配慮を提供する側には、自分たちのルールが障害者に不当なルールになっているかもしれないと考える柔軟な発想が求められます。同時に、合理的配慮を求める側にも問題解決のためのパートナーとしての心構えが必要だと指摘しております。双方の建設的な姿勢に基づく対話が、合理的配慮形成の核心部分に求められます。合理的配慮のスムーズな提供という共通の目的に向けて、両者とも当事者なのだと自覚しなければなりません。

ということで、今回申し訳なかったというか、自分自身も勉強しててこんなに深

くて広い問題なのかということで、多分、ちょっと私も選択に失敗したという思いがあって、もうやり始めた以上やらないかんというような気持ちで60回目を迎えましたけど、今回はちょっと自分自身でもいかなと反省をしておる次第であります。本当に分かりにくかった質問で申し訳なかったというふうにちょっと後悔をしております。ご容赦いただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

1年に4回、来年残り1年間となりましたが、その1年間も4回やりたいと決意をして、この16年間64回やり遂げて終わりたいと思いますので、皆さんまだ4回よろしく願います。

以上をもちまして今日最後になりました。最後まで本当にありがとうございました。以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(13番 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

これにて2日間にわたりました一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後3時05分)

平成28年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

# (本 会 議)

平成28年3月17日(木)

平成28年第1回粕屋町議会定例会会議録(第4号)

平成28年3月17日(木)

午後2時00分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

- 第1. 会期日程の追加
- 第2. 議案の上程
- 第3. 議案に対する質疑
- 第4. 議案の委員会付託

## 2. 出席議員(14名)

1番 安藤和寿

9番 田川正治

2番 中野敏郎

10番 長義晴

4番 川口 晃  
5番 安河内 勇 臣  
6番 太田 健 策  
7番 福永 善 之  
8番 小池 弘 基

11番 久我 純 治  
12番 本 田 芳 枝  
13番 山 脇 秀 隆  
15番 伊 藤 正  
16番 進 藤 啓 一

3. 欠席議員（2名）

3番 木村 優子

14番 八尋 源治

4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進

ミキシング 高榎 元

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 辰 美  
教 育 長 大 塚 豊  
住民福祉部長 安 川 喜代昭  
教育委員会次長 石 山 裕  
経営政策課長 山 本 浩  
税 務 課 長 関 博 夫  
社会教育課長 新 宅 信 久  
健康づくり課長 中 小 原 浩 臣  
総合窓口課長 藤 川 真 美  
地域振興課長 安 松 茂 久  
会 計 課 長 伴 栄 子  
上下水道課長 松 本 義 隆

副 町 長 吉 武 信 一  
総 務 部 長 安河内 強 士  
都市政策部長 因 光 臣  
総 務 課 長 石 川 和 久  
協働のまちづくり課長 杉 野 公 彦  
収 納 課 長 今 泉 真 次  
学校教育課長 古 賀 博 文  
給食センター所長 神 近 秀 敏  
介護福祉課長 八 尋 哲 男  
子ども未来課長 堺 哲 弘  
都市計画課長 山 野 勝 寛

(開議 午後2時00分)

◎議長（進藤啓一君）

皆さん、毎日のこと登庁お疲れさんです。

本日は、3番木村優子議員から体調不良のためとのことで欠席届が出されております。なお、14番八尋源治議員につきましては、先日の予算特別委員会でしたか、今会期中の欠席が出されていることは既に申ししておりますので、つけ加えて報告しておきます。

ただいまの出席議員数は14名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議長（進藤啓一君）

本日、議案が1件提出されました。これを日程に追加いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、議案を日程に追加することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出された議案は1件であります。提案理由の説明を求めます。

因町長。

(町長 因 辰美君 登壇)

◎町長（因 辰美君）

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第36号は粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。同条例第5条におきまして、職員の職務はその複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表に定める級別に分類するものとする定められております。今般、職員の職を一定の基準によって分類整理し、職務の内容と責任を再検討し、級別職務分類表に規定されております議会事務局長の職を7級から6級に変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。何とぞご審議賜りますようお願いいたします。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9 番田川議員。

◎9 番（田川正治君）

今提案されました議案についてですけど、当初議会事務局の部長に当たる職種をということになったときに、議会がかかわっていくこの町のあらゆる部署との関係で大事な役割を持つ議会事務局長の責任において部長に同じようにしていくことが望ましいということで提案されて決まったんですよね。その後、いろいろ部長制についてとか検討すべきことはあるということも議会の中では何度か出てきております。にもかかわらず、一番初めの趣旨が活かされるようにということで残してやっ  
ていこうということで経過してきたと思うんですね。それが突如こういう形で出されたことについて、今の町長の説明ではちょっと理解しにくいんですね。何でかと、全体の職員の構成の中でとか経費の問題とか、いろいろなことが加味された中で部長制全部を見直していこうということにつながっていくというものがやっとなるのかということとか、私はそうすべきじゃないと思うんですけど、そういうことも含めて全体をやっぱり審議する場がないままこの議案で提案されるということについては再検討すべきじゃないかということもあります。ですから、質問とあわせてその経過について説明を求めたいと思いますが、町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今の田川議員の質問に答えます。

今おっしゃることは十分理解いたしております。そういった中で、今議会によりまして議案を提案して審議していただくものでございます。ですから、この審議につきましてはただ勝手にこちらのほうが決めるのではなく、やはり議案として提案して、それから議会のほうで審議していただいて決定するものでございますので、その分につきましては議会のほうで審議していただきたい。そして、その中で最終的には採決していただければ構いません。どうぞよろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

4 番川口議員。

◎4 番（川口 晃君）

私は組合運動をやってきましたんです。そういう経過からちょっとお聞きしたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員、内容はですね。

◎4番（川口 晃君）

簡単にね。等級別定数っていう、これは組合との関係で調整か何か、話し合いか何かありましたか。そのことです。

◎議長（進藤啓一君）

石川総務課長。

◎総務課長（石川和久君）

組合とのほうは、役員のほうとこういった形で提案するということでご説明差し上げております。

◎議長（進藤啓一君）

4番川口議員。

◎4番（川口 晃君）

この件に関しては組合に説明したというだけですか。同意は得てない。

◎議長（進藤啓一君）

石川総務課長。

◎総務課長（石川和久君）

組合のほうから同意には至っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

9番田川議員。

◎9番（田川正治君）

非常に懸念される点が、私この問題についてはらんどると思うんですね。先ほど言いましたように執行部全体、部長クラスを含めたこの人事の問題を取り扱う関係の人たちとの話が積み上げられてこの結果になったのか、町長が提案してそれを、そしたら受け入れてやらないかなという形の今回の提案になったのか、そのことについて質問。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

そういった人事につきましては独断ではやっておりませんので、みんなで総体的

に今度の4月1日に向けて、どの方向性で一番強い行政になるかということを考えながらみんなで選定をいたしました。この議会事務局についてはこういった等級が変わりますので、その分については議会に議案として提案して審議していただくという方向に決まりました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかにございませんか。ありませんね。

（「声なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案につきましては、付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の本会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時10分）

平成28年第1回（3月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

# 平成28年3月28日（月）

## 平成28年第1回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成28年3月28日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 委員長報告
- 第2. 委員長報告に対する質疑
- 第3. 討論
- 第4. 採決

### 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 大石 進                      ミキシング 高 榎 元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町 長 因 辰 美                      副 町 長 吉 武 信 一

教 育 長	大 塚 豊	総 務 部 長	安河内 強 士
住民福祉部長	安 川 喜代昭	都市政策部長	因 光 臣
教育委員会次長	石 山 裕	総 務 課 長	石 川 和 久
経営政策課長	山 本 浩	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	収 納 課 長	今 泉 真 次
社会教育課長	新 宅 信 久	学校教育課長	古 賀 博 文
健康づくり課長	中小原 浩 臣	給食センター所長	神 近 秀 敏
総合窓口課長	藤 川 真 美	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課長	安 松 茂 久	子ども未来課長	堺 哲 弘
会 計 課 長	伴 栄 子	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

議案第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

改めまして、皆さまおはようございます。

それでは、平成28年第1回粕屋町定例議会におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案等について、審議の経過と結果についてご報告いたします。

総務部税務課所管であります議案第6号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本議案は、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が12月25日に発令されたため、先に法律で定められました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する、個人番号が減免する場合においてその必要がなくなり、適切に運用を図るため、粕屋町税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により同年12月28日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求められたものであります。

この改正の主なものは、町民税の減免第51条第2項第1号を納税義務者の氏名及び住所氏名または居どころ（法人にあっては名称、事務所または所在地及び法人番号）とし、特別土地保有税の減免、第139条の3第2項第1号を、納税義務者の住所、氏名または名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下、この号において同じ）（法人番号を有しないものにあつては住所及び氏名または名称）に改正するものであります。この条例は平成28年1月1日から施行されました。

当委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより議案第6号の討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。  
4番川口議員。

◎4番（川口 晃君）

反対の立場で討論を行います。

1月から始まったマイナンバー、社会保障・税番号制度はトラブルが相次いでいます。個人番号が書かれた通知カードの紛失、または番号の流出、ひどいのは年末調整に必要なだからと提出された家族の通知カードを勤め先の会社が紛失するという例もあります。私はここに3月21日付の全国商工新聞の記事を持っていますが、新潟信用金庫は18年からの預金口座への個人番号の適用についてはまだ何も指示がない。口座と個人番号をひもづけする意図が分からないと回答しています。融資には番号は求められないそうです。年金にもマイナンバーは使われていません。むしろ、使わないようにしています。韓国やアメリカなどでも成り済ましや番号が盗まれての被害が多発し、取り止めるなどの措置をしています。この6号議案は、一度番号を通知しておけば2回目からは通知をする必要はないと、そのための条例の改正ですが、普通の人是一年に何度利用するのでしょうか。1度か2度利用すればいいほうでしょう。そのために多額の費用を費やしてマイナンバー制度をつくるのか。全く金を無駄に使うようなものです。

以上の理由により、議案第6号に反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第7号粕屋町教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第7号は粕屋町教育委員会教育長の任命同意についてであります。

付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をいたします。

現在、粕屋町教育委員会教育長の大塚豊氏より、本年3月31日付で辞職の申し出がありましたので、後任といたしまして西村久朝氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求められたものであります。

西村氏の経歴は、議案書に載せていただいておりますが、識見、人格ともすぐれた方です。今回教育委員会の制度改革により、教育長と教育委員長を一本化した新教育長として任命するものであります。

任期につきましては平成28年4月1日付より3年間となります。委員会におきましては、現職の校長先生であることから後任の人事に支障がないことを確認いたしました。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって同意すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第7号は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、申し合わせ事項により、新しく教育長に選任されました西村久朝氏にご挨拶をお願いいたしたいと思えます。

西村氏の入場を求めます。

ただ今新しく教育長に選任されました西村久朝氏であります。ご挨拶をお願いいたします。

◎教育長（西村久朝君）

ただいまご承認をいただきました西村久朝でございます。私は、中学校教員を三十数年現場でしか経験ございません。教育行政は初めてではございますが、これまでの教育委員会井上委員長様、また大塚前教育長様の後を引き継ぎながら精いっぱい務めさせていただきますので、皆さま方今後ともよろしくご指導、ご助言のほうお願い申し上げます。本当に本日はありがとうございます。失礼しました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第8号粕屋町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第8号は粕屋町教育委員会委員の任命同意についてであります。

付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたし

ます。

現在の粕屋町教育委員会委員長の井上和弘氏より、本年3月31日付で辞職の申し出がございましたので、後任の教育委員として原田安紀氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求められたものであります。

原田氏の経歴につきましては、議案のとおりですが、小学校校長を退職後は粕屋町の教育相談員として携わられており、粕屋町の教育にも精通され、識見、人格ともすぐれた方です。なお、任期は井上氏の残任期間となり、平成29年6月23日までであります。

また、新教育委員会制度によりまして教育長と教育委員長が一本化されることから、原田氏につきましては教育委員として任命するものであります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって同意すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、申し合わせ事項により、新しく教育委員に選任されました原田安紀氏にご挨拶をお願いいたしたいと思っております。

原田氏の入場を求めます。

ただいま新しく教育委員に選任されました原田安紀氏であります。ご挨拶をお願いいたします。

◎教育委員（原田安紀君）

こんにちは。ただいまご紹介いただきました原田安紀でございます。また、ご同意いただきましてありがとうございます。微力ではございますが、粕屋町の教育の充実、発展に向けて努力してまいります。今後ともよろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

議案第9号粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

本件に関し委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第9号粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてであります。

付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

現在、委員を務めていただいております向野昌邦氏の任期が本年4月28日をもって満了することに伴い、同氏の4期目の選任について議会の同意を求められたものであります。

経歴につきましては議案書のとおりであります。同氏は長年不動産鑑定士として土地家屋の評価に携わってこられた専門家であり、本委員に最適であり、識見、人格とも優れた方であります。任期につきましては3年間であります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって同意すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第10号粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件につきましては地方自治法第127条の規定を準用し、吉武副町長の退場を求めます。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第10号粕屋町職員懲戒分限審査委員会委員の任命同意についてであります。

付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

刑事事件及び不祥事等を起こした職員に対し懲戒処分または分限処分を行う場合において、公正、適正を期するため平成17年9月から職員懲戒分限審査委員会を設置しております。地方自治法施行規則及び粕屋町職員懲戒分限審査委員会設置規定に基づき、同委員会は識見を有する者2名、副町長、教育長及び総務部長の5名の委員で構成されます。なお、委員会は町長の諮問で開催されます。

今回、同委員会委員でありました前副町長箱田彰氏の辞職に伴い、欠員になっておりました同委員会委員に現副町長であります吉武信一氏を任命したく、議会の同意を求められたものであります。

当委員会で慎重に審議した結果、全員の賛成をもって同意すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第10号は原案のとおり同意することに決定されました。

除斥をしておりました吉武副町長の入場を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

議案第11号粕屋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第14号粕屋町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号粕屋町職員の退職管理に関する条例の制定について、以上5件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第11号から議案第15号までの5件につきましては一括して報告させていただきます。

まず初めに、議案第11号粕屋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日より施行されることに伴い、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表について人事評価及び退職管理が追加され、勤務成績の評定が削除されるので、これに基づき所要の整備を行うため条例の一部を改正するものであります。あわせて新行政不服審査法の施行に伴い、不服申し立ての手續において公平委員会の報告事項である異議申し立てが廃止され、審査請求に一元化されたことから、関係する規定についても改正を行うものであります。

当委員会で慎重に審議した結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

続きまして、議案第12号粕屋町職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条

例についてであります。

学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が平成28年4月1日から新たな学校の種類として規定されることから、養育のため早出遅出勤務を請求する際の子の就学要件として新たにこれを追加するものであります。早出遅出勤務とは、1日の勤務時間を変えずに使用時間の繰り上げや繰り下げを行うことであります。あわせて地方公務員法の改正により生ずる条項ずれに対応するため、所要の整備を行うものであります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第13号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。

50年ぶりに国の行政不服審査方法が改正され、関係条例の整備を行うものであります。法律の内容は、不服申し立ての種類が異議申し立て、審査請求等が原則として審査請求に一元化され、審理手続を行う審理委員制度が導入されました。また、審査請求期間が60日から3カ月に延長されました。そして、弁明書、反論書及び意見書をそれぞれ審理関係人に送付するとともに、審査請求人等は審理委員へ提出された全ての書類の閲覧や写しの交付が可能になりました。公共団体の長が行う審査請求の採決の客観性や公平性を高めるための第三者機関への諮問が設けられました。

以上のことから、粕屋町の行政不服審査方法が関係する粕屋町の条例の整備を行うものであります。なお、粕屋町においては情報公開審査会や個人情報保護審査会など既存の審査会があることから、今回新たに第三者機関を設けず、個人情報保護審査会が第三者機関としてその業務を行うということであります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第14号粕屋町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、共済年金が厚生年金に統一されたので、関係する規定につきまして所要の改正を行うものであります。内容は、法律の施行日である平成27年10月1日に遡及し、附則第5条の第1項の表中にある共済の名称がついた文言を削除し、経過措置を附則に追加するものであります。また、あわせて地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、平成28年4月1日以降に、同一の事由により、公務災害補

償法による給付とあわせて厚生年金保険法による給付がある場合において、公務災害補償の額に乗ずる調整率を変更するものであります。併給される場合の補償額が0.02ポイントほど上がることとなります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

最後に、議案第15号粕屋町職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日から施行されます。同法による改正後の地方公務員法では、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられ、第38条の2第8項及び第38条の6第2項に規定する事項について、それぞれの地方公共団体が必要と認める場合は条例により定めることができることから、退職管理の適正の確保に照らし、規定された働きかけ規則及び再就職情報の届け出の義務づけについて退職管理の円滑な実施を図るための新たな条例を制定するものであります。

条例の内容は、課長級6級の職員であった再就職者が、離職前5年より前に課長級の職についていたときの職務に関する現職員への働きかけを禁止するものであります。規制期間は離職後2年間となっております。また、再就職情報の届け出については、平成26年4月1日以降に退職した当該職員については離職後2年間は再就職先、業務内容、地位などの届け出が必要となります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しましたことをご報告して、以上、終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第11号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第16号粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任委員会委員長。

（建設常任委員長 長 義晴君 登壇）

◎建設常任委員長（長 義晴君）

都市政策部上下水道課所管であります議案第16号「粕屋町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の一部を改正する条例について、付託を受けました建設常任委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

本議案は、水道法第10条に基づき、水道事業は給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、または水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするときは厚生労働大臣の事業認可を変更する必要がある、これに先立ち同条例第3条の改正を行うものです。

粕屋町の平成28年2月末現在の人口は4万5,760人であり、今回の改正は「第5次粕屋町総合計画」で示されている平成37年度人口に基づき給水人口を5万1,060人に改め、また前回までの認可申請時に1人1日平均使用水量の226リットルを原単位として設定し、1日最大給水量を1万5,700立方メートルと定めておりましたが、近年の節水機器の発達や節水意識の向上により横ばいか若干の減少傾向にあるため、平成37年度の1人1日平均使用量を196リットルに設定し、給水量を1日最大1万4,830立方メートルに改めるものであります。なお、原単位を226リットルのままとした場合は1日最大給水量が増えるため施設の拡張が必要となるなど、将来的には過大な施設となる可能性もあることから、原単位を226リットルから196リットルに減じて1日最大給水量を定めるものです。

建設常任委員会において慎重に審議いたしました結果、全員の賛成でもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことをご報告します。

（建設常任委員長 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第16号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第17号粕屋町鶴寿祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任委員長（久我純治君）

議案第17号粕屋町鶴寿祝金条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議と経過と結果について報告いたします。

今回の改正は、高齢者人口の増加や糟屋地区の状況などを検討の結果、満100歳に支給しております鶴寿祝い金10万円から5万円とするものです。当委員会で鶴寿対象者の人数や町の財政に与える影響、さらには鶴寿という一つの節目を町全体でお祝いする意図を慎重に審議しました結果、賛成少数をもって原案を否決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

この鶴寿祝い金のことですが、実際今問題になってるのはその鶴寿祝い金を減額するという内容ですが、私は予算特別委員会の中でその他の元気な高齢者の予算についても報告があると思っておりましたら、そこで報告がなかったんですね。それで、質疑として質問いたしますが、鶴寿祝い金とそれから敬老会補助金、それから敬老祝い金支給規定などがございしますが、確かに鶴寿では該当者が今12人か13人、ちょっとはつきりしないんですけどそういう数になって今増えています、ほかの数も増えていると思うんですね。それで、私が質問したいのは、敬老会補助金が昨年から今年、従来どおりでありますと幾ら増えるのか、それから敬老祝い金が昨年から今年幾ら増えるのか、その数字をちょっと報告願いたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

久我委員長、分かりますか。

久我委員長。

◎厚生常任委員長（久我純治君）

よかったら担当部署で答えてほしいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

もし分かれば、まず委員長に対する質疑ですから。数字が分からんということなら担当課が答えますが。

◎厚生常任委員長（久我純治君）

ちょっと今手元にありませんので、数字は分かりませんので、よろしく願います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今の本田議員の質問に対しては重々わかりますけども、今回の議案の提案については鶴寿祝い金のみでございしますので、それについて答えたいと思います。

この鶴寿祝い金につきましては、以前から委員会でも議論しておりましたけども、やはりこれは税金から支払われますので、この金額が高過ぎるところもあります。ありますというか、前は20万円でした。そういった中で、もらい過ぎてから逆にその対象者の方がお返しを考えられないかんというようなこともあっておりましたので、そういった中で5万円ぐらいだったら、税のほうからも考えたりお返しということも考えたりしたら、やはりそういったお返しなど考えずにちょうど

ありがたくもらえる金額ではないかなと私は思っておりました。これはもう以前からですね。ですから、今回10万円というものは金額でなものではないんです。もらった方が、町からもきちんとをお祝い金をいただくというような中で金額を決めております。人数については、担当のほうから答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

お答えします。28年度の予定につきましては、祝い金の人数が850名、それから敬老会の補助としましては5,800名、それから鶴寿については13名ということで予定をしておるところです。祝い金につきましては1人当たり1万円、敬老会につきましては1人2,000円ということで予定をしております。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

幾ら増額するのかを知りたいんです、昨年から今年にかけて。

◎議長（進藤啓一君）

増額とおっしゃったが、何の増額。

◎12番（本田芳枝君）

質疑でこれが聞けるかどうか私も分からなかったのが今聞いているわけですが、元気高齢者支援事業という一つの事業があるんですね。その中で鶴寿祝い金があるんですけども、その元気高齢者全体の事業の伸びが結構あるんですね。その伸びを考えて予算を考えておられて、もちろんその前にこの鶴寿祝い金をどういうふうに考えてどうするかというのがあると思うんですけど、私はその全体のことも考える必要があるのではないかと思って、それで昨年からことしにかけて、その2点について人数ではなくてどれだけ金額が増えるのかというのを質疑としてお尋ねしたい。本当は予算特別委員会の中でそういう説明をしてほしかったんですけど、そこまではされなかったのが、この場で質問をしているわけです。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

直接の議案とは関係ないと思われましても、担当の部署のほうでお答えになってください。

今この資料がないようですが、後から結構ですか。

どうぞ、八尋課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

敬老会につきましては80万円の伸びになると思います。祝い金につきましては、すみません、ちょっと資料がございませんので、また報告させていただきたいと思っています。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第17号の討論に入ります。

まず、原案、つまり町のほうから出された議案ですね、これに反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

12番本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

賛成するために先ほどの金額をお尋ねいたしました。私の手元に数字と金額がありますが、それが間違っている可能性がありますので、一応それをお断りして申し上げます。

敬老会の補助金が先ほど80万円と言われましたけど、私の試算では465名人数分増えて93万円増えます。それから、敬老祝い金支給は103人増えて103万円増えます。合わせて196万円、現状のままで自然増で町は負担することになるんですね。それプラスの温泉利用権、これは120万円です。去年は平成26年度の3月補正、これは国の緊急対策ですけれども、それで地域消費喚起・生活支援型交付金という形で補助金を丸々いただいているので予算の中にも入っていないんですね。それで、昨年と同じようにすると、私の試算では316万円この元気高齢者の支援が増えるんですよ。それと鶴寿祝い金のこと両方考えると、鶴寿祝い金は100歳の方にお祝いとして10万円お祝い金を差し上げる。でも、それ以外に1万円敬老祝い金がつくんですね。だから、11万円現状ではお祝い金として差し上げるという流れになっていますが、100歳の方にそうやってお祝い金を差し上げて、先ほど町長が言われたようにそのお返しも考えないといけないような負担のある金額をお渡しするよりも、やや

それを控えて、これからますます高齢化に向かって元気に活躍していただきたい方たちのために支援をする、そういう方向で物事を考えていくのに、そのきっかけとしてこの鶴寿祝い金を減額するというそういう流れで、私は町の方向性としてはそれは正しいと思っております。

それで、ここに人口ピラミッドがあるんですけども、24年にも大きな改正があったんですね。そのときは鶴寿祝い金は20万円から10万円になりました。それと敬老お祝い金ですか、これが70歳の方も、古希の方も対象だったんですけど、24年に改正して、25年度からもう70歳の方はいいだろうと、高齢者のお祝いなんですけど。それで、そのときに380万円ほど減額できたんですね。そういう流れがずっと私はあると思っております。今後、私は今68ですけど、私が70になり77になりっていう時代には、とてもお祝い金をいただけるような時代にはならないのではないかと私は案じております。それよりも今私たちが健康に活躍できるように、そのために自分に投資する、あるいは町もそれを応援してくれる、そういう体制に方向を少し変えたほうが良いということで、私は町当局が提案した鶴寿祝い金を減額するということに賛成をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

9番田川議員。

◎9番（田川正治君）

厚生常任委員会で審議をした関係もありまして、私はそのときに反対をいたしましたので。

今まで継続してこの鶴寿祝い金を出してきたことの意義というのは、非常に大事なことだったと思います。それは、高齢者が増えていく中で100歳の人たちが本当に家族、また町民の人たちから祝われる、そういう時代のつくり方というのは非常に大事なことだというふうに思っているからであります。当初、高齢者の少ない状況の中から100歳というのは非常に突出した長生きというようなことだったと思いますが、今でも100歳というのは一つの区切りですね。やっぱり100歳まで生きるということの人生の中で培ってきた、そういうものが家族とか町内の人たちから祝われるということが出てきているというふうに思うんですね。そういう点ではこの10万円を5万円に引き下げることについてですけど、100歳以上のお年寄りが27年には4人だったんですね、実績が。それが今後28年12人、31年が13人という見込みだということなんですけど、これは必ずしも対象者の人たちが100歳に行き着

くということにもならないこともありますし、そういう点ではこの10万円を13人の人にお渡ししたとしても130万円という金額ですね。今の金額からいえば、130万円やからその半分が引き下げられるということになるわけですが、私は粕屋町報など見て、広報など見て、町長が100歳のお年寄りのところに行って、そしてこの鶴寿祝い金を渡すというのが載っているのを見て、本当に喜ばしいということをもみんなも感じておるし私たちもそういうふうにしておるところであります。そういう点では、100歳になるお祝いとしてぜひ予算の中から捻出してでも今まで引き継いできたものをやはり尊重するというか、お年寄りを敬うという立場からも行っていく必要があるというふうに考えますので、原案に対しては反対です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、町から上程された議案、つまり原案について採決いたします。

議案第17号は原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成少数であります。よって、議案第17号は否決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第18号粕屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号粕屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任委員長（久我純治君）

議案第18号、議案第19号、議案第20号を一括して報告させていただきます。

議案第18号粕屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

少子化対策の重要な柱として、平成28年10月から医療費助成を小学6年生まで拡大する福岡県の方針に従って、当町におきましても助成拡大を行うための改正を行うものものです。

粕屋町では平成25年4月より小学生入院につきましても県の助成内容に加えて所得制限を撤廃し、自己負担額を1日500円、月10日上限を実施しておりますが、今回これに福岡県の改正分と同様に小学生の通院について自己負担額月1,200円を上限とし、入院を1日500円、月7日を上限と拡大するものです。また、3歳児以上小学生就学前の医療機関ごとの通院の月自己負担額を600円から800円に引き上げを行うものです。その上で、町独自の事業といたしまして中学生の入院について1日500円、月7日までを上限として拡大するものです。実施時期は県と同じく平成28年10月です。また、題名を粕屋町子ども医療費の支給に関する条例と変更することに伴い、粕屋町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例も課題を引用しているため、あわせて改正するものです。

委員会では、公費医療費制度を糟屋地区でまとめることにこだわることなく、もっと粕屋町独自の方向性を打ち出していきたい等の活発的な意見も出ております。

厚生常任委員会で慎重審議しました結果、賛成多数をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

次に、議案第19号粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

この条例は、平成28年10月より粕屋町乳幼児・子ども医療費の支給制度の助成拡大に伴い、粕屋町重度障害者医療費の支給に関する条例についても所要の改正を行うものです。改正の主な内容としましては、1点目は現行制度では3歳以上就学前

まで乳幼児医療費を適用することとしていましたが、改正後は3歳から重度障害者医療費、また子ども医療のどちらかを利用するかを利用者が選択できるようにすることです。2点目は、3歳以上15歳になる年まで入院の医療費の自己負担額の上限について1日500円、月10日までであったものを、子ども医療費制度の改正にあわせて1日500円で月7日までを自己負担の上限とするものです。また、県の助成制度は12歳までですが、子ども医療制度と同様、町独自助成としまして中学3年生まで1日500円、月7日までの自己負担の上限とし、対象を拡大するものです。

厚生常任委員会で慎重に審議しました結果、全員賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

次に、議案第20号粕屋町ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果につきまして報告します。

この条例は、福岡県のひとり親家庭医療費支給事業費県補助交付基準の助成対象要件が平成28年10月より改正予定であり、本条例につきましてもこれに準じて改正するものです。

改正の主な内容は、所得基準について児童扶養手当法施行令に準じた所得要件となるように改正するものです。

厚生常任委員会で慎重に審議しました結果、全員賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第18号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

7番福永議員。

◎7番（福永善之君）

議案第18号粕屋町乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例に反対いたします。

乳幼児医療費支給制度については、福岡県の制度として県が一般市町村に対し2分の1の助成を行い、市町村を実施主体として事業が実施されているようです。この粕屋町の改正案では、町単独事業として3歳児以降の所得制限の撤廃を提案しております。一方で、福岡県の制度では所得制限を設けております。所得制限の境界は、夫婦プラス子ども2人の4人家族の構成で所得736万円以上であればこの医療費の助成が受けられないというものです。

さて、粕屋町の子育て世代の平均の所得はどれくらいあるのでしょうか。この制度は、低所得者や生活に困窮している世帯に適用するのではいけないのでしょうか。私は、十分に支払い能力のある世帯が助成を受ける必然性は全く感じず、粕屋町の世帯収入に沿って所得制限を設けるべきと考えます。先ほど委員長報告にもありましたように、医療費の話し合いは糟屋郡内1市6町でほぼ方向性が決まっております。ただ、この方向性はややもすると、今医療費がやっぱり増大しておりますので、どこかで削減しないといけないというときに縛りがかかってしまうと私は考えております。粕屋町の現状を見据えて、粕屋町独自の医療費体制を考えていただくように要望いたします。

以上の観点から、私はこの18号議案については反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

4番川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私たち日本共産党は、長年この中学校卒業年までの医療費の無料化を町に対して要求してきました。今年度から福岡県が小学校卒業年までの医療費に対する助成、通院、入院ともにする運びとなりました。今回粕屋町はそれに上乗せして、中学生に対して入院に限り助成の拡大を行いました。私は、この措置も子どもの貧困対策としての見地から考えると、まだまだ窓口負担等の問題もありますので完全なものだというふうには思っておりません。しかし、子どもたちを平等に、医療ネグレクトとかそういうものがないようにすることにおいては、一歩でも二歩でも大きく前進したんじゃないかというふうに思います。この措置は、大いに子どもを持つ家族に喜ばれる措置だというふうに思います。したがって、以上の理由によりこの第18号議案に賛成します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第21号かすやこども館の設置及び管理に関する条例の制定について、本件に関し委員長の報告を求めます。

本田芳枝委員長。

( (仮称) こども館建設特別委員長 本田芳枝君 登壇)

◎ (仮称) こども館建設特別委員長 (本田芳枝君)

議案第21号は、かすやこども館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

本議案について付託を受けました (仮称) こども館建設特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

本議案は、5月に開館が予定されておりますかすやこども館について、施設の設置目的を明確にし適正な運営管理を行うための基本的な事項を定めるものでございます。

第1条に、児童福祉法第6条の3第6項の規定に基づき、地域子育て支援拠点事業を行う施設及び同法第40条の規定に基づく児童厚生施設としてかすやこども館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする趣旨を述べています。

第2条に、子どもとは満18歳未満の者、また18歳に到達後最初の3月31日が到達していない者をいうとありますが、要するに0歳から18歳までの子どもが対象です。

第3条には、子ども、親及びボランティアなど多世代が集って交流を図ることができ、遊びや学びを通じて子どもが好奇心、自主性、創造性を育むことができ、子育てに関するさまざまな悩みなどを相談することができ、またボランティアなどの活動支援をする場の提供を目的として設置するとしています。

第4条で町長が管理運営し、第7条には目的に適合する適正な使用がなされるよう館を利用できる者を定め、第10条には使用料は無料としています。また、あわせてかすやこども館の設置に伴って改正が必要となります粕屋町部設置条例及び粕屋町公の施設等における暴力団排除に関する条例の2条例につき、所要の規定を整備

するものでございます。

なお、細則については、かすやこども館管理運営規則で定められておりますが、主なものとして、開館時間は午前9時から午後8時までを基本とし、休館日は火曜日としていますが、もう一点、日曜日、第2日曜日とその翌日も休館日としております。火曜日の休館に関しては全員賛成なんですけど、日曜日が月一度でもやはり休館日があるということに対して再考を促すというような意見も出ております。当局の答えとしては、今後様子を見ながら検討していくという内容でございました。

当委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数で原案どおりに可決すべき事項と決しましたことをご報告いたします。

以上です。

( (仮称) こども館建設特別委員長 本田芳枝君 降壇)

◎議長 (進藤啓一君)

この議案につきましては、委員長の報告のとおり既に議員全員による特別委員会で審議がなされていますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

ないようですので、今から討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

11番久我議員。

◎11番 (久我純治君)

賛成はするんですが、さっき言ったように日曜日の休館というのをどうしてもやめてほしいんですよね。やっぱり遠くから来たりする子どもの制限が多いと思うんですよ。それでなくても大川地区とか西小学校地区とかというのは親としか来れんから、土曜、日曜でやっとなれると思うんですよ。だから、私は賛成しますが、要望としてお願いします。

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長 (進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたしたいと思えます。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時55分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

◎議長（進藤啓一君）

議案第22号から議案第26号までの補正予算5議案は、久我予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第22号平成27年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 久我純治君 登壇)

◎予算特別委員長（久我純治君）

議案第22号平成27年度粕屋町一般会計補正予算について。

議案第22号平成27年度粕屋町一般会計補正予算について、付託を受けました予算特別委員会の審議の経過と結果についてご報告しますが、福永善之議員ほか1名より提出されました修正案につきまして、先の審議、採決を行いまして、この件につきまして議員全員によります審議でございますので、結果のみご報告させていただきます。

さきに行いました採決の結果は、賛成少数により否決されましたことを報告いたします。

それでは、続きまして、一般会計補正予算につきましても、審議の経過につきましては議員全員によります審議でございますので、要点のみ報告いたします。

今回は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億5,807万3,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を135億9,579万4,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、1款町税では住民税個人分の納税義務者の増加、固定資産税の新築家屋の償却資産の増により3億2,800万円の増額、2款地方消費税交付金において2,000万円の増額となっております。また、17款繰入金では諸事業費の歳出減額により基本繰り入れを1億2,000万円余り、20款町債では対象事業費の減額により起債額を6,020万円余り減額するものであります。

続きまして、歳出の主なものとしたしましては、初めに総務部では経営政策課所管の歳出補正2億4,171万円余りの増額であります。主なものとしたしましては、2款1項10目電算管理事業費のうち自治体情報セキュリティ強化対策としましてシステム構築委託料及び備品購入費として1,940万円余り、8款6項1目地域関連公共下水道費では補助金を1億円、13款1項8目財政調整基金費では基金積立金を1億3,356万円余り増額するものであります。

総務課所管の歳出補正は1億648万円余りの減額であります。主なものとしたしましては、2款1項1目総務事務費の臨時雇用賃金その他で545万円余り、2款1項5目町有財産管理事務費の非常用発電装置工事等で769万円余りの減額となっております。

次に、協働のまちづくり課所管の歳出補正は55万円の減額であります。主なものとしたしましては、ふるさとづくり基金の積立金560万円を増額し、職員緊急招集メール新システムの仕様変更による消防設備設置補助事業費723万6,000円を減額するものであります。

次に、住民福祉部におきましては、総合窓口課所管の歳出補正は1,921万円余りの減額であります。主なものとしたしましては、3款1項3目社会保障費のうち国民健康保険事業費の繰出金等を3,749万円余り増額し、同じく2項3目で子育て支援費のうち児童手当給付事業を4,000万円減額するものであります。

次に、健康づくり課所管の歳出補正は2,177万円余りの減額であります。主なものとしたしましては、4款1項2目感染症対策費の感染予防事業費を2,600万円減額し、4款1項3目母子保健事業費のうち妊婦健診支援事業費を300万円増額するものであります。

次に、介護福祉課所管の歳出補正は1億2,900万円余りの増額であります。主なものとしたしましては、3款1項8目障害者福祉費のうち障害者自立支援給付事業費、障害者（児）福祉サービス事業の8,500万円余りの増額、同10目低所得者の高齢者向けの年金生活等支援臨時福祉給付金給付事務のため7,400万円余りを増額し、8款4項1目住宅管理費甲仲原団地工事請負費等を1,690万円余り減額するも

のであります。

続いて、子ども未来課所管の歳出補正は1億1,000万円余りの減額であります。主なものといたしましては、3款2項2目児童福祉施設費のうち町立保育所の臨時雇い賃金、社会保険料を1,250万円、私立保育所の運営委託料を2,670万円余り、認定こども園の運営委託料を2,500万円、同3目子育て支援費の延長保育事業補助金等を3,210万円余り減額するものであります。また、10款4項1目幼稚園費につきまして、町立幼稚園の臨時雇い賃金、私立幼稚園の特定教育委託料等1,140万円余りを減額するものであります。

次に、都市政策部におきましては、道路環境整備課所管の歳出補正は7,034万円の減額であります。主なものといたしましては、4款1項4目広域環境衛生事務で、須恵町外2ヶ町清掃施設組合負担金を2,899万円余り、8款2項2目の道路改良新設事業で道路改良工事費の1,200万円の減額となっております。

都市政策課所管の歳出補正は709万円の減額であります。主なものといたしましては、8款1項2目緑化推進事業費の樹木・緑地帯管理委託料の200万円の減額、街路建設事業に伴う町事業費の250万円の減額であります。

地域振興課所管の歳出補正は、707万2,000円の減額であります。主なものといたしましては、2款5項1目国勢調査事務費の283万円の減額、6款1項2目農業振興事業で戸原古屋敷井堰改良事業県負担金、転作等推進事業奨励金等302万円の減額となっております。

引き続き、教育委員会に移ります。

学校教育課所管の歳出補正は500万1,000円の減額とするものであります。主なものといたしましては、10款2項1目小学校施設整備事業で870万円を増額し、小・中学校運営事業費において臨時雇用賃金、光熱水費などの、執行残990万1,000円を減額するものであります。

社会教育課所管の歳出補正は1,160万6,000円の減額であります。主なものといたしましては、社会教育費の生涯学習センター、保健体育費の社会体育事業費、総合体育館の光熱水費の決算見込みによる執行残としまして390万円を減額するものであります。

学校給食共同調理場建設準備室所管の歳出補正は5,769万3,000円の増額であります。主なものといたしましては、新給食センター建設敷地内から排出されました排出物の処分費用として、平成27年度内で予想される分を含め、委託費5,755万7,000円を計上するものであります。

以上、補正予算の概要を報告させていただきます。

これを慎重に審議しました結果、可否同数となりましたが、委員長裁決にて原案どおり可決すべきことに決しましたことをご報告して終わります。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今委員長から報告がありましたように、本案には修正案が提出されております。

ただ今の予算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

この議案並びに修正案につきましては、既に予算特別委員会で審議がなされていますが、その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより粕屋町議会会議規則第88条の規定により、修正案を先に採決いたします。

それでは、議案第22号修正案の討論に入ります。

修正案の委員長からの報告が否決でありますので、まず修正案に賛成の議員の発言を許します。

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

私は、この修正案に賛成の立場から討論を行います。

まず、この修正案は学校給食調理場建設に伴う廃棄物処分にかかわる処分費5,755万7,000円に対する補正予算であります。本来は27年度当初予算において計上されるべきもので、当時の執行部においてなされておらず、また議会に対して一度も説明がなされていないものであり、現在学校給食建設特別委員会において審議中でもあり、今議会においての表決はすべきでないと考え、この補正予算に賛成いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎ 12番（本田芳枝君）

修正案に賛成の立場から賛成討論をいたします。

私は、さまざまな問題がこれにはあると思うんですが、一番大きな問題として私が思ってるのは2点あるんですけども、1つは平成26年度11月21日の時点で県からの報告があつて、その埋め土の、給食センター宅地内に給食センターを建てる。もとそれはごみ処理場として粕屋町が長いこと使っていた分に対して、これはこの給食センター建てかえの最初の時点から、そこに新しい給食センターを建てるのはどうかという意見は議会の中でありましたが、町当局は結局土地をきちんと調査をして、それから事を進めていきましたが、県の正式な答申というか答えが出たのが26年11月21日だったんですね。その直後に契約案、PFI方式による給食センターの契約を締結するその案の上程があつたんですけども、県はその前に一応その報告書を出しているんですね。その時点で既に埋め土の処理は考えなければならぬ、当然予算が必要であるということが分かっていたはずなんです。ところが、27年の当初予算にそのことは一切書いてない。頭出しもしていない。私は、ここは粕屋町の今の役場の職員の皆さんの事務能力っていうのを疑います。なぜこれが当初予算に埋め土処理費として出されなかったのか、そこがどう考えても不明解というか。私は、議員になる前からボランティア活動したりいろんところで活動していますが、多くの町民の皆さんからこういうことを要望してほしいということで役場に行きましたときに、役場の職員の皆さんは、それは予算にありません、だからどんなにいいことでもできませんというお答えをされておりました。だから、どんな形にせよ、予算を予算案の中に事業費として1,000円でも入れておくのがとても大切ということはこの11年の中に私は学びました。当然皆さんもそれをなさるだろうと。教育委員会はそういう場所に給食センターを建てかえるわけですから、予測されるし、当然予算案として上がっておくべきでしたが、それが上がっていない。それは職員としての手落ちなのか、あるいは大きな力が働いているのか。つまり、給食センターのPFI契約に賛成、反対のその時期だったんですよ、それが、そういうことを審議する時期が。それがあつたのかは今分かりません。

それともう一つは、昨年8月以降に実際に埋め土処理をし、手続をし始めた8月から9月の間に、議会に対して何の報告もない。これは前町長も副町長も当然こういうことはご存じであつたはずなんですけれども、9月議会に一切の報告がなかった。そして、昨年の11月末に事実として浮かび上がった。これは職員の皆さんの手落ちというよりも、町執行部の議会に対する報告責任がなされていない。9月は決算特別委員会が開かれています、長期に。それからその前後に総務常任委員会が

開かれています。その中でもこの埋め土処理のことは一切報告がなされず、むしろPFI建設事業が順調に進んでいるということの報告しかなかったんですよ。そのあり方に私は大きな疑問を感じております。その内容は今給食センター建設特別委員会の中で審議をしている最中ですが、その中で事実関係が明らかになると思いますが、なってからこの予算を執行する、そういうことでいいのではないかと今思っていますので、この修正案に賛成をいたします。

もしここで可決してしまえば、この非常に大事な議会と町の執行部との関係が危うい方向に行くような、そういう危険を私は感じておりますので、議会の立場からもう少しこれを審議した上で予算を執行していただけるような流れをつくるためにも、修正案を賛成するという事にいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

この問題は、事務的なことだというふうに感じておりまして、現町長は今回この補正予算を出した立場です。現町長は学校給食センターについていろんな課題があるということで問題提起をされ、議会に諮っておられます。そういった町長が出された補正予算というふうには私は認識をしておりますので、ただ町長も多分事務的なものはやっぱりきっちり進めていかなければならない。27年度の事業については支払いが当然あるわけですから、それに対応すべくやはり補正予算として上げておかななくてはならないというふうな認識に立っておりますので、執行部における当初予算における頭出しとかは別の問題だろうということで、今学校給食センター調理場建設特別委員会で審議をしておりますので、その件につきましてはしっかり議員全員で審議を深めて町に対して上申書なり決議案なりを出して見定めていきたいというふうに考えておりますが、今回のこの補正予算につきましては事務的手続というふうに考えておりますので、これはきっちり町としてルールとしてしっかり執行していかなければいけないというふうに思いますので、今回の修正案につきましては反対としたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

福永議員。

福永議員は提案者ですよ。

◎7番（福永善之君）

提案者ですけど、実際にこの本会議場で、皆さんもどうしてこの修正案を出したのかっていうことが全くわからないと思います。ましてや傍聴者の方もいらっしゃるだろうし、そういうところはやっぱりちゃんと説明をさせていただきたいなというふうに議会人として思っております。

◎議長（進藤啓一君）

委員会で詳しく説明されておると思いますので、それでは簡単にかいつまんで説明してください。

◎7番（福永善之君）

平成26年3月定例会時において、給食センターの債務負担行為約67億円が議決されました。この議決に至って議会のほうから附帯決議というのをつけさせていただいております。この附帯決議の内容は、議決はしたが執行部は議会に対し今後もこの事業の進捗に十分な説明を求めることという内容です。

さて、当初執行部はこの廃棄物処理費用を約500万円と見積もっておりました。平成27年9月にはこの見積金額がはるかに上回ることを知り得たにもかかわらず、議会への報告を怠り、議会へ報告があったのは同11月下旬でした。当初の見積りよりも約10倍も高い金額が税金から拠出されようとするにもかかわらず、議会への報告を怠り、また説明も十分に果たされたとは言えず、町民の血税からこの処理費用を認める理由にはなりません。議会は、執行部の追認機関ではありません。議員は、町民の負託を受けて執行部の税金の使い道をチェックしなければなりません。

以上の観点から、この修正案を呈した者として賛成いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

太田議員。

太田議員も提案者ですから、福永君に申したようにかいつまんで簡単におっしゃってください。

◎6番（太田健策君）

私は、修正案に賛成の意見を述べさせていただきます。

この産業廃棄物について、いまだ数量、処分方法、届け出を出された処分場に本

当に処分されたのかどうかということが確認されていない。それと、町が捨てた一般廃棄物が、普通一般廃棄物は一般廃棄物処理場に処理されないかんの、事業活動に伴って出たのは産業廃棄物になるというようなことがうたってありますけど、実際工事が事業活動になるのかならないのか、その辺もはっきりしていないということ、その中で予算を組むというようなことについて私は反対しておりますので、この修正案に賛成いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号修正案を採決をいたします。

修正案に対する予算特別委員会委員長の報告は否決であります。本案は委員長の報告は否決でありますので、修正する案、すなわち提出された修正案に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第22号の修正案は賛成多数により委員長の報告のとおり可決されました。

次に、修正案を除く議案第22号の討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより修正案を除く議案第22号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、修正案を除く議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第23号平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第24号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第25号平成27年度粕屋町介護保険特別会計補正予算について、以上3件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 久我純治君 登壇)

◎予算特別委員長（久我純治君）

議案第23号から第25号までを一括して報告いたします。

初めに、議案第23号平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について報告いたします。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,705万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億6,713万9,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、療養給付費等負担金を6,788万8,000円、療養給付費等交付金1,826万4,000円をそれぞれ減額し、一般会計繰入金を3,749万9,000円増額するものであります。また、収支均衡を図るために歳入欠陥補填収入を840万1,000円減額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、一般被保険者療養給付費を5,000万円減額するものであります。

予算特別委員会で慎重審議を行い、賛成多数で可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

次に、議案第24号平成27年度粕屋町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ267万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6,264万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料を500万円減額し、保険基盤安定繰入金を232万2,000円を増額するものであります。

一方、歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金を267万8,000円増額するものであります。

予算特別委員会で慎重審議を行いまして、賛成多数で可決すべきものと決しましたことを報告いたします。

次に、議案第25号平成27年度粕屋町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

まず、保険事業勘定の補正は、歳入歳出予算のそれぞれ1,755万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億2,746万4,000円とするものでございます。

歳入は、保険料を438万7,000円、国県支払基金を668万2,000円、一般会計繰入金を649万5,000円それぞれ減額し、基金積立金利子を9,000円増額するものであります。

一方、歳出は総務費を472万円、諸支出金を199万1,000円、地域支援事業費を1,084万4,000円それぞれ減額するものであります。

また、介護サービス勘定の補正は、歳入歳出予算それぞれ31万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,559万2,000円とするものでございます。

歳入は、サービス収入を231万3,000円増額し、繰入金を200万円減額するものでございます。

一方、歳出はサービス事業費を31万3,000円増額するものであります。

予算特別委員会で慎重審議を行い、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

この各議案につきましても既に予算特別委員会にて審議済みでありますけれども、その後特に質疑ありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第23号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎ 9 番（田川正治君）

議案第23号平成27年度粕屋町国民健康保険特別会計補正予算について、反対討論を行います。

一昨年度の26年度は、当初予算で一般会計繰入は4,000万円でした。補正では当初予算の5倍の1億9,140万円繰り入れました。決算では2億3,140万円になっております。その前の25年度は当初予算が4,000万円で、補正では当初予算の3倍の1億1,000万円繰り入れました。決算では1億5,000万円です。しかし、27年度は当初予算4,000万円で補正は198万6,000円しか繰り入れを行っておりません。このことは、2年後に国民健康保険制度を県単位の広域化にする、そのために政府が強く求めている累積赤字を解消するために行うものである。一般会計からの繰り入れを行って低所得者を救済する、このようなことを行うということが町にないことが明らかになっている。それにも増して、国が今年度と来年度に低所得者の保険料軽減にも使える財政支援を行っております。それも使わずに高い保険料を押しつけているという状況です。

平成26年6月1日の現在では、滞納者対策に対する関係調査資料を見ますと、粕屋町の国保の加入世帯5,127世帯のうち滞納世帯700世帯で13.65%です。病院で診療を受けるのに保険証の使用期間が1カ月しか使えないという人たちを含むと、短期保険証の発行は388世帯もあります。このことは、粕屋町の国保税が全県で5番目に高い保険料になっており、担税能力を超えた負担になっているというのがあるからです。歴代の町長も、担税能力を超えた保険税になっているということは認めておられます。私も一般質問でも問うてきましたが、そういう回答であります。

しかし、予算執行では国保税の悪化赤字補填のための繰り入れは行いますが、引き下げのための繰り入れは行ってきませんでした。私は、消費税が8%になり生活が厳しくなる、低所得者の負担が重くなる、このような状況で国保税の負担を軽減するためには国の低所得者財政支援、1人1万円ぐらいしても可能だということを言われております。また、予算の5%、5,000万円を繰り入れれば1世帯1万円の引き下げをすることができるのであります。私は、そういう立場で今度の補正予算については反対を行います。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

議案第24号平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算に対する反対討論を行います。

私は、この後期高齢者医療制度そのものに反対であります。この制度は、75歳以上の高齢者を今まで家族で加入していた国保や健保の保険制度から切り離して強制的に加入させられる、このような差別制度、医療制度であると考えます。さらに、都道府県を単位にする広域連合の議会がありますが、この議会では保険料や医療費給付などを決定するということになります。75歳以上の高齢者が増えれば保険料は高くなっていくというシステムです。ですから、粕屋町が単独で行っている介護保険制度のように町での主体的な運営ができないという問題点がある。

現在、福岡県の後期高齢者医療制度は全国で一番高い保険料を払っております。そして、26年度から保険料の改定に際して引き下げの財源として活用できる財政安定化基金の残高である61億円を活用しませんでした。そして、保険料をさらに1.4倍引き上げました。さらに、高い保険料を払えない滞納者に対してはペナルティーをかける全国でもトップクラスの短期保険証を発行しております。

このような中で、粕屋町でも保険料の滞納者が増えて、6カ月の滞納、短期保険証しか使えない人が27人。年金が少なくなると消費税が8%になる。支払い能力は

弱くなってくる。このような高齢者がふえてきております。保険料を払えず病院にも行けない、介護施設にも入れない、このような事態も生まれております。私は、この後期高齢者医療制度を廃止して、もとの老人保険制度のもとで国から補助金を増やして高齢者の医療に責任を持つ制度にすべきだと考えますので、この制度そのものにも反対するという立場で反対討論とします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言をします。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第26号平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我委員長。

(予算特別委員長 久我純治君 登壇)

◎予算特別委員長（久我純治君）

予算特別委員会に付託を受けました議案第26号平成27年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計補正予算について、審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

今回の補正は、既定の収益的収入予算に4,406万1,000円を増額し、総額13億9,910万7,000円とし、また規定の資本的収入予算に5,593万9,000円を増額し、総額6億6,792万8,000円とするものであります。

補正の内容は、一般会計からの繰入金確定により繰入額を増額するものであります。

予算特別委員会におきまして慎重に審議をいたしました結果、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましても既に予算特別委員会にて審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第26号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第27号から議案第33号までの当初予算7議案は、久我予算特別委員会委員長からの報告になります。

議案第27号平成28年度粕屋町一般会計予算を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我委員長。

(予算特別委員長 久我純治君 登壇)

◎11番（久我純治君）

議案第27号平成28年度粕屋町一般会計予算について。

予算特別委員会に付託を受けました議案第27号平成28年度一般会計予算について、審議の経過と結果について報告いたしますが、山脇秀隆議員ほか1名より提出されました修正案につきまして、先の審議、採決を行いまして、この件につきましては議員全員によります審議でございましたので、結果のみ報告させていただきます。

先に行いました採決の結果は、賛成多数により可決されましたことをご報告いたします。

それでは、引き続き一般会計予算につきましても、審議の経過につきまして議員全員によります審議でございますので、要点のみご報告いたします。

予算の総額についてであります。歳入歳出それぞれ139万3,700万円とするものです。これは、前年度に比べ8億3,900万円、率にして6.4%の増額予算となっております。

初めに、総務部の報告をいたします。

経営政策課所管の当初予算についてですが、歳入を42億7,556万1,000円、歳出を19億4,154万3,000円とするものです。

歳入の主なものとしたしましては、地方交付税13億円、地方消費税交付金7億1,400万円、基金繰入金6億6,850万円、臨時財政対策債1億1,500万円を含む町債が10億7,810万円であります。

歳出の主なものとしたしましては、電子自治体推進事業費1億1,952万円余り、流域関連公共下水道補助金5億4,000万円、公債費の元利償還金は前年度より638万円減額し10億3,442万円、粕屋西小学校プール移設補償金積立等として公共施設整備基金9,252万円余りの積み立てを行うものであります。

次に、税務課所管であります。歳入を58億2,241万3,000円、歳出を1億29万4,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、町税の現年課税分として、個人、法人分の町民税合わせまして26億5,900万円、固定資産税27億7,400万円、軽自動車税7,000万円、町たばこ税3億円となっております。

町税現年度分の増減は2億7,300万円、率にして4.9%の増額であります。

歳出の主なものとしたしましては、町民税賦課事務費1,305万円余り、固定資産税賦課事務費2,592万円余りであります。

次に、収納課所管であります。歳入を1億3,150万2,000円、歳出を9,867万1,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、町税の滞納繰越分として、個人、法人分の町民税合わせて3,550万円、固定資産税2,500万円、県税徴収事務取扱委託金の総務費県委託金6,000万円であります。

歳出の主なものとしたしましては、町税等徴収事務費4,785万円であります。

次に、総務費所管であります。歳入を4,004万3,000円、歳出を4億7,553万円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、長者原駅西駐車場利用料の総務使用料996万円、参議院通常選挙等に係る総務費県委託金1,013万円余り、財産貸付収入428万円余り、派遣職員の人件費等1,465万円余りであります。

歳出の主なものとしたしましては、区長会・組合長会関係事務費3,531万円余り、町有財産管理事務費8,938万円余り、参議院議員通常選挙執行事務費1,289万円余りであります。

次に、協働のまちづくり課所管であります。歳入を1,995万2,000円、歳出を6億548万3,000円とするものであります。

歳入の主なものとしては、ふるさとづくり寄附金720万円、消防団員退職報償金639万円、コミュニティ助成事業助成金350万円であります。

歳出の主なものとしまして、消防組合事務費、南部消防組合負担金4億969万円余り、消防団等運営事務費4,574万円余り、消防設備設置補助事業では消防自動車購入費等で2,970万円余り、災害対策事業費では自主防災組織設置促進の助成金など2,046万円余り。

以上で総務部を終わります。

次に、会計課所管であります。歳入予算はなく、歳出を2,737万4,000円とするものであります。

歳出の主なものいたしましては、指定金融機関委託事務費230万1,000円、会計管理事務費60万5,000円であります。

続きまして、教育委員会所管の報告をいたします。

学校教育課所管であります。歳入予算を3億1,980万円、歳出予算を14億7,836万円計上するものであります。

主な事業としまして、施設整備関係で児童・生徒数の増加及び施設の老朽化に対応するため仲原小学校の校舎増築工事費及び粕屋東中学の校舎増築工事設計委託料を計上するものであります。

また、教育振興事業では、就学援助費につきましてPTA会費、生徒会費及びクラブ活動費を新たに支給対象として計上するものであります。

歳入予算の主なものとしまして、仲原小学校校舎増築工事に係る教育費国庫負担金1億6,858万9,000円、放課後児童に係る教育費県補助金3,959万6,000円、福岡東環状線整備に伴う補償金等として雑入9,752万1,000円であります。

歳出予算の主なものとしまして、学童保育所の運営事業費7,792万9,000円、小・中学校の運営事業費2億7,367万1,000円、小・中学校の施設整備事業費の8億7,339万4,000円、小・中学校の教育振興事業費の9,120万円であります。

続きまして、社会教育課所管であります。歳入予算を1億3,639万1,000円、歳出予算5億2,386万2,000円を計上するものであります。

歳入予算の主なものとしまして、社会体育施設、生涯学習センター及び総合体育館等の教育使用料8,505万円、埋蔵文化財発掘調査等に係る教育費国庫補助金210万円、青少年健全育成交流基金繰入金699万7,000円、遺跡発掘調査に係る教育費委託事業収入603万円、各施設の事業収入等として雑入2,917万1,000円を計上するものであります。

歳出予算の主なものとしまして、分館役員や分館活動、施設整備の支援を行うための分館活動支援事業費3,592万5,000円、文化財調査管理事業費1,384万6,000円、遺跡発掘受託事業費1,160万1,000円、次代を担う青少年の支援を行うための青少年

対策事業費では、ときめき体験事業補助金を含む1,358万1,000円、図書館管理運営事業費8,093万1,000円、生涯学習センター管理運営事業費1億466万6,000円、社会体育事業費2,444万1,000円、総合体育館管理運営事業費1億4,941万円を計上するものであります。

次に、学校給食共同調理場所管であります。歳入予算につきましては、各種雑入に対応するため、頭出しとして1,000円を計上するものであります。

歳入予算につきましては、小・中学校の児童・生徒に対する学校給食実施基準に照らし、適切な学校給食を実施するために1億2,987万6,000円を計上するものであります。

歳出予算の主なものとしまして、学校給食センターの管理運営事業費としまして職員給与7,332万8,000円、臨時賃金1,670万8,000円、需用費2,549万1,000円、委託料55万1,000円を計上するものであります。

最後に、学校給食調理場建設準備室所管であります。歳入予算につきましては、ございません。

歳出予算につきましては、新しい学校給食センターの建設事業として将来必要とされる給食数を確保し、学校給食法に基づき学校給食衛生管理基準を尊重し学校給食共同調理場を整備するもので、4億8,562万9,000円を計上するものです。

主な内容としまして、消耗品費として、食器、食具の購入費3,025万円、委託料としまして土壌汚染状況調査、モニタリング支援業務、SPCへの業務委託及び廃棄物処分に係る費用2,477万4,000円を含む2億2,078万2,000円、公有財政購入費としましてリスク分担による費用負担に対応するため、1,000円の頭出しを含む2億3,432万2,000円を計上するものであります。

続きまして、議会事務局であります。

歳入予算はなく、歳出を1億3,226万7,000円とするものであります。

歳出の主なものとしまして、議会運営事務費1億1,357万円余り、特別委員会事務費318万円余りであります。

続いて、都市政策部の報告をいたします。

都市計画課所管で、歳入を658万1,000円、歳出を3億6,360万8,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしましては、19款5項2目で駕与丁公園内の自動販売機手数料及び使用料の収入で、雑入として536万円余りとなっております。

歳出の主なものとしましては、8款1項2目で公園等植樹帯芝・樹木管理委託料で緑化推進事業費5,747万円余りに、駕与丁公園管理委託料等で駕与丁公園管

理事業費は5,723万円余り、8款2項5目で長者原駅関連施設他5清掃委託料で駐車場等設備管理事業費は1,115万円余り、8款5項1目で粕屋・久山線街路建設負担金で街路建設事業に伴う町事業費は7,281万円余り、柚須駅バリアフリー整備事業負担金等で地域公共交通対策事業費は1億630万円となっております。

次に、道路環境整備課所管について、歳入を2億1,185万8,000円、歳出を15億6,785万3,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしまして、交通安全対策特別交付金1,200万円、土木使用料800万円、ごみ袋売却代等の衛生手数料が1億713万円余り、土木費国庫補助金6,325万円余り、古紙類等売払収入や派遣職員人件費等の雑入が2,144万円となっております。

歳出の主なものといたしましては、須恵町外二ヶ町清掃組合負担金等の広域環境衛生事務費が6億5,992万円余り、草・樹木等の資源化業務委託等のリサイクル推進事業費が4,028万円余り、可燃ごみ・不燃ごみ等の収集運搬委託等のごみ収集事業費が3億6,605万円余り、道路の維持補修や清掃等を行う道路維持修繕事業費が9,128万円余り、道路・歩道の新設改良等を行う道路改良新設事業費が2億1,082万円余り、区画線・防護柵・カーブミラー等の交通安全施設整備事業費が3,408万円余りとなっております。

次に、地域振興課所管であります。歳入を3,269万7,000円、歳出を1億5,667万9,000円とするものであります。

歳入の主なものといたしまして、12款1項4項農林水産使用料のふれあい農園使用料等193万円余り、15款1項1目財産貸付収入のボタ山関係土地貸付料291万円余り、19款3項1目中小企業融資預託金収入の貸付元利収入2,000万円。

歳出の主なものとしまして、6項1款1目農業委員会事務費556万円、6款1項2目農業振興事業費5,690万円余り、6款1項2目ふれあい農園管理事業費338万円余り、7款1項2目商工会補助金、プレミアム付き商品券補助金、中小事業融資委託金等の地域振興事業費が3,386万円余りとなっております。

以上で都市政策部を終わります。

続きまして、住民福祉部の報告をいたします。

総合窓口課所管であります。

歳入を13億8,861万8,000円、歳出を23億6,961万5,000円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、児童手当負担金等の民生費国庫負担金8億3,918万円、児童手当負担金等の民生費県負担金3億4,242万円余り、民生費県補助金1億3,725万円余りであります。

歳出の主なものとしたしましては、国保特別会計繰出金の国民健康保険事務費 3 億6,577万円余り、後期高齢者医療療養給付費負担金等の後期高齢者医療事務費 3 億9,956万円余り、重度障害者医療費助成事業費 1 億1,240万円余り、児童手当給付事業費11億4,090万円余り、乳幼児・子ども医療費助成事業費 1 億9,426万円余りであります。

次に、健康づくり課所管であります。

歳入を1,549万1,000円、歳出を 4 億3,060万4,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、衛生費国庫負担金500万円、衛生費国庫補助金311万円余り、衛生費県負担金250万円、衛生費県補助金421万円余りであります。

歳出の主なものとしたしましては、各種予防接種等の感染症予防事業費を 1 億7,167万円余り、子育て世代包括支援事業費8,744万円余り、乳幼児健診事業費1,047万円余り、乳幼児療育事業費2,351万円余り、健康推進事業費3,371万円余りであります。

次に、介護福祉課所管であります。歳入を 6 億93万3,000円、歳出を13億937万5,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしまして、公営住宅使用料の土木使用料3,350万円、民生費国庫負担金 3 億1,437万円余り、民生費国庫補助金6,322万円余り、民生費県負担金 1 億5,721万円余り、民生費県補助金2,804万円余りであります。

歳出の主なものとしたしましては、社会福祉協議会補助金等の社会福祉総務事務費4,206万円余り、隣保館等管理運営事業費2,994万円余り、高齢者福祉事業費2,853万円余り、元気高齢者支援事業費3,459万円余り、福祉センター管理運営事業費2,623万円余り、障害者自立支援給付事業費 5 億5,747万円、障害者地域生活支援事業費5,153万円余り、障害者自立支援医療事業費5,389万円余り、介護保険特別会計繰出金等の介護保険事務費 3 億4,619万円余り、臨時福祉給付金給付事務費4,484万円余り、住宅管理費の町営住宅管理運営事業費777万円余りであります。

次に、子ども未来課所管であります。歳入を 9 億3,615万8,000円、歳出を17億3,292万9,000円とするものであります。

歳入の主なものとしたしまして、保育所入所児童負担金等の民生負担金 4 億965万円余り、民生費国庫負担金 2 億7,473万円余り、民生費国庫補助金3,197万円余り、民生費県負担金 1 億4,813万円余り、民生費県補助金3,176万円であります。

歳出の主なものとしたしまして、町立保育所運営管理事業費 2 億4,401万円余り、私立・町外保育施設等運営事業費 9 億1,292万円余り、地域子育て支援センタ

一事業費補助金、一時保育、延長保育事業費補助金等の子育て支援事業費7,748万円余り、本年5月開館予定のかすやこども館運営管理事業費4,273万円余り、町立幼稚園運営管理事業費6,190万円余り、私立幼稚園就園奨励等の私立幼稚園奨励事業費3,056万円余りであります。

これで住民福祉部を終わります。

予算の概要についてただ今報告させていただきましたが、平成28年度は10カ年の町政の方向性を定める第5次総合計画の初年度であります。本予算は、第5次総合計画の施策に従った編成となっております。住民満足度や幸福度の向上を図るため、これらの施策の確実な実施と将来需要を見据えた安定した財政運営を期待するものであります。

以上、議案第27号平成28年度粕屋町一般会計予算を予算特別委員会におきまして全員で審議しましたところ、慎重審議の結果、賛成多数で可決されましたことをご報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

#### ◎議長（進藤啓一君）

ただ今予算特別委員長から報告がありましたように、本案議案第27号には修正案が提出されております。

ただ今の予算特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。

この議案並びに修正案につきましては、既に予算特別委員会で審議がなされていますが、その後特に質疑はありませんか。

本田議員。

#### ◎12番（本田芳枝君）

修正案で私どもが認識しておりますのは、社会教育課の事業で文化活動事業費の中で委託料として文化講演会等委託料200万円に、300万円のミュージカルをするための費用を増額ということ聞いておりますが、私が質問したいのは、実は昨年予算審議をするときにこのミュージカルを続行するかしないかっていうところで議会の中でいろんな意見が出て、現状ではとても評価できないような内容も言われたんですよね。それで、その後どうなったかなっていう懸念は、去年は結局委託300万円丸投げではないかというところまで話が出たんですよね。そこを慎重にしてほしいみたいな要望をするような形で27年度予算が始まったわけです。それで、去年の文化祭があったわけですが、その文化祭の反省はこの予算特別委員会の中では一切聞いてないんですよね。去年がどうであったかっていうことを話す前に今年予算を話されて、その後修正案が出たものですから、私が質問したい、原課に質問し

たいのは、昨年が文化祭のその内容がどうであったのか、それを受けて今年度の予算をつくられたと思うので、昨年の報告を聞きたいんですけど、それはどうですか。可能ですか。その辺が分からないので質問しますが、ぜひ修正案を考える上でそれは必要なことなので、お願いしたいんです。

◎議長（進藤啓一君）

今は修正案に対する質疑でございますから、これ執行部のほうには特には関係ございません。従いまして、その質問に対しましては修正案提出の山脇総務常任委員長から答えていたいと思います。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

委員会でも説明したとおり、この事業自体が第5次総合計画の施策の一つというふうに認識をしております。町民参加型の文化芸術活動を図りますと、きっちりと第5次総合計画の中でも表記しております。そして、この結果がどうこうという話は町民の皆様には伺っていただけたら、非常に楽しみにしてあるとか参加を心待ちにしてるとか、そういった意見も重々にありますので、町民目線から見た面ではこの事業というのは大成功だったのかなというふうに認識をしております。

ただ、今回提出された、執行部が説明された中で、この事業に関して一切しないと、やりませんという明確な答えが返ってきましたので、今回提案者としてはやっぱりそういうことも一つも考えないで、今本田議員が言われたように結果がどうであったかということ的前提にどうしたいかというのが全くなされていないことが大きな提案理由の一つでもありますので、今回はあえて出すことによって今言ったような問題、課題を執行部がちゃんと説明すべきだということを伺うためにも今回あえて提案をさせていただきました。これは町長の知るところであれば、またさらなる物言いがあったんですけども、町長もこのことの件については認識をしていないと。あくまでも執行部が、原課が出してきた提案ということでも今言ったようなことがやっぱり必要かなと私も思いますので、予算はまず上げない以上はこれは執行されないの、上げることによって今言ったようなことも含めて再検討して、それを執行するかどうかは今度は原課の考え方なので、今本田議員が言われるような結果があれば当然原課としてはできないと、執行できないということにもなると思うんですね。そういった意味では、それをさせるためにも今回これを計上してそういったさまざまな問題点についてもこれから審議をしていきたいというふうに思います。回答になったかどうかちょっと分かりませんが、一応そういった思いですので、よろしく申し上げます。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑ありませんか。

小池議員も上がってましたが、どうぞ。

◎8番（小池弘基君）

では、質疑させていただきます。

まず、議案第27号平成28年度粕屋町一般会計当初予算修正案が提出されております。これは、議員必携の中では、増額修正案というのは法律上可能ではありますがけれども全国的には非常にまれなことであります。また、一つ重大なことがあります。これはもともと町長が提案しております提案権の侵害になる可能性もあります。

そういった中で、まず執行部と事前に十分協議をして、その上で増額の修正案を出すといったことが常とされておりますので、事前に執行部と十分な打ち合わせをされたかどうかを質問します。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

この議案は、職員の説明責任があると思うんですね。職員の説明責任の中では、しません、やりませんという話です。ですから、執行部がやりませんって言った以上、執行部との話し合いというのは当然ないというふうに考えますので、当然それに対してやるべきであるということは当然議会のほうからは議員としてはやってほしいという思いで出します。

この件について、出したときに執行部からは何の話もありません。山脇さん、これはこうしますからこうやってどうでしょうかとか、そういった逆提案もありませんし、そういった思いでは、話し合いの場はなかったというふうに思います。

ただ、皆さんも学校給食センターの件で説明責任ということをよく言われてます。職員に説明責任が必要だということを言われてますので、今回は今本田議員の質問があったように説明責任がなされてない。きっちり、なぜやらないかということが分からない。経緯が分からないということで、あえてそれを問題にする以上、やはり私もそういった思いで今回提案をさせていただいておりますので、それをやるやらないは、予算執行の予算権は当然執行部にあるわけですから私たちがとやかく言う必要ありませんが、とにかくやるっていう方向にしないとそれすら問題にならないということがありますので、今回はしっかりと提案をさせていただいて、その件につきまして説明責任を行っていただくということで提案をした次第でありますので。執行部との話し合いは、執行部のほうからも何の問い合わせもありません

でしたので、ご報告しておきます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

先ほどの私の質問に関連する再質問なんですが、いいですかね。間に小池議員が言われてちょっと話が飛ぶんですけども。

◎議長（進藤啓一君）

討論ではなくて今質疑ですから、質疑に限りおっしゃってください、どうぞ。

◎12番（本田芳枝君）

実は、山脇議員が提案をなさるときに、青年団の話をととてもよくなさったんですね。それは私もああそうなのかなと納得したんですが、実はこの予算の内容が、この件に関して文化活動事業費という事業費になっております。その中に文化講演会等委託料が先ほど200万円で、これに上乗せする形で300万円という提案をしておられますが、結局その下に文化祭補助金、文化協会補助金なども一緒になっています。それで、文化祭は文化祭実行委員会というのがあって、青年団と婦人会と文化協会が一緒になってされていますが、私は提案者の山脇議員に質問したいんですけども、昨年前祭と本祭があって、実は私はバラを鉢植えで出品したものですからその会場にずっと1週間は私は様子を見ていたんですよ。そういった中で文化協会の方のいろんな動きとか意見がある程度私は把握しているつもりなんですけれども、山脇議員はそちらのほうからの提案の内容がなかったんで、今私が質問したいのはどういうふうにそういう観点からでは把握をしておられるか、その質問をさせていただきたいです。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

この文化事業につきましては、文化協会の会長さんとお話をさせていただいてます。当然文化行事の中で開催したときに、昨年ですね、開催したときに人数が少ないと。もっとこれを活用していったらどうだろうかということがございましたので、そういった観点からはお伺いしていますので、このミュージカルについては何の話も聞いておりません。これはあくまでも私もそこに参加というか、講演を見て、皆さんのそういった対応であるとかそういうのを見ながら自分としてはこれはいいもんだというふうに感じてますし、またこの参加したメンバーの中から子ども議会に参加した子どももいますし、こういった芸術文化振興が情操教育というか青年育

成のために役立つ。当然青年団もそこに参加してまとまる一つのきっかけ、またこれから粕屋町の青年が健全に育成していく上でも必要な施策というふうに認識をしたので、今回継続すべきだということで提案をさせていただいておりますので、文化協会の云々というのはちょっと私とは認識は、確認はこの文化祭に関してはしていません。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

先ほど私の質問に提案者の山脇議員がお答えになっておりますけども、原課のほうで計画をしないとか、そういったふうなことではないんです。あくまでもこれは法律上の問題で、増額修正というのは全国的にまれであると、まずあり得ないといったところからスタートしてまして、執行権者は町長なんです。その町長のほうが何も自分に提案を持ってこなかったからこういった修正案を出すといったことがいいんですか。元々、議員必携にも事前に十分な執行部との打ち合わせを行った上で増額修正案を出すのが常ですよということに関して十分な打ち合わせをされたんですかっていうのが私の質問なんです。だから、したかしないかでいいですよ。だから、事前に提案者が町執行部の責任者である町長に対して十分なその辺の打ち合わせをされたんですか。その辺の財政を踏まえて全部そんなの終わってれば、それは当然法律で定められてることですから問題ないかと思えますけども、そういった手順を一つ一つ踏まないでそれを飛ばしていったら、これは執行権の侵害にもなるんじゃないですか、そういった危惧がされますよねということで質問してるつもりですので、明確に答弁をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

誰がそれをやるんです。提案者がしなければいけないという話ですか。それとも、議会がしなきゃいけないという話ですか。法律的にどうですか。

◎8番（小池弘基君）

これは、議員が個人的に出す話じゃなくって議会がということになっておりますので、当然議長を初め、事務局がこの修正案を受け付けてるわけですから、当然そこで審議なりする場をつくるべきではなかったかと考えますけども。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

ということは、私じゃないっていうことでよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

2人の討論になりますから。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

質問をしたいんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎8番（小池弘基君）

提案者が町長と事前な打ち合わせをされましたかという質問をしておりますので。

◎議長（進藤啓一君）

あったかないかの質問だと思いますので、本人もそうおっしゃってます。そのみお答えください。

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

その時期がすごくもう間近で、この一般会計予算の審議、要するに採決する場ですから当然もう特別委員会の前、決裁するときに出しておりますので、その件について出す出さないというか、用意する立場上、当然町長との事前審議というのはできておりません。ここはやっぱり議会の運営の問題だというふうに考えておりますので、今後その辺についてはこういったことがこれからたびたび起こるであろうと思いますので、そういったものに関してはやはり説明を受けた段階でそれは出したというものが出てくるんで、その話を聞かない以上はその予算審議をして提案をしたいということはないので、その时期的なものが非常に差し迫っておりますので、ここを町長と打ち合わせしないですかとか、したいですね、現実問題はしたいですよ、正直言って。変更させたいです、できることなら。そういったことができない以上はやっぱりこういった形になるのかなというふうに思っておりますので、その辺もご了解いただきたいなというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑ありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより粕屋町議会会議規則第88条の規定により、修正案を先に採決いたします。

それでは、議案第27号修正案の討論に入ります。

修正案、委員長からの方法は可決でありますので、まず修正案に反対の議員の発言を許します。

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

私は、修正案に反対の立場で討論いたします。

まず、この増額修正案は、先ほども質疑いたしましたけども、議員必携の中では法律上確かに問題はありません。可能でございます。しかし、全国的には本当にまねなことであるということと、こういったものをしていくには当然予算の全体的な動き、そういったものをやはり執行部と打ち合わせをするといったのが常でございます。まして、こういった議員必携の中にも修正案の権利としてはありますが、議会の立場から見て、歳出予算のある款項の金額を増額することが住民のためになる、またそして住民の納めた貴重な税金が生かされ、より効果を発揮することになり、さらにそれに見合う確実に明確な財源が裏づけられるという場合に限りこの増額修正の権限が発動されるべきものであるといったことが書いてあります。明らかにこういった財政の、その確実な、明白な財源の裏づけといったところまで実際にあるのかどうか。今回は、予備費の中から300万円を持っていくと。その予備費というのは今現在使い道のない予算ということだから、そこから持っていっても問題がないといったような話を前日の特別委員会でも言われましたけども、でも町執行部としては今回学校給食調理場建設に本来は交付金としてもらえる予定の1億8,500万円といったのが、手違いの関係で今年3月にはもらえませんと。また、当初予定していなかった学校給食建設のごみ処分費ということで補正でも5,770万円ぐらいの予算が上がったり、当初予算でもまたそういったごみ処理費の予算が上がったり。本来は駕与丁公園の水鳥橋、これも28年度予算でかけかえるといったような、そういった事業を全部取りやめてまでやってるような財政が非常に厳しい中で、やはり町執行部が大変苦勞されてつくられた予算原案だと思っております。それを、確かにやれたらいいという思いは分からんでもありません。花火大会もそうです。やれることならみんなやってあげたい、そう思うのが普通ですけども、私はそれなりの事情があってこの予算案を町執行部がやっぱり苦勞してつくられたということに関してはやはり増額修正すべきではないと思いますので、反対の立場の討論いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

私は、文化祭に対する内容云々もあるんですけど、まず最初にその予算案の中でどうしてもこれをしてほしいからということではほかのものを減額しないで増額修正をする。そして、その財源は予備費にとる。外から見ると、確かに歳入歳出は同額ですよ。その考え方が非常に抵抗があるんですよ。結局その予算案というものは行政評価を経て昨年の11月あるいは9月ぐらいからずっと執行部がああでもない、こうでもないと下部のほうから上に上げて何度も修正を繰り返しながら出された予算案と思うんですね。その中には昨年のいろんな事業評価というものもあったと思います。そういった中で示されたぎりぎりの予算案ですね。予備費からそれを持ってくるというのは、予備費というのは皆さんどういうふうに考えられるでしょうか。例えば会計を預かる主婦としては、お財布に自由になるお金がないと困るんですね。それは普通預金にしています、私はね。多分粕屋町の会計でもこの予備費というのは普通預金じゃないかなと、これは私が勝手に想像してるんですけど、例えば明日突然災害が起きた、で急にお金が必要、そういうときに動かせるお金だと思うんです、その予備費というものは。だから、私は11年間この仕事していますが、予備費を動かしたということは聞いたことがないんですよ。予備費はやはり町執行部がきちんと持っておくお金だと思うので、その予備費からこちらにどうしてもしてほしい事業があるからって移すというその考え方に非常に何か、そしたら今からだって、先ほど山脇議員がおっしゃいましたが今後たびたび起こり得るだろうと。例えば自分がどうしてもしてほしい、これは本当に町民のためになると思った事業が町がしなかったら、じゃあ予備費からこれをしますという提案をできるのか。それはやっぱり議員がおっしゃるようにたびたび起きる可能性はありますよね。ここで私皆さんによく考えていてもらいたいんですよ。そのミュージカルをする、しない、その問題よりもこの予備費を動かすということが果たして町の歳費の歳入歳出の一般会計の予算の中で、あるいは全額、粕屋町の全額は230億円ぐらいあります。それに対する本当の予備費として2,000万円が扱えないお金としてず

つとあると思うんですけど、その予備費を動かしていいものか。それを皆さんにちょっと考えてもらいたい。私はだめだと思います。動かしてはいけません。命にかかわる、町としてこの4万5,000人の町民の命を預かる町としてその2,000万円は動かしちゃいけないお金。特に閉庁するじゃないですか、3月で。4月、5月はやっぱりお金動かさないとと思うんですね。そのときにその予備費というのは非常に必要になるお金だと思うので、それは動かすような予算あるいは修正案は私はやっぱりちょっとおかしいと、それが一つ。

それからもう一つ、文化祭に関してですよ。昨年文化祭が終わって、その文化祭実行委員会の反省会があります。私はその資料を見せていただきました。その中で、どうしてもということは見当たらないんです。その資料の中で検討されて、3つのサークルですね、文化協会、それから青年団、婦人会が報告をされた中で来年またしようということがそこに上がっていたら、結果的にその上がっていた上で例えば町の執行部との兼ね合いでそれはなくすということがあったらそれはおかしいと思うけれども、私は実際文化協会の方に、いろんな方に聞いたり自分が参加して、1週間ですね、間延びした1週間自分が参加して実際思う。それから、そのミュージカルも一昨年はとてもすごくよかったと思うけど、昨年頑張っておられたけどどううんていうところもあったりする。私の考えですよ。そういうことをもう一度やるというふうに聞こえる、もう300万円というぼんと昨年と同じ委託金が出るから、申しわけないけどそういうイメージしか頭にはないんですよ。それをこういう形で増額修正を出すっていうのがどうしても納得いかないから、やっぱり行政評価できちんと行政評価したものを予算案に上げておられるから、その説明が確かに足りなかったかもしれない。だけど、この間の特別委員会は一気になってしまったような。

だから、私はここで皆さんにもう一度ちょっと考えていただきたい。本当に増額修正はいいのですかということをもう一度考える意味でも、それでどうしてもミュージカルが必要であればまたそれはそれで考えられるから、この予算案を、予備費を移すということで、言葉は悪いけどもいじくるというか、ごめんなさい、こういう言葉使って。それは粕屋町の議会史の汚点になるような気がするんですね。だから、もうちょっとその辺を慎重にしていきたい。それで私はこの増額修正は反対をさせていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎7番（福永善之君）

この増額の修正案には反対いたします。

理由は、先ほど小池議員の内容とダブるんですけど、今回当初予算に学校給食センター建設における国からの交付金が1.85億円来ますよということで、我々は平成26年3月定例会で債務負担行為の議決をさせていただいた経緯があります。ただ、この本予算にはその交付金が入りませんよと。その穴埋めは基金を取り崩しますということになっております。

皆さん、よく考えてください。お金がないんですよ。自分の家庭でどうしますか、お金がなかったら。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、議員はみんなそれぞれの考えでおられますから、そういう発言は余りどうかと思います。

◎7番（福永善之君）

一般的に議会人として私は、増やす分に関してはどこかの事業を減らさないといけない、そのように私は考えてます。住民の耳に聞こえのいいことばかり言って、そういうことで果たして財政的に責任を持てるのか。そういうところをやっぱり考えていただいて。お金があるときはやってもいいと思う。ただ、財源の裏づけがない場合はやはり辛抱しなきゃいけない。そういうことを考えていただいて、私はこの増額の修正案には反対させていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第27号修正案を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。修正案に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成少数であります。よって、議案第27号の修正案は賛成少数により否決されました。

次に、原案、いわゆる町から提出された予算に対しての討論になります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

どうぞ。

◎7番（福永善之君）

議案第27号平成28年度粕屋町一般会計予算について反対をいたします。

理由は、先ほど修正案のときに述べましたが、今回学校給食センター建設事業において国への交付金1億8,500万円の申請忘れに伴う執行部側のミスが発生しております。その1億8,500万円の穴埋め財源として基金を取り崩しております。

私は、ある会合で糟屋郡内6町の議員連盟と会合を持っております。その中で各町のいろいろな事案をそれぞれで話し合いを持つという場を持っております。これは公的な機関です。2月に持ちました。その中で、信じられん、俺たちだったらこれは議決できんばいと、町民にどう説明すつとやと。それが6町全ての議員さんの意見でありました。私もそう思います。住民に説明できない、そのような金の動きを、果たして我々は、住民の代表であります、住民の意見を集約してこの場におります。ただ、やはり住民の皆さんにまずは聞くべきではないか。今回ミスして1億8,500万円の穴埋めができません、だから基金から取り崩します。ただ、住民の皆さんにとっては、じゃあ責任はどうするんだ、何が原因だったんだ、そこをセットで示すべきだと私は思うんですよね。そこを示さないままに議会の中の密室ですよ、それをやるということの行為に対して、じゃあいつその責任をとるんだ、いつその理由、そういう事実に至った理由を住民に説明するんだ。後出しじゃ私はいけんと思うとですよ。議決した後に住民に説明するっていうのは、分かります。議決した後は、もうそのまま進んでいきますよ。

◎議長（進藤啓一君）

予算に対する賛成、反対の観点からご発言をお願いします。

◎7番（福永善之君）

そのような、ちゃんと住民に説明できるような体制が整ってからこういう提案をしていただきたかったというふうに私は思いますので、反対とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

では、私は賛成の立場で討論いたします。

先ほど福永議員のほうから国の交付金1億8,500万円がもらえてないといった、その当時の責任問題、それもまだ解決もしないうちにといったような話がありましたけども、この給食センターの議案につきましては我々議会で可決をしたものでございます。それと、今現在もう建設工事が始まっております。当然SPC、目的管理会社への支払いといろんなものが今後発生する中においては、これはこれとして、やはり前執行部の負の遺産だと私は思っております。といったって、前執行部側がそうやったふうなミスをしたからじゃあ現在の執行部が知らないよというわけにはいきません。これはやはり責任ある形の中できちっと予算を執行していかないといけないと私は思っております。それがゆえに、今建設特別委員会を設置して、そこの中でどういったことが問題だったのか、今後こういったことが二度と起こらないにはどういったことをしていくのか、またその当時の責任者、管理者がどういったふうな管理をしたのか、そういったものを今後調査していきながら、やはりそれはそれできちっと住民に報告すべきであると考えております。

そういった観点から、この28年度一般会計当初予算については町執行部が提案してる原案どおり私は可決すべきと考えますので、賛成討論といたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私は、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

今回の平成28年度の一般会計予算に関しましては、私たち実は地域の長年の要求であった柚須駅のバリアフリー化の予算1億600万円、あるいは上大隈公民館の自動ドアとかトイレとか、そういう改修予算が組まれております。また、小・中学校の教育全般を促進するため嘱託の職員のスクールソーシャルワーカーの配置を行うなど、地域住民の要求に沿った形での予算体系になっております。

私は、こうした予算が組まれている以上、この予算は通すべきだというふうに思います。

以上の理由により、第27号議案に賛成します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより町から上程されました議案、つまり議案第27号を採決いたします。

原案に対する委員長の報告は可決であります。原案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、この議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたしたいと思います。

（休憩 午後0時48分）

（再開 午後1時30分）

◎議長（進藤啓一君）

再開いたします。

議案第28号平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について、議案第29号平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第30号平成28年度粕屋町介護保険特別会計予算について、議案第31号平成28年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、以上4件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我特別委員会委員長。

(予算特別委員長 久我純治君 登壇)

◎予算特別委員長(久我純治君)

議案第28号から議案第31号まで一括して報告いたします。

初めに、議案第28号平成28年度粕屋町国民健康保険特別会計予算について報告いたします。

国民健康保険特別会計当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ45億545万円とするものです。これは前年度当初予算比で1.6%の減となります。

主な予算減額の要因は、国民健康保険被保険者の減少によるものです。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税 8億3,973万4,000円、国庫支出金 9億8,364万5,000円、前期高齢者交付金 7億1,415万円、共同事業交付金10億1,172万9,000円です。

一方、歳出の主なものとしましては、保険給付費22億6,863万円、後期高齢者支援金等 4億6,873万6,000円、共同事業拠出金10億7,804万1,000円です。

予算特別委員会で慎重審議を行い、賛成多数で可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

次に、議案第29号平成28年度粕屋町後期高齢者医療特別会計予算について報告いたします。

後期高齢者医療特別会計当時予算につきましては、歳入歳出それぞれ 4億4,730万5,000円とするものです。これは前年度当初予算比で0.7%の減となります。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料 3億4,300万円、繰越金 9,899万円です。

一方、歳出の主なものとしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 4億2,845万6,000円です。

予算特別委員会で慎重審議を行い、賛成多数で可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

次に、議案第30号平成28年度粕屋町介護保険特別会計当初予算について報告いたします。

平成28年度の特別会計は、保険事業勘定として介護サービス勘定からの予算となっています。

保険事業勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ22億1,007万円とするものであります。これは前年度比較6.4%増しとなっております。この主な理由は、介護給付金の増加に伴うものであります。

歳入の主なものは、介護保険料が4億9,347万4,000円、国庫負担金3億6,079万1,000円、国庫補助金8,889万円、支払基金交付金5億8,740万2,000円、県負担金2億9,698万4,000円、県補助金1,661万7,000円、一般会計繰入金3億4,585万3,000円、介護給付費準備基金繰入金は2,000万円でございます。

次に、歳出でございますが、主なものは総務費7,233万円、保険給付費20億2,392万8,000円。諸支出金105万5,000円、地域支援事業、1億1,175万4,000円でございます。

次に、介護サービス勘定は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,583万5,000円とするもので、対前年比は11.2%の増額となっております。

歳入の主なものとしましては、介護予防サービス計画給付費収入1,583万3,000円、歳出の主なものは総務管理費1,366万8,000円、サービス事業費216万6,000円でございます。

予算特別委員会で慎重審議を行い、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

次に、議案31号平成28年度粕屋町住宅新築資金等貸付事業特別会計当初予算について報告いたします。

平成28年度の本会計は、予算総額を歳入歳出それぞれ201万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしましては、諸収入200万1,000円でございます。

また、歳出の主なものとしましては、諸支出金136万円が主なものでございます。

予算特別委員会で慎重審議を行い、全員賛成で可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

各議案につきましては、既に予算特別委員会で審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第28号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長からの報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第32号平成28年度粕屋町水道事業会計予算について、議案第33号平成28年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計予算について、以上2件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

（予算特別委員長 久我純治君 登壇）

◎予算特別委員長（久我純治君）

議案第32号平成28年度粕屋町水道事業会計当初予算の審議の経過と結果についてご報告いたします。

収益的収支につきましては、収入が10億4,228万4,000円、支出が9億946万

8,000円であります。

収入の主なものは、営業利益が9億9,533万1,000円であります。支出の主なものは、営業費用が8億3,926万円であります。

資本的収支につきましては、収入が410万円、支出が3億9,333万1,000円であります。

支出の主なものは、建設改良費が2億6,663万4,000円あります。収入が支出に対して不足しております額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

予算特別委員会において慎重審議いたしました結果、出席議員の全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

議案第33号平成28年度粕屋町流域関連公共下水道事業会計当初予算の審議の経過と結果についてご報告いたします。

収益的収支につきましては、収入が13億3,446万7,000円、支出が13億8,071万4,000円あります。

収入の主なものは、営業収益が9億3,942万円あります。支出の主なものは、営業費用が11億6,771万4,000円あります。

資本的収支につきましては、収入が5億5,809万円、支出が9億7,837万4,000円あります。

収入の主なものは、企業債が3億5,540万円あります。支出の主なものは、企業債償還金が8億230万円あります。収入が支出に対して不足しております額につきましては、損益勘定留保資金等で補填するものであります。

予算特別委員会において慎重に審議いたしました結果、出席議員の全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の予算特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

この議案につきましても、既に予算特別委員会で審議済みであります。その後特に質疑はありませんか。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第32号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これより議案第33号の討論に入ります。

まず、原案反対の方発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第34号指定管理者の指定（継続）についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任委員長（久我純治君）

議案第34号指定管理者の指定（継続）について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

福祉センターの指定管理者の指定については、平成19年3月定例議会において、平成19年4月1日から3年間、粕屋町社会福祉協議会を指定管理者とする決議を行い、その後平成22年、平成25年と3年ごとに指定管理者の継続指定を協議してきたところであります。今回、指定期間の満了に伴い、粕屋町社会福祉協議会より理事会の審議を経て指定管理者の継続の申し出がありました。その中で、社会福祉協議会の特性を生かし、地域の人々が安心して生活することができる福祉のまちづくりの場として粕屋町福祉センターを活用し、効率的、効果的な管理運営を行い、さらなる経費の節減にも努める等の継続要望であります。

次の指定管理者の選定に当たり、粕屋町の状況を的確に把握し、地域福祉に精通しており、弾力性、柔軟性にすぐれた施設の運営ができること、施設の設置目的を効果的に達成するため地域の活力を積極的に活用した施設管理を安定して行い、かつ管理経費の削減に努めることができることなどを協議検討をし、あわせて過去9年間の経営努力を評価した結果、粕屋町社会福祉協議会は指定管理者としての事業効果が相当ほど期待できることを認め、粕屋町福祉センターの指定管理者として平成28年4月より3年間、粕屋町社会福祉協議会を継続して指定することにつきまして、全員の賛成をもって原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

（厚生常任委員長 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第34号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第35号糟屋郡粕屋町外1市水利組合における行政不服審査法に関する事務の一部の受託についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

議案第35号糟屋郡粕屋町外1市水利組合における行政不服審査法に関する事務の一部の受託について、付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されるに伴い、不服申し立ての裁決の段階で第三者機関への諮問が必要となりました。この第三者機関に係る事務を、地方自治法第252条の14の規定により地方公共団体に委託することが可能であることから、糟屋郡粕屋町外1市水利組合からの依頼で粕屋町が受託するものであります。

当委員会で慎重に審議しました結果、全員の賛成をもって可決すべきものと決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第35号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第36号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第36号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

内容につきましては、粕屋町一般職の職員の給与に関する条例では第5条に職員の職務はその複雑困難及び責任の度にに基づき、これを前条の給料表に定める級別に分類するものとする定められていることから、今回職員の職務の内容と責任を再検討し、級別職務分類表に規定されている議会事務局長職の職級を7級から6級に変更するため条例の一部を改正するものであります。

委員会審議では、労働組合との妥結がとれていないことが問題視され、職務内容が変わらないのに職務級が下がるのはどういった理由かが分かりづらいことや、近隣市町における事務局長の職級が最高級にあるのに粕屋町だけ職級を落とすのは職責に反するなど反対理由が挙げられる中、定年前の経験豊かな部長級の人材が少ないことや課長職の6級職の若い世代に経験を積ませ強い組織をつくるのが大事で

あるなど、反対、賛成の意見が出されました。また、職級にこだわらず議会事務局員の人数を増やすことが先決であるとの意見も出されました。

当委員会で慎重に審議しました結果、可否同数となり、委員長裁決を求められました。今回の上程案は、職務の位置づけが不明確であり、労働組合との折り合いもできていないことから、委員長裁決で否決すべきことと決しましたことをご報告して終わります。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので質疑を終結いたします。

これより議案第36号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

第36号議案に対して反対の意見を述べます。

この条例の改正案の趣旨は、議会事務局の事務局長の職務を現行の7級から6級に格下げする条例案です。公務員の賃金体系は、職務職階制がとられています。対象の個人の能力が非常に優れていたとしても、その職務職階に定数が配分されていなければ、定数以上にその個人を優遇することはできません。そもそも職務とはその価値、難易度について賃金が決められていくわけです。もちろん責任のとり方もその職務に応じたとり方が要求されます。したがって、現行では議会事務局長はその職務において各部の部長と同等の価値と難易度を持ち、その責任も同等であると位置づけされています。今回の改正案は、議会事務局長の職務の価値、難易度、責任が現行より1級下げられたことを意味しています。つまり、議会事務局の仕事が1級格下げされた提案となっているわけです。議員または各種委員会の要求や調査依頼の仕事の多くは議会事務局を通じて行われていきます。議会事務局と各部の職務が対等の関係でないと、議会事務局の依頼や調査は軽んじられるというのも世の常です。

若い人の登用ができないとの意見もありますが、それはその対象者の6級の職階に近い7級の職階、つまり賃金体系が下がらないところ、直近の職階にすれば済む

ことです。さらに、職内における労働者の職務と職階の重要な変更事項ですから、団体交渉の要件にもなります。最低限、労働組合の説明は十分過ぎるほどしなければなりません。私は、こうした手続も不十分ではないかという疑念を抱かざるを得ません。

以上の理由により、第36号議案には反対します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

議案第36号につきまして、賛成の立場から賛成討論を行います。

現在の部長制がつくられた当時は、人材も豊富で、5つの部署に部長が配属されました。しかし、現在は非常に厳しい状況だと思っております。今現在、議会事務局7等級の方がおられますけども、異動とかそういったふうなことを考えますと、今現在7等級に当たる方は5名でございます。その5名の方をどうやっているいろんな職に異動するかという非常に難しい問題が現実的に出てきているかと私は推測しております。これを6等級に変えることによって、現在課長級18名の方がおられますので、その方々にいろいろと計画的な配置を行い、その部署によってはスペシャリストと言われる専門性をやはり求められる部署もあります。そういった中では、特に議会事務局はそういった専門性が高い部署でもありますし、7等級の方が退職だとかされた後、結局また7等級の方ってなりますと、そう次の方が見つからないのが現状であります。やはり6等級という形の中で、議会事務局をいっぱい経験されているいろいろと専門的なものを身につけていただくには、私はある程度やむを得ない判断かなと思っておりますし、これについてやはり粕屋町の人材の幅が広がるということをお思っておりますので、この議案に賛成したいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

議案第36号粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

今回提案されております第36号議案は、議会事務局長の職を7級から6級に変更するためのものですが、この条例を制定した趣旨は、今後の粕屋町の発展も含めて

部長制を取り入れることが必要だということであったと私は認識しております。そして、町執行部と町議会が二代表制を尊重して、議会の果たす役割を町執行部と対等にするためには、議会事務局長を執行部の部長と同じように7級の職務にすることが望ましいということで導入されたと思います。

しかし、そのときには課長の上に部長を置くことで職務上の責任の所在がどうなるのか、議場には部長だけが出席するのか、課長も同席するのかなどいろいろ意見が続出しました。しかし、部長制になってからは部長と課長の仕事の役割が調整され、問題が生じてないで効率よく進められているのではないかと私は考えます。

今回、この部長制について全体を見直すというようなことではなくて、議会事務局長だけを改正するということは余りにも拙速であり、十分に時間をかけて検証して導入した部長制について問題点を明らかにするなどして検討すべきことだというふうに思います。

私は二代表制を重視して、町議会にその役割を持つ議会事務局長を7級職に位置づけたことは積極的なことだというふうに思います。この制度の導入の意義は大変大きく、重たいものであると考えます。このような位置づけからして、今回いろんな理由があるにしても条例改正をして6級職に変更すれば、今後執行部の部長職とのあらゆる面での対等の関係が保てなくなってくると思います。このことは、議会の果たす役割を低下させることにもつながるということを考えます。よって、今回の条例改正議案、議会事務局長の職を7級から6級に変更する議案には反対します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

長議員。

◎10番（長 義晴君）

議案第36号に対する反対討論を行います。

執行部からご提案されました本議案の提案理由では、職員の職務の内容と責任を再検討した結果、局長の職を7級から6級に降格するという理由であります。粕屋町一般職の職員の給与に関する条例では、職員の職務はその複雑困難及び責任の度合いに基づき定めることになっておりますが、局長の職務は複雑ではないのですか。また、局長の職は困難ではないのでしょうか。局長の職は責任はないのです

か。議会事務局はそんな職務でしょうか。私は、非常に難しい職と思います。議長を補佐するのが直接の使命ですが、全員考えが違う議員ですから、執行部と議会との運営をうまくできるようにするためには役職のバランスを考慮することが求められます。そのようなことから、課長級を経験した部長職でなければなりません。また、平成22年4月に行政機構改革が行われ、部長制が導入された経緯からしても、部長制そのもののあり方を議論する中で提案するべきだと私は思います。

以上の理由から、議会事務局長の職務を降格する本案につきまして私は反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

非常に難しい問題だろうと思います。私も随分考えました。総務常任委員会の中で私はその部長制を廃止する、そういう流れよりも、議会事務局の職員を増やしてほしいというふうに言いましたけれども、課長にして主幹クラスあるいは係長クラスを配置するという考えですよね。でも、それは場所が違くと。ほかのところでその審議はしてほしいというふうに言われました。実際その委員長報告の中で、私が言ったことを少しはしてくださいました。その流れの中で私はちょっと疑問に思うことがあるので、それで私の賛成討論としたいんですけども、いろんな方が今賛成、反対討論なさいましたが、その中でひっかかるのが、結局異動しないのが前提なんですね、部長級を配置するというのは。もう定年間近の経験豊かな方を部長職にすると。そして、議会事務局に配置するという考えですよね。私はちょっとそれに異論があるんです、自分の11年の経験から。私は議員になっていろんな疑問を持ってしまったけれども、今まで局長あるいは部長クラスの方といろんなお話をしましたけれども、なかなか思うようにこちらの意見が通りませんでした。部長級の方たちは、結局町全体のことを考えて、議会のことを考えて話をされるんだろうと思います。そして、中には議長の指示でしか動きません、私は局長ですからということで、一議員の意見を取り入れてくださらなかった。あるいは特別委員会、私は広報の特別委員長もしてましたから、その当時もそういうことを何度も言われました。それを今まで経験しています。

それで、今回反対の意見の中で、部長職にならないで課長職、6等級になると二元代表制が崩れると、バランスがとれなくなるというふうに言われますけれども、粕屋町議会は執行部の中の部長クラスの、あるいはその配置の内容と全然異質で

す。執行機関ですからね、議会事務局は。そして、粕屋町は議長がいて、今15人の議員がいるんですよ。その中に部長級の職員と主幹のその2人。2人しかいないんです。本来部長制は何のためにあるかと言えば、部内を調整するために部長制なんですね、執行部の中では。ところが、議会事務局ではそういうことは一切必要ないんですよ。それよりも職員が欲しい。もう少し職員。で、その方たちが、私はすごい人材育成になってると思うんです、いろんな議員が、いろんな立場の議員がいろんなことを自分が勉強してきて議員として言って、そのことを何とか粕屋町をよくしたいと思う議員がいっぱいいるわけですね。そういう議員とのやりとりで勉強ができるんです。質も高められるんです。で、その方たちがまた部長になって執行部の中に行くということが、粕屋町をよりよい行政を進める大きな役割を私は果たすと思います。だから、定年間近の7等級の方を配置するのではなくて、6等級あるいはそれ以下の方が来てくださって私たち議員と本当に真剣に粕屋町全体のことを考えるような、そういう役職のありようにしてほしい。

そして、要望としてはもう少し人材を増やしてほしい。特に女性を、今ずっと囑託の方がいらっしゃいますが、やめられるともういらっしゃらないんです。もったいなくて、もったいなくて、私は。あれだけ有能な方たちが、今もそうですけど、物すごい仕事してあるんですよ。その方たちが次に活かさないんです、仕事として。だから、粕屋町の議会事務局を考えるその内容の一番のはしりとして、この7等級から6等級に。そうすると改革はさらに進むと私は思っていますので、そういう意味でこの議案に賛成をいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

伊藤議員。

◎15番（伊藤 正君）

議案第36号粕屋町一般職員の職員給与に関する一部条例の改正ということで、反対の立場から討論申し上げます。

この議案の主な内容は、議会事務局長の給与に関するものでありまして、現在の事務局長の級別職務分類が7級であります。それを6級に変更するというものであります。既に同職員役職についてはこの4月1日から異動をするという内示が出ております。しかし、これらの事務局長の職務内容に関する観点から述べますと、説明によりますと議会事務局長の部下が少ないであるとか、業務の内容について理解が不十分であろうというふうに私は思っております。特にこの議会事務局長、

私も見ておりますけれども議員の方々一人一人考え方が違うわけです。それを執行部のほうに伝えたり、執行部のほうから意見をとってきて議員のほうに説明をしたりという、非常に表せないぐらいの難しさがあるわけですね。そういったことから見ましても、職務級については7級が適当であろうというふうに私は思うわけでございます。そういったことで、この議案に対して反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は否決であります。したがって、町から上程された議案、つまり原案について採決します。

議案第36号は原案のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

請願第1号粕屋町公立学校の学校徴収金の口座振替への移行を求める請願を議題といたします。

請願第1号に対する総務常任委員会委員長からの報告は採択であります。請願第1号は採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

◎議長（進藤啓一君）

陳情第1号よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する陳情を議題といたします。

陳情第1号に対する厚生常任委員会委員長からの報告は採択であります。陳情第1号は採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は採択とすることに決しました。お諮りいたします。

請願陳情にかかわる草案につきましては、事務局と協議作成の上、関係機関に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、請願陳情につきましては事務局と協議作成の上、関係機関に提出することに決定いたしました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

◎町長（因 辰美君）

平成28年第1回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会されました今定例会におきまして提案を申し上げました31件の議案につきまして、慎重なご審議を賜りましたことをまずもって心より厚く御礼申し上げます。審議の経過につきましては、議案第17号鶴寿祝金に関する条例の改正が否決、議案第22号補正予算の修正案が可決されました。会期中にいただきましたご意見、ご指摘等を十分に踏まえまして、これからの行政に努力をして施行してまいる所存でございます。

さて、平成28年度からは、いよいよ第5次総合計画に基づき新たなまちづくりがスタートいたします。今後、職員とともに一丸となって、多様化、複雑化する町民ニーズや課題に的確に対応し、協働の取り組みをより一層取り入れたまちづくりを進めてまいります。粕屋町がさらに魅力と活力あふれる町となり、次世代の子どもたちに笑顔があふれる明るい未来をもたらすよう、心通い合うスマイルシティ粕屋の実現に向け、議員各位の皆さまと活発で真摯な議論を行い、粕屋町の発展のため渾身の力を振り絞って取り組んでまいりたいと思います。今後ともご理解ご協力をお願い申し上げます。第1回粕屋町議会定例会の閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって、平成28年第1回粕屋町定例会を閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

さて、この年度をもって退職される方が大塚豊教育長を含め5名ということであります。うち、議場に在籍の方は3名でありますけれども、5名の方の在任期間はそれぞれでありましょうが、長い期間のお勤めご苦労さまでした。皆さんのこれまでのご精励、そしてご努力に敬意を表しますとともに、退職後におかれましても健康に留意され、それぞれのお立場で充実した日々を送られますことをご祈念いたします。お疲れさまでした。

ここで大塚教育長からご挨拶の申し出がっておりますので、お受けいたしたいと思います。

大塚委員長。

◎教育長（大塚 豊君）

退任に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

私、平成20年6月議会で教育長という職責を拝命いたしまして、はや8年目でございます。任期満了までには少し早うございますが、議員の皆さん方ご承知のとおり、新教育委員会制度改革に来月4月から粕屋町でも発足をさせていただきたいために退任をさせていただくことにいたしました。この間、学校給食建設問題初め議員の皆さんに大変ご迷惑をおかけいたしておりますが、救われますことは子どもたちが大きな事件、事故に巻き込まれることなく元気に勉強に運動に励んでいることでございます。今、ほっと胸をなでおろしているところでございます。これも保護者の方、先生方、あるいは議員の方、町民の方々の日ごろからのご指導、ご支援のたまものだと厚くお礼を申し上げます。

また、私は48年前に大川小学校に赴任をいたしまして学校教員生活をスタートいたしましたし、粕屋西小学校で教頭をさせていただきましたし、また退職後も教育委員会に勤務させていただきました。とりわけ粕屋町にご縁をいただきまして大変お世話になりましたことを重ねてお礼を申し上げます。

最後になりますが、議員の皆さま方のますますのご健勝と粕屋町のますますの発展を祈念申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

ここで議会構成のことではありますが、平成28年度から委員会複数制を実施するのに伴い、新しく各常任委員会に所属されます議員名を報告します。

総務常任委員会に田川正治議員、太田健策議員、中野敏郎議員。建設常任委員会に福永善之議員、川口晃議員、安藤和寿議員。厚生常任委員会に本田芳枝議員。

以上であります。

最後に、ここにおそろいの議員の皆さん、理事者側の皆さん、今議会は長丁場の会議でありましたゆえお疲れだったろうと思います。全ての皆さんにご慰労申し上げ、平成28年第1回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後2時20分）

会議録調製者 大石 進

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議長 進藤 啓一

署名議員 中野 敏郎

署名議員 川口 晃